

令和 7 年度高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画進捗管理表

高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画進捗管理表

No.2

様式1

重点目標 1	県民の防犯意識を高め、県民、事業者、地域活動団体による自主的な活動を促進する	基本的方策 1	県民一人ひとりの防犯意識を高める	具体的な取組①	広報・啓発の充実 …広報紙やラジオによる広報、啓発及び条例等の情報提供等を行う。	事業No.	1－1－（１）				
						担当課	生活安全企画課				
目指す姿（目標）	県民、事業者、地域活動団体の防犯活動への参加や防犯意識の高揚を図り、犯罪の起こりにくい地域社会を実現する。	目標又は指標	各種広報媒体による広報・啓発、情報提供：年60回以上	出発点（R4）	現状値	目標値（R8）					
				R4： 地域安全情報：248件 金融機関への情報提供：18件 事業者への情報提供：12件	R5： 地域安全情報：278件 金融機関への情報提供：24件 事業者への情報提供：12件	R6： 地域安全情報：201件 金融機関への情報提供：26件 事業者への情報提供：38件	R7： 地域安全情報：146件 金融機関への情報提供：23件 事業者への情報提供：25件	地域安全情報1500件 金融機関への情報提供60件 事業者への情報提供60件			
計画（P） 線表	取組内容	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8 以降					
	犯罪のない安全安心まちづくりについて、県民や事業者の理解を深め、防犯意識を高めるため、テレビやラジオなどのメディア、各種広報紙、ホームページ、SNS等の様々な広報媒体を活用して、防犯に関する広報・啓発を行います。 また、条例や防犯上の指針等について、リーフレットやホームページなどにより、県民や事業者等に対して情報提供を行います。	【警察主催イベント等における広報・啓発】…効果的な広報・啓発活動の企画 【関係団体主催イベント等への参加】…防犯・防災フェア等他団体が主催するイベントへの積極的な参加 【テレビ・ラジオ等による広報・啓発】…犯罪情勢等に応じた広報内容の選定 【ホームページ・SNS・チラシ等による広報・啓発】…犯罪情勢等に応じた広報内容の選定									
実施計画（P）	インプット（投入）	1 警察署主催のイベント等における広報啓発活動 2 県庁、関係団体等が主催するイベントへの参加及び地域安全情報の発信 3 県警察ホームページによる情報発信 4 Yahoo!アプリ、あんしんFメールによる犯罪情報、地域安全情報等の発信 5 SNS（X）を活用した情報発信 6 テレビ・ラジオ等あらゆるメディアを活用した広報啓発活動				7 各種街頭活動に併せた広報活動 8 デジタルサイネージ、電光掲示板等を利用した広報啓発活動					
実行（D）	成果 ・アウトプット（結果） ・アウトカム（成果）	1、2 各種イベント等において地域安全情報を発信した。 3 県警察ホームページにおいて、特殊詐欺の手口、被害防止策、各種地域安全活動への参加依頼等の広報を掲載した。 4、5、8 特殊詐欺被害や予兆電話が多発した際には、特殊詐欺緊急警報や警戒注意報を発令し、あんしんFメール、ツイッター、電光掲示板等による情報発信、金融機関、市町村等の関係機関に情報提供し、注意喚起を実施した。 6 ラジオ番組へ出演し、特殊詐欺被害防止、自転車等の鍵かけの促進、年末年始における犯罪被害防止等と呼びかけた。 7 通学路安全の日や特殊詐欺ゼロの日に合わせた広報啓発活動を実施した。 ※地域安全情報：Fメール発信157件、ツイッター発信（地域安全情報に限る）62件、犯罪多発時の情報提供18件、RKGラジオ広報6件、広報高知5の計248件 ※金融機関に対する情報提供数：犯罪多発時の情報提供18件 ※事業者に対する情報提供数：引継ぎノートシール12件				1、2 各種イベント等において地域安全情報を発信した。 3 県警察ホームページにおいて、特殊詐欺の手口、被害防止策、各種地域安全活動への参加依頼等の広報を掲載した。 4、5、8 特殊詐欺被害や予兆電話が多発した際には、特殊詐欺緊急警報や警戒注意報を発令し、あんしんFメール、X（旧ツイッター）、電光掲示板等による情報発信、金融機関、市町村等の関係機関に情報提供し、注意喚起を実施した。 6 ラジオ番組へ出演し、特殊詐欺被害防止、自転車等の鍵かけの促進、年末年始における犯罪被害防止等と呼びかけた。 7 通学路安全の日や特殊詐欺ゼロの日に合わせた広報啓発活動を実施した。 ※地域安全情報：Fメール発信155件、X（旧ツイッター）発信（地域安全情報に限る）93件、犯罪多発時の情報提供24件、RKGラジオ広報6件の計278件 ※金融機関に対する情報提供数：犯罪多発時の情報提供24件 ※事業者に対する情報提供数：引継ぎノートシール12件				1、2 各種イベント等において地域安全情報を発信した。 3 県警察ホームページにおいて、特殊詐欺の手口、被害防止策、各種地域安全活動への参加依頼等の広報を掲載した。 4、5、8 特殊詐欺被害や予兆電話が多発した際には、特殊詐欺緊急警報や警戒注意報を発令し、Yahoo!アプリ、SNS（X）、電光掲示板等による情報発信、金融機関、市町村等の関係機関に情報提供し、注意喚起を実施した。 6 ラジオ番組へ出演し、特殊詐欺被害防止、自転車等の鍵かけの促進、年末年始における犯罪被害防止等と呼びかけた。 7 通学路安全の日や特殊詐欺ゼロの日に合わせた広報啓発活動を実施した。 ※地域安全情報：ホームページへの情報掲載10件、Yahoo!アプリ発信31件、SNS（X）発信（地域安全情報に限る）46件、ラジオ広報11件、犯罪多発時の金融機関への情報提供23件、事業者への情報提供25件の計146件	
評価（C）	実施後の分析、検証	1～8 あらゆる広報媒体や情報発信手段を活用した情報発信を積極的に行い、一定の広報を行うことができたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、街頭活動等を制限せざるをえず、キャンペーン等の効果的な活動の実施が困難であった。				1～8 あらゆる広報媒体や情報発信手段を活用した情報発信を積極的に行い、一定の広報を行うことができた。新型コロナウイルス感染症が5月に5類に移行となり、以後は感染防止に配慮しつつ、各種街頭活動に併せた広報活動を積極的に実施することができた。		1～8 幅広く県民の防犯意識が高まるよう、各種広報媒体を活用して多面的な啓発活動を実施した。			
改善（A）	次年度の取組	1～8 感染症法上の5類に変更される等、新型コロナウイルス感染防止施策が緩和されることから、対面形式で実施する街頭活動等については、感染防止に配慮した上、積極的に実施していく。				1～8 多くの県民に対して情報発信ができるように、SNS等のあらゆる情報発信手段を活用し、積極的に情報発信を行う。街頭活動は、各種事故防止に留意しつつ、積極的に実施していく。		1～8 多くの県民に対して情報発信ができるように、あらゆる情報発信手段を活用し、積極的に情報発信を行う。街頭活動は、各種事故防止に留意しつつ、積極的に実施していく。			

高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画進捗管理表

No.3

様式1

重点目標 1	県民の防犯意識を高め、県民、事業者、地域活動団体による自主的な活動を促進する	基本的方策 1	県民一人ひとりの防犯意識を高める		具体的な取組②	犯罪の発生状況や防犯対策に関する情報等の提供	事業No.	1－1－（2）			
							担当課	地域課			
目指す姿（目標）	県民に犯罪の発生状況を提供することにより、県民の防犯意識を高め、県民、事業者、地域活動団体による自主的な活動を促進する		目標又は指標	1 ミニ広報紙 各所管区ごとに毎月発行 2 速報 県民に身近な犯罪の発生の都度	出発点（R4）	現状値	目標値（R8）				
					ミニ広報紙発行：毎年度合計1260紙	R4: 約1,700紙 R5: 約,700紙 R6: 約1,500紙 R7: 約1,400紙 R8:	ミニ広報紙発行：毎年度合計1260紙				
計画（P）線表	取組内容	R 4		R 5		R 6		R 7		R 8以降	
	地域警察官がミニ広報紙や速報により各地域の犯罪の発生状況を地域住民に情報発信することにより、県民の防犯意識を高め、県民、事業者、地域活動団体による自主的な防犯活動を促進する。	【ミニ広報紙の発行】・・・・・・105所管区毎月発行 年間 1260紙 【速報】・・・・・・・・・県民に身近な犯罪の発生の都度発行									
実施計画（P）	インプット（投入）	1 ミニ広報紙の発行 2 速報の発行									
実行（D）	成果 ・アウトプット（結果） ・アウトカム（成果）	1 ミニ広報紙の発行 ・約1,700紙（約46万部）発行 2 速報の発行 ・約270紙（約2万6000部）発行		1 ミニ広報紙の発行 ・約1,700紙（約40万部）発行 2 速報の発行 ・約260紙（約1万8,000部）発行		1 ミニ広報紙の発行 ・約1,500紙（約39万部）発行 2 速報の発行 ・約250紙（約1万6,000部）発行		1 ミニ広報紙の発行 ・約1,400紙（約38万部）発行 2 速報の発行 ・約90紙（約1万部）発行			
評価（C）	実施後の分析、検証	各交番、駐在所等において作成するミニ広報紙及び速報により、地域に対してタイムリーな防犯情報を提供することができた。		ミニ広報紙、速報ともに、発行部数は減少しているものの、発行紙数は昨年度と同程度であり、地域に対してタイムリーな防犯情報を提供できた。		発行紙数、発行部数とも減少しているものの、各所管区で、ミニ広報紙を毎月発行しており、県民に対してタイムリーな防犯情報を提供できた。		高知県下の交番、駐在所の統廃合のため発行紙数、発行部数とも減少しているものの、各所管区でミニ広報紙を毎月発行しており、県民に対してタイムリーな防犯情報を提供できた。			
改善（A）	次年度の取組	積極的に、特殊詐欺等各種犯罪の被害防止をはじめとした内容の広報紙等を発行していく。		積極的に、特殊詐欺等各種犯罪の被害防止をはじめとした内容の広報紙等をタイムリーに発行する。		特殊詐欺等の各種犯罪被害防止をはじめとする内容の広報紙等をタイムリーに発行する。		特殊詐欺等の各種犯罪被害防止をはじめとする内容の広報紙等をタイムリーに発行する。			

高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画進捗管理表

No. 4

様式 1

重点目標 1	県民の防犯意識を高め、県民、事業者、地域活動団体による自主的な活動を促進する	基本的方策 1	県民一人ひとりの防犯意識を高める	具体的な取組②	犯罪の発生状況や防犯対策に関する情報等の提供	事業No.	3-2-(2)	
						担当課	人身安全・少年課	
目指す姿（目標）	・あんしんFメールによる不審者情報等のタイムリーな発信（令和5年度末まで） ・Yahoo! JAPANを活用した情報発信による不審者情報等のタイムリーな発信（令和6年2月から）	目標又は指標	① 迅速・適切な情報発信 ② 登録者数の増加	出発点（R4）	現状値			目標値（R8）
				（Fメール） 登録件数：19073 発信件数：157	（Fメール） R4：登録件数：19073 発信件数：157	（Fメール） R5：登録件数：19350 発信件数：155	（Yahoo! JAPAN 情報発信） R7： （Yahoo! JAPAN 情報発信） 発信件数43件	（Yahoo! JAPAN 情報発信） R8： （Yahoo! JAPAN 情報発信） 発信件数42件
計画（P） 線表	取組内容	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8以降		
	県民が地域の不審者情報や身近な犯罪情報をタイムリーに手に入られるよう、県民に対して携帯電話を活用した情報の提供を行います。併せて、登録件数を増やすため、各種会合や学校関係者等への広報活動を推進します。	◎ 犯罪情報のタイムリーな発信 ◎ 登録者数を増やす広報活動の推進						
実施計画（P）	インプット（投入）	1 「あんしんFメール」の有効活用（令和5年度末まで） Yahoo! JAPANを活用した情報発信による不審者情報等のタイムリーな発信（令和6年2月から） ・登録者に向けた不審者・犯罪情報のタイムリーな発信 ・新規登録者増加に向けた各種広報活動の実施 2 県警察ホームページの活用による不審者情報の発信 3 時代に応じた新しい情報発信手段・方法の検討						
実行（D）	成果 ・アウトプット（結果） ・アウトカム（成果）	1 「あんしんFメール」の有効活用 ・登録者に向けた不審者・犯罪情報のタイムリーな発信（発信件数157件、前年比+68件） ・新規登録者増加に向けた各種広報活動の実施（新規登録件数19,073件、前年比+316件） 2 県警察ホームページの活用による不審者情報の発信 ・認知した不審者情報等を不審者情報マップとして県警察ホームページに掲載 3 時代に応じた新しい情報発信手段・方法の検討		1 「あんしんFメール」の有効活用 ・登録者に向けた不審者・犯罪情報のタイムリーな発信（発信件数155件、前年比+2件） ・新規登録者増加に向けた各種広報活動の実施（新規登録件数19,350件、前年比+277件） 2 県警察ホームページの活用による不審者情報の発信 ・認知した不審者情報等を不審者情報マップとして県警察ホームページに掲載 3 時代に応じた新しい情報発信手段・方法の検討		1 Yahoo! JAPANを活用した情報発信 ・不審者・犯罪情報の発信（ 発信件数43件 ） 2 県警察ホームページの活用による不審者情報の発信 ・認知した不審者情報等を不審者情報マップとして県警察ホームページに掲載 3 時代に応じた新しい情報発信手段・方法の検討		1 Yahoo! JAPANを活用した情報発信 ・不審者・犯罪情報の発信（発信件数42件、前年比+1件） 2 県警察ホームページの活用による不審者情報の発信 ・認知した不審者情報等を不審者情報マップとして県警察ホームページに掲載 3 時代に応じた新しい情報発信手段・方法の検討
評価（C）	実施後の分析、検証	1については、 ・あんしんFメールに関するチラシやクリアファイルを作成し、各種イベントや非行防止教室で配布する等、積極的な広報活動を行い、登録者の増加に繋げることができた。 ・あんしんFメールを積極的に発信することで、安全安心に関する県民の気運の醸成に寄与すると共に、学校等関係機関との連携が強化された。 2については、認知した不審者情報等を不審者情報マップとして県警察ホームページに掲載し、県民の防犯意識の向上を図った。		1については、 ・あんしんFメールに関するチラシやクリアファイルを作成し、各種イベントや非行防止教室で配布する等、積極的な広報活動を行い、登録者の増加に繋げることができた。 ・あんしんFメールを積極的に発信することで、安全安心に関する県民の気運の醸成に寄与すると共に、学校等関係機関との連携が強化された。 2については、認知した不審者情報等を不審者情報マップとして県警察ホームページに掲載し、県民の防犯意識の向上を図った。 3については、令和5年度末であんしんFメールを終了することとし、新たな情報発信手段・方法を検討する。		1については、 ・Yahoo! JAPANを活用した情報発信については、ホームページで広報する等、積極的な広報活動を行い、登録者の増加に繋げるとともに、安全安心に関する県民の気運の醸成に寄与した。 2については、認知した不審者情報等を不審者情報マップとして県警察ホームページに掲載し、県民の防犯意識の向上を図った。		1については、 ・Yahoo! JAPANを活用した情報発信については、ホームページで広報する等、積極的な広報活動を行い、登録者の増加に繋げるとともに、安全安心に関する県民の気運の醸成に寄与した。 2については、認知した不審者情報等を不審者情報マップとして県警察ホームページに掲載し、県民の防犯意識の向上を図った。
改善（A）	次年度の取組	1については ・あんしんFメールについて、県民に対する積極的な広報活動を行い、登録者の増加を図る。 ・あんしんFメールのタイムリーな発信を行い、県民の安心安全に寄与する。 2については、認知した不審者情報等を不審者情報マップとして県警察ホームページに掲載し、県民の防犯意識の向上を図る。 3については、県民の防犯意識の向上に資する情報発信手段・方法を検討する。		1については ・Yahoo! JAPANを活用した情報発信について、県民に対する積極的な広報を行い、登録者の増加を図る。 ・Yahoo! JAPANを活用したタイムリーな情報発信を行い、県民の安心安全に寄与する。 2については、認知した不審者情報等を不審者情報マップとして県警察ホームページに掲載し、県民の防犯意識の向上を図る。 3については、県民の防犯意識の向上に資する情報発信手段・方法を検討する。		1については ・Yahoo! JAPANを活用した情報発信について、県民に対する積極的な広報を行い、登録者の増加を図る。 ・Yahoo! JAPANを活用したタイムリーな情報発信を行い、県民の安心安全に寄与する。 2については、認知した不審者情報等を不審者情報マップとして県警察ホームページに掲載し、県民の防犯意識の向上を図る。 3については、県民の防犯意識の向上に資する情報発信手段・方法を検討する。		1については ・Yahoo! JAPANを活用した情報発信について、県民に対する積極的な広報を行い、登録者の増加を図る。 ・Yahoo! JAPANを活用したタイムリーな情報発信を行い、県民の安心安全に寄与する。 2については、認知した不審者情報等を不審者情報マップとして県警察ホームページに掲載し、県民の防犯意識の向上を図る。 3については、県民の防犯意識の向上に資する情報発信手段・方法を検討する。

高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画進捗管理表

No.5 新様式 1

重点目標 1	県民の防犯意識を高め、県民、事業者、地域活動団体による自主的な活動を促進する	基本的方策 1	県民一人ひとりの防犯意識を高める	具体的な取組②	犯罪の発生状況や防犯対策に関する情報等の提供					事業No.	1－1－（2）
										担当課	生活安全企画課
目指す姿（目標）	1 犯罪の発生状況等を提供することで、県民の防犯意識を高めるとともに、防犯への自主的な取組につなげる。 2 防犯機器の紹介、防犯対策の情報提供等により、効果的な防犯対策の浸透を図り、被害を防止する。	目標又は指標	各種広報媒体を活用した広報啓発：年60回以上	出発点（R4）	現状値					目標値（R8）	
				R4:	R5:	R6:	R7:	R8:			
計画（P）線表	取組内容	R 4		R 5		R 6		R 7		R 8 以降	
	県民が効果的に自分の安全を守ることができるよう、テレビ・ラジオ等のメディアやホームページ、SNS等の様々な広報媒体により、県民に対して、県内の犯罪情勢等を提供します。 夜間の門灯の点灯やあいさつ運動など、効果的な防犯対策に関する取組事例や防犯効果のある機器などについての情報を県民や事業者に提供します。	【県内の犯罪情勢のホームページ掲載】・・・定期的な更新 【防犯対策の広報】・・・犯罪情勢に応じて、テレビ・ラジオ・SNS等で広報 【防犯機器の展示】・・・警察本部玄関ホール設置の「安全安心まちづくりコーナー」において防犯機器等を展示 【防犯機器の貸出】・・・防犯機器の貸出による防犯対策意識の浸透									
実施計画（P）	インプット（投入）	1 県警察ホームページの随時更新によるタイムリーな犯罪情報等の提供 2 Yahoo!アプリ、SNS（X）等による地域安全活動の紹介 3 テレビ・ラジオ等あらゆるメディアを活用した広報活動の実施 4 県警察本部1階設置の「安全安心コーナー」の活用 5 防犯機器「詐欺電話撃退装置」の積極的な貸出 6 犯罪情報、不審者情報等の早期集約及び分析									
実行（D）	成果 ・アウトプット（結果） ・アウトカム（成果）	1 特殊詐欺に関する情報等の地域安全情報を随時、県警察ホームページに掲載した。 2、3 SNS（ツイッター）や電光掲示板を活用し、防犯活動状況や効果的な防犯対策等の情報発信をした。 4 県警察本部1階設置の「安全安心まちづくりコーナー」を改装し、デジタルサイネージの設置等より広報効果の高い機器を設置するとともに、顔出しパネルなど、幅広い世代に訴え掛ける広報を実施した。 5 県内居住の高齢者宅等に対して、詐欺電話撃退装置「見張り君」の積極的な貸出を行った。 6 県内の犯罪認知件数や不審者情報等をタイムリーに情報提供できるよう、随時の集約及び分析を行った。	1 特殊詐欺に関する情報等の地域安全情報を随時、県警察ホームページに掲載した。 2、3 X（旧ツイッター）や電光掲示板を活用し、防犯活動状況や効果的な防犯対策等の情報発信をした。 4 県警察本部1階設置の「安全安心まちづくりコーナー」を改装し、デジタルサイネージの設置等より広報効果の高い機器を設置するとともに、顔出しパネルなど、幅広い世代に訴え掛ける広報を実施した。 5 県内居住の高齢者宅等に対して、詐欺電話撃退装置「見張り君」の積極的な貸出を行った。 6 県内の犯罪認知件数や不審者情報等をタイムリーに情報提供できるよう、随時の集約及び分析を行った。	1 特殊詐欺に関する情報等の地域安全情報を随時、県警察ホームページに掲載した。 2、3 SNS（X）や電光掲示板を活用し、防犯活動状況や効果的な防犯対策等の情報発信をした。 4 県警察本部1階設置の「安全安心まちづくりコーナー」を改装し、デジタルサイネージの設置等より広報効果の高い機器を設置するとともに、顔出しパネルなど、幅広い世代に訴え掛ける広報を実施した。 5 県内居住の高齢者宅等に対して、詐欺電話撃退装置「見張り君」の積極的な貸出を行った。 6 県内の犯罪認知件数や不審者情報等をタイムリーに情報提供できるよう、随時の集約及び分析を行った。	1 特殊詐欺に関する情報等の地域安全情報を随時、県警察ホームページに掲載した。 2、3 SNS等を活用し、防犯活動状況や効果的な防犯対策等の情報発信をした。 4 県警察本部1階設置の「安全安心まちづくりコーナー」で特殊詐欺等の防犯情報の掲示、防犯機器の展示等々を実施した。 5 詐欺電話撃退装置「見張り君」の積極的な貸出を行った。 6 県内の犯罪認知件数や不審者情報等をタイムリーに情報提供できるよう、随時の集約及び分析を行った。						
評価（C）	実施後の分析、検証	1～6 各世代が被害に遭いやすい罪種に焦点を当てた、訴求率の高い啓発活動を実施していくことが課題である。 4、5 事業者による防犯CSR活動を推進し、企業力を生かした広報啓発活動を実施していく必要がある。 6 県民が必要とする犯罪情報、不審者情報等をよりタイムリーかつ正確に提供することが課題である。	1～6 各世代が被害に遭いやすい罪種に焦点を当てた、訴求率の高い啓発活動を実施していくことが課題である。 4、5 事業者による防犯CSR活動を推進し、企業力を生かした広報啓発活動を実施していく必要がある。 6 県民が必要とする犯罪情報、不審者情報等をよりタイムリーかつ正確に提供することが課題である。	1～6 各世代が被害に遭いやすい罪種に焦点を当てた、訴求率の高い啓発活動を実施していくことが課題である。 4、5 事業者による防犯CSR活動を推進し、企業力を生かした広報啓発活動を実施していく必要がある。 6 県民が必要とする犯罪情報、不審者情報等をよりタイムリーかつ正確に提供することが課題である。	1～6 県民が特に早急な情報提供を必要とする不審者情報等をタイムリーに提供することができた。 その一方、犯罪情報の提供だけでなく、県民が取り入れやすい被害に遭わないための具体的な方策を提示することが求められる。						
改善（A）	次年度の取組	1～6 犯罪手口が多様化、複雑化していることから、より高度な犯罪情報、不審者情報等の早期集約及び分析を模索していく。 5 県内における特殊詐欺のアポ電は、そのほとんどが固定電話での接触であることから、「見張り君」の積極的な活用を展開するとともに、固定電話対策を検討していく。	1～6 犯罪手口が多様化、複雑化していることから、より高度な犯罪情報、不審者情報等の早期集約及び分析を模索していく。 5 県内における特殊詐欺のアポ電は、そのほとんどが固定電話での接触であることから、「見張り君」の継続活用及び防犯機能付電話の普及等の固定電話対策を検討していく。	1～6 犯罪手口が多様化、複雑化していることから、より高度な犯罪情報、不審者情報等の早期集約及び分析を模索していく。 5 県内における特殊詐欺のアポ電は、そのほとんどが固定電話での接触であることから、国際電話不取扱受付センター及び防犯機能付電話の普及等の固定電話対策を検討していく。	1～6 犯罪手口が多様化、複雑化していることから、適切な犯罪情報・防犯対策情報を提供する。 特殊詐欺の犯人からの接触を防ぐための具体的な方策として、固定電話における国際電話不取扱サービス、携帯電話における特殊詐欺対策アプリ等の普及・浸透を図る。						

高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画進捗管理表

No. 6

新様式 1

重点目標 1	県民の防犯意識を高め、県民、事業者、地域活動団体による自主的な活動を促進する	基本的方策 1	県民一人ひとりの防犯意識を高める	具体的な取組②	犯罪の発生状況や防犯対策に関する情報等の提供	事業No.	1－1－（2）		
						担当課	県民生活課		
目指す姿（目標）	1. 県民等に県条例や各種防犯指針を周知してもらい、安全安心まちづくり活動気運を向上させる。 2. 事業者や地域活動団体による安全安心まちづくり活動を活性化させ、自主的な活動を促進させる。	目標又は指標	出前講座の実施及び防犯講習等の実施：年1回以上	出発点（R4）	現状値				目標値（R8）
					R4： 2回	R5： 1回	R6： 1回	R7： 1回	R8：
計画（P） 線表	取組内容	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8 以降			
	④効果的な防犯活動に関する取組事例等の提供 夜間の門灯の点灯やあいさつ運動など、効果的な防犯対策に関する取組事例や防犯効果のある機器などについての情報を県民や事業者に提供します。	【安全安心まちづくりニュース】・・・約9万部、年度4回、配布箇所の拡充 【安全安心まちづくりだより（会報）】・・・◎会報（約400部）の発信（年度4回） 【高知県ホームページ】・・・◎新着情報の充実 ◎更新情報の早期提供 ◎地域に応じた情報の掲載 【ラジオ等による広報】・・・◎効果的な防犯活動に関する取組事例の紹介 【防犯指針リーフレット】・・・◎配付範囲の拡充 ◎改訂版の作成・配付 【安全安心まちづくりひろば開催】・・・◎効果的な防犯活動に関する取組事例のパネル展示 【その他の活動】・・・◎出前講座の実施（随時）							
実施計画（P）	インプット（投入）	1 県民の防犯意識を高める広報・啓発 ・ 広報紙「安全安心まちづくりニュース」発行（各約9万部×4回） ・ 構成員向けの会報「安全安心まちづくりだより」発行（4回） ・ 上記2紙の高知県ホームページ掲載 ・ 構成員に向けたEメール等による「安全安心まちづくり推進会議速報」の発信 2 高知県ホームページでの広報				3 ラジオ等を利用した広報 4 安全安心まちづくり出前講座の実施 5 安全安心まちづくりひろばにて「安全安心まちづくりパネル展」を実施			
実行（D）	成果 ・アウトプット（結果） ・アウトカム（成果）	1 県民の防犯意識を高める広報・啓発 ・ 広報紙「安全安心まちづくりニュース」の発行（各98,000部×4回） ・ 構成員向けの会報「安全安心まちづくりだより」発行（4回） ・ 上記2紙の高知県ホームページ掲載 ・ 建築指導課を通じて、防犯指針のリーフレットを配布 2 高知県ホームページでの広報 広報紙、会報を県のホームページに掲載 3 ラジオ等を利用した広報を実施 4 安全安心まちづくり出前講座の実施（年度内2回実施） 5 安全安心まちづくりひろばにて「安全安心まちづくりパネル展」の実施	1 県民の防犯意識を高める広報・啓発 ・ 広報紙「安全安心まちづくりニュース」の発行（各90,000部×4回） ・ 構成員向けの会報「安全安心まちづくりだより」発行（4回） ・ 上記2紙の高知県ホームページ掲載 ・ 建築指導課を通じて、防犯指針のリーフレットを配布 2 高知県ホームページでの広報 広報紙、会報を県のホームページに掲載 3 ラジオ等を利用した広報を実施 4 安全安心まちづくり出前講座の実施（年度内1回実施） 5 安全安心まちづくりひろばにて「安全安心まちづくりパネル展」の実施	1 県民の防犯意識を高める広報・啓発 ・ 広報紙「安全安心まちづくりニュース」の発行（各88,700部×4回） ・ 構成員向けの会報「安全安心まちづくりだより」発行（4回） ・ 上記2紙の高知県ホームページ掲載 ・ 建築指導課を通じて、防犯指針のリーフレットを配布 2 高知県ホームページでの広報 広報紙、会報を県のホームページに掲載 3 ラジオ等を利用した広報を実施 4 安全安心まちづくり出前講座の実施（年度内1回実施） 5 安全安心まちづくりひろばにて「安全安心まちづくりパネル展」の実施	1 県民の防犯意識を高める広報・啓発 ・ 広報紙「安全安心まちづくりニュース」の発行（初回88,495部、第2回から第4回は各79,110部） ・ 構成員向けの会報「安全安心まちづくりだより」発行（4回） ・ 上記2紙の高知県ホームページ掲載 ・ 建築指導課を通じて、防犯指針のリーフレットを配布 2 高知県ホームページでの広報 広報紙、会報を県のホームページに掲載 3 ラジオ等を利用した広報を実施 4 安全安心まちづくり出前講座の実施（年度内1回実施） 5 安全安心まちづくりひろばにて「安全安心まちづくりパネル展」の実施				
評価（C）	実施後の分析、検証	新型コロナウイルス等の影響のため出前講座の要請件数が少なく、開催が年度内2回となっていることから、より多く開催の上防犯知識を習得してもらう必要がある。	コロナ禍明けでそれほど経過していないため出前講座の要請件数が少なく、開催が年度内1回となっていることから、より多く開催の上防犯知識を習得してもらう必要がある。	実施回数は1回だったが、若者等の幅広い世代（10代から40代）への防犯等に関する講義ができたことは有意義であった。 来年度以降も継続するとともに、従来実施していた年配者向けの講義も実施できるよう努める。	出前講座の実施回数は1回だったが、若者等の幅広い世代（10代から40代）への防犯等に関する講義ができたことは有意義であった。 来年度以降も継続するとともに、従来実施していた年配者向けの講義も実施できるよう努める。				
改善（A）	次年度の取組	○出前講座の募集 出前講座の拡充及び開催の要望をするべく出前講座の募集チラシ等を作成の上広く募集を行う	○出前講座の募集 出前講座の拡充及び開催の要望をするべく出前講座の募集チラシ等を作成の上広く募集を行う	○出前講座の募集 出前講座の拡充及び開催の要望をするべく出前講座の募集チラシ等を作成の上広く募集を行う	○出前講座の募集 出前講座の拡充及び開催の要望をするべく出前講座の募集チラシ等を作成の上広く募集を行う				

高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画進捗管理表

高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画進捗管理表										No. 7		新様式 1	
重点目標 1	県民の防犯意識を高め、県民、事業者、地域活動団体による自主的な活動を促進する	基本的方策 1	県民一人ひとりの防犯意識を高める			具体的な取組②	犯罪の発生状況や防犯対策に関する情報等の提供				事業No.	1－1－（2）	
											担当課	県民生活課	
目指す姿（目標）	自らが主体的・合理的に行動できるよう、自立した消費者が育成され、必要な情報が伝わることにより、消費者被害を未然に防止する。	目標又は指標	生活情報誌「くらしネットkochi」の発行：各年度4回			出発点（R4）	現状値					目標値（R8）	
						生活情報誌等発行：毎年度計各4回	R4： 4回	R5： 4回	R6： 4回	R7： 4回	R8： 4回	生活情報誌等発行：毎年度計各4回	
計画（P）線表	取組内容		R 4		R 5		R 6		R 7		R 8以降		
	⑤悪質商法等に関する情報の提供 公的機関を装って振り込みを求められるなどの架空請求、不必要な住宅のリフォームを執拗に迫られるなどの悪質商法に関し、県民が被害に遭わないよう、広報紙やホームページなどにより、県民に対して、情報の提供を行います。		【生活情報誌】「くらしネットkochi」…約10万部×年4回発行 事象に応じた広報啓発 【高知県ホームページ】…新規情報の充実、「くらしネットkochi」の掲載 【ラジオ・SNS（Facebook、Instagram、YouTube）等による広報】…事象に応じた広報啓発										
実施計画（P）	インプット(投入)		1 広報誌「くらしネットkochi」への掲載（約9万部×年4回） 2 県ホームページでの広報（トピックスや新着情報への注意情報への掲載） 3 ラジオ等を利用した広報（ラジオ「県からのお知らせ」、Facebook、Instagram等） 4 高齢者見守り啓発冊子「くらしの豆知識」2,030部、悪質商法撃退カレンダー5,000部の配布										
実行（D）	成果 ・アウトプット（結果） ・アウトカム（成果）		・広報誌「くらしネットkochi」への掲載 98,000部×年4回 ・県ホームページでの広報（トピックスや新着情報への注意情報への掲載） ・ラジオ等を利用した広報（ラジオ「県からのお知らせ」、Facebook、Instagram等） ・高齢者見守り啓発冊子「くらしの豆知識」2,060部、悪質商法撃退カレンダー5,000部の配布 ・県民に対し、情報提供を行うことにより、悪質商法等に対する意識を高めることができた。 県立消費生活センターの消費生活相談実績は、2,269件（R3年度 2,223件） ・若者の消費者被害の未然防止啓発動画コンテストを行い、最優秀作品を活用したテレビCMにより県民への啓発を行った。	・広報誌「くらしネットkochi」への掲載 90,000部×年4回 ・県ホームページでの広報（トピックスや新着情報への注意情報への掲載） ・ラジオ等を利用した広報（ラジオ「県からのお知らせ」、Facebook、Instagram等） ・高齢者見守り啓発冊子「くらしの豆知識」2,028部、悪質商法撃退カレンダー4,500部の配布 ・県民に対し、情報提供を行うことにより、悪質商法等に対する意識を高めることができた。 県立消費生活センターの消費生活相談実績は、2,272件（R4年度 2,269件） ・高齢者向け啓発動画を新たに作成し、昨年度のコンテスト最優秀作品と合わせた計3種類の動画を使ってテレビCMやデジタルサイネージにより県民への啓発を行った。	・広報誌「くらしネットkochi」への掲載 88,700部×年4回 ・県ホームページでの広報（トピックスや新着情報への注意情報への掲載） ・ラジオ等を利用した広報（ラジオ「県からのお知らせ」、Facebook、Instagram等） ・高齢者見守り啓発冊子「くらしの豆知識」2,038部、悪質商法撃退カレンダー5,000部の配布 ・県民に対し、情報提供を行うことにより、悪質商法等に対する意識を高めることができた。 県立消費生活センターの消費生活相談実績は、2,145件（R5年度 2,272件） ・若者及び高齢者向け啓発動画コンテストを行い、昨年度のコンテスト最優秀作品と合わせた計4種類の動画を使ってテレビCMやデジタルサイネージにより県民への啓発を行った。	・県ホームページでの広報（トピックスや新着情報への注意情報への掲載） ・ラジオ等を利用した広報（ラジオ「県からのお知らせ」、Facebook、Instagram等） ・高齢者見守り啓発冊子「くらしの豆知識」1,356部、悪質商法撃退カレンダー5,000部の配布 ・県民に対し、情報提供を行うことにより、悪質商法等に対する意識を高めることができた。 県立消費生活センターの消費生活相談実績は、2,710件（R6年度 2,145件）							
評価（C）	実施後の分析、検証		県民の消費者被害の未然防止のための情報提供として有効な手段であるため、引き続き様々な広報手段を活用し、時期を逸しない情報提供を行う必要がある。	世代等により情報収集手段が異なるなど特定の広報手段では必要な情報が届きづらくなっており、引き続き様々な広報手段を活用しながら、時機を逸しない広報啓発が必要。	世代等により情報収集手段が異なるなど特定の広報手段では必要な情報が届きづらくなっており、引き続き様々な広報手段を活用しながら、時機を逸しない広報啓発が必要。	世代等により情報収集手段が異なるなど特定の広報手段では必要な情報が届きづらくなっており、引き続き様々な広報手段を活用しながら、時機を逸しない広報啓発が必要。							
改善（A）	次年度取組		○出前講座の募集 出前講座の拡充及び開催の要望をするべく出前講座の募集チラシ等を作成の上広く募集を行う。	3種類の啓発動画を活用し、テレビCMやデジタルサイネージに加えてYouTube広告も実施することで、より幅広く県民に発信していく。	4種類の啓発動画を活用し、テレビCMやデジタルサイネージに加えてYouTube広告も実施することで、より幅広く県民に発信していく。	3種類の啓発動画を活用し、テレビCMやデジタルサイネージに加えてYouTube広告も実施することで、より幅広く県民に発信していく。							

新様式 1

【安全安心まちづくりニュース】・・・約9万部、年度4回、配布箇所の拡充
 【安全安心まちづくりだより（会報）】・・・◎会報（約400部）の発信（年度4回）
 【高知県ホームページ】・・・◎新着情報の充実 ◎更新情報の早期提供 ◎地域に応じた情報の掲載
 【ラジオ等による広報】・・・◎交通安全、消費生活を含めた広報の実施
 【安全安心まちづくりポスター作成等】・・・◎県教委、各市町村教委との連携強化 ◎最優秀及び優秀作品をポスター化して配付
 【安全安心まちづくりひろは開催】・・・◎各種感染症に配慮した開催 ◎効果的な広報啓発が見込める場所での開催 ◎幅広い年齢層に訴えることができる広報内容
 【その他の活動】・・・◎出前講座の実施（随時） ◎関係機関・団体発行の機関誌への記事投稿（随時）

高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画進捗管理表

No.9 様式 1

重点目標 1	県民の防犯意識を高め、県民、事業者、地域活動団体による自主的な活動を促進する	基本的方策 2	県民、事業者、地域活動団体による自主的な活動を促進する		具体的な取組①	広報・啓発の充実	事業No.		1－2－（1）											
							担当課	学校安全対策課												
目指す姿（目標）	小中高等学校生徒及びその家族の安全安心まちづくりへの意識の高まり	目標又は指標		—	出発点（R4）	現状値				目標値（R8）										
					—	R4:	R5:	R6:	R7:	R8:	—									
計画（P） 線表	取組内容		R 4	R 5	R 6	R 7	R 8 以降													
	① 様々な広報媒体を活用した広報・啓発活動 犯罪のない安全安心まちづくりについて、県民や事業者、地域活動団体の理解を深め、地域の防犯意識を高めるため、テレビやラジオなどのメディア、県の広報紙、ホームページなど様々な広報媒体を活用して、防犯に関する広報・啓発を行います。		安全安心まちづくりポスター募集等の広報活動																	
	② 安全安心まちづくりキャンペーンの実施 毎年10月11日から20日まで行われる全国地域安全運動期間中に、地域安全運動に関する広報を行うとともに、事業者、地域活動団体、関係機関と連携して、街頭キャンペーンなどを行います。		全国地域安全運動期間中の取組への協力																	
	③ 地域活動の機会を捉えたキャンペーンの実施 交通安全運動など各種の活動の機会を捉えて、県民、事業者、地域活動団体に対して、地域で行われる防犯活動への参加を働きかけます。		交通安全運動期間中に合わせた取組への協力																	
実施計画（P）	インプット（投入）		1 高知県安全安心まちづくり推進会議が行う取組の広報活動 ・県内の学校へポスターコンクールの応募を呼びかける。 （学校安全対策HPに、ポスター募集要領等のリンクを貼り、広く周知） ・入賞作品を掲載したポスターを、教育委員会事務局内に掲示する。 ・「安全安心まちづくりひろば」開催チラシを、各関係機関に配付し、参加を呼びかける。 ・子どもの見守り活動の充実に向けての広報を行う。									2 全国地域安全運動開催中の取組への協力 ・「安全安心まちづくりひろば」でのスクールガード・リーダーや見守りの活動をパネル等による広報 3 交通安全運動期間中に合わせた取組への協力 ・交通安全運動（春、秋、年末年始）への参画 ・自転車マナーアップキャンペーンへの参画 ・自転車ヘルメット着用推進街頭啓発								
実行（D）	成果 ・アウトプット（結果） ・アウトカム（成果）		1 県内の学校へポスターコンクールの応募を呼びかけた。入賞作品を掲載したポスターを、教育委員会事務局内に掲示した。 2 安全安心まちづくりひろばでのスクールガード・リーダーや見守りの活動をパネルで紹介した。 3 交通安全運動にあわせた街頭啓発活動や自転車マナーアップ街頭啓発パレードへの参加、ヘルメット着用街頭啓発活動を実施した。	1 県内の学校へポスターコンクールの応募を呼びかけた。入賞作品を掲載したポスターを、教育委員会事務局内に掲示した。 2 安全安心まちづくりひろばでのスクールガード・リーダーや見守りの活動をパネルで紹介した。 3 交通安全運動にあわせた街頭啓発活動や自転車マナーアップ街頭啓発パレードへの参加、ヘルメット着用街頭啓発活動を実施した。	1 県内の学校へポスターコンクールの応募を呼びかけた。入賞作品を掲載したポスターを、教育委員会事務局内に掲示した。 2 安全安心まちづくりひろばでのスクールガード・リーダーや見守りの活動をパネルで紹介した。 3 交通安全運動にあわせた街頭啓発活動や自転車マナーアップ街頭啓発パレードへの参加、ヘルメット着用街頭啓発活動を実施した。	1 県内の学校へポスターコンクールの応募を呼びかけた。入賞作品を掲載したポスターを、教育委員会事務局内に掲示した。 2 安全安心まちづくりひろばでのスクールガード・リーダーや見守りの活動をパネルで紹介した。 3 交通安全運動にあわせた街頭啓発活動や自転車マナーアップ街頭啓発パレードへの参加、ヘルメット着用街頭啓発活動を実施した。														
評価（C）	実施後の分析、検証		1～3 安全安心まちづくりポスター募集等の広報活動、全国地域安全運動期間中の取組への協力、交通安全運動期間中に合わせた取組への協力を通して防犯や交通安全について県民に直接PRすることにより、広報・啓発活動の充実を図ることができた。	1～3 安全安心まちづくりポスター募集等の広報活動、全国地域安全運動期間中の取組への協力、交通安全運動期間中に合わせた取組への協力を通して防犯や交通安全について県民に直接PRすることにより、広報・啓発活動の充実を図ることができた。	1～3 安全安心まちづくりポスター募集等の広報活動、全国地域安全運動期間中の取組への協力、交通安全運動期間中に合わせた取組への協力を通して防犯や交通安全について学校や県民にPRすることにより、広報・啓発活動の充実を図ることができた。	1～3 安全安心まちづくりポスター募集等の広報活動、全国地域安全運動期間中の取組への協力、交通安全運動期間中に合わせた取組への協力を通して防犯や交通安全について学校や県民にPRすることにより、広報・啓発活動の充実を図ることができた。														
改善（A）	次年度の取組		1～3 高知県安全安心まちづくり推進会議の広報活動に引き続き参加し、広報啓発活動を充実させる。 自転車交通安全運動とともに鍵かけ運動も併せて啓発していく。	1～3 高知県安全安心まちづくり推進会議の広報活動に引き続き参加し、広報啓発活動を充実させる。 自転車交通安全運動とともに鍵かけ運動も併せて啓発していく。	1～3 高知県安全安心まちづくり推進会議の広報活動に引き続き参加し、広報啓発活動を充実させる。 自転車交通安全運動とともに鍵かけ運動も併せて啓発していく。	1～3 高知県安全安心まちづくり推進会議の広報活動に引き続き参加し、広報啓発活動を充実させる。 自転車交通安全運動とともに鍵かけ運動も併せて啓発していく。														

高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画進捗管理表

No.10

様式 1

重点目標 1	県民の防犯意識を高め、県民、事業者、地域活動団体による自主的な活動を促進する	基本的方策 2	県民、事業者、地域活動団体による自主的な活動を促進する		具体的な取組①	広報・啓発の充実	事業No.	1－2－（１）			
							担当課	生活安全企画課			
目指す姿（目標）	1 県民、事業者、地域活動団体の防犯活動への理解や防犯意識の高揚を図り、犯罪の起こりにくい地域社会を実現する。 2 安全安心まちづくり活動の活性化を図り、県民、事業者、地域活動団体による自主的な活動につなげる。		目標又は指標	各種広報媒体を活用した広報啓発：年60回以上	出発点（R4）	現状値				目標値（R8）	
						R4： 地域安全情報：248件 金融機関への情報提供：18件 事業者への情報提供12件	R5： 地域安全情報：215件 金融機関への情報提供：24件 事業者への情報提供12件	R6： 地域安全情報：201件 金融機関への情報提供：26件 事業者への情報提供38件	R7： 地域安全情報：146件 金融機関への情報提供：23件 事業者への情報提供25件	R8： 地域安全情報1500件 金融機関への情報提供60件 事業者への情報提供60件	
計画（P） 線表	取組内容	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8 以降					
	犯罪のない安全安心まちづくりについて、県民や事業者、地域活動団体の理解を深め、防犯意識を高めるため、テレビ・ラジオなどのメディア、ホームページ、SNS等の様々な広報媒体を活用して、防犯に関する広報・啓発を行います。 毎年10月11日から20日まで行われる全国地域安全運動期間中に、地域安全運動に関する広報を行うとともに、事業者、地域活動団体、関係機関と連携して、街頭キャンペーンなどを行います。 交通安全運動等の各種活動の機会を捉えて、県民、事業者、関係団体等に対して、地域で行われる防犯活動への参加を働きかけます。	【テレビ・ラジオ等による広報・啓発】…犯罪情勢に応じた広報内容の選定 【ホームページ・SNS・チラシ等による広報・啓発】…犯罪情勢に応じた広報内容の選定 【全国地域安全運動期間中における広報・啓発】…効果的な広報・啓発活動の企画 【安全安心まちづくりひろば】…効果的な広報・啓発活動 【他部門と共同した教室の開催】…参加者の拡大 【関係団体の防犯活動への参加】…防犯・防災フェア等への積極的な参加 【防犯活動団体の紹介】…防犯活動団体及び活動の紹介による防犯活動への参加促進 【参加意識の啓発】…犯罪情勢及び防犯活動の必要性の周知、「ながら見守り」の推進による防犯意識の高揚									
実施計画（P）	インプット（投入）	1 Yahoo!アプリ及びSNS（X）等による犯罪情報、地域安全情報等の発信 2 テレビ・ラジオ等あらゆるメディアを活用した情報発信 3 デジタルサイネージ、電光掲示板を活用した活用した情報発信 4 県警察ホームページ、SNS等の広報媒体によるタイムリーな広報 5 県警察ホームページ、SNS等の広報媒体を活用した地域安全活動への参加促進 6 全国地域安全運動期間中におけるイベントでの広報啓発活動及び各種地域安全活動の強化									
実行（D）	成果 ・アウトプット（結果） ・アウトカム（成果）	1. 3～5 県内の犯罪認知件数、不審者情報等をタイムリーに情報提供できるよう随時の集約及び分析を実施し、県警察ホームページ及びSNS等の各種情報発信媒体を活用して情報発信した。 2 特殊詐欺に関する情報及び不審者情報等の地域安全情報について、ラジオ放送により広報した。 3. 10 各種街頭活動において防犯に関する広報を実施するとともに、電光掲示板、デジタルサイネージに地域安全情報を掲示した。 6 全国地域安全運動期間中、各警察署において、各地区地域安全協（議）会や防犯ボランティアと協働した各種広報啓発活動を実施した。 6. 7 全国地域安全運動期間中に、「安全安心まちづくりひろば」（10月16日、イオンモール高知）を開催するなど、運動期間中の各地域における地域安全運動の参加促進を図った。 7. 8 地域におけるイベント、会議及び講習等に警察職員が参加し、防犯活動への理解と参加を呼びかけた。 8. 9 関係機関が主催におけるイベント等においても広報啓発活動を行い、防犯意識の高揚を図った。 9 高知県内の全市町村役所（場）に対し単独又は少人数で気軽に誰でも実施できる「ながら見守り」活動の普及を呼び掛けた。									
評価（C）	実施後の分析、検証	1～5 県警察ホームページ、ツイッター等を活用した情報発信を積極的に実施した。 6～10 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、地域安全運動期間中の「高知県民のつどい」をはじめ、効果的なイベントの開催に制限があった。 1～10 イベント開催に制限があるなか、各地域において工夫を凝らした地域安全活動を展開し、地域住民の防犯意識の醸成を図った。									
改善（A）	次年度の取組	1～10 対面形式で実施する街頭活動等は、各種事故防止に留意し、積極的に実施していく。									

高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画進捗管理表

No.11

新様式1

重点目標 1	県民の防犯意識を高め、県民、事業者、地域活動団体による自主的な活動を促進する	基本的方策 2	県民、事業者、地域活動団体による自主的な活動を促進する		具体的な取組①	広報・啓発の充実	事業No.	1－2－（１）	
							担当課	県民生活課	
目指す姿（目標）	1. 県民等に県条例や各種防犯指針を周知してもらい、安全安心まちづくり活動気運を向上させる。 2. 事業者や地域活動団体による安全安心まちづくり活動を活性化させ、自主的な活動を促進させる。	目標又は指標	安全安心まちづくりひろばの開催：年１回	出発点（R４）	現状値				目標値（R８）
				R4: １回	R5: １回	R6: １回	R7: １回	R8:	
計画（P）線表	取組内容	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8以降			
	②安全安心まちづくりキャンペーンの実施 全国地域安全運動期間中（毎年10月11日～20日）に、地域安全運動に関する広報を行うとともに、地域活動団体等の関係機関と連携し、街頭キャンペーンなどを行います。 ③地域安全活動等の機会を捉えたキャンペーンの実施 交通安全運動など各種地域安全活動の機会を捉えて、県民、事業者及び地域活動団体に対して、地域等での防犯活動への参加を働きかけます。	【高知県民のつどい開催】・・・◎推進会議構成員への参加呼びかけ 【地域安全協（議）会総会】・・・◎各地区総会における取組説明、防犯イベントへの参加を呼びかけ 【安全安心まちづくりだより（会報）】・・・◎会報（約400部）の発信（年度４回） 【高知県ホームページ】・・・◎新着情報の充実 ◎更新情報の早期提供 ◎地域に応じた情報の掲載 【ラジオ等による広報】・・・◎全国地域安全運動の紹介、防犯イベントに関する広報、交通安全、消費生活を含めた広報の実施 【安全安心まちづくりひろば開催】・・・◎関係機関への参加呼びかけ ◎効果的な広報啓発が見込める場所での開催 ◎幅広い年齢層に訴えることができる広報内容 【街頭キャンペーン】・・・◎関係機関との連携・協力による街頭キャンペーンを通じた広報啓発 【その他の活動】・・・◎出前講座の実施（随時） ◎関係機関・団体発行の機関誌への記事投稿（随時）							
実施計画（P）	インプット（投入）	1 全国地域安全運動期間中の取組への協力 2 地域安全協（議）会総会に参加 3 高知県民のつどいの開催への協力 4 高知県ホームページでの広報 5 ラジオ等を利用した広報 6 「安全安心まちづくりひろば」の開催 7 交通安全運動などの期間中に、交通安全とあわせて安全安心まちづくりに関する啓発を実施 8 広報紙「安全安心まちづくりニュース」や会報「安全安心まちづくりだより」等での広報 9 県庁周辺等でののぼり旗の掲示 （全国地域安全運動期間の10月11日から20日）							
実行（D）	成果 ・アウトプット（結果） ・アウトカム（成果）	○ 全国地域安全運動期間中各種取組の実施 ・高知県民のつどいの開催への協力 ・高知県ホームページでの広報 ・ラジオ等を利用した広報 ・「安全安心まちづくりひろば」の開催 ・広報紙や会報での広報 ・高知新聞の発行するフリーペーパーへのイベント開催についての掲載 ・高知県広報紙「さんSUN高知」への掲載、及び、高知県広報「県民ニュース」（テレビ）内にてイベントについて広報 ・全国地域安全運動に関する新聞紙上での広報を実施 ・イオンモールホームページ上でイベントについて啓発 ○ 全国地域安全運動期間中各種取組の実施 ・高知県民のつどいの開催への協力 ・高知県ホームページでの広報 ・ラジオ等を利用した広報 ・「安全安心まちづくりひろば」の開催 ・広報紙や会報での広報 ・高知新聞の発行するフリーペーパーへのイベント開催についての掲載 ・高知県広報紙「さんSUN高知」への掲載、及び、高知県広報「県民ニュース」（テレビ）内にてイベントについて広報 ・全国地域安全運動に関する新聞紙上での広報を実施 ・イオンモールホームページ上でイベントについて啓発 ○ 全国地域安全運動期間中各種取組の実施 ・高知県民のつどいの開催への協力 ・高知県ホームページでの広報 ・ラジオ等を利用した広報 ・「安全安心まちづくりひろば」の開催 ・インターネット広告による啓発 ・広報紙や会報での広報 ・高知県広報「県民ニュース」（テレビ）内にてイベントについて広報 ○ 全国地域安全運動期間中各種取組の実施 ・高知県民のつどいの開催への協力 ・高知県ホームページでの広報 ・ラジオ等を利用した広報 ・「安全安心まちづくりひろば」の開催 内にてイベントについて広報							
評価（C）	実施後の分析、検証	○安全安心まちづくり啓発イベント「安全安心まちづくりひろば」を開催した結果、想定を上回る反響であり、参加者に対して防犯活動等に関する啓発を行うことができた ○安全安心まちづくり啓発イベント「安全安心まちづくりひろば」を開催した結果、想定を上回る反響であり、参加者に対して防犯活動等に関する啓発を行うことができた 安全安心まちづくりひろばでは、著名人による安全安心まちづくりに関する広報を行うとともに、高知県安全安心まちづくり推進会議構成員による創意工夫あるイベントがあり、想定を上回る反響であり、参加者に対して防犯活動等に関する啓発を行うことができた 安全安心まちづくりひろばでは、著名人による安全安心まちづくりに関する広報を行うとともに、高知県安全安心まちづくり推進会議構成員による創意工夫あるイベントがあり、想定を上回る反響であり、参加者に対して防犯活動等に関する啓発を行うことができた							
改善（A）	次年度の取組	○次年度は令和４年度以上の集客となるよう開催内容を検討し、より広報効果や実効性の高いイベントを検討する ○次年度は令和５年度以上の集客となるよう開催内容を検討し、より広報効果や実効性の高いイベントを検討する 来年度も知名度が高い著名人に参加いただき、県民に広く安全安心まちづくり活動への参加を呼びかける 来年度も知名度が高い著名人に参加いただき、県民に広く安全安心まちづくり活動への参加を呼びかける							

高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画進捗管理表

No.12

様式 1

重点目標 1	県民の防犯意識を高め、県民、事業者、地域活動団体による自主的な活動を促進する	基本的方策 2	県民、事業者、地域活動団体による自主的な活動を促進する	具体的な取組②	情報共有の促進 …各職域団体と情報共有の機会を拡充する。	事業No.	1－2－(2)				
						担当課	生活安全企画課				
目指す姿 (目標)	1 防犯活動に関する情報を共有することにより、防犯活動団体等による防犯活動の効果を高めるとともに、活動の活性化につなげる。 2 効果的な防犯活動を広めるとともに、防犯活動に対する関心を高め、防犯活動の促進につなげる。	目標 又は 指標	高知県タウンポリス連絡協議会総会の開催：年1回	出発点 (R 4)	現状値	目標値 (R 8)					
				R4: 約8割の総会：R5. 1. 19 アドバイザー等研修会：R5. 1. 31	R5: R5. 9. 12 アドバイザー等研修会 R5. 7. 6 R6: タウンポリス総会 R6. 9. 10 R7: タウンポリス総会 R7. 9. 8 R8:						
計画 (P) 線表	取組内容	R 4		R 5		R 6		R 7		R 8 以降	
	県民、事業者、地域活動団体による自主的な防犯活動を促進する上で必要な地域における情報を共有するため、市町村と連携して、警察署単位で、警察、事業者、地域活動団体等がそれぞれ有する情報を交換する会を開催します。 防犯活動団体の活動状況を適宜把握したうえで、活動を活性化させるとともに、その活動内容などの情報を県民や地域活動団体が共有し、参考にすることができるように、防犯活動団体から情報の提供を受けて、県のホームページなどで公表します。	【ホームページ・SNS等による防犯活動団体の活動紹介】…防犯活動の積極的な情報発信 【各種会議等における情報共有】…各種会議への積極的な参加と情報発信 【各職域団体等とのネットワークの構築】…各担当者との緊密な連携 【高知県タウンポリス連絡協議会総会の開催】…参加団体による活動発表の推進 【自主防犯活動団体の活動状況の紹介】…防災・防犯フェア等における活動紹介									
実施計画 (P)	インプット (投入)	1 県警察ホームページ、Yahoo!アプリ、SNS (X)、電光掲示板等を活用した情報提供 2 地域活動団体等、各関係機関が実施する会合やイベントへの参加 3 重層的ネットワークの構築 4 高知県タウンポリス連絡協議会総会の開催 5 自主防犯団体及びその活動内容の把握し、各種広報媒体を活用した活動の紹介 6 報道機関に対する積極的なプレスリリース									
実行 (D)	成果 ・アウトプット (結果) ・アウトカム (成果)	1 県内の犯罪認知件数、不審者情報等をタイムリーに情報提供できるよう随時の集約及び分析を実施し、県警察ホームページ及びツイッター等の各種情報発信媒体を活用して情報発信した。 2 各地区地域安全協 (議) 会総会及び金融機関防犯連合会総会等の関係機関が主催する会議において、警察官が犯罪情勢等を説明し、防犯活動に関する情報共有や防犯意識の高揚を図った。 2. 5 各種会合等において防犯活動団体の活動内容や好事例等について紹介した。 3 日本青年会議所四国地区高知ブロック協議会及び高知県内の青年会議所6団体との協定を締結し、各種地域安全活動等に関するネットワーク強化を図った。 4. 5 令和5年1月19日、タウンポリス連絡協議会総会を開催し、効果的な事例や県内の犯罪情勢等について情報提供を行うとともに、意見交換による相互の連携を図った。 6 自主防犯団体や関係機関と連携した広報啓発活動の実施時には、積極的にプレスリリースし、防犯活動内容について、広く県民に紹介した。									
評価 (C)	実施後の分析、検証	1～6 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、会合等の中止があったが、Fメールやツイッター等を活用した非対面式による情報提供を行い、各種防犯情報の共有が図られた。 1～6 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、例年開催している各種会合等が中止となる等、関係機関との意見交換等が困難であった。									
改善 (A)	次年度の取組	1～6 感染症法上の5類に変更される等、新型コロナウイルス感染症防止策が緩和されることから、感染防止に配慮したうえで、積極的な各種会合等を実施していく。 1～6 各種事故防止に留意し、積極的に会合やイベント等を実施する。 2、4、5、6 地域活動団体に対する支援を積極的に推進していく。									
		1～6 各種事故防止に留意し、積極的に会合やイベント等を実施する。 2、4、5、6 地域活動団体に対する支援を積極的に推進していく。									

高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画進捗管理表

No.13

新様式 1

重点目標 1	県民の防犯意識を高め、県民、事業者、地域活動団体による自主的な活動を促進する	基本的方策 2	県民、事業者、地域活動団体による自主的な活動を促進する	具体的な取組②	情報共有の促進 …各職域団体と情報共有の機会を拡充する。	事業No.	1－2－（2）			
						担当課	県民生活課			
目指す姿 （目標）	1. 活動内容に関する情報提供を継続的にを行い、他団体（隣接）との連携の強化、防犯活動団体による活動の活性化につなげる。 2. 高齢者の社会参加活動を活性化させる。	目標 又は 指標	防犯活動団体の活動内容等の公表：年間 3 件以上	出発点 (R 4)	現状値					目標値 (R 8)
					R4: 4 件	R5: 0 件	R6: 3 件	R7: 3 件	R8:	毎年： 新規公表 3 件以上

計画（P） 線表	取組内容	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8以降
	②防犯活動団体の活動内容等の公表 防犯活動団体の活動状況を適宜把握したうえで、その活動を活性化させるとともに、活動内容などの情報を県民や地域活動団体が共有し、参考にすることができるよう、防犯活動団体から情報の提供を受けて、県のホームページなどで公表します。	【高知県ホームページ】・・・◎防犯活動団体の活動内容紹介 ◎更新情報の早期掲載 【ラジオ等による広報】・・・◎防犯活動団体の活動内容の紹介 【広報紙・会報】・・・◎地域活動団体、事業者の活動内容の掲載 【活動内容のパネル展示】・・・◎安全安心まちづくりひろばにおける活動内容を紹介したパネルの展示 【地域との連携】・・・◎活動団体の総会、研修会等への参加、公表希望団体の募集 【防犯活動団体の活動内容等の公表】・・・年間3件以上の公表				
実施計画（P）	インプット（投入）	1 高知県ホームページでの情報提供 2 広報紙「安全安心まちづくりニュース」での広報 3 会報「安全安心まちづくりだより」での情報提供 4 ラジオでの広報 5 安全安心まちづくりイベント「安全安心まちづくりひろば」での公表				

実行（D）	成果 ・アウトプット（結果） ・アウトカム（成果）	1 高知県ホームページでの情報提供 ・4団体について活動内容を紹介 2 広報紙「安全安心まちづくりニュース」での広報（年度内4回発行） 3 会報「安全安心まちづくりだより」での情報提供（年度内4回発行） 4 ラジオでの広報（年度内4回実施） 5 安全安心まちづくりイベント「安全安心まちづくりひろば」における広報 ・イベント内で活動に関するパネル展を実施	1 高知県ホームページでの情報提供 ・活動内容の更新はあったが、新規公表はなかった 2 広報紙「安全安心まちづくりニュース」での広報（年度内4回発行） 3 会報「安全安心まちづくりだより」での情報提供（年度内4回発行） 4 ラジオでの広報（年度内4回実施） 5 安全安心まちづくりイベント「安全安心まちづくりひろば」における広報 ・イベント内で活動に関するパネル展を実施	1 高知県ホームページでの情報提供 ・3団体について活動内容を紹介 2 広報紙「安全安心まちづくりニュース」での広報（年度内4回発行） 3 会報「安全安心まちづくりだより」での情報提供（年度内4回発行） 4 ラジオでの広報（年度内4回実施） 5 安全安心まちづくりイベント「安全安心まちづくりひろば」における広報 ・イベント内で活動に関するパネル展を実施	1 高知県ホームページでの情報提供 ・3団体について活動内容を紹介 2 広報紙「安全安心まちづくりニュース」での広報（年度内4回発行） 3 会報「安全安心まちづくりだより」での情報提供（年度内4回発行） 4 ラジオでの広報（年度内4回実施） 5 安全安心まちづくりイベント「安全安心まちづくりひろば」における広報 ・イベント内で活動に関するパネル展を実施	
評価（C）	実施後の分析、検証	県ホームページ上での活動内容の紹介については、目標件数を達成したが、今後も遺漏無く情報更新を行い、より多くの団体について活動の紹介を行う。	ボランティア団体の発掘、関係団体への声かけができていなかった。	今年度及び来年度は、次代を担う学生や若者が主体的に活動する防犯団体に焦点を当てて活動内容を公表していく。 それにより、他の若者に刺激を与えとともに、既に活動している現役世代の防犯団体との連携を狙った。 同世代の防犯団体が活動内容の公表に前向きになるなど、良い刺激を与えている。現役世代との連携については、実際の活動には至っていないが、双方が連携への興味を示しており、方向性は良いと思われる。	昨年度に続き、次代を担う学生や若者が主体的に活動する防犯団体に焦点を当てて活動内容を公表した。 同世代の防犯団体が活動内容の公表に前向きになるなど良い刺激を与えている。また、非公表団体が地域の防犯活動団体や警察署員等と連携して防犯活動を行う兆しが見えており、活動の活発化に向けてこの取組を継続することが望ましい。	
改善（A）	次年度の取組	引き続き、ホームページ上での掲載を継続していく。	県ホームページ上におけるボランティア団体の活動内容の紹介ができなかったことから、関係団体の協力を得て、未公表団体を調査し、より多くの団体について活動の紹介を行う。	県内には活動している団体が数多くあり、対話により、連携の強化、実際の活動に結びつけるとともに、公表に努める。	県内には活動している団体が数多くあり、対話により、連携の強化、実際の活動に結びつけるとともに、公表に努める。	

高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画進捗管理表

No.14

様式 1

重点目標 1	県民の防犯意識を高め、県民、事業者、地域活動団体による自主的な活動を促進する	基本的方策 2	県民、事業者、地域活動団体による自主的な活動を促進する		具体的な取組③	防犯活動団体に対する支援		事業No.	1－2－（3）			
								担当課	生活安全企画課			
目指す姿（目標）	防犯活動の活性化を図り、防犯活動の促進につなげる。		目標又は指標		出発点（R 4）	現状値				目標値（R 8）		
						R4:	R5:	R6:	R7:	R8:		
計画（P）線表	取組内容		R 4		R 5		R 6		R 7		R 8 以降	
	防犯活動団体の設立を促進するため、設立時に出席講座や講師の派遣、資料提供などを行うことにより、防犯活動のノウハウや犯罪に関する情報などを提供するとともに、ベスト、帽子、腕章など活動に必要な物品を提供します。 防犯活動要領の指導や講習、防犯活動に必要な物品の支援、犯罪発生情報等の提供等を行い、防犯活動団体の設立と活動を支援します。		【「ながら見守り」活動の推進】・・・「ながら見守り」活動に取り組む団体の支援 【設立の支援】・・・具体的な防犯活動要領の指導及び講習 【物品の支援】・・・活動の活性化又は活動に必要な物品の提供 【情報提供】・・・犯罪情勢、効果的な防犯活動事例等の提供									
実施計画（P）	インプット（投入）		1 「ながら見守り」の推進等による自主防犯団体活動の支援促進 2 自主防犯活動団体の会合や活動への積極的な参加及び活動好事例の紹介や犯罪情勢等の情報提供 3 自主防犯活動に必要な物品提供等の支援									
実行（D）	成果 ・アウトプット（結果） ・アウトカム（成果）		1 高知県内の全市町村役所（場）に対し、「ながら見守り」活動の普及を呼び掛けた。 1 自主防犯活動団体の構成員高齢化や担い手不足問題に対応するため、地域住民や事業者による「ながら見守り」活動を推進した。 2 各種会合等において防犯活動団体の活動内容や好事例等について紹介した。 3 青色防犯パトロール団体に対する青色回転灯の提供や、自主防犯活動団体に対する防犯活動用帽子・パトロール用ベストの提供等、必要な装備資機材の支援を行った。	1 高知県内の全市町村役所（場）及び全教育委員会に対し、「ながら見守り」活動の普及を呼び掛けた。 1 自主防犯活動団体の構成員高齢化や担い手不足問題に対応するため、地域住民や事業者による「ながら見守り」活動を推進した。 2 「ながら見守り」の啓発動画を作成し、デジタルサイネージ等により、「ながら見守り」活動の普及を図った。 3 各種会合等において防犯活動団体の活動内容や好事例等について紹介した。 4 青色防犯パトロール団体に対する青色回転灯の提供や、自主防犯活動団体に対する防犯活動用帽子・パトロール用ベストの提供等、必要な装備資機材の支援を行った。	1、2 各種会合やイベント、デジタルサイネージ等において「ながら見守り」活動の普及を呼び掛けた。自主防犯活動団体の構成員高齢化や担い手不足問題に対応するため、地域住民や事業者による「ながら見守り」活動を推進した。 3 各種会合等において防犯活動団体の活動内容や好事例等について紹介した。 4 青色防犯パトロール団体に対する青色回転灯の提供や、自主防犯活動団体に対する防犯活動用帽子・パトロール用ベストの提供等、必要な装備資機材の支援を行った。	1 自主防犯活動団体の会合に出席するなどして、「ながら見守り」活動の普及を呼び掛けた。 2 各種会合等において防犯活動団体の活動内容や好事例等について紹介した。 3 青色防犯パトロール団体に対する青色回転灯の提供や、自主防犯活動団体に対する防犯活動用帽子・パトロール用ベストの提供等、必要な装備資機材の支援を行った。						
評価（C）	実施後の分析、検証		1 地域住民や事業者による積極的な「ながら見守り」活動の推進や、防犯活動に対する意識高揚につながった。 2、3 各種会合における情報提供等や物品支援により、自主防犯活動団体の活性化が図られた。	1 地域住民や事業者による積極的な「ながら見守り」活動の推進や、防犯活動に対する意識高揚につながった。 2、3 各種会合における情報提供等や物品支援により、自主防犯活動団体の活性化が図られた。	1 地域住民や事業者による積極的な「ながら見守り」活動の推進や、防犯活動に対する意識高揚につながった。 2、3 各種会合における情報提供等や物品支援により、自主防犯活動団体の活性化が図られた。	1 活動負担の少ない「ながら見守り」活動を推進し、防犯活動団体の活動の充実を図った。 2、3 各種会合における情報提供等や物品支援により、自主防犯活動団体の活性化が図られた。						
改善（A）	次年度の取組		1 「ながら見守り」活動の認知度を更に高めるため、令和5年度にあっては、県内の全市町村に加え、全教育委員会に対しても「ながら見守り」活動の普及を呼び掛けていく。 2、3 感染症法上の5類に変更される等、新型コロナウイルス感染防止施策が緩和されることから、感染防止に配慮したうえで、積極的な各種会合等を実施していく。	1 「ながら見守り」活動の認知度を更に高めるため、各種会合やイベント等で「ながら見守り」活動の普及を呼び掛けていく。 2、3 各種事故防止に留意し、積極的に各種会合等を実施していく。	1 「ながら見守り」活動の認知度を更に高めるため、各種会合やイベント等で「ながら見守り」活動の普及を呼び掛けていく。 2、3 各種事故防止に留意し、積極的に各種会合等を実施していく。	1 活動負担が少なく継続して取り組むことのできる「ながら見守り」活動の普及を呼び掛けていく。 2 各種会合等へ積極的に参加し、計画を推進する。 3 警察予算として物品購入費用を確保し、効果的な物品支援を行う。						

高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画進捗管理表

No.15

様式 1

重点目標 1	県民の防犯意識を高め、県民、事業者、地域活動団体による自主的な活動を促進する	基本的方策 2	県民、事業者、地域活動団体による自主的な活動を促進する	具体的な取組④	防犯活動を担うリーダーの育成	事業No.	1－2－（４）				
						担当課	学校安全対策課				
目指す姿（目標）	・スクールガード・リーダー配置市町村の拡大 ・小学校におけるスクールガード組織率の向上	目標又は指標	スクールガード（学校安全ボランティア）や地域住民等の活動の状況を把握し、見守り活動等の登下校の安全対策について家庭や地域、関係機関等との連携・協働体制ができている小学校の割合（100％）	出発点（R４）	現状値					目標値（R８）	
				指標：100％	R4: 100％	R5: 100％	R6: 100％	R7: 100％	R8:	指標：100％	
計画（P） 線表	取組内容	R 4		R 5		R 6		R 7		R 8 以降	
		市町村教委に、スクールガード・リーダー配置やスクールガード（学校安全ボランティア）による見守り活動の充実と組織化に向けての働きかけ									
		スクールガード・リーダー連絡協議会（地域ぐるみ学校安全体制整備推進事業担当者会）の開催									
実施計画（P）	インプット（投入）	1 「地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業」の継続と効果的な活用 ・スクールガード・リーダーによる学校内外の巡回指導等の継続実施 ・高知県スクールガード・リーダー連絡協議会（地域ぐるみ学校安全体制整備推進事業担当者会）を開催 ・スクールガード（学校安全ボランティア）等の見守り活動の充実と強化 ・研修会等を通して見守りの有用性を市町村及び学校に説明 ・スクールガード・リーダーの配置拡充や学校安全活動に関する経費の活用に向けて市町村に働きかけ									
実行（D）	成果 ・アウトプット（結果） ・アウトカム（成果）	・スクールガード・リーダーによる巡回指導等の実施（21市町村でスクールガード・リーダー39名を委嘱 148校を巡回） ・市町村指導事務担当者会、安全教育研修会等において、通学路の組織だった見守り活動の強化を依頼した。 ・地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業市町村担当者会において、見守り活動の目的の説明や取組についての情報交換を行った。 ・スクールガード・リーダー連絡協議会は中止した。 ・スクールガード・リーダーの配置拡充を市町村に働きかけ、次年度は1市町村増えた。	・スクールガード・リーダーによる巡回指導等の実施（22市町村でスクールガード・リーダー43名を委嘱 156校を巡回） ・市町村指導事務担当者会、安全教育研修会等において、通学路の組織だった見守り活動の強化を依頼した。 ・高知県スクールガード・リーダー連絡協議会において、見守り活動の目的や取組についての情報交換を行った。 ・スクールガード・リーダーの配置拡充を市町村に働きかけ、次年度は一人増の市町村があった。	・スクールガード・リーダーによる巡回指導等の実施（22市町村でスクールガード・リーダー44名を委嘱 153校（園）を巡回） ・市町村指導事務担当者会、安全教育研修会等において、ボランティア養成講習会の実施等、通学路の組織だった見守り活動の強化を依頼した。 ・高知県スクールガード・リーダー連絡協議会において、退職校長より学校と地域の見守りの具体例を挙げて講演をいただいた。 ・スクールガード・リーダーの配置拡充を市町村に働きかけ、次年度は一市町村増えた。	・スクールガード・リーダーによる巡回指導等の実施（23市町村でスクールガード・リーダー45名を委嘱 155校（園）を巡回） ・市町村指導事務担当者会、安全教育研修会等において、ボランティア養成講習会の実施等、通学路の組織だった見守り活動の強化を依頼した。 ・高知県スクールガード・リーダー連絡協議会において、見守り活動の意義や活動のポイント等について講演をいただいた。 ・スクールガード・リーダーの配置拡充を市町村に働きかけたが、現状から増減なし。						
評価（C）	実施後の分析、検証	・児童等にあたたかい声かけを行うスクールガード・リーダーに対しては、子どもたちや保護者、地域の信頼も厚い。そのことが地域の児童等の安全確保の意識を育てている。 ・スクールガード・リーダーを中心としたスクールガード（学校見守りボランティア）による組織だった見守り活動の充実と強化について、継続して働きかけていく必要がある。	・児童等にあたたかい声かけを行うスクールガード・リーダーに対しては、子どもたちや保護者、地域の信頼も厚い。そのことが地域の児童等の安全確保の意識を育てている。 ・スクールガード・リーダーを中心としたスクールガード（学校見守りボランティア）による組織だった見守り活動の充実と強化について、継続して働きかけていく必要がある。 ・スクールガード・リーダーとスクールガードの養成及び担い手不足が課題。	・児童等を見守るスクールガード・リーダーに対しては、子どもたちや保護者、地域の信頼も厚い。そのことが地域の児童等の安全確保の意識を育てている。 ・スクールガード・リーダーを中心としたスクールガード（学校見守りボランティア）による組織だった見守り活動の充実と強化について、継続して働きかけていく必要がある。 ・スクールガード・リーダーとスクールガードの養成及び担い手不足が課題。体調不良等で予定の日数を実行できない市町村もあった。	・児童等を見守るスクールガード・リーダーに対しては、子どもたちや保護者、地域の信頼も厚い。そのことが地域の児童等の安全確保の意識を育てている。 ・スクールガード・リーダーを中心としたスクールガード（学校見守りボランティア）による組織だった見守り活動の充実と強化について、継続して働きかけていく必要がある。 ・スクールガード・リーダーとスクールガードの養成及び担い手不足が課題だが、比較的年若のスクールガード・リーダーも少しずつ増えている。						
改善（A）	次年度の取組	1～3について、高知県安全安心まちづくり推進会議の広報活動に引き続き参加し、広報啓発活動を充実させる。	「地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業」を継続して実施。スクールガード・リーダー連絡協議会についても継続して実施し、各スクールガード・リーダーの取組状況を報告し、成果や課題など情報共有を図っていく。次年度は学校側からみたスクールガードの見守りの大切さを伝えていく。	「地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業」を継続して実施。スクールガード・リーダー連絡協議会についても継続して実施し、各スクールガード・リーダーの取組状況を報告し、成果や課題など情報共有を図っていく。次年度は警察庁や文部科学省の防犯事業でも助言を務める市民防犯インストラクターの武田信彦氏を招聘し、見守り活動のポイント等での講義・演習を行う。	「地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業」を継続して実施。スクールガード・リーダー連絡協議会についても継続して実施し、各スクールガード・リーダーの取組状況を報告し、成果や課題など情報共有を図っていく。次年度は立正大学で犯罪心理学を専門としている小宮信夫教授を招聘し、科学的知見に基づいた見守り活動のポイントについて講義演習を実施していただく。						

高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画進捗管理表

No.16 様式 1

重点目標 1	県民の防犯意識を高め、県民、事業者、地域活動団体による自主的な活動を促進する	基本的方策 2	県民、事業者、地域活動団体による自主的な活動を促進する	具体的な取組④	防犯活動を担うリーダーの育成	事業No.	1－2－（4）				
						担当課	生活安全企画課				
目指す姿（目標）	積極的に活動する防犯ボランティアリーダーを育成し、自主的な活動の促進につなげる。	目標又は指標	高知県タウンポリス連絡協議会総会の開催：年1回	出発点（R4）	現状値	目標値（R8）					
					R4: タウンポリス総会：R5. 1. 19	R5: タウンポリス総会 R5. 9. 12	R6: タウンポリス総会 R6. 9. 10	R7: タウンポリス総会 R7. 9. 8	R8:		
計画（P）線表	取組内容	R 4		R 5		R 6		R 7		R 8以降	
	地域における防犯活動を活性化させるため、研修会等の開催などにより、活動の核となって積極的に活躍するボランティアのリーダーを育成します。	【講習会、会議等の開催】・・・県内外の優れた取組や活動事例等の紹介 【ボランティアフォーラム等への参加】・・・参加への啓発									
実施計画（P）	インプット（投入）	1 各種講習会や会議等において、優れた取組を紹介する等し、防犯活動の重要性を説明 2 「ながら見守り」の推進等や防犯活動への参加を促進 3 各種の地域イベントにおける積極的な防犯活動の展開									
実行（D）	成果 ・アウトプット（結果） ・アウトカム（成果）	1 各種会議等において、防犯活動団体の設立促進や防犯活動の重要性等に関する講話等を実施した。 2 高知県内の全市町村役所（場）に対し、「ながら見守り」活動の普及を呼び掛けた。 2. 3 自主防犯活動団体の構成員高齢化や担い手不足問題に対応するため、地域住民や事業者による「ながら見守り」活動を推進した。									
評価（C）	実施後の分析、検証	1～3 各種研修会等に参加者による、防犯活動への参加促進に向けた意識高揚が図られた。 2 地域住民や事業者による積極的な「ながら見守り」活動の推進や、防犯活動に対する意識高揚につながった。		1～3 各種研修会等に参加者による、防犯活動への参加促進に向けた意識高揚が図られた。 2 地域住民や事業者による積極的な「ながら見守り」活動の推進や、防犯活動に対する意識高揚につながった。		1～3 各種研修会等に参加者による、防犯活動への参加促進に向けた意識高揚が図られた。 2 地域住民や事業者による積極的な「ながら見守り」活動の推進や、防犯活動に対する意識高揚につながった。		中国・四国地区防犯ボランティアフォーラムで発表した団体の優れた活動事例などを紹介することで、防犯団体のリーダーの知見を深めるとともに、様々な防犯活動に参加してもらうことで、団体の中核となる活動員の育成が図られた。			
改善（A）	次年度の取組	1～3 「ながら見守り」活動の認知度を更に高めるため、令和5年度にあっては、県内の全市町村に加え、全教育委員会に対しても「ながら見守り」活動の普及を呼び掛けていく。		1～3 「ながら見守り」活動の認知度を更に高めるため、各種会合やイベント等で「ながら見守り」活動の普及を呼び掛けていく。 また、若手ボランティアの確保に向けた取組を実施する。		1～3 「ながら見守り」活動の認知度を更に高めるため、各種会合やイベント等で「ながら見守り」活動の普及を呼び掛けていく。 また、若手ボランティアの確保に向けた取組を実施する。		防犯活動を担うリーダーを育成するために、優れた防犯活動の事例紹介等を行うとともに、様々な活動機会の提供に努める。			

高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画進捗管理表

No.17 様式 1

重点目標 1	県民の防犯意識を高め、県民、事業者、地域活動団体による自主的な活動を促進する	基本的方策 2	県民、事業者、地域活動団体による自主的な活動を促進する	具体的な取組⑤	事業者による活動の促進	事業No.	1－2－(5)		
						担当課	生活安全企画課		
目指す姿 (目標)	事業者による社会貢献活動としての防犯活動を普及させる。		目標 又は 指標		出発点 (R 4)	現状値		目標値 (R 8)	
					R4:	R5:	R6:	R7:	R8:
計画 (P) 線表	取組内容	R 4		R 5		R 6		R 7	R 8 以降
		防犯上特に配慮を要する高齢者や障害者、女性、子供を犯罪被害から守るため、事業者に対して、安全シェルター活動に取り組むよう、働きかけます。 また、事業者の特性を生かした防犯活動の推進のための情報提供等必要な支援を行います。 【安全シェルター活動の推進】・・・事業者の取組への推進と県民への制度の周知 【通学路等における子供の見守り活動】・・・青色回転等装備車両によるパトロール、子供110番の車等による活動の促進 【犯罪被害防止活動】・・・時宜に応じた個別の犯罪に対する被害防止活動 【防犯 C S R 活動の推進】・・・事業者による防犯 C S R 活動推進							
実施計画 (P)	インプット(投入)	1 事業者に対し安全シェルター活動への参加を働きかけ 2 青色回転灯装備車両や子供110番の車の登録及び活動を促進 3 事業者の特性を生かした防犯 C S R 活動の推進							
実行 (D)	成果 ・アウトプット (結果) ・アウトカム (成果)	1. 2 各種会議等において、安全シェルターや青色回転灯装備車両による活動の重要性等の説明や参加促進に関する講話を実施した。 3 青年会議所四国地区高知ブロック協議会及び高知県内の青年会議所 6 団体との協定締結や富国生命保険相互会社との協働による特殊詐欺被害防止広報や「ながら見守り」活動の推進等、事業者の特性を生かした防犯 C S R 活動の活性化を図った。	1. 2 各種会議等において、安全シェルターや青色回転灯装備車両による活動の重要性等の説明や参加促進に関する講話を実施した。 3 パナソニック マーケティング ジャパン株式会社との覚書締結や富国生命保険相互会社との協働による特殊詐欺被害防止広報や「ながら見守り」活動の推進等、事業者の特性を生かした防犯 C S R 活動の活性化を図った。	1. 2 各種会議等において、安全シェルターや青色回転灯装備車両による活動の重要性等の説明や参加促進に関する講話を実施した。 3 株式会社NTT ドコモ四国支社高知支店との協定締結や富国生命保険相互会社との協働による特殊詐欺被害防止広報や「ながら見守り」活動の推進等、事業者の特性を生かした防犯 C S R 活動の活性化を図った。	1 事業者に対する子供110番の家の制度を広報した。 2 青色回転灯装備車両による活動のメリット、事業活動にあわせた子供110番の車の活動を広報した。 3 事業者との啓発用チラシの共同作成などで活動促進を図った。				
評価 (C)	実施後の分析、検証	1～3 関係機関や事業者による防犯活動の活性化や、各団体員による防犯意識の高揚が図られた。	1～3 関係機関や事業者による防犯活動の活性化や、各団体員による防犯意識の高揚が図られた。	1～3 関係機関や事業者による防犯活動の活性化や、各団体員による防犯意識の高揚が図られた。	事業者への防犯活動要領など、取り組みやすい活動を紹介することで、事業者による防犯活動の活性化を図った。				
改善 (A)	次年度の取組	1～3 関係機関や事業所に対しての働き掛けを継続し、防犯活動の活性化を図っていく。	1～3 関係機関や事業所に対しての働き掛けを継続し、防犯活動の活性化を図っていく。	1～3 関係機関や事業所に対しての働き掛けを継続し、防犯活動の活性化を図っていく。	事業所が取り組みやすい活動を紹介することで、事業者の参加を促す。				

高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画進捗管理表

No.18							新様式 1		
重点目標 1	県民の防犯意識を高め、県民、事業者、地域活動団体による自主的な活動を促進する	基本的方策 2	県民、事業者、地域活動団体による自主的な活動を促進する		具体的な取組⑥	高齢者による活動の促進	事業No.	1－2－（6）	
							担当課	長寿社会課	
目指す姿（目標）	老人クラブの存続		目標又は指標	老人クラブの会員数やクラブ数の減少が止まる	出発点（R 4）	現状値			目標値（R 8）
						R4:	R5:	R6:	R7:
計画（P）線表	取組内容		R 4		R 5	R 6	R 7		R 8 以降
	元気で意欲のある地域の高齢者が、老人クラブの活動の一環として行われる高齢者相互の友愛訪問活動や子どもの見守り活動に積極的に参加できるよう、老人クラブへの加入を促進するため、県老人クラブ連合会が実施する事業に対し助成を行います。		県老人クラブ連合会への助成 ・会員増強運動推進委員会の開催 ・会員増クラブに対する活動支援 ・地域支え合い事業 ・元気ハツラツ＆はちきん大会（交流会）の開催 ・ろうれんピック（高齢者スポーツ大会）の開催 ・会員パワーアップ研修会の開催 ・若手高齢者広域スポーツ等交流大会の開催						
実施計画（P）	インプット(投入)		県老人クラブ連合会への支援を通じて、クラブへの加入促進を図る。 ・若手高齢者を中心としたクラブ活動のリーダー育成 ・会員増クラブに対する活動支援 ・会員増強運動推進委員会の開催 ・地域支え合い事業（モデル事業） ・若手高齢者広域スポーツ等交流大会の開催						
実行（D）	成果 ・アウトプット（結果） ・アウトカム（成果）	【健康づくり・介護予防支援】 ・健康づくり・介護予防促進事業モデル事業を室戸市、土佐市、奈半利町で実施。 ・健康づくりリーダー研修会の実施（9月26日 参加者：約50名） ・ろうれんピックの開催（参加者：522名） 【地域支え合いの推進】 ・地域支え合い事業のモデル事業を室戸市、いの町で実施 【若手高齢者組織化/活動支援事業】 ・若手・女性会員加入・活動促進モデル事業を室戸市、土佐市、宿毛市、梶原町、香南市で実施	【老人クラブ活動の情報提供と啓発】 ・ブロック別会長・事務担当者会議等の開催県内全域及び県内6ブロック別で開催（参加者：172名） 【健康づくり・介護予防支援】 ・ろうれんピックの開催（参加者：545名） 【地域支え合いの推進】 ・地域支え合い事業のモデル事業を室戸市、佐川町で実施（参加者：131名） 【若手高齢者組織化/活動支援事業】 ・若手高齢者広域スポーツ等交流大会開催事業モデル事業を室戸市で開催（参加者：40名） ・元気ハツラツ＆はちきん大会の開催（参加者：332名） ・会員パワーアップ研修会（参加者：136名）	【老人クラブ活動の情報提供と啓発】 ・ブロック別会長・事務担当者会議等の開催県内全域及び県内6ブロック別で開催（参加者：176名） 【健康づくり・介護予防支援】 ・ろうれんピックの開催（参加者：714名） 【地域支え合いの推進】 ・地域支え合い事業のモデル事業：天候等の影響により実施なし（梶原町） 【若手高齢者組織化/活動支援事業】 ・若手高齢者広域スポーツ等交流大会開催事業・モデル事業を安芸市、四万十町、中芸地区で開催（参加者：285名） ・元気ハツラツ＆はちきん大会の開催（参加者：411名） ・会員パワーアップ研修会（参加者：68名）	【老人クラブ活動の情報提供と啓発】 ・ブロック別会長・事務担当者会議等の開催県内全域及び県内6ブロック別で開催（参加者：177名） 【健康づくり・介護予防支援】 ・ろうれんピックの開催（参加者：850名） 【地域支え合いの推進】 ・地域支え合い事業のモデル事業をいの町、土佐町で実施（参加者：33名） 【若手高齢者組織化/活動支援事業】 ・若手高齢者広域スポーツ等交流大会開催事業モデル事業を安芸市で開催（参加者：64名） ・元気ハツラツ＆はちきん大会の開催（参加者：420名） ・会員パワーアップ研修会（参加者：60名）				
		評価（C）	実施後の分析、検証	【健康づくり・介護予防の支援】 健康づくり・介護予防促進事業のモデル事業をおして高齢者の健康づくりを進めることができた。 【地域支え合いの推進】 ・美化緑化活動では、会員だけでなく、地域の人にも場所を知ってもらえるよう整備・周知を図ることができた。 ・絵手紙教室の開催では、作品展示や体験教室をすることにより活動をPRすることができた。 【若手高齢者組織化/活動支援事業】 若手・女性会員加入・活動促進モデル事業の実施により、若手・女性高齢者のニーズに合った事業の実施や加入促進、活動の活性化につながる事業を実施した。 今後も引き続き会員増への取り組みや若手高齢者のリーダーの養成が必要。	【老人クラブ活動の情報提供と啓発】 ブロック会議の実施により、クラブ会員の増加等について情報共有や意見交換を行った。 【健康づくり・介護予防の支援】 ろうれんピックの開催をおして高齢者の健康づくりを進めることができた。 【地域支え合いの推進】 ・世代間交流として子ども達やその保護者との交流旅行を行い、子どもの見守り等支え合いの仕組みづくりに取り組んだ。 ・料理教室では、引きこもりがちの方々に対して外出機会と交流の場を提供することができた。 【若手高齢者組織化/活動支援事業】 交流会等の実施により、若手高齢者の活動促進や親睦を深める機会となった。 今後も引き続き会員増への取り組みや若手高齢者のリーダーの養成が必要。	【老人クラブ活動の情報提供と啓発】 ブロック会議の実施により、クラブ会員の増加等に関し、情報共有や意見交換を実施。 【健康づくり・介護予防の支援】 ろうれんピックの開催をおして高齢者の健康づくりを進めることができた。 【若手高齢者組織化/活動支援事業】 ・若手高齢者広域スポーツ等交流会の開催により、若手高齢者の交流機会となったほか、中芸地区では新規会員の確保にもつながった。 ・元気ハツラツ＆はちきん大会及び会員パワーアップ研修会の開催により、若手会員等が楽しみながら親睦を深める機会となった。 今後も引き続き会員増への取り組みや若手高齢者のリーダーの養成が必要。	【老人クラブ活動の情報提供と啓発】 ブロック会議の実施により、クラブ会員の増加等に関し、情報共有や意見交換を実施。 【健康づくり・介護予防の支援】 ろうれんピックの開催をおして高齢者の健康づくりを進めることができた。 【若手高齢者組織化/活動支援事業】 ・若手高齢者広域スポーツ等交流会の開催により、若手高齢者の交流機会となった。 ・元気ハツラツ＆はちきん大会及び会員パワーアップ研修会の開催により、若手会員等が楽しみながら親睦を深める機会となった。 今後も引き続き会員増への取り組みや若手高齢者のリーダーの養成が必要。		
改善（A）	次年度の取組	【健康づくり・介護予防の支援】 ・健康づくり、介護予防支援のモデル事業により、他市町村に共有、広報することで、高齢者の健康づくりを進めていく。 ・健康づくりリーダー養成事業、リーダー研修会の実施。ろうれんピックの開催により、スポーツによる、健康づくりや会員の交流を図っていく。 【地域支え合いの推進】 サロンの開催や閉じこもりがちな高齢者への情報提供、外出の促しや環境美化活動などを行うことで、支え合いの仕組みづくりや生きがいづくりに取り組む。 【若手高齢者組織化/活動支援事業】 会員パワーアップ研修会、意見交換会、スポーツ等交流大会を開催新規加入の促進により、クラブ運営ノウハウの向上、クラブ活動の活性化を図っていく。	【老人クラブ活動の情報提供と啓発】 ブロック会議の実施により、クラブ会員の増加に係る情報共有や活動支援を行っていく。 【健康づくり・介護予防の支援】 ろうれんピックの開催により、スポーツによる健康づくりや会員の交流を図っていく。 【地域支え合いの推進】 サロンの開催や閉じこもりがちな高齢者への情報提供、外出の促しや環境美化活動などを行うことで、支え合いの仕組みづくりや生きがいづくりに取り組む。 【若手高齢者組織化/活動支援事業】 会員パワーアップ研修会、スポーツ等交流大会の開催等により新規加入を促進し、クラブ運営ノウハウの向上、クラブ活動の活性化を図っていく。	【老人クラブ活動の情報提供と啓発】 ブロック会議を行い、クラブ会員の増加に係る情報共有や活動支援を行っていく。 【健康づくり・介護予防の支援】 ろうれんピックを開催し、スポーツによる健康づくりや会員の交流を図っていく。 【地域支え合いの推進】 サロンの開催や閉じこもりがちな高齢者への情報提供、外出の促しや環境美化活動などを行うことで、支え合いの仕組みづくりや生きがいづくりに取り組む。 【若手高齢者組織化/活動支援事業】 会員パワーアップ研修会、スポーツ等交流大会の開催等により新規加入を促進し、クラブ運営ノウハウの向上、クラブ活動の活性化を図っていく。	【老人クラブ活動の情報提供と啓発】 ブロック会議を行い、クラブ会員の増加に係る情報共有や活動支援を行っていく。 【健康づくり・介護予防の支援】 ろうれんピックを開催し、スポーツによる健康づくりや会員の交流を図っていく。 【地域支え合いの推進】 サロンの開催や閉じこもりがちな高齢者への情報提供、外出の促しや環境美化活動などを行うことで、支え合いの仕組みづくりや生きがいづくりに取り組む。 【若手高齢者組織化/活動支援事業】 会員パワーアップ研修会、スポーツ等交流大会の開催等により新規加入を促進し、クラブ運営ノウハウの向上、クラブ活動の活性化を図っていく。				

高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画進捗管理表

No.19 様式 1

重点目標 1	県民の防犯意識を高め、県民、事業者、地域活動団体による自主的な活動を促進する	基本的方策 2	県民、事業者、地域活動団体による自主的な活動を促進する	具体的な取組⑥	高齢者による活動の促進	事業No.	1－2－（6）	
						担当課	生活安全企画課	
目指す姿（目標）	他府県より高齢化が進行する中、高齢者の活力を活用し、地域の安全安心に繋げる。	目標又は指標		出発点（R 4）	現状値			目標値（R 8）
				R4:	R5:	R6:	R7:	R8:
計画（P）線表	老人クラブなどに対して、防犯ボランティア活動に関する学習・研修の機会を充実させます。	【高齢者教室等の開催】・・・交通安全、防災等の各種研修を共催するなど、受講の機会を充実させる。 【各種会議における情報提供】・・・高齢者による防犯活動に資する情報の提供						
実施計画（P）	インプット（投入）	1 高齢者教室等において、防犯に加えて交通安全及び防災等の各種研修を共催 2 各種会議において、犯罪情勢や地域安全情報等の防犯活動に資する情報を提供						
実行（D）	成果 ・アウトプット（結果） ・アウトカム（成果）	1 高齢者対象の教室において、防犯、交通安全及び防災等に関する啓発を実施した。（実施数：244件、対象者数3,027人） 2 県内の犯罪認知件数や不審者情報等をタイムリーに情報提供できるよう、随時の集約及び分析を行った。	1 高齢者対象の教室において、防犯、交通安全及び防災等に関する啓発を実施した。（実施数：352件、対象者数5,641人） 2 県内の犯罪認知件数や不審者情報等をタイムリーに情報提供できるよう、随時の集約及び分析を行った。	1 高齢者対象の教室において、防犯、交通安全及び防災等に関する啓発を実施した。（実施数：334件、対象者数5,042人） 2 県内の犯罪認知件数や不審者情報等をタイムリーに情報提供できるよう、随時の集約及び分析を行った。	1 高齢者の受講機会を増やすため、交通安全、防災等と共催した高齢者教室を開催し、防犯活動に関する啓発を実施した。（実施数：300件、対象者数4,994人） 2 県内の犯罪認知件数や不審者情報等をタイムリーに情報提供できるよう、随時の集約及び分析を行った。			
評価（C）	実施後の分析、検証	1、2 各種研修会等に参加した高齢者による、防犯、交通安全及び防災に関する意識高揚が図られた。 1、2 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、例年開催している各種研修会等が中止となる等、効果的な研修会の実施が困難なところがあった。	1、2 各種研修会等に参加した高齢者による、防犯、交通安全及び防災に関する意識高揚が図られた。 1、2 新型コロナウイルス等感染防止に配慮しつつ、各種研修会等を実施し、効果的な研修会の実施ができた。	1、2 各種研修会等に参加した高齢者による、防犯、交通安全及び防災に関する意識高揚が図られた。 また、各種研修会等において、参加した高齢者に対し効果的な防犯情報の提供ができた。	各種教室や会議において、他部門との同時開催をすることにより、幅広く高齢者に対する防犯活動への取組を啓発し、防犯活動への参加を促した。			
改善（A）	次年度の取組	1、2 感染症法上の5類に変更される等、新型コロナウイルス感染防止施策が緩和されることから、対面形式で実施する研修会等については、感染防止に配慮した上、積極的に実施していく。	1、2 各種事故防止に留意し、各研修会等を積極的に実施していく。 また、高齢者が参加しやすい防犯活動情報の提供を推進する。	1、2 各種事故防止に留意し、各研修会等を積極的に実施していく。 また、高齢者が参加しやすい防犯活動情報の提供を推進する。	他部門と各種教室を開催するとともに、各会議に参加することにより、幅広く高齢者に対する防犯活動への取組を啓発し、防犯活動への参加を促す。			

高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画進捗管理表

No.20

新様式 1

重点目標 1	県民の防犯意識を高め、県民、事業者、地域活動団体による自主的な活動を促進する	基本的方策 2	県民、事業者、地域活動団体による自主的な活動を促進する		具体的な取組⑦	幅広い世代の防犯活動への参画の促進		事業No.	1－2－（7）	
								担当課	県民生活課	
目指す姿（目標）	1. 若者による防犯活動への参画の活性化を図る。 2. 防犯活動等を行う地域活動団体の増加を促進する。	目標又は指標	安全安心まちづくりポスター作成等：年 1 回	出発点（R 4）	現状値					目標値（R 8）
					R4: 啓発ポスター、ポケットティッシュを作成	R5: 令和 4 年度に同じ	R6: 令和 4 年度に同じ	R7: 令和 4 年度に同じ	R8: 令和 4 年度に同じ	
計画（P） 縦表	取組内容	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8 以降				
	高校生や大学生による防犯活動団体に対して、活動に役立つ情報を提供するとともに、地域防犯活動団体と連携した活動を推進することで、各団体の活動の更なる活性化を図ります。 また、地域の事業者や学校、団体などに所属する若者や現役世代に対して、地域防犯活動団体が行う啓発活動などへの参加を呼びかけることによって、幅広い世代による防犯活動を促進します。	【広報紙・会報】・・・◎安全安心まちづくりの広報紙や会報で若者による防犯活動内容を紹介 【高知県ホームページ】・・・◎団体の活動内容紹介 ◎更新情報の早期掲載 【安全安心まちづくりひろば】・・・◎若者による安全安心まちづくりイベントへの参加促進 ◎若者による防犯活動内容のパネル展示 【安全安心まちづくりポスター作成等】・・・◎県内の小中高等学校（特別支援学校を含む）の生徒等対象の防犯啓発等に関するポスターの募集及び選考 ◎最優秀作品をポスター化し、最優秀及び優秀作品をポケットティッシュ化して、配付 【若者の参画の活性化】・・・◎若者の参画団体数の増加 ◎防犯活動の情報提供と参加呼びかけ ◎若い世代の活動に対する表彰の検討								
実施計画（P）	インプット（投入）	1 若い世代の防犯ボランティア団体の結成を働きかけるほか、既存団体の活動を支援する。 2 広報紙「安全安心まちづくりニュース」、会報「安全安心まちづくりだより」、高知県ホームページ等で活動を紹介し、さらなる活性化を図る。 3 功労団体表彰において、若い世代の防犯ボランティア団体の活動も積極的に表彰を推奨していく。 4 安全安心まちづくりポスターの募集、優秀な作品を公表して広報啓発活動の気運を醸成する。								
実行（D）	成果 ・アウトプット（結果） ・アウトカム（成果）	○若い世代による防犯ボランティア団体の活動を紹介 ・広報紙及び会報紙、県ホームページ上で防犯ボランティア団体の活動を紹介 ・功労団体表彰において、若い世代の防犯ボランティア団体活動を表彰（伊野商業高校生徒会）、受賞結果を広報紙、ホームページ等で紹介、広報。 ・安全安心まちづくりポスターを募集した結果、160点の応募があり優秀作品を選定、公表を行い広報啓発活動気運を醸成した ・受賞作品をポスター化の上、図柄を印刷したポケットティッシュを作成、配布 ・安全安心まちづくりイベントへの若者の参加を促進した	○若い世代による防犯ボランティア団体の活動を紹介 ・広報紙及び会報紙、県ホームページ上で防犯ボランティア団体の活動を紹介 ・安全安心まちづくりポスターを募集した結果、187点の応募があり優秀作品を選定、公表を行い広報啓発活動気運を醸成した ・受賞作品をポスター化の上、図柄を印刷したポケットティッシュを作成、配布 ・安全安心まちづくりイベントへの若者の参加を促進した	若い世代による防犯ボランティア団体の活動を紹介 ・広報紙及び会報紙、県ホームページ上で防犯ボランティア団体の活動を紹介 ・功労団体表彰において、若い世代の防犯ボランティア団体（春野高等学校、清水高等学校、高知丸の内高等学校生徒会）を表彰のうえ、受賞結果を広報紙、ホームページ等で紹介、広報した。 ・安全安心まちづくりポスターを募集した結果、272点の応募があり、優秀な作品を選定、公表し、広報啓発活動の気運を醸成した ・受賞作品を啓発用ポスターやポケットティッシュの図柄として活用し、啓発物品を作成のうえ、配布した ・安全安心まちづくりイベントへの若者の参加を促進した	・若い世代による防犯ボランティア団体の活動を紹介 ・広報紙及び会報紙、県ホームページ上で防犯ボランティア団体の活動を紹介 ・功労団体表彰において、若い世代の防犯ボランティア団体（明徳義塾高等学校、太平洋学園高等学校生徒会、高知学芸中学高等学校ボランティア「のりしろ」）を表彰のうえ、受賞結果を広報紙やホームページ等で紹介、広報した。 ・安全安心まちづくりポスターを募集した結果、287点の応募があり、優秀な作品を選定、公表し、広報啓発活動の気運を醸成した ・受賞作品を啓発用ポスターやポケットティッシュの図柄として活用し、啓発物品を作成のうえ、配布した ・安全安心まちづくりイベントへの若者の参加を促進した					
		○安全安心まちづくりポスターへの応募作品が例年よりも少なかったため、検証の結果、他の団体や企業が行うポスター展への募集と競合していたことが判明したことから、募集の時期について検討を要する	○教育機関等への呼び掛けにより、安全安心まちづくりポスターへの応募作品が例年よりも多かった	複数年遡り、過去の応募校に対して制作を呼びかけたところ、前年度をはるかに上回る応募があった。他のポスター制作のため、今回の呼びかけに対して応募に至らなかった学校があったことから、来年度に再度制作を呼びかける。	昨年度に続いて、過去の応募校に対して制作を呼びかけた。そして新たに他のポスターコンクールに応募している学校に制作を呼びかけたところ、前年度を上回る応募があった。他のポスター制作のため、今回の呼びかけに対して応募に至らなかった学校があったことから、来年度に再度制作を呼びかける。					
改善（A）	次年度の取組	○ポスター募集時期を早め、長期的に募集をし、より多くの作品から優秀作品を選定する ○ポスター募集要領について、より広範囲に広報を行い、積極的な応募を促す。応募により、防犯活動についての関心を高める。 ○若者（高校生）の防犯活動について各種機会を通じて紹介を行った。今後も引き続き、新規防犯活動団体を発掘し、活動を促進する。 ○若者世代を対象とした出前講座などを開催し、防犯意識の向上を図る	○ポスター募集時期を早め、長期的に募集をし、より多くの作品から優秀作品を選定する ○ポスター募集要領について、より広範囲に広報を行い、積極的な応募を促す。応募により、防犯活動についての関心を高める。 ○若者（高校生）の防犯活動について各種機会を通じて紹介を行った。今後も引き続き、新規防犯活動団体を発掘し、活動を促進する。 ○若者世代を対象とした出前講座などを開催し、防犯意識の向上を図る	○他のポスターの応募状況を参考にして、未だ呼びかけていない学校に対して制作を呼びかける。 ○若者（学生）の防犯活動の実施状況を調査し、活動を支援する。 ○若者世代を対象とした出前講座などを開催し、防犯意識の向上を図る。	○他のポスターの応募状況を参考にして、未だ呼びかけていない学校に対して制作を呼びかける ○若者（学生）の防犯活動の実施状況を調査し、活動を支援する ○若者世代を対象とした出前講座などを開催し、防犯意識の向上を図る					

高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画進捗管理表

No.21 様式 1

重点目標 1	県民の防犯意識を高め、県民、事業者、地域活動団体による自主的な活動を促進する	基本的方策 2	県民、事業者、地域活動団体による自主的な活動を促進する		具体的な取組⑦	幅広い世代の防犯活動への参画の促進	事業No.	1－2－（7）			
							担当課	生活安全企画課			
目指す姿（目標）	若い世代による防犯ボランティア活動を活性化させることにより、次世代の人材を育成する。	目標又は指標			出発点（R 4）	現状値	目標値（R 8）				
						R4：R5：R6：R7：R8：					
計画（P）線表	取組内容	R 4		R 5		R 6		R 7		R 8 以降	
	高校生や大学生による防犯活動団体に対して、活動に役立つ情報を提供するとともに、地域の防犯活動団体との連携による活動を進めることで、それぞれの団体の防犯活動のさらなる活性化を図ります。 また、地域の事業者や学校、団体などの若者や現役世代に対して、防犯活動団体が行う啓発活動等への参加を呼びかけることにより、幅広い世代による防犯活動への参画を促進します。	【「ながら見守り」活動の推進】・・・「ながら見守り」活動に取り組む団体の支援 【設立の支援】・・・具体的な防犯活動要領の指導及び講習 【物品の支援】・・・活動の活性化又は活動に必要な物品の提供 【情報提供】・・・犯罪情勢、効果的な防犯活動事例等の提供									
実施計画（P）	インプット（投入）	1 「ながら見守り」の推進等による自主防犯団体活動の活性化と活動形態に応じた支援 2 各種教室において、自主防犯活動への積極的な参加の呼びかけ 3 自主防犯活動に必要な物品提供等の支援 4 自主防犯活動団体の会合や活動への積極的な参加及び活動好事例の紹介や犯罪情勢等の情報提供									
実行（D）	成果 ・アウトプット（結果） ・アウトカム（成果）	1～4 各種イベントにおいて、幅広い世代に対するボランティアへの参加の呼び掛け等を実施した。 1 県内全市町村の地域安全担当者等に対して防犯ボランティア団体への参加や、「ながら見守り」活動の実施をプロモートし、同活動への取組を推進した。 2、4 各種会議等において、防犯活動団体の設立促進や防犯活動の重要性等に関する講話等を実施した。 3 自主防犯活動団体に対する防犯活動用帽子・パトロール用ベストの提供等、必要な装備資機材の支援を行った。	1～4 各種イベントにおいて、幅広い世代に対するボランティアへの参加の呼び掛け等を実施した。 1 県内全市町村の地域安全担当者及び全教育委員会に対して防犯ボランティア団体への参加や、「ながら見守り」活動の実施をプロモートし、同活動への取組を推進した。 2、4 各種会議等において、防犯活動団体の設立促進や防犯活動の重要性等に関する講話等を実施した。 3 自主防犯活動団体に対する防犯活動用帽子・パトロール用ベストの提供等、必要な装備資機材の支援を行った。 4 「ナツボラ」を利用し、学生を対象とした防犯ボランティア体験事業を実施し、若い世代のボランティアの掘り起こしを行った。	1～4 各種イベントにおいて、幅広い世代に対するボランティアへの参加の呼び掛け等を実施した。 2、4 各種会議等において、防犯活動団体の設立、活動への参加促進や防犯活動の重要性等に関する講話等を実施した。 3 自主防犯活動団体に対する防犯活動用帽子・パトロール用ベストの提供等、必要な装備資機材の支援を行った。 4 「ナツボラ」を利用し、学生を対象とした防犯ボランティア体験事業を実施し、若い世代のボランティアの掘り起こしを行った。	1 若い世代や現役世代にも取り組みやすい「ながら見守り」活動を推奨し、防犯活動の裾野拡大に努めた。 2 各種啓発活動において、若い世代や現役世代による防犯活動への参加を呼びかけた。 3 自主防犯活動団体に対する防犯活動用帽子・パトロール用ベストの提供等、必要な装備資機材の支援を行った。 4 NPOの運営するボランティア情報サイトに登録して、防犯ボランティア団体への橋渡しを行うなど、防犯活動への参画機会の拡充に努めた。						
評価（C）	実施後の分析、検証	1～4 新型コロナウイルス感染症拡大防止による大学の休校等があり、大学生ボランティアの新規勧誘ができず、防犯活動が減少している。 2～4 各種会合における情報提供等や物品支援により、自主防犯活動団体の活性化が図られた。 1、2 「ながら見守り」活動の推進により、非対面式であったり少数又は単独で実施できる新たな防犯活動が推進された。	1～4 公益社団法人高知青年会議所との防犯ボランティア活動を実施。 2～4 各種会合における情報提供等や物品支援により、自主防犯活動団体の活性化が図られた。	1～4 一般社団法人生命保険協会との防犯ボランティア活動を実施。 2～4 各種会合における情報提供等や物品支援により、自主防犯活動団体の活性化が図られた。	学生など若い世代や現役で働く現役世代への防犯活動の浸透を図り、将来のボランティアを育てていく必要がある。						
改善（A）	次年度取組	1～4 新型コロナウイルス感染防止施策が緩和されることから、対面形式で実施する防犯活動等については、再度、活性化を図っていく。	1～4 若者や現役世代に対し、防犯活動団体が行う啓発活動等への参加を呼び掛け、幅広い世代による防犯活動への参画を促進させる。	1～4 若者や現役世代に対し、防犯活動団体が行う啓発活動等への参加を呼び掛け、幅広い世代による防犯活動への参画を促進させる。	若い世代や現役世代に対する防犯活動情報の発信、参加希望者の団体への橋渡しなど、防犯活動への参画を促進させる。						

高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画進捗管理表

重点目標 2	県民、事業者、地域活動団体、行政の連携を進める	基本的の方策 1	県民運動として取り組むための仕組みをつくる		具体的な取組①	広報・啓発の充実	事業No.		2－1－（１）		
							担当課	県民生活課			
目指す姿（目標）	1. シンボルマーク及び標語の利用団体を拡充させ、県民の皆さまへの周知を図る。 2. シンボルマーク及び標語の利用団体数を拡充する	目標又は指標	シンボルマーク及び標語の利用団体数の促進 令和３年度末：46団体		出発点（R４）	現状値					目標値（R８）
					令和３年度末時点 シンボルマーク等 利用：46団体	R4： 47団体	R5： 47団体	R6： 47団体	R7： 47団体	R8：	
計画（P） 線表	取組内容	R 4		R 5		R 6		R 7		R 8 以降	
		【広報紙・会報】・・・◎安全安心まちづくりの広報紙や会報へシンボルマーク・標語を掲載 【高知県ホームページ】・・・◎高知県ホームページにシンボルマーク・標語を掲載 ◎高知県ホームページでシンボルマーク・標語の利用を募集 【主催イベント】・・・◎安全安心まちづくりひろば等、主催するイベントで配布する啓発物品にシンボルマーク・標語を貼付 【その他の活動】・・・◎シンボルマーク等が記載されたタペストリーの掲揚 ◎防犯団体等へシンボルマーク入りベストを配付 ◎配布するポスターへシンボルマークを掲載									
実施計画（P）	インプット（投入）	1 各団体が行うシンボルマークを用いた防犯活動などを、広報紙等で積極的に広報し、地域安全を啓発していく。 2 高知県ホームページや広報紙などで、積極的にシンボルマーク等を用いる。									
実行（D）	成果 ・アウトプット（結果） ・アウトカム（成果）	1 広報紙「安全安心まちづくりニュース」、会報「安全安心まちづくりだより」にシンボルマークを掲載 2 高知県ホームページでの広報 3 主催イベントなどでシンボルマーク、標語入りのパネルを掲示及びポケットティッシュを配布するなど 4 「通学路安全の日」を広報するタペストリーにシンボルマークを入れ、県庁舎玄関等で掲示 5 シンボルマークの使用申請を受理（県土木部建築指導課）建築士会会報への使用 6 安全安心まちづくりポスターにシンボルマークを掲載、配布	1 広報紙「安全安心まちづくりニュース」、会報「安全安心まちづくりだより」にシンボルマークを掲載 2 高知県ホームページでの広報 3 主催イベントなどでシンボルマーク、標語入りのパネルを掲示及びポケットティッシュを配布するなど 4 「通学路安全の日」を広報するタペストリーにシンボルマークを入れ、県庁舎玄関等で掲示 5 安全安心まちづくりポスターにシンボルマークを掲載、配布	1 広報紙「安全安心まちづくりニュース」、会報「安全安心まちづくりだより」にシンボルマークを掲載 2 高知県ホームページでの広報 3 主催イベントなどでシンボルマーク、標語入りのパネルを掲示及びポケットティッシュを配布するなど 4 「通学路安全の日」を広報するタペストリーにシンボルマークを入れ、県庁舎玄関等で掲示 5 安全安心まちづくりポスターにシンボルマークを掲載、配布	1 広報紙「安全安心まちづくりニュース」、会報「安全安心まちづくりだより」にシンボルマークを掲載 2 高知県ホームページでの広報 3 主催イベントなどでシンボルマーク、標語入りのパネルを掲示及びポケットティッシュを配布するなど 4 「通学路安全の日」を広報するタペストリーにシンボルマークを入れ、県庁舎玄関等で掲示 5 安全安心まちづくりポスターにシンボルマークを掲載、配布	1 広報紙「安全安心まちづくりニュース」、会報「安全安心まちづくりだより」にシンボルマークを掲載 2 高知県ホームページでの広報 3 主催イベントなどでシンボルマーク、標語入りのパネルを掲示及びポケットティッシュを配布するなど 4 「通学路安全の日」を広報するタペストリーにシンボルマークを入れ、県庁舎玄関等で掲示 5 安全安心まちづくりポスターにシンボルマークを掲載、配布					
評価（C）	実施後の分析、検証	1 シンボルマーク＝安全安心まちづくりのイメージとなるよう今後も積極的に使用して普及に努める必要がある。	1 シンボルマーク＝安全安心まちづくりのイメージとなるよう今後も積極的に使用して普及に努める必要がある。	「シンボルマーク＝安全安心まちづくり」のイメージとなるよう今後も積極的に使用して普及に努める必要がある。	「シンボルマーク＝安全安心まちづくり」のイメージとなるよう今後も積極的に使用して普及に努める必要がある。						
改善（A）	次年度の取組	新たに、シンボルマークを使用できる機会を増やし、マークを使用することにより、安全安心まちづくりの活動について広報する。	新たに、シンボルマークを使用できる機会を増やし、マークを使用することにより、安全安心まちづくりの活動について広報する。	新たにシンボルマークを使用できる機会を増やし、マークを使用することにより安全安心まちづくりの活動について広報する。	新たにシンボルマークを使用できる機会を増やし、マークを使用することにより安全安心まちづくりの活動について広報する。						

高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画進捗管理表

No.23 新様式 1

重点目標 2	県民、事業者、地域活動団体、行政の連携を進める	基本的方策 1	県民運動として取り組むための仕組みをつくる		具体的な取組②	全県的な推進体制の強化	事業No.	2－1－（2）									
							担当課	県民生活課									
目指す姿（目標）	1. 既存団体の活動の活性化を図る。 2. 安全安心まちづくり推進会議構成員を拡充する。	目標又は指標	推進会議新規構成員数：毎年度＋1 令和3年度末の構成員数：99団体・事業者等	出発点（R4）	現状値				目標値（R8）								
				令和3年度末：99団体	R4： 100団体	R5： 101団体	R6： 103団体	R7： 104団体	R8： 令和8年度末：104団体								
計画（P） 線表	取組内容			R 4		R 5		R 6		R 7		R 8以降					
				【推進会議総会】・・・◎毎年2月を目処に開催 ◎新規入会構成員の紹介 ◎重点テーマ等の発表 【広報紙・会報】・・・◎ニュース（広報紙）年度4回 ◎まちづくりだより（会報）年度4回 【安全安心まちづくり推進会議速報】・・・◎犯罪情勢に応じて発行（随時） 【市町村担当者会開催】・・・◎毎年7～9月を目処に開催 ◎新規入会希望団体の呼び掛け 【構成員の拡充】・・・◎各地域の会合、出前講座等の機会を利用した新規構成員入会の呼びかけ ◎毎年度の新規構成員数の1増加													
実施計画（P）	インプット（投入）			1 総会・担当者会の開催 2 構成員の拡充 3 定期的に広報紙及び会報の発行・必要に応じて速報の発行 4 事業者、地域活動団体が活動するための啓発物・チラシの提供 5 市町村担当者会の開催													
実行（D）	成果 ・アウトプット（結果） ・アウトカム（成果）	1 令和4年度高知県安全安心まちづくり推進会議総会を開催（R5,2,8） 2 高知県安全安心まちづくり推進会議に新規構成員として「有限会社 四国浄管」「富国生命保険相互会社高知支社」が加入 3 広報紙「安全安心まちづくりニュース」の発行（4回、各98,000部）、会報「安全安心まちづくりだより」を発行し、構成員の活動等を紹介（4回、各380部：計1,520部） 4 構成員にポスター・啓発物・チラシ等を提供 5 新型コロナウイルス感染症対策を行ったうえ、市町村ブロック別担当者会を実施。				1 令和5年度高知県安全安心まちづくり推進会議総会を開催（R6,2,13） 2 高知県安全安心まちづくり推進会議に新規構成員として「パナソニックマーケティングジャパン株式会社中四国社」「FM高知」が加入 3 広報紙「安全安心まちづくりニュース」の発行（4回、各90,000部）、会報「安全安心まちづくりだより」を発行し、構成員の活動等を紹介（4回、各380部：計1,520部） 4 構成員にポスター・啓発物・チラシ等を提供 5 新型コロナウイルス感染症対策を行ったうえ、市町村担当者会を実施。				1 令和6年度高知県安全安心まちづくり推進会議総会を開催（R7,2,19） 2 高知県安全安心まちづくり推進会議に新規構成員として「一般社団法人生命保険協会高知県協会」「電化工事株式会社」が入会 3 広報紙「安全安心まちづくりニュース」の発行（4回、各88,700部）、会報「安全安心まちづくりだより」を発行し、構成員の活動等を紹介（4回、各327部：計1,308部） 4 構成員にポスター・啓発物・チラシ等を提供				1 令和7年度高知県安全安心まちづくり推進会議総会を開催（R8,2,9） 2 高知県安全安心まちづくり推進会議に新規構成員として「株式会社高知通信機」が入会 3 広報紙「安全安心まちづくりニュース」の発行（4回、初回88,495部、第2回から第4回各79,110部）、会報「安全安心まちづくりだより」を発行し、構成員の活動等を紹介（4回、各399部：計1,596部） 4 構成員にポスター・啓発物・チラシ等を提供			
		評価（C）	実施後の分析、検証	1 構成員の拡充により、推進体制の強化が図られた。 2 会報は、関係団体・事業者の取組みを記事にすることにより、各団体における活動意欲の向上や、各団体間の情報伝達の手段として利用された。 3 地域活動団体への啓発物、チラシの提供は、活動の活発化につながると共に、推進会議の認知度を高めた。 4 推進体制が発足してから10年以上経過していることもあり、各種会議で新たな意見が出づらいう状況が認められた。 5 市町村ブロック別担当者会は、新型コロナウイルス感染症対策を十分に考慮し、実施。担当者間による意識の共有が計れた。				1 構成員の拡充により、推進体制の強化が図られた。 2 会報は、関係団体・事業者の取組みを記事にすることにより、各団体における活動意欲の向上や、各団体間の情報伝達の手段として利用された。 3 地域活動団体への啓発物、チラシの提供は、活動の活発化につながると共に、推進会議の認知度を高めた。 4 推進体制が発足してから10年以上経過していることもあり、各種会議で新たな意見が出づらいう状況が認められた。 5 市町村担当者会は、新型コロナウイルス感染症対策を十分に考慮し、実施。担当者間による意識の共有が計れた。				1 構成員の拡充により、推進体制の強化が図られた。 2 会報は、関係団体・事業者の取組みを記事にすることにより、各団体における活動意欲の向上や、各団体間の情報伝達の手段として利用された。 3 地域活動団体への啓発物、チラシの提供は、活動の活発化につながると共に、推進会議の認知度を高めた。 4 推進体制が発足してから10年以上経過していることもあり、各種会議で新たな意見が出づらいう状況が認められた。 5 市町村担当者会は、新型コロナウイルス感染症対策を十分に考慮し、実施。担当者間による意識の共有が計れた。				1 構成員の拡充により、推進体制の強化が図られた。 2 会報は、関係団体・事業者の取組みを記事にすることにより、各団体における活動意欲の向上や、各団体間の情報伝達の手段として利用された。 3 地域活動団体への啓発物、チラシの提供は、活動の活発化につながると共に、推進会議の認知度を高めた。 4 推進体制が発足してから10年以上経過していることもあり、各種会議で新たな意見が出づらいう状況が認められた。 5 市町村担当者会は、新型コロナウイルス感染症対策を十分に考慮し、実施。担当者間による意識の共有が計れた。	
改善（A）	次年度の取組			○ 引き続き構成員を増やし、推進体制を拡充し、安全安心まちづくりの気運を高める ○ 広報紙等の掲載内容を検討し、より親しみの持てる内容とする ○ 市町村ブロック別担当者会の方法を検討し、より具体的で効果のある形式（グループ討議形式等）を取り入れ担当者間の連携を強める				○ 引き続き構成員を増やし、推進体制を拡充し、安全安心まちづくりの気運を高める ○ 広報紙等の掲載内容を検討し、より親しみの持てる内容とする ○ 市町村担当者会の方法を検討し、より具体的で効果のある形式（グループ討議形式等）を取り入れ担当者間の連携を強める				○ 引き続き構成員を増やし、推進体制を拡充し、安全安心まちづくりの気運を高める ○ 広報紙等の掲載内容を検討し、より親しみの持てる内容とする				○ 引き続き構成員を増やし、推進体制を拡充し、安全安心まちづくりの気運を高める ○ 広報紙等の掲載内容を検討し、より親しみの持てる内容とする	

高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画進捗管理表

高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画進捗管理表							No.24	様式 1		
重点目標 2	県民、事業者、地域活動団体、行政の連携を進める	基本的方策 1	県民運動として取り組むための仕組みをつくる		具体的な取組②	全県的な推進体制の強化	事業No.	2－1－（2）		
							担当課	学校安全対策課		
目指す姿（目標）	高知県安全安心まちづくり推進会議に係る、地域や学校、関係機関等の連携の強化	目標又は指標	—		出発点（R 4）	現状値			目標値（R 8）	
					—	R4:	R5:	R6:	R7:	R8:
計画（P）線表	取組内容		R 4		R 5		R 6		R 7	R 8 以降
	県民が一体となって犯罪のない安全安心まちづくりに取り組めるよう、県民、事業者、地域活動団体及び行政で構成する「高知県安全安心まちづくり推進会議」において、構成員の拡充や会報の発行、実践的な活動に向けた情報共有を行うなどにより、活動の一層の活性化を図ります。		高知県安全安心まちづくり推進会議事務局として取組への協力							
実施計画（P）	インプット（投入）		1 高知県安全安心まちづくり推進会議事務局として各種の取組への協力 ・関係機関への連絡・調整、各種会議やイベントへの参加・協力 ・高知県教育委員会事務局内のとりまとめと情報共有 ・高知県スクールガード・リーダー連絡協議会の事務局業務（活動内容説明冊子の配付、連絡協議会の開催、会報の送付）							
実行（D）	成果 ・アウトプット（結果） ・アウトカム（成果）		高知県安全安心まちづくり推進会議事務局として、各種の取組へ参画し、活動の一層の活性化を図った。 ・高知県教育委員会事務局におけるとりまとめと情報共有を行った。 ・高知県知事部局関係課及び高知県警察本部等との連携した取組の実施、推進計画が着実に進むよう、事務局として幹事会や打合せに出席した。 ・高知県スクールガード・リーダー連絡協議会への連絡・調整を行い、会報の送付を通して安全安心まちづくりの取組の情報共有を図った。	高知県安全安心まちづくり推進会議事務局として、各種の取組へ参画し、活動の一層の活性化を図った。 ・高知県教育委員会事務局におけるとりまとめと情報共有を行い、特に総会への参加を教育委員会事務局で促した。 ・高知県知事部局関係課及び高知県警察本部等との連携した取組の実施、推進計画が着実に進むよう、事務局として幹事会や打合せに出席した。 ・高知県スクールガード・リーダー連絡協議会を開催し、実践的な活動の情報共有を行った。また、会報の送付を通して安全安心まちづくりの取組の情報共有を図った。	高知県安全安心まちづくり推進会議事務局として、各種の取組へ参画し、活動の一層の活性化を図った。 ・高知県教育委員会事務局におけるとりまとめと情報共有を行い、特に総会への参加を教育委員会事務局で促した。 ・高知県知事部局関係課及び高知県警察本部等との連携した取組の実施、推進計画が着実に進むよう、事務局として幹事会や打合せに出席した。 ・高知県スクールガード・リーダー連絡協議会を開催し、実践的な活動の情報共有を行った。また、会報の送付を通して安全安心まちづくりの取組の情報共有を図った。 ・安全安心まちづくり功労団体等表彰に県立学校が3校、スクールガードリーダーが1名選ばれた。	高知県安全安心まちづくり推進会議事務局として、各種の取組へ参画し、活動の一層の活性化を図った。 ・高知県教育委員会事務局におけるとりまとめと情報共有を行い、特に総会への参加を教育委員会事務局で促した。 ・高知県知事部局関係課及び高知県警察本部等との連携した取組の実施、推進計画が着実に進むよう、事務局として幹事会や打合せに出席した。 ・高知県スクールガード・リーダー連絡協議会を開催し、実践的な活動の情報共有を行った。また、会報の送付を通して安全安心まちづくりの取組の情報共有を図った。				
評価（C）	実施後の分析、検証		・活動を活性化するために、高知県安全安心まちづくり推進会議事務局として各種の取組に協力することができた。取組に積極的に協力することで最新の情報を入手し、活動に生かすことができた。 ・これらの働きかけからスクールガード・リーダー連絡協議会の加盟団体が令和5年度は1市町村増えた。	・活動を活性化するために、高知県安全安心まちづくり推進会議事務局として各種の取組に協力することができた。取組に積極的に協力することで最新の情報を入手し、活動に生かすことができた。 ・これらの働きかけからスクールガード・リーダーの活動人数が増えた。（R4：43人→R5：44人）	・活動を活性化するために、高知県安全安心まちづくり推進会議事務局として各種の取組に協力することができた。取組に積極的に協力することで最新の情報を入手し、活動に生かすことができた。 ・これらの働きかけからスクールガード・リーダーの活動人数が増えた。（R5：44人→R6：45人） ・県立学校での主体的な防犯活動（鍵かけ運動）などにつながった。	・活動を活性化するために、高知県安全安心まちづくり推進会議事務局として各種の取組に協力することができた。取組に積極的に協力することで最新の情報を入手し、活動に生かすことができた。 ・これらの働きかけからスクールガード・リーダー連絡協議会の加盟団体が令和7年度は1市町村増えた。				
改善（A）	次年度の取組		1～3について、高知県安全安心まちづくり推進会議の広報活動に引き続き参加し、広報啓発活動を充実させる。	引き続き高知県安全安心まちづくり推進会議事務局として各種の取組（協議会の開催、会報の送付）への協力をしていく。当課主催の研修会等でも取組内容を紹介し、高知県スクールガード・リーダー連絡協議会の活動を充実させる。	引き続き高知県安全安心まちづくり推進会議事務局として各種の取組（協議会の開催、会報の送付）への協力をしていく。当課主催の研修会等でも取組内容を紹介し、高知県スクールガード・リーダー連絡協議会の活動を充実させる。 ・学校での防犯活動の活性化を図る。	引き続き高知県安全安心まちづくり推進会議事務局として各種の取組（協議会の開催、会報の送付）への協力をしていく。当課主催の研修会等でも取組内容を紹介し、高知県スクールガード・リーダー連絡協議会の活動を充実させる。 ・スクールガード・リーダーが代替わりする市町村が増えてきたため、見守り活動のポイントについて周知していく。				

高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画進捗管理表

No.25 様式 1

重点目標 2	県民、事業者、地域活動団体、行政の連携を進める	基本的方策 1	県民運動として取り組むための仕組みをつくる	具体的な取組②	全県的な推進体制の強化	事業No.	2－1－（2）		
						担当課	生活安全企画課		
目指す姿（目標）	犯罪情勢を共有することで、対応すべき問題を認識し、活動の活性化を図り、県民運動としての取組につなげる。	目標又は指標		出発点（R 4）	現状値			目標値（R 8）	
				R4:	R5:	R6:	R7:	R8:	
計画（P）線表	取組内容	R 4		R 5		R 6		R 7	R 8以降
		【犯罪情勢の分析と共有】・・・地域の情勢に即した犯罪情勢の分析及び効果的な活動に資するための情報の提供 【防犯活動情報の共有】・・・効果的な活動事例等の紹介							
実施計画（P）	インプット（投入）	1 地域の情勢に即した犯罪情勢の分析及び各種会議等における情報提供 2 各種会議等において、効果的な活動事例等の紹介							
実行（D）	成果 ・アウトプット（結果） ・アウトカム（成果）	1、 2 「高知県安全安心まちづくり推進会議」総会及び幹事会において、県内の犯罪情勢を説明し、情報共有を図った。 1、 2 協定を締結した事業者や党書を交わした事業者、防犯CSRに取り組む事業者等を勧誘し、新規構成員の拡充を図った。							
評価（C）	実施後の分析、検証	1、 2 防犯CSR活動に積極的に取り組む事業者に対し、条例に基づく安全安心まちづくり活動を説明することによって、防犯CSR活動の更なる活性化を促すとともに、推進会議に入室する事業者の獲得につながった。							
改善（A）	次年度の取組	1、 2 引き続き、防犯CSR活動に積極的に取り組む事業者に対し、条例に基づく安全安心まちづくり活動を説明することによって、防犯CSR活動の更なる活性化を促すとともに、推進会議に入室する事業者の獲得につなげるほか、会報に取組状況等を掲載して情報提供を行う。							

重点目標 2	県民、事業者、地域活動団体、行政の連携を進める	基本的方策 1	県民運動として取り組むための仕組みをつくる	具体的な取組③	地域における推進体制づくりに対する支援	事業No.	2-1-(3)	
						担当課	県民生活課	
目指す姿 (目標)	1. 県内の自治体における、安全安心まちづくり活動の活性化を図る。 2. 推進体制設置団体の拡充を推進する。	目標 又は 指標	地域における推進体制設置の促進 令和3年度末現在：304団体	出発点 (R4)	現状値			目標値 (R8)
				令和3年度末時点 ：304団体	R4: 298団体	R5: 289団体	R6: 290団体	R7: 290団体
計画 (P) 線表	取組内容		R 4	R 5	R 6	R 7	R 8 以降	
	地域における犯罪のない安全安心まちづくりが総合的、かつ効果的に推進されるため、地域住民、事業者、地域活動団体及び行政の関係者などで構成される推進体制の整備並びに活性化が図られるよう、市町村などに対して、情報の提供などの必要な支援を行います。		【広報紙・会報】・・・◎ニュース（広報紙）年度4回 ◎まちづくりだより（会報）年度4回 【安全安心まちづくり推進会議連絡】・・・◎犯罪情勢等に応じた発行（随時） 【市町村担当者会開催】・・・◎毎年7～9月を目処に開催 ◎活動結果等の報告 ◎関心の高い話題についての積極的な情報提供					
実施計画 (P)	インプット(投入)	1 広報紙「安全安心まちづくりニュース」において、地域活動団体の活動を紹介 2 会報・連絡の発行 各市町村で活動する団体を紹介して周知することにより、市町村の活動体制の活性化を図る。 3 市町村担当者会の開催（8月又は9月で開催予定） 4 市町村担当者、警察等との情報交換を行うことで、地域安全に関して各地域の情勢を把握する。						
実行 (D)	成果 ・アウトプット（結果） ・アウトカム（成果）	1 広報紙「安全安心まちづくりニュース」の発行（4回、各98,000部） 2 会報「安全安心まちづくりだより」の発行（4回、各380部、計1,520部） 3 市町村ブロック別担当者会の開催 (1)開催時期等（8月、県内3ブロックで実施） (2)内容 ・安全安心まちづくりに向けた取組と推進計画について ・推進会議構成員の取組について ・功労者団体等表彰について ・啓発ポスターの募集について	1 広報紙「安全安心まちづくりニュース」の発行（4回、各90,000部） 2 会報「安全安心まちづくりだより」の発行（4回、各380部、計1,520部） 3 市町村担当者会の開催 (1)開催時期等（8月、高知市で実施） (2)内容 ・安全安心まちづくりに向けた取組と推進計画について ・推進会議構成員の取組について ・功労者団体等表彰について ・啓発ポスターの募集について	1 広報紙「安全安心まちづくりニュース」の発行（4回、各88,700部） 2 会報「安全安心まちづくりだより」の発行（4回、各327部、計1,308部）	1 広報紙「安全安心まちづくりニュース」の発行（4回、初回88,495部、第2部から第4部各79,110部） 2 会報「安全安心まちづくりだより」の発行（4回、各399部、計1,596部） 1・2のいずれも安全安心まちづくり推進会議の構成員や市町村へ送付した。			
		1 広報紙で地域活動団体の活動を積極的かつ継続的に紹介することにより、各地域での活動の活性化を図ることができた。 2 会報は、関係団体・事業者の取組を記事にすることにより、各団体における活動意欲の向上や、各団体間の情報伝達の手段として利用された。 3 会報や連絡の配布先、機会を開拓する必要性が認められた。 4 市町村ブロック別担当者会は、県内3ブロックで開催。その際アンケートを実施し、今後の開催方針等についてより効果的な形を図った。	1 広報紙で地域活動団体の活動を積極的かつ継続的に紹介することにより、各地域での活動の活性化を図ることができた。 2 会報は、関係団体・事業者の取組を記事にすることにより、各団体における活動意欲の向上や、各団体間の情報伝達の手段として利用された。 3 会報や連絡の配布先、機会を開拓する必要性が認められた。 4 市町村担当者会は高知市で開催。その際アンケートを実施し、今後の開催方針等についてより効果的な形を図った。	1 広報紙で地域活動団体の活動を積極的かつ継続的に紹介することにより、各地域での活動の活性化を図ることができた。 2 会報は、関係団体・事業者の取組を記事にすることにより、各団体における活動意欲の向上や、各団体間の情報伝達の手段として利用された。 3 市町村担当者会は、来場する各自治体職員の負担が大きいため、Zoomの活用、情報共有したい項目のメール送信といった開催方法の見直しを行う必要性が認められた。				
評価 (C)	実施後の分析、検証	1 広報紙で地域活動団体の活動を積極的かつ継続的に紹介することにより、各地域での活動の活性化を図ることができた。 2 会報は、関係団体・事業者の取組を記事にすることにより、各団体における活動意欲の向上や、各団体間の情報伝達の手段として利用された。 3 会報や連絡の配布先、機会を開拓する必要性が認められた。 4 市町村ブロック別担当者会は、県内3ブロックで開催。その際アンケートを実施し、今後の開催方針等についてより効果的な形を図った。	1 広報紙で地域活動団体の活動を積極的かつ継続的に紹介することにより、各地域での活動の活性化を図ることができた。 2 会報は、関係団体・事業者の取組を記事にすることにより、各団体における活動意欲の向上や、各団体間の情報伝達の手段として利用された。 3 会報や連絡の配布先、機会を開拓する必要性が認められた。 4 市町村担当者会は高知市で開催。その際アンケートを実施し、今後の開催方針等についてより効果的な形を図った。	1 広報紙で地域活動団体の活動を積極的かつ継続的に紹介することにより、各地域での活動の活性化を図ることができた。 2 会報は、関係団体・事業者の取組を記事にすることにより、各団体における活動意欲の向上や、各団体間の情報伝達の手段として利用された。 3 市町村担当者会は、来場する各自治体職員の負担が大きいため、Zoomの活用、情報共有したい項目のメール送信といった開催方法の見直しを行う必要性が認められた。				
		1 広報紙で地域活動団体の活動を積極的かつ継続的に紹介することにより、各地域での活動の活性化を図ることができた。 2 会報は、関係団体・事業者の取組を記事にすることにより、各団体における活動意欲の向上や、各団体間の情報伝達の手段として利用された。 3 市町村担当者会は、開催して情報共有等する必要性などを検討したうえで、今年度は開催しなかった						
改善 (A)	次年度の取組	○会報、広報紙について、より多くの読者が親しみの持てる内容を検討する。 ○市町村ブロック別担当者会について、開催場所、開催方法、人員等を選定し、グループ討論形式を取り入れ、より効果的な内容とする。	○会報、広報紙について、より多くの読者が親しみの持てる内容を検討する。 ○市町村担当者会について、開催場所、開催方法、人員等を選定し、グループ討論形式を取り入れ、より効果的な内容とする。	○会報、広報紙について、より多くの読者が親しみの持てる内容を検討する。 ○市町村担当者会について、情報共有等を行うテーマによって対面開催、Zoom開催、メール送付などの方法を検討のうえ実施することとする。	○会報、広報紙について、より多くの読者が親しみの持てる内容を検討する。 ○市町村担当者会について、開催する必要性を検討のうえ、開催するのであれば情報共有等を行うテーマによって対面開催、Zoom開催、メール送付などの方法を検討のうえ実施することとする			

高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画進捗管理表

No.27

様式 1

重点目標 2	県民、事業者、地域活動団体、行政の連携を進める	基本的方策 1	県民運動として取り組むための仕組みをつくる	具体的な取組③	地域における推進体制づくりに対する支援	事業No.		2－1－（3）	
						担当課	学校安全対策課		
目指す姿（目標）	各学校における学校安全推進体制の構築、地域や関係機関等との連携強化	目標又は指標	—	出発点（R 4）	現状値				目標値（R 8）
				—	R4:	R5:	R6:	R7:	R8:
計画（P） 線表	取組内容		R 4	R 5	R 6	R 7	R 8 以降		
	地域における犯罪のない安全安心まちづくりが総合的、かつ効果的に推進するために、地域住民、事業者、地域活動団体、行政の関係者などで構成される推進体制の整備及び活性化が図られるよう、市町村などに対して、情報の提供などの必要な支援を行います。		市町村教委や県立学校に、学校・保護者・地域・関係団体等が連携した学校安全推進体制づくりを働きかけ 安全教育のモデル地域の市町村（拠点校）による学校安全の推進体制の強化と普及						
実施計画（P）	インプット（投入）		1 保護者・地域・関係機関等と連携した、高知県学校安全総合支援事業（生活安全・交通安全）の市町村（モデル地域）及び拠点校の取組の実施と啓発 2 高知県通学路安全推進会議の開催（年1回）						
実行（D）	成果 ・アウトプット（結果） ・アウトカム（成果）		1 県内でのモデル地域（生活安全1・交通安全2）及び拠点校2校を指定、県立高等学校（交通安全）1校を拠点校として指定した。拠点校は保護者・地域・関係機関等と連携した先進的・実践的な安全教育・安全管理の取組と推進体制の構築に取り組んだ。各拠点校での実践発表、高校生ヘルメット着用シンポジウムの開催など、安全教育や安全管理の充実が図られた。 2 高知県通学路安全推進会議を実施。教育委員会、道路管理者、警察との情報交流、取組の実践発表を行った。	1 県内でのモデル地域（生活安全1・交通安全1）及び拠点校1校を指定、県立高等学校（交通安全）1校を拠点校として指定した。拠点校は保護者・地域・関係機関等と連携した先進的・実践的な安全教育・安全管理の取組と推進体制の構築に取り組んだ。拠点校での実践発表、高校生ヘルメット着用ワークショップの開催、合同街頭啓発など、安全教育や安全管理の充実が図られた。 2 高知県通学路安全推進会議を実施。教育委員会、道路管理者、警察との情報交流、取組の実践発表を行った。	1 市町村でのモデル地域（生活安全2・交通安全2）及び拠点校2校を指定、県立高等学校（交通安全）1校を拠点校として指定した。拠点校は保護者・地域・関係機関等と連携した先進的・実践的な安全教育・安全管理の取組と推進体制の構築に取り組んだ。拠点校での実践発表、合同街頭啓発、自転車ヘルメット着用推進ポスターの作成など、安全教育や安全管理の充実が図られた。 2 高知県通学路安全推進会議を実施。教育委員会、道路管理者、警察との情報交流、取組の実践発表を行った。	1 市町村でのモデル地域（生活安全1・交通安全1）及び拠点校1校を指定、県立高等学校（交通安全）1校を拠点校として指定した。拠点校は保護者・地域・関係機関等と連携した先進的・実践的な安全教育・安全管理の取組と推進体制の構築に取り組んだ。拠点校での実践発表、合同街頭啓発、自転車ヘルメット着用推進ポスターの作成など、安全教育や安全管理の充実が図られた。 2 高知県通学路安全推進会議を実施。教育委員会、道路管理者、警察との情報交流、取組の実践発表を行った。			
評価（C）	実施後の分析、検証		1 各安全教育実施モデル地域及び拠点校では、保護者・地域・関係機関との連携による推進体制のもと、安全教育や安全管理の充実が図られた。その取組について、実施報告書を作成し、県内各学校に配付して普及を図った。 2 通学路合同点検の意義、関係機関との連携体制等、今後の推進体制を確認することができた。	1 各安全教育実施モデル地域及び拠点校では、保護者・地域・関係機関との連携による推進体制のもと、安全教育や安全管理の充実が図られた。県立拠点校ではヘルメット着用推進ポスター作成や街頭啓発などを行いその取組を県教委の通信で県立学校に発信できた。2 拠点校の取組について、実践報告書を作成し、県内各学校に配付して普及を図った。 2 通学路合同点検の意義、関係機関との連携体制等、今後の推進体制を確認することができた。特に普段交流する機会が少ない市町村担当者同士での情報交換により、課題や成果の共有が図られた。	1 市町村のモデル地域及び拠点校では、保護者・地域・関係機関との連携による推進体制のもと、安全教育や安全管理の充実が図られた。県立拠点校ではヘルメット着用推進ポスター作成や街頭啓発などを行いその取組を県教委の通信で県立学校に発信できた。拠点校の取組について、実践報告書を作成し、県内各学校に配付して普及を図った。 2 通学路合同点検の意義、関係機関との連携体制等、今後の推進体制を確認することができた。特に普段交流する機会が少ない市町村担当者同士での情報交換により、課題や成果の共有が図られた。	1 市町村のモデル地域及び拠点校では、保護者・地域・関係機関との連携による推進体制のもと、安全教育や安全管理の充実が図られた。県立拠点校ではヘルメット着用推進ポスターや横断幕の作成、街頭啓発などを行いその取組を県教委の通信で県立学校に発信できた。拠点校の取組について、実践報告書を作成し、県内各学校に配付して普及を図った。 2 通学路合同点検の意義、関係機関との連携体制等、今後の推進体制を確認することができた。特に普段交流する機会が少ない市町村担当者同士での情報交換により、課題や成果の共有が図られた。			
改善（A）	次年度の取組		1～3について、高知県安全安心まちづくり推進会議の広報活動に引き続き参加し、広報啓発活動を充実させる。	1 令和5年度同様に安全教育拠点市町村及び拠点校を指定し、先進的・実践的な安全教育・安全管理の取組を推進し、その内容を普及させていく。 2 高知県通学路安全推進会議の活動を継続して実施。市町村の通学路安全推進体制を支援し、効果的な取組を紹介するなど登下校等の安全確保に努める。	1 令和6年度同様に安全教育拠点市町村及び拠点校を指定し、先進的・実践的な安全教育・安全管理の取組を推進し、その内容を普及させていく。 2 高知県通学路安全推進会議の活動を継続して実施。市町村の通学路安全推進体制を支援し、効果的な取組を紹介するなど登下校等の安全確保に努める。	1 令和8年度は生活安全に関したモデル地域及び拠点校の指定はないが、市町村担当者に向けた事業説明や啓発活動等を通して、各学校や保護者、地域にその内容を波及させていく。 2 高知県通学路安全推進会議の活動を継続して実施。市町村の通学路安全推進体制を支援し、効果的な取組を紹介するなど登下校等の安全確保に努める。			

高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画進捗管理表

No.28 様式 1

重点目標 2	県民、事業者、地域活動団体、行政の連携を進める	基本的方策 1	県民運動として取り組むための仕組みをつくる		具体的な取組③	地域における推進体制づくりに対する支援	事業No.	2－1－（3）		
							担当課	生活安全企画課		
目指す姿（目標）	市町村の協力・支援による防犯活動を活性化させる。		目標又は指標		出発点（R 4）	現状値				目標値（R 8）
						R4:	R5:	R6:	R7:	R8:
計画（P）線表	地域における犯罪のない安全安心まちづくりを総合的かつ効果的に推進するため、地域住民、事業者、地域活動団体、行政の関係者などで構成される推進体制が整備されるよう、市町村等に対して、情報の提供などの必要な支援を行います。	【情報提供】・・・地域ごとの犯罪情勢等の分析と提供 【活動支援】・・・市町村の整備する推進体制による活動への参加、情報提供等								
実施計画（P）	インプット（投入）	1 地域の情勢に即した犯罪情勢の分析及び各種会議等における情報提供 2 市町村が整備する推進体制による活動への参加及び犯罪情勢等の情報提供								
実行（D）	成果 ・アウトプット（結果） ・アウトカム（成果）	1、2 県警察ホームページ、SNS（ツイッター）、あんしんFメール等、様々な広報手段又は機会を通じて、犯罪情勢等の地域安全情報を提供をした。 1、2 協定締結や覚書を交わした金融機関や事業者に対して、犯罪情報等の地域安全情報を提供し、安全安心まちづくり推進体制の活性化を図った。								
評価（C）	実施後の分析、検証	1、2 様々な方法による地域安全情報の提供により、安全安心まちづくり推進体制の強化が図られた。 1、2 事業者と比べ、市町村に関して相対的に関係性が連携が希薄であることから、更なる連携を図り、総合的かつ効果的な安全安心まちづくりを推進する必要がある。								
		1、2 様々な方法による地域安全情報の提供により、安全安心まちづくり推進体制の強化が図られた。 1、2 事業者と比べ、市町村に関して相対的に関係性が連携が希薄であることから、更なる連携を図り、総合的かつ効果的な安全安心まちづくりを推進する必要がある。								
改善（A）	次年度の取組	1、2 市町村との連携強化を図るため、情報提供等の実施について検討していく。								
		1、2 市町村との連携をさらに強化するとともに、市町村による防犯活動の推進に有益な防犯情報を提供する。								

重点目標 2	県民、事業者、地域活動団体、行政の連携を進める	基本的方策 1	県民運動として取り組むための仕組みをつくる		具体的な取組④	市町村に対する支援	事業No.	2－1－（４）			
							担当課	県民生活課			
目指す姿（目標）	県内の自治体における、安全安心まちづくり活動の活性化を図る。		目標又は指標	事業者、地域活動団体と提携した協定等の促進 令和３年度末：54件	出発点（R４）	現状値					目標値（R８）
					令和３年度末 54件	R4： 58件	R5： 59件	R6： 64件	R7： 66件	R8：	
計画（P） 線表	高知県内の市町村が犯罪のない安全で安心な地域社会の実現に向けた取組などを実施していくよう、働きかけるとともに、情報の提供などの必要な支援を行います。	取組内容		R 4	R 5	R 6	R 7	R 8以降			
		【広報紙・会報】・・・◎まちづくりニュース（広報紙）年度４回 ◎まちづくりだより（会報）年度４回 【安全安心まちづくり推進会議速報】・・・◎犯罪情勢に応じた発行（随時） 【市町村担当者会開催】・・・◎毎年７～９月を目処に開催 ◎活動結果等の報告									
実施計画（P）	インプット（投入）	1 広報紙「安全安心まちづくりニュース」において、地域活動団体の活動を紹介 2 会報・速報の発行 各市町村で活動する団体を紹介して周知することにより、市町村の活動体制の活性化を図る。 3 市町村担当者会の開催（８月又は９月で開催予定） 4 市町村担当者、警察等との情報交換を行うことで、地域安全に関して各地域の情勢を把握する。									
実行（D）	成果 ・アウトプット（結果） ・アウトカム（成果）	1 広報紙「安全安心まちづくりニュース」の発行（４回、各98,000部） 2 会報「安全安心まちづくりだより」の発行（４回、各380部、計1,520部） 3 市町村ブロック別担当者会の開催 (1)実施時期 令和４年８月 (2)内容 ・安全安心まちづくりに向けた取組と推進計画について ・安全安心まちづくり推進会議構成員の取組について ・高知県安全安心まちづくり功労者団体等表彰について ・安全安心まちづくり啓発ポスターの募集について	1 広報紙「安全安心まちづくりニュース」の発行（４回、各90,000部） 2 会報「安全安心まちづくりだより」の発行（４回、各380部、計1,520部） 3 市町村担当者会の開催 (1)実施時期 令和５年８月 (2)内容 ・安全安心まちづくりに向けた取組と推進計画について ・安全安心まちづくり推進会議構成員の取組について ・高知県安全安心まちづくり功労者団体等表彰について ・安全安心まちづくり啓発ポスターの募集について	1 広報紙「安全安心まちづくりニュース」の発行（４回、各88,700部） 2 会報「安全安心まちづくりだより」の発行（４回、各327部、計1,308部） 3 市町村担当者会は、来場する各自自治体職員の負担が大きいため、Zoomの活用、情報共有したい項目のメール送信といった開催方法の見直しを行う必要性が認められた。	1 広報紙「安全安心まちづくりニュース」の発行（４回、初回88,495部、第２回から第４回各79,110部） 2 会報「安全安心まちづくりだより」の発行（４回、各399部、計1,596部）						
評価（C）	実施後の分析、検証	1 広報紙で地域活動団体の活動を積極的かつ継続的に紹介することにより、各地域での活動の活性化を図ることができた。 2 会報は、関係団体・事業者の取組を記事にすることにより、各団体における活動意欲の向上や、各団体間の情報伝達の手段として利用された。 3 会報の配布先、機会を開拓する必要性が認められた。 4 市町村ブロック別担当者会の開催及びその際実施してアンケート等により担当者間による意識の共有が図れた。	1 広報紙で地域活動団体の活動を積極的かつ継続的に紹介することにより、各地域での活動の活性化を図ることができた。 2 会報は、関係団体・事業者の取組を記事にすることにより、各団体における活動意欲の向上や、各団体間の情報伝達の手段として利用された。 3 会報の配布先、機会を開拓する必要性が認められた。 4 市町村担当者会の開催及びその際実施してアンケート等により担当者間による意識の共有が図れた。	1 広報紙で地域活動団体の活動を積極的かつ継続的に紹介することにより、各地域での活動の活性化を図ることができた。 2 会報は、関係団体・事業者の取組を記事にすることにより、各団体における活動意欲の向上や、各団体間の情報伝達の手段として利用された。 3 市町村担当者会は、来場する各自自治体職員の負担が大きいため、Zoomの活用、情報共有したい項目のメール送信といった開催方法の見直しを行う必要性が認められた。	1 広報紙で地域活動団体の活動を積極的かつ継続的に紹介することにより、各地域での活動の活性化を図ることができた。 2 会報は、関係団体・事業者の取組を記事にすることにより、各団体における活動意欲の向上や、各団体間の情報伝達の手段として利用された。 3 市町村担当者会は、開催して情報共有等する必要性などを検討したうえで、今年度は開催しなかった						
改善（A）	次年度の取組	1 広報紙、会報への掲載内容について、地域活動団体の活動を積極的かつ継続的に紹介でき、かつタイムリーな内容となるよう努める。 2 会報の配布先を拡大するべく、新規構成員の加入に努める。 3 市町村ブロック別担当者会の開催方法や時期についてより実効的なものとなるよう努める。	1 広報紙、会報への掲載内容について、地域活動団体の活動を積極的かつ継続的に紹介でき、かつタイムリーな内容となるよう努める。 2 会報の配布先を拡大するべく、新規構成員の加入に努める。 3 市町村ブロック別担当者会の開催方法や時期についてより実効的なものとなるよう努める。	1 広報紙、会報への掲載内容について、地域活動団体の活動を積極的かつ継続的に紹介でき、かつタイムリーな内容となるよう努める。 2 会報の配布先を拡大するべく、新規構成員の加入に努める。 3 市町村担当者会について、情報共有等を行うテーマによって対面開催、Zoom開催、メール送付などの方法を検討のうえ実施することとする。	1 広報紙、会報への掲載内容について、地域活動団体の活動を積極的かつ継続的に紹介でき、かつタイムリーな内容となるよう努める。 2 会報の配布先を拡大するべく、新規構成員の加入に努める。 3 市町村担当者会について、開催の必要性を検討のうえ、開催する場合は情報共有等を行うテーマによって対面開催、Zoom開催、メール送付などの方法を検討のうえ実施することとする。						

高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画進捗管理表

No.30 様式 1

重点目標 2	県民、事業者、地域活動団体、行政の連携を進める	基本的方策 1	県民運動として取り組むための仕組みをつくる	具体的な取組④	市町村に対する支援	事業No.	2－1－（４）	
						担当課	生活安全企画課	
目指す姿（目標）	市町村に対する協力・支援により、防犯活動を活性化させる。	目標又は指標		出発点（R 4）	現状値			目標値（R 8）
					R4:	R5:	R6:	R7:
計画（P）線表	取組内容		R 4	R 5	R 6	R 7	R 8 以降	
	市町村が自らの犯罪のない安全で安心な地域社会の実現に向けた取組などを実施していくよう働きかけるとともに、情報の提供などの必要な支援を行います。		【情報提供】・・・地域ごとの犯罪情勢等の分析と提供 【活動支援】・・・市町村の整備する推進体制による活動への参加、情報提供等					
実施計画（P）	インプット（投入）		1 地域の情勢に即した犯罪情勢の分析及び各種会議等における情報提供 2 市町村が整備する推進体制による活動への参加及び犯罪情勢等の情報提供 3 市町村担当者との連携強化					
実行（D）	成果 ・アウトプット（結果） ・アウトカム（成果）	1、2 県警察ホームページ、SNS（ツイッター）、あんしんFメール等、様々な広報手段又は機会を通じて、犯罪情勢等の地域安全情報を提供した。 2、3 県内において特殊詐欺被害や予兆電話が多発した際には、知事部局を通じて市町村の安全安心まちづくり担当課に対し、多発している手口の情報提供をする等、その被害防止に向けた注意喚起、協力を依頼した。	1、2 県警察ホームページ、X（旧ツイッター）、あんしんFメール等、様々な広報手段又は機会を通じて、犯罪情勢等の地域安全情報を提供した。 2、3 県内において特殊詐欺被害や予兆電話が多発した際には、知事部局を通じて市町村の安全安心まちづくり担当課に対し、多発している手口の情報提供をする等、その被害防止に向けた注意喚起、協力を依頼した。	1、2 県警察ホームページ、SNS（X）、Yahoo!アプリ等、様々な広報手段又は機会を通じて、犯罪情勢等の地域安全情報を提供した。 2、3 県内において特殊詐欺被害や予兆電話が多発した際には、知事部局を通じて市町村の安全安心まちづくり担当課に対し、多発している手口の情報提供をする等、その被害防止に向けた注意喚起、協力を依頼した。	1、2 県警察ホームページ、SNS（X）、Yahoo!アプリ等、様々な広報手段又は機会を通じて、犯罪情勢等の地域安全情報を提供した。 2 通学路合同点検、対策会議等へ参加し、防犯上の危険箇所情報の提供などを行った。 3 知事部局を通じて市町村の安全安心まちづくり担当課に防犯情報を提供し、被害防止に向けた注意喚起、協力を依頼した。			
評価（C）	実施後の分析、検証	1～3 令和4年は、短期間のうちに特殊詐欺被害や予兆電話が多発したことによって、特殊詐欺緊急警報又は特殊詐欺警戒注意報を18回発令し、発令時には知事部局を介して市町村の安全安心まちづくり担当課へ情報提供を依頼することを開始したことにより、県内全域における被害防止の注意喚起を実施できた。	1～3 令和5年は、短期間のうちに特殊詐欺被害や予兆電話が多発したことによって、特殊詐欺緊急警報又は特殊詐欺警戒注意報を24回発令し、発令時には知事部局を介して市町村の安全安心まちづくり担当課へ情報提供を依頼することを開始したことにより、県内全域における被害防止の注意喚起を実施できた。	1～3 令和6年は、短期間のうちに特殊詐欺及びSNS型投資・ロマンス詐欺の被害や予兆電話が多発したことによって、特殊詐欺緊急警報又は特殊詐欺警戒注意報を30回発令し、発令時には知事部局を介して市町村の安全安心まちづくり担当課へ情報提供を依頼することを開始したことにより、県内全域における被害防止の注意喚起を実施できた。	地域の犯罪情勢、防犯対策等の情報を行い、市町村による防犯活動の推進に協力した。			
改善（A）	次年度の取組	1～3 知事部局を介する等し、積極的な情報提供を検討していく。	1～3 知事部局を介する等し、積極的な情報提供を検討していく。	1～3 知事部局を介する等し、積極的な情報提供を検討していく。	市町村の行う防犯活動等への積極的な参加を行うとともに、地域の犯罪情勢や防犯対策に関する情報提供を行い、防犯活動の活性化を図る。			

高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画進捗管理表

No.31						様式 1	
事業No.						2－1－（5）	
担当課						組織犯罪対策課	
現状値						目標値（R8）	
R4: R5: R6: R7: R8:							

重点目標 2	県民、事業者、地域活動団体、行政の連携を進める	基本的方策 2	日常生活の場におけるネットワークをつくる		具体的な取組①	ネットワークづくり …見守り協定締結事業者等に見守り活動への参加を働きかける。	事業No.	2－2－（１）		
							担当課	地域福祉政策課		
目指す姿（目標）	誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることのできる社会の実現		目標又は指標		出発点（R４）	現状値				目標値（R８）
					R4:	R5:	R6:	R7:	R8:	
計画（P）線表	取組内容		R 4	R 5	R 6	R 7	R 8 以降			
	地域の支え合いのネットワーク強化のため、協定締結事業者、高知県民生委員児童委員協議会連合会との連携を深めるとともに、地域で活動する事業者や団体に対して、犯罪のない安全安心まちづくりや地域の見守り活動に参画していただくよう働きかけます。		【地域見守り協定】 ○地域見守り活動の推進、協力事業者及びネットワークの強化・拡大 ○地域見守り協定３者会の開催 年 1 回 【地域見守り協定ロゴマークの活用】 ○事業所に配布しているシール・缶バッジ等を日常業務の中で活用することによる地域見守り活動のPR							
実施計画（P）	インプット（投入）		○事業者及び地域活動団体に対して、見守り協定締結の働きかけを実施。 ○協定事業者、県民児連、高知県の三者による三者会を開催し、協定に基づく見守り活動の状況等について情報共有するとともに、概要を県HPにて周知。 ○事業所に配布している協定ロゴマークのシール・バッジ等を日常業務の中で活用することで、見守り活動のPRを実施。							
実行（D）	成果 ・アウトプット（結果） ・アウトカム（成果）		・地域見守り活動のネットワーク強化 四国アルフレッサ株式会社、株式会社フォーティー・エス、高知ダイハツ販売株式会社と見守り協定を締結 ・地域見守り協定三者会の開催 協手事業者（15社）、県民児連、県の三者会を 9 月に開催 ・地域見守りロゴマークの活用 事業所に配布しているシールや缶バッジ等を日常業務の中で活用することによる地域見守り活動のPR	・地域見守り活動のネットワーク強化 株式会社シニアライフフリエイト、日本郵便株式会社と見守り協定を締結 ・地域見守り協定三者会の開催 協定事業者（15社）、県民児連、県の三者会を11月に開催 ・地域見守りロゴマークの活用 事業所に配布しているシールや缶バッジ等を日常業務の中で活用することによる地域見守り活動のPR	・地域見守り活動のネットワーク強化 住友生命保険相互会社高知支店、有限会社松本工業、株式会社仙台銘板高知営業所と見守り協定を締結 ・地域見守り協定三者会の開催 協定事業者（15社）、県民児連、県の三者会を 1 月に開催 ・地域見守りロゴマークの活用 事業所に配布しているシールや缶バッジ等を日常業務の中で活用することによる地域見守り活動のPR ・見守り活動をPRするためのチラシの作成	・地域見守り活動のネットワーク強化 三里地域介護サービス事業所連携団体、株式会社ベルモニーと見守り協定を締結 ・地域見守り協定三者会の開催 協定事業者（15社）、県民児連、県の三者会を 2 月に開催 ・地域見守りロゴマークの活用 事業所に配布しているシールや缶バッジ等を日常業務の中で活用することによる地域見守り活動のPR ・見守り活動をPRするためのチラシの配布				
評価（C）	実施後の分析、検証		・新たに３事業者と協定を締結し、地域の見守りネットワークの輪が広がった ・三者会を9月16日に開催し、互いの見守り活動の状況等を情報共有し、顔の見える関係づくりを築くことで、より良い見守り活動につなぐ機会をつくることができた	・新たに２事業者と協定を締結し、地域の見守りネットワークの輪が広がった ・三者会を11月30日に開催し、互いの見守り活動の状況等を情報共有し、顔の見える関係づくりを築くことで、より良い見守り活動につなぐ機会をつくることができた	・新たに３事業者と協定を締結し、地域の見守りネットワークの輪が広がった ・三者会を 1 月14日に開催し、互いの見守り活動の状況等を情報共有し、顔の見える関係づくりを築くことで、より良い見守り活動につなぐ機会をつくることができた	・新たに２事業者と協定を締結し、地域の見守りネットワークの輪が広がった ・三者会を 2 月10日に開催し、互いの見守り活動の状況等を情報共有し、顔の見える関係づくりを築くことで、より良い見守り活動につなぐ機会をつくることができた				
改善（A）	次年度の取組		・見守り協定による地域見守り活動のネットワークづくり ・新たな事業者との協定に向けた情報収集及び協定締結 ・県広報等を活用した見守り活動の広報	・見守り協定による地域見守り活動のネットワークづくり ・新たな事業者との協定に向けた情報収集及び協定締結 ・県広報等を活用した見守り活動の広報	・見守り協定による地域見守り活動のネットワークづくり ・新たな事業者との協定に向けた情報収集及び協定締結 ・県広報等を活用した見守り活動の広報	・見守り協定による地域見守り活動のネットワークづくり ・新たな事業者との協定に向けた情報収集及び協定締結 ・県広報等を活用した見守り活動の広報				

高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画進捗管理表

重点目標 2	県民、事業者、地域活動団体、行政の連携を進める	基本的方策 2	日常生活の場におけるネットワークをつくる	具体的な取組①	ネットワークづくり …見守り協定締結業者等に見守り活動への参加を働きかける。		事業No.	2-2-(1)			
							担当課	中山間地域対策課			
目指す姿 (目標)	1 地域の課題や将来像についての話し合いが県内各地で始まり、住民主体の取り組みが進んでいる。 2 中山間地域で将来にわたり暮らし続けることができる生活環境づくりが進んできている。	目標 又は 指標	集落活動センター開設数：83箇所（令和9年度末）	出発点（R4）	現状値						目標値（R8）
				63	R4： 65	R5： 66	R6： 68	R7： 71	R8：（仮）78	（仮）78	
計画（P） 線表	取組内容		R 4	R 5	R 6	R 7	R 8 以降				
	②中山間地域における安全・安心の確保に向けた仕組みづくり 過疎化・高齢化などで世帯数が減少し、コミュニティ機能が低下した地域において、住民同士の助け合いや近隣集落、NPO、住民グループ等の連携で、集落の維持・存続を支え合い、安全・安心の仕組みづくりにつながる取組を支援します。		【集落活動センター事業】 令和9年度末までに83箇所開設に向けて取り組む。								
			【人材育成】 アドバイザー派遣、研修会の開催等により、センターに取り組む人材の育成を行う。								
			【集落活動センター間のネットワークづくり】 集落活動センター連絡協議会を中心に、センター相互の交流や情報交換に取り組む。								
実施計画（P）	インプット（投入）	1 集落活動センターのさらなる掘り起こし 2 活動の継続に向けた後押し 3 集落活動センター推進事業（補助事業） 4 小さな集落活性化事業（補助事業）									
実行（D）	成果 ・アウトプット（結果） ・アウトカム（成果）	■アウトプット 1 集落活動センターのさらなる掘り起こし ・集落実態調査結果の活用 2 活動の継続に向けた後押し ・集落活動センター推進アドバイザー等の派遣：アドバイザー派遣延べ4回 ・冊子「土佐巡里」の新規作成・配布（食・体験メニュー掲載／1万部作成） ・中心商店街等での特産品販売・PR活動・2回 ・ふるさと・えんもん集マルシェの開催（10月14センター・3月22センター参加） ・集落活動センター連絡協議会の支援 県と連携したフォーラムの実施（2月・229名） 3 集落活動センター推進事業（補助事業） ・21センターへ支援 4 集落の元気づくり支援事業（補助事業） ・7事業を交付し支援 ■アウトカム ・32市町村65箇所で集落活動センターが開所（令和4年度で3箇所開所）									
		■アウトプット 1 集落活動センターのさらなる掘り起こし ・集落実態調査結果の活用 2 活動の継続に向けた後押し ・集落活動センター推進アドバイザー等の派遣：アドバイザー派遣延べ6回 ・冊子「土佐巡里」の新規作成・配布（食・体験メニュー掲載／小冊子8千部、リーフレット5千部作成） ・中心商店街等での特産品販売・PR活動・10回 ・ふるさと・えんもん集マルシェの開催（10月12センター・3月30センター参加） ・集落活動センター連絡協議会の支援 県と連携したフォーラムの実施（2月・184名） ・大学との連携 マッチング件数：15センター 3 集落活動センター推進事業（補助事業） ・20センターへ支援 4 小さな集落活性化事業（補助事業） ・12事業を交付し支援 ■アウトカム ・32市町村66箇所で集落活動センターが開所（令和5年度で1箇所開所）									
		■アウトプット 1 集落活動センターのさらなる掘り起こし ・集落実態調査結果の活用 2 活動の継続に向けた後押し ・集落活動センター推進アドバイザー等の派遣：アドバイザー派遣延べ6回 ・冊子「土佐巡里」の新規作成・配布（食・体験メニュー掲載／小冊子8千部） ・中心商店街等での特産品販売・PR活動・22回 ・ふるさと・えんもん集マルシェの開催（10月14センター・3月19センター参加） ・集落活動センター連絡協議会の支援 県と連携したフォーラムの実施（2月・157名） ・大学との連携 マッチング件数：20センター27件 3 集落活動センター推進事業（補助事業） ・14センターへ支援 4 小さな集落活性化事業（補助事業） ・15事業を交付し支援 ■アウトカム ・32市町村68箇所で集落活動センターが開所（令和6年度で2箇所開所）									
		■アウトプット 1 集落活動センターのさらなる掘り起こし ・集落実態調査結果の活用 2 活動の継続に向けた後押し ・集落活動センター推進アドバイザー等の派遣：アドバイザー派遣延べ74回 ・冊子「土佐巡里」の新規作成・配布（食・体験メニュー掲載／小冊子8千部） ・中心商店街等での特産品販売・PR活動・14回 ・ふるさと・えんもん集マルシェの開催（10月13センター・3月18センター参加） ・集落活動センター連絡協議会の支援 県と連携したシンポジウムの実施（7月・219名） ・大学との連携 マッチング件数：28センター35件 3 集落活動センター推進事業（補助事業） ・24センターへ支援 ■アウトカム ・32市町村71箇所で集落活動センターが開所（令和7年度で3箇所開所）									
評価（C）	実施後の分析、検証	1 集落活動センターのさらなる掘り起こし ・令和4年度で3箇所開所したが、予定していた集落において、話し合い等に時間を要している 2 活動の継続に向けた後押し 3 集落活動センター推進事業（補助事業） ・対面でのフォーラムの開催によりセンターの横の連携や活動への刺激につながることができた ・コロナ禍によって活動の中断・停滞がみられる 4 集落の元気づくり支援事業（補助金） ・地域のイベントの復活やセンター立ち上げに向けた支援を実施できた									
		1 集落活動センターのさらなる掘り起こし ・令和5年度の開所は2箇所のみであり、立ち上げに向けて協議等が継続している地区がある 2 活動の継続に向けた後押し ・既存のセンターの活性化や継続した活動のために、各センターに応じた支援が必要 3 集落活動センター推進事業（補助事業） ・フォーラムの開催によりセンターの横の連携や活動への刺激につなげることができた 4 小さな集落活性化事業（補助金） ・地域のイベントの復活等につながり、集落活動センターを立ち上げを目指す地区の掘り起こしにつながった									
改善（A）	次年度の取組	1 集落活動センターのさらなる掘り起こし ・地域本部と連携し、新たな候補地の掘り起こしにつなげる 2 活動の継続に向けた後押し 3 集落活動センター推進事業（補助事業） ・コロナ禍による中断・停滞した活動を支援する制度を新たに創設するとともに大学とセンターとの連携を支援し、センターの活性化につなげる 4 集落の元気づくり支援事業（補助金） ・引き続き地域の取り組みを支援									
		1 集落活動センターのさらなる掘り起こし ・地域本部と連携し、新たな候補地の掘り起こしにつなげる 2 活動の継続に向けた後押し ・各センターの特産品の状況を把握し、各センターに応じた支援を行っていく 3 集落活動センター推進事業（補助事業） ・引き続き地域の取り組みを支援 4 小さな集落活性化事業（補助金） ・引き続き地域の取り組みを支援									

高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画進捗管理表

No.34 様式 1

重点目標 2	県民、事業者、地域活動団体、行政の連携を進める	基本的方策 2	日常生活の場におけるネットワークをつくる		具体的な取組①	ネットワークづくり …見守り協定締結業者等に見守り活動への参加を働きかける。	事業No.	2-2-(1)
							担当課	生活安全企画課
目指す姿 (目標)	重層的なネットワークによる地域の支え合いが、きめ細かく広がり、支えを必要とする人に、必要が情報がいきわたる社会を実現する。	目標 又は 指標			出発点 (R 4)	現状値		目標値 (R 8)
					R4:	R5:	R6:	R7:
計画 (P) 線表	取組内容	R 4		R 5	R 6	R 7	R 8 以降	
		【ネットワークの構築】…幅広い分野への働きかけ 【ネットワークとの連携】…見守り協定締結業者等に対する見守り活動参加の働きかけ 【地域の支え合いの推進】…地域の支え合いへの積極的な参加の働きかけ						
実施計画 (P)	インプット(投入)	1 犯罪情勢等に応じた幅広い分野への働きかけ 2 見守り協定の締結促進等、対策を講じる必要性が高い犯罪等に関するネットワークの構築 3 ネットワークを活用した犯罪情勢や地域安全情報の発信 4 協定締結等、地域の支え合いへの積極的な参加を働きかけ						
実行 (D)	成果 ・アウトプット (結果) ・アウトカム (成果)	1～4 日本青年会議所四国地区高知ブロック協議会及び高知県内の青年会議所 6 団体と協定を締結するなど、地域安全活動に関するネットワークの更なる強化を実施した。 1～4 協定締結や覚書を交わした事業所等に対する地域安全情報の提供等を定期的に実施し、安全安心まちづくりに係る意識の醸成を図った。	1～4 パナソニック マーケティング ジャパン株式会社と覚書を締結するなど、地域安全活動に関するネットワークの更なる強化を実施した。 1～4 協定締結や覚書を交わした事業所等に対する地域安全情報の提供等を定期的に実施し、安全安心まちづくりに係る意識の醸成を図った。	1～4 株式会社NTTドコモ四国支社高知支店と協定を締結するなど、地域安全活動に関するネットワークの更なる強化を実施した。 1～4 協定締結や覚書を交わした事業所等に対する地域安全情報の提供等を定期的に実施し、安全安心まちづくりに係る意識の醸成を図った。	1～4 警察と協力関係にある又は協定と締結している事業者や団体等に対して、犯罪情勢や防犯対策、防犯活動の促進に関する情報を適宜発信するとともに、当該団体等の会員、家族、顧客等への防犯情報等の提供を依頼し、ネットワークの活用を図った。			
評価 (C)	実施後の分析、検証	1～4 日本青年会議所四国地区高知ブロック協議会及び高知県内の青年会議所 6 団体との協定を締結することにより、安全安心まちづくりに関するネットワークの更なる強化が図られた。	1～4 パナソニック マーケティング ジャパン株式会社と覚書を締結することにより、安全安心まちづくりに関するネットワークの更なる強化が図られた。	1～4 株式会社NTTドコモ四国支社高知支店と協定を締結することにより、安全安心まちづくりに関するネットワークの更なる強化が図られた。	1～4 警察と協力関係にある又は協定と締結している事業者や団体等に対する犯罪情勢や防犯対策、防犯活動促進に関する情報を発信し、当該団体等の会員、家族、顧客等へ防犯情報等が届けられ、ネットワークを活用した被害防止、防犯活動の推進が図られた。			
改善 (A)	次年度の取組	1～4 事業者等に広く協力を働きかけ、地域安全に関する覚書を交わすことなどを検討する。	1～4 事業者等に広く協力を働きかけ、地域安全に関する覚書を交わすことなどを検討する。	1～4 事業者等に広く協力を働きかけ、地域安全に関する覚書を交わすことなどを検討する。	事業者、団体等との協力体制の構築をすめ、重層的なネットワークの構築に努めるとともに、効果的な情報発信を行う。			

高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画進捗管理表

No.35 新様式 1

重点目標 2	県民、事業者、地域活動団体、行政の連携を進める	基本的方策 3	将来を見据えたサイバー空間における被害を抑止する取組を促進する		具体的な取組①	広報・啓発の充実 …サイバー空間の脅威への注意喚起、基本的な知識の普及啓発に係る広報を行う。	事業No.	2－3－（１）	
							担当課	県民生活課	
目指す姿 （目標）	県民の情報セキュリティに対する意識の向上を図る。	目標 又は 指標	出前講座：年 1 回以上	出発点 (R 4)	現状値			目標値 (R 8)	
					R4: 出前講座の実施	R5: 出前講座の実施	R6: 1 回実施	R7: 1 回実施	R8:
計画（P） 線表	取組内容		R 4	R 5	R 6	R 7	R 8 以降		
	あらゆる機会を通じ、パスワードやID番号など、個人情報の盗用による不正アクセス被害や、スマートフォンなどの新たなサービスを悪用した事案など、サイバー空間における脅威についての注意喚起を行うなど、社会全体におけるセキュリティ意識の向上に向けた取組を推進します。		【安全安心まちづくりニュース】・・・◎発行回数 年度 4 回 ◎配付箇所の拡充 【高知県ホームページ】・・・◎新着情報の充実 ◎更新情報の早期提供 【安全安心まちづくりひろば】・・・◎サイバー犯罪の発生状況、情報セキュリティ等をテーマとしたパネル展示 【市町村担当者会】・・・◎サイバー犯罪の発生状況、犯行の手口等の紹介 【その他の活動】・・・◎出前講座・地域の会合等の機会を利用した広報・啓発						
実施計画（P）	インプット（投入）	1 県民の防犯意識を高める広報・啓発 ・ 広報紙「安全安心まちづくりニュース」発行（各 約9万部×4回） ・ 安全安心まちづくり構成員向けの会報を発行（4回） ・ 広報紙や会報を高知県ホームページへ掲載 ・ 安全安心まちづくりのイベントにおいて「安全安心まちづくりパネル展」の実施 ・ 構成員に向けたEメール等による「安全安心まちづくり推進会議連絡」の発信 2 高知県ホームページでの広報 3 RKCラジオ放送を利用した広報							
実行（D）	成果 ・アウトプット（結果） ・アウトカム（成果）	1 安全安心まちづくりひろば等、各種イベントなどにおいて、サイバー犯罪に関するリーフレットを配布して、注意喚起を行った。 2 各種イベントや出前講座などにおいてサイバー犯罪の危険性について説明を行った。							
評価（C）	実施後の分析、検証	各種イベント等での説明やリーフレットの配布などによって、サイバー犯罪の手口や危険性を周知することができ、参加者のサイバー犯罪に対する注意喚起及びセキュリティ意識向上が図れた。		各種イベント等での説明やリーフレットの配布などによって、サイバー犯罪の手口や危険性を周知することができ、参加者のサイバー犯罪に対する注意喚起及びセキュリティ意識向上が図れた。		各種イベント等での説明やリーフレットの配布などによって、サイバー犯罪の手口や危険性を周知することができ、参加者のサイバー犯罪に対する注意喚起及びセキュリティ意識向上が図れた。		各種イベント等での説明やリーフレットの配布などによって、サイバー犯罪の手口や危険性を周知することができ、参加者のサイバー犯罪に対する注意喚起及びセキュリティ意識向上が図れた。	
		1 各種イベントなどの機会を通じて、サイバー犯罪に関するリーフレット等の広報啓発資料を配布して注意喚起を行う。 2 各種イベントや出前講座などにおいてサイバー犯罪の危険性について説明を行う。		1 各種イベントなどの機会を通じて、サイバー犯罪に関するリーフレット等の広報啓発資料を配布して注意喚起を行う。 2 各種イベントや出前講座などにおいてサイバー犯罪の危険性について説明を行う。		1 各種イベントなどの機会を通じて、サイバー犯罪に関するリーフレット等の広報啓発資料を配布して注意喚起を行う。 2 各種イベントや出前講座などにおいてサイバー犯罪の危険性について説明を行う。		1 各種イベントなどの機会を通じて、サイバー犯罪に関するリーフレット等の広報啓発資料を配布して注意喚起を行う。 2 各種イベントや出前講座などにおいてサイバー犯罪の危険性について説明を行う。	
改善（A）	次年度の取組								

高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画進捗管理表

No.36 様式 1

重点目標2	県民、事業者、地域活動団体、行政の連携を進める	基本的の方策3	将来を見据えたサイバー空間における被害を抑止する取組を促進する	具体的な取組①	広報・啓発の充実 …サイバー空間の脅威への注意喚起、基本的な知識の普及啓発に係る広報を行う。				事業No.	2-3- (1)
									担当課	サイバー犯罪対策課
目指す姿 (目標)	新たな犯罪手口を用いたサイバー犯罪等を含む最新の脅威について情報発信することにより、県民や民間事業者等の意識改革・向上が図られるほか、自主的な被害防止活動が促進される。		目標 又は 指標	1 県ホームページ、SNS等での広報 2 サイバーセキュリティ等に関する研修会、教室の実施	出発点 (R4)	現状値				目標値 (R8)
					R4:	R5:	R6:	R7:	R8:	
計画 (P) 線表	取組内容	R 4	R 5	R 6	R 7				R 8以降	
	あらゆる機会を通じ、パスワード、ID番号等個人情報情報の盗用による不正アクセス被害、スマートフォン等における新たなサービス等を悪用した事案等身近な事例を通じてサイバー空間の脅威への注意喚起、基本的な知識の普及啓発に係る広報を行うなど、社会全体におけるセキュリティ意識の向上に向けた取組を推進します。	・ 警察官による民間企業等における講演の実施 ・ 情報セキュリティ関連会社、組織による講演の実施 ・ 県警察ホームページ、SNSでの広報 ・ ラジオ等を利用した広報 ・ IPA主催の標語コンクールを支援 ・ 企業等との共同による広報 ・ よさこいネットワークセキュリティセミナーの開催								
実施計画 (P)	インプット (投入)	・ 警察官による民間企業等における講演の実施 ・ 情報セキュリティ関連会社、組織による講演の実施 ・ 県警察ホームページ、SNSでの広報 ・ ラジオ等を利用した広報 ・ IPA主催の標語コンクールを支援 ・ 企業等との共同による広報 ・ よさこいネットワークセキュリティセミナーの開催								
実行 (D)	成果 ・アウトプット (結果) ・アウトカム (成果)	・ 民間企業等に対する講演を4回実施した。 ・ 高知県ネットワークセキュリティ協議会研修会内で、IPAによる講演を実施した。 ・ ツイッター、YouTubeでフィッシング詐欺の注意喚起動画等を掲載した。 ・ 県警察ホームページで、サイバー犯罪被害防止の啓発を掲示した。 ・ ラジオ広報を1回実施した。 ・ IPA主催のコンクールを実施し表彰式を行った。 ・ 民間企業等に対する講演を5回実施した。 ・ 高知県ネットワークセキュリティ協議会総会内で、IJJによる講演を実施し、同協議会研修会内で、楽天による講演を実施した。 ・ X (旧ツイッター) でフィッシング詐欺等の注意喚起を掲載した。 ・ 県警ホームページで、サイバー犯罪被害防止の啓発を掲示した。 ・ ラジオ広報を1回実施した。 ・ IPA主催のコンクールの作品の選定を行った。 ・ 民間の広報誌にサイバー犯罪被害防止に関する記事を掲載した。 ・ よさこいネットワークセキュリティセミナーを実施した。 ・ 民間企業等に対する講演を7回実施した。 ・ 高知県ネットワークセキュリティ連絡協議会総会内で、jcs (日本サイバー犯罪対策センター) による講演を実施し、同協議会研修会内で株式会社ラックによる講演を実施した。 ・ X (旧Twitter) でフィッシング詐欺等の注意喚起を掲載した。 ・ 県警察ホームページで、サイバー犯罪被害防止の啓発を掲示した。 ・ ラジオ広報を1回実施した。 ・ 民間の広報誌にサイバー犯罪被害防止に関する記事を掲載した。 ・ IPA主催のコンクールについては、応募がなかった。 ・ よさこいネットワークセキュリティセミナーを実施した。 ・ 民間企業等に対する講演を9回実施した。 ・ 高知県ネットワークセキュリティ連絡協議会研修会内でリコージャパン株式会社、株式会社PFU及び日本スマートフォンセキュリティ協会による講演を実施した。 ・ X (旧Twitter) でフィッシング詐欺等の注意喚起を掲載した。 ・ 県警察ホームページで、サイバー犯罪被害防止の啓発を掲示した。 ・ ラジオ広報を1回実施した。 ・ 民間企業と協力しサイバー犯罪被害防止に関するチラシを作成した。 ・ IPA主催のコンクール応募作品の選定を行った。 ・ 高知高専の地域協働授業と連携し、よさこいネットワークセキュリティセミナーの開催及び小学校でのサイバーセキュリティに関する出前授業を実施した。								
評価 (C)	実施後の分析、検証	・ 民間企業等に対する講演は、先方からの依頼による。講演は、警察官だけでなく相当職の一般職員も担当したことで、幅広く対応できることとなった。 ・ ツイッターはタイムリーな話題を継続的に掲載する必要があるため、発信の体制作りが必要となる。 ・ YouTubeは、リツイート等の機能がないため、情報の拡散効果を得るためには、広報内容を吟味する必要がある。 ・ ラジオ広報は、年1回定期実施をしているが、広報内容を時勢に合わせたものにしていく必要がある。 ・ IPA主催のコンクールは、学校の関心が薄く、参加校が限られてきているため、コンクール自体の浸透に取り組む必要がある。 ・ 民間企業等に対する講演は、先方から依頼による。講演は、警察官だけでなく相当職の一般職員も担当したことで、幅広く対応できることとなった。 ・ X (旧ツイッター) は、令和5年度は時期を逃すことなくタイムリーな話題を掲載できていたが、一方でホームページによる広報啓発が低調となった。 ・ 民間企業の広報誌も有効活用してサイバー犯罪被害防止を呼びかけることができ、広く広報することができた。 ・ よさこいネットワークセキュリティセミナーの実施に至ったものの、コロナを挟んだ影響もあり実施主体となるネットワークセキュリティ協議会の活動意欲が弱まっており、協議会の活性化に取り組む必要がある。 ・ 民間企業等に対する講演は、先方からの依頼による。講演は、警察官だけでなく相当職の一般職員も担当したことで、幅広く対応できることとなった。 ・ X (旧Twitter) は令和6年度は時期を逃すことなくタイムリーな話題を掲載することができた。 ・ 民間企業の広報誌も有効活用してサイバー犯罪被害防止を呼び掛けることができ、広く広報することができた。 ・ 民間企業等に対する講演は、先方からの依頼による。講演は、警察官だけでなく相当職の一般職員 (技術職員) も担当しており、サイバー関連の技術的な内容にも対応できた。 ・ X (旧Twitter) は、令和7年度は時期を逃すことなくタイムリーな話題を掲載することができた。 ・ 民間企業と協力したサイバー犯罪被害防止の啓発用チラシを作成し配布したことで、広く広報することができた。								
改善 (A)	次年度の取組	・ 上記の分析結果を踏まえ、刻々と変化するサイバー犯罪情勢に關し、SNS等を活用してタイムリーな広報を行う。 ・ IPAのコンクールに関しては、主催団体との連携を強め、県内の学校からの参加を促進させていくための広報活動等を行う。 ・ 令和4年度は、よさこいネットワークセキュリティセミナーが新型コロナウイルス感染症拡大防止のため開催されていない。令和5年度以降は開催が予定されているため、積極的な参加を予定している。 ・ 上記の分析結果を踏まえ、刻々と変化するサイバー犯罪情勢に關し、SNS等に加えてホームページを積極的に活用した幅広い広報を行う。 ・ ネットワークセキュリティ連絡協議会を活性化させ、有効活用するため、協議会会員と連携した広報を検討する。 ・ ラジオ広報は、年1回定期実施しているが、広報内容を時勢に合わせたものにしていく。 ・ 上記の分析結果を踏まえ、刻々と変化するサイバー犯罪情勢に關し、SNS等に加えてホームページを積極的に活用した幅広い広報を行う。 ・ ネットワークセキュリティ連絡協議会の会員間連携の活性化に取り組む必要がある。 ・ ラジオ広報は、年1回定期実施しているが、広報内容を時勢に合わせたものにしていく。 ・ IPAのコンクールに関しては、主催団体との連携を強め、県内の学校からの参加を促進させていくための広報活動等を行う。 ・ 上記の分析結果を踏まえ、刻々と変化するサイバー犯罪情勢に關し、SNS等に加えてホームページを積極的に活用した幅広い広報を行う。 ・ ネットワークセキュリティ連絡協議会の会員間連携の活性化に向け、定期会議の内容の見直し等を進めていく。 ・ ラジオ広報は、年1回定期実施しているが、広報内容を時勢に合わせたものにしていく。								

高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画進捗管理表

No.37

様式 1

重点目標 2	県民、事業者、地域活動団体、行政の連携を進める	基本的方策 3	将来を見据えたサイバー空間における被害を抑止する取組を促進する		具体的な取組②	情報共有の促進 …産業界・学術機関・法執行機関等それぞれが持つサイバー空間の脅威への対処方法について、研修会等での教育・訓練、人事交流の実施等により知識技能の向上を図る。	事業No.	2-3-(2)	
							担当課	サイバー犯罪対策課	
目指す姿 (目標)	業種、組織の垣根を超えたネットワークの連携強化により、様々な脅威への対策等に関する情報が広く共有され、被害の未然防止と拡大防止に係る対策や態勢が県全体で強化される。	目標 又は 指標			出発点 (R 4)	現状値			目標値 (R 8)
					R4:	R5:	R6:	R7:	R8:
計画 (P) 線表	サイバー空間の脅威に対処するためには、各分野・組織の知見を活用した取組が必要であることから、産業界・学術機関・法執行機関等それぞれが持つサイバー空間の脅威への対処経験を全体で蓄積・共有するなどの連携を推進します。								
		・ 高知県ネットワークセキュリティ連絡協議会総会、研修会の開催 ・ サイバー犯罪に関する白浜シンポジウムの受講							
実施計画 (P)	インプット (投入)	・ 高知県ネットワークセキュリティ連絡協議会総会、研修会の開催 ・ サイバー犯罪に関する白浜シンポジウムの受講							
実行 (D)	成果 ・アウトプット (結果) ・アウトカム (成果)	・ 高知県ネットワークセキュリティ協議会総会 (6月17日) ・ 高知県ネットワークセキュリティ協議会研修会 (令和5年2月3日) ・ 白浜シンポジウム (5月26日～28日) ・ 各種システム等を使用した情報共有	・ 高知県ネットワークセキュリティ協議会総会 (7月13日) ・ 高知県ネットワークセキュリティ協議会研修会 (令和6年2月21日) ・ SEC道後 (6月29日、30日、令和6年3月8日、9日) ・ 各種システム等を使用した情報共有	・ 高知県ネットワークセキュリティ連絡協議会総会 (6月21日) ・ 高知県ネットワークセキュリティ協議会研修会 (令和7年3月6日) ・ SEC道後 (令和7年3月7日、8日) ・ 白浜シンポジウム (7月4日～6日) ・ 各種システム等を使用した情報共有	・ 高知県ネットワークセキュリティ連絡協議会総会 (7月3日) ・ 高知県ネットワークセキュリティ協議会研修会 (令和8年2月26日) ・ SEC道後 (令和8年2月27日、28日) ・ 各種システム等を使用した情報共有				
		・ 高知県ネットワークセキュリティ協議会総会、研修会は、オンラインによる開催としていることで当日の参加率が高くなっているが、講演等の臨場感に欠けるなどの問題があった。 ・ 白浜シンポジウムは、情報通信業界に関係する人材が集合するものであり、多くの情報を得ることができた。	・ 高知県ネットワークセキュリティ協議会総会は、オンラインによる開催としていることで当日の参加率が高くなっているが、講演等の臨場感に欠けるなどの問題があった。一方、研修会は警察本部で現地開催したところ、直接講演を行うことで会員の関心を得ることができたが、オンラインと比較すると参加率が低下した。 ・ 白浜シンポジウムは、予算の都合上参加を見送った。 ・ SEC道後は、情報通信業界に関係する人材が集合するものであり、多くの情報を得ることができた。	・ 高知県ネットワークセキュリティ連絡協議会研修会は、警察本部での現地参加型からオンラインによる開催に変更したことで、参加率の向上に繋がった。 ・ SEC道後、白浜シンポジウムは、情報通信業界に関係する人材が集合するものであり、多くの情報を得ることができた。	・ 高知県ネットワークセキュリティ連絡協議会研修会は、研修内容をより行政に身近なものとしたことで、参加会員の意見発表の場を作ることができた。 ・ SEC道後は、情報通信業界に関係する人材が集合するものであり、多くの情報を得ることができた。 ・ 白浜シンポジウムは、参加希望者が多かったため、参加枠を得ることができず参加できなかった。				
改善 (A)	次年度の取組	・ 高知県ネットワークセキュリティ協議会総会、研修会内での講演内容を再検討し、会員の要望等を採り入れたものにできるようにしていく。	・ 高知県ネットワークセキュリティ協議会総会、研修会内での講演内容を再検討し、会員の要望等を採り入れたものにできるようにしていく。 ・ 情報通信業界に関係する人材が集合する研修は、情報交換や知識向上に有効であることから、予算を有効活用し、捜査員の知識・能力向上に努めていく。	・ 高知県ネットワークセキュリティ連絡協議会総会、研修会内での講演内容を再検討し、会員の要望等を採り入れたものにできるようにしていく。 ・ SEC道後等の情報通信業界に関係する人材が集合する研修は、情報交換や知識向上に有効であることから、予算を有効活用し、捜査員の知識・能力向上に努めていく。	・ 高知県ネットワークセキュリティ連絡協議会総会、研修会内での参加会員間での発言機会を増やす取り組みを行っていく。 ・ SEC道後等の情報通信業界に関係する人材が集合する研修は、情報交換や知識向上に有効であることから、予算を有効活用し、捜査員の知識・能力向上に努めていく。				

高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画進捗管理表

No.38

様式 1

重点目標 2	県民、事業者、地域活動団体、行政の連携を進める	基本的の方策 3	将来を見据えたサイバー空間における被害を抑止する取組を促進する	具体的な取組③	サイバー空間の脅威に対処できる人材の確保及び育成 …学校との連携等により情報セキュリティ等の素養がある人材の確保・育成を推進する。	事業No.	2-3- (3)		
						担当課	サイバー犯罪対策課		
目指す姿 (目標)	教育・訓練等により、サイバー空間の脅威への対処能力が強化され、被害の未然防止・拡大防止に係る対策が迅速に行われる。	目標又は指標		出発点 (R 4)	現状値	目標値 (R 8)			
				R4: R5: R6: R7: R8:					
計画 (P) 線表	取組内容	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8以降			
	産業界・学術機関・法執行機関等それぞれが持つサイバー空間の脅威への対処方法について、研修会等での教育・訓練、人事交流の実施等により知識技能の向上を図るとともに、県内学校との連携等により情報セキュリティ等の素養がある人材の確保・育成を推進します。	サイバー犯罪対策テクニカルアドバイザーの委嘱と研修会の実施 サイバー防犯ボランティアの委嘱とサイバーパトロールの実施 県警察サイバー犯罪捜査研修の実施 全国規模のサイバー犯罪捜査研修の受講 高知工業高等専門学校による講義の実施 警察職員に対するサイバー犯罪捜査検定の実施 情報セキュリティ会社研修の受講 サイバー捜査官の採用							
実施計画 (P)	インプット (投入)	サイバー犯罪対策テクニカルアドバイザーの委嘱と研修会の実施 サイバー防犯ボランティアの委嘱とサイバーパトロールの実施 県警サイバー犯罪捜査研修の実施 全国規模のサイバー犯罪捜査研修の受講 高知工業高等専門学校による講義の実施 警察職員に対するサイバー犯罪捜査検定の実施 情報セキュリティ会社研修の受講 サイバー捜査官の採用							
実行 (D)	成果 ・アウトプット (結果) ・アウトカム (成果)	・サイバー犯罪対策テクニカルアドバイザーの委嘱 (5月27日) 同研修会 (9月20日～30日・全8回) ・サイバー防犯ボランティア委嘱 (6月3日・1団体9人) 同ボランティアによるサイバーパトロールを適宜実施している。 ・県警察サイバー犯罪捜査研修 (9月5日～9日) ・全国規模のサイバー犯罪捜査研修 (適時) ・高知工業高等専門学校教員等による講義 (全6回) ・警察職員に対するサイバー犯罪捜査検定の実施 ・情報セキュリティ会社研修の受講 5人 ・サイバー捜査官募集の実施		・サイバー犯罪対策テクニカルアドバイザーの委嘱 (6月23日) 同講習会 (9月21日～29日、12月18日～12月19日・全7回) ・サイバー防犯ボランティア委嘱 (7月12日・2団体19人) 同ボランティアによるサイバーパトロールを適宜実施している。 ・県警察サイバー犯罪捜査研修 (9月11日～15日) ・全国規模のサイバー犯罪捜査研修 (適時) ・高知工業高等専門学校教員等による講義 1回実施 ・警察職員に対するサイバー犯罪捜査検定の実施 (同検定前講習18回実施) ・情報セキュリティ会社研修の受講 6人 ・サイバー捜査官募集の実施		・サイバー犯罪対策テクニカルアドバイザーの委嘱 (5月14日) ネットワーク・セキュリティ講習会 (9月10日～12日、9月17日～20日・全7回) ・サイバー防犯ボランティア委嘱 (6月19日・2団体21人) 同ボランティアによるサイバーパトロールを適宜実施している。 ・県警察サイバー犯罪捜査研修 (8月26日～30日) ・全国規模のサイバー犯罪捜査研修 (適時) ・高知工業高等専門学校教員等による講義 1回実施 ・警察職員に対するサイバー犯罪捜査検定の実施 (同検定前講習3回実施) ・情報セキュリティ会社研修の受講8人		・サイバー犯罪対策テクニカルアドバイザーの委嘱 (5月10日) ネットワーク・セキュリティ講習会 (9月9日、10日、9月16日、19日・全5回) ・サイバー防犯ボランティア委嘱 (6月9日、25日・2団体41人) 同ボランティアによるサイバーパトロールを適宜実施している。 ・県警察サイバー犯罪捜査研修 (8月25日～29日) ・全国規模のサイバー犯罪捜査研修 (適時) ・高知工業高等専門学校教員等による講義 1回実施 ・警察職員に対するサイバー犯罪捜査検定の実施 ・情報セキュリティ会社研修の受講 4人	
評価 (C)	実施後の分析、検証	・サイバー犯罪対策テクニカルアドバイザー、サイバー防犯ボランティアに関しては通年の活動ができています。 ・研修については、捜査員を積極的に受講させて、知識、技術の習得に努めた。 ・サイバー捜査官の採用については、合格者がなく採用に至らなかった。		・サイバー犯罪対策テクニカルアドバイザーについては通年の活動ができています。サイバー防犯ボランティアに関しては各種取り組みの結果、人数を増やすことができ、通年以上の活動ができています。 ・研修については、捜査員を積極的に受講させて、知識、技術の習得に努めることができました。 ・各署、研修等において積極的に講習を行い、県警のサイバー犯罪捜査の知識向上に貢献できた。 ・サイバー捜査官の採用については、合格者がなく採用に至らなかった。		・サイバー犯罪対策テクニカルアドバイザーについては通年の活動ができています。 ・サイバー防犯ボランティアに関しては各種取り組みの結果、人数を2名増やすことができ、通年以上の活動ができています。 ・研修については、捜査員を積極的に受講させて、知識、技術の習得に努めることができました。 ・各署、研修等において積極的に講習を行い、県警のサイバー犯罪捜査の知識向上に貢献できた。		・サイバー犯罪対策テクニカルアドバイザーは通年の活動ができています。 ・サイバー防犯ボランティアに関しては各種取り組みの結果、大幅な増員となっており、昨年以上の活動ができています。 ・研修については、捜査員を積極的に受講させて、知識、技術の習得に努めることができました。 ・職員対象の研修等を行い、県警のサイバー犯罪捜査の知識向上に貢献できた。	
改善 (A)	次年度の取組	・サイバー犯罪テクニカルアドバイザー、サイバー防犯ボランティアの継続した運用を行う。 ・研修に関しては、引き続き積極的に捜査員を参加させていくための職場環境整理等を行う。 ・サイバー捜査官の募集に関しては、各種学校等に積極的な広報を行い、応募者の増加を目指す。		・サイバー防犯ボランティアについては人数が増えた分、有効に活用するために、これまで以上に連携を密にして運用を行う必要がある。 ・サイバー犯罪対策テクニカルアドバイザーについては後任者の選定を行う。 ・研修に関しては、引き続き積極的に捜査員を参加させていくための職場環境整理等を行う。		・サイバー防犯ボランティアの活動内容の拡充のため、これまで以上に連携を密にして運用を行う必要がある。 ・サイバー犯罪対策テクニカルアドバイザーは、令和7年度から新規委嘱者となる予定。 ・研修に関しては、引き続き積極的に捜査員を参加させていくための職場環境整理等を行う。		・サイバー防犯ボランティアの活動内容の拡充のため、他の行政機関等との連携を進めていく必要がある。 ・研修に関しては、引き続き積極的に捜査員を参加させていくための職場環境整理等を行う。	

高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画進捗管理表

No.39

新様式 1

重点目標 2	県民、事業者、地域活動団体、行政の連携を進める	基本的方策 4	特殊詐欺による被害を抑止する取組を推進する	具体的な取組①	広報・啓発の充実 ・・・体験型・実演型ものを交え、被害の危険性を体感的に認識する広報等を行う。	事業No.	2-4-(1)
						担当課	県民生活課
目指す姿 (目標)	1. 県内における特殊詐欺の被害状況や手口を周知してもらい、被害防止を図っていく。 2. 事業者や地域活動団体と連携し、特殊詐欺被害防止活動を活性化させ、自主的な被害防止活動を促進させる。	目標 又は 指標	出前講座：年 1 回以上	出発点 (R 4)	現状値	目標値 (R 8)	
				R4:	R5:	R6:	R7:
計画 (P) 線表	取組内容	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8 以降	
		【広報紙・会報】・・・◎発行回数 年度 4 回 ◎特殊詐欺の新たな手口や被害状況を掲載 【高知県安全安心まちづくり推進会議速報（会員向け）】・・・◎被害の急増や新たな手口が発生した際に随時作成して、発行 【安全安心まちづくりポスター作成等】・・・◎県内の小中高等学校（特別支援学校を含む）の生徒等対象の特殊詐欺被害防止等に関するポスターの募集及び選考 ◎最優秀作品図柄のポスター化、最優秀作品及び優秀作品図柄のポケットティッシュ化により、当該啓発物品を配付 【安全安心まちづくりひろば開催】・・・◎イベントを通した特殊詐欺被害防止啓発 ◎幅広い年齢層に対する広報啓発 【その他の活動】・・・◎出前講座等において、特殊詐欺被害防止啓発等を内容とする講義等の実施（随時）					
実施計画 (P)	インプット(投入)	1 県民の防犯意識を高める広報・啓発 ・ 広報紙「安全安心まちづくりニュース」発行（各約9万部×4回） ・ 安全安心まちづくり構成員向けの会報を発行（4回） ・ 広報紙や会報を高知県ホームページに掲載 ・ 安全安心まちづくりのイベントにおいて「安全安心まちづくりパネル展」の実施 ・ 構成員に向けたEメール等による「安全安心まちづくり推進会議速報」の発信 2 安全安心まちづくりポスターの募集、優秀な作品を公表して広報啓発活動の気運を醸成する 2 高知県ホームページでの広報 3 R K C ラジオ放送を利用した広報 4 帯屋町アーケード等における特殊詐欺被害防止広報啓発イベントを実施予定					
実行 (D)	成果 ・アウトプット（結果） ・アウトカム（成果）	1 広報紙及び会報を作成し、構成員に対して特殊詐欺の新たな手口、被害状況を紹介し、被害防止等を啓発した	1 広報紙及び会報を作成し、構成員に対して特殊詐欺の新たな手口、被害状況を紹介し、被害防止等を啓発した	1 広報紙及び会報を作成し、構成員に対して特殊詐欺の新たな手口、被害状況を紹介し、被害防止等を啓発した	1 広報紙及び会報を作成し、構成員に対して特殊詐欺の新たな手口、被害状況を紹介し、被害防止等を啓発した	1 広報紙及び会報を作成し、構成員に対して特殊詐欺の新たな手口、被害状況を紹介し、被害防止等を啓発した	
		2 上記広報誌を県ホームページに掲載、構成員以外にも広く特殊詐欺被害情報等を共有した	2 上記広報誌を県ホームページに掲載、構成員以外にも広く特殊詐欺被害情報等を共有した	2 上記広報誌を県ホームページに掲載、構成員以外にも広く特殊詐欺被害情報等を共有した	2 上記広報誌を県ホームページに掲載、構成員以外にも広く特殊詐欺被害情報等を共有した	2 上記広報誌を県ホームページに掲載、構成員以外にも広く特殊詐欺被害情報等を共有した	2 上記広報誌を県ホームページに掲載、構成員以外にも広く特殊詐欺被害情報等を共有した
評価 (C)	実施後の分析、検証	上記のとおり、各種機会を捉えた広報啓発により、県内広域にわたり特殊詐欺被害の現状及び被害防止対策方法について情報の共有が図れた。	上記のとおり、各種機会を捉えた広報啓発により、県内広域にわたり特殊詐欺被害の現状及び被害防止対策方法について情報の共有が図れた。	上記のとおり、各種機会を捉えた広報啓発により、県内広域にわたり特殊詐欺被害の現状及び被害防止対策方法について情報の共有が図れた。	上記のとおり、各種機会を捉えた広報啓発により、県内広域にわたり特殊詐欺被害の現状及び被害防止対策方法について情報の共有が図れた。	上記のとおり、各種機会を捉えた広報啓発により、県内広域にわたり特殊詐欺被害の現状及び被害防止対策方法について情報の共有が図れた。	
		来年度は、より広い世代に対して特殊詐欺被害防止を図るため、デジタルツールを使った広報等を検討する。	来年度は、より広い世代に対して特殊詐欺被害防止を図るため、デジタルツールを使った広報等を検討する。	来年度は、インターネットやSNSを使った広告により、県民に注意喚起や被害防止を呼びかける。	今年度実施したインターネットやSNS広告について、広告媒体を変更して啓発を行い、効果検証のうえ次の広告に繋げる。		
改善 (A)	次年度の取組						

高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画進捗管理表

№40

様式 1

重点目標2	県民、事業者、地域活動団体、行政の連携を進める	基本的方策4	特殊詐欺による被害を防止する取組を推進する	具体的な取組①	広報・啓発の充実 …体験型・実演型のものを交え、被害の危険性を体感的に認識する広報等を行う。	事業No.	2-4-(1)	
						担当課	生活安全企画課	
目指す姿 (目標)	創意工夫を凝らした広報啓発・あらゆる広報媒体を活用した注意喚起等により、県民、事業者、地域活動団体等の自ら被害を防ぐための防犯意識の向上が図られ、自主的な被害防止活動が促進される。	目標 又は 指標	各種広報媒体を活用した広報啓発：年60回以上	出発点(R4)	特殊詐欺被害防止啓発に関する 現状値	目標値(R8)		
					R4 Fメール発信：35件 Twitter(地域安全情報に限る)発信：46件 Fメール等による情報発信：18件	R5 Fメール発信：40件 X(地域安全情報に限る)発信：24件 Fメール等による情報発信：24件	R6 Fメール発信：16件 X(地域安全情報に限る)発信：47件 Yahoo!アプリによる情報発信：30件	R7 X(地域安全情報に限る)発信：46件 Yahoo!アプリによる情報発信：31件
計画(P) 線表	取組内容		R4	R5	R6	R7	R8以降	
			【防犯教室等の開催】…防犯教室等の開催による積極的な情報提供 【あらゆる広報媒体を活用した広報啓発】…ホームページ、SNS、チラシ等を活用したタイムリーな広報啓発					
実施計画(P)	インプット(投入)	1 各団体における防犯教室等を積極的に実施し、新たな手法等の有用な情報を提供 2 県警察ホームページの随時更新によるタイムリーな情報提供 3 Yahoo!アプリ、SNS(X)及びデジタルサイネージ等、様々な情報媒体を活用した情報提供 4 テレビ・ラジオ等あらゆるメディアを活用した広報活動						
実行(D)	成果 ・アウトプット(結果) ・アウトカム(成果)	1、3、4 特殊詐欺被害や予兆電話が多発した際には、特殊詐欺緊急警報や警戒注意報を発令し、あんしんFメール、ツイッター、デジタルサイネージ、電光掲示板等による情報発信や金融機関、事業所等への情報提供により、注意喚起を実施した。 2 特殊詐欺に関する情報等の地域安全情報を随時、県警察ホームページに掲載した。 4 ラジオ広報により特殊詐欺被害防止、自転車等の鍵かけの促進、年末年始における犯罪被害防止等の地域安全情報を発信した。						
評価(C)	実施後の分析、検証	1～4 あらゆる広報媒体や情報発信手段を活用した被害防止啓発に係る情報発信を積極的に実施し、一定の啓発を行うことができたが、令和4年における県内の特殊詐欺被害は、認知件数32件、被害金額約4,588万円であり、今後も効果的な広報啓発を検討していく必要性が認められた。						
		1～4 特殊詐欺及び急増しているSNS型投資詐欺・ロマンス詐欺被害への対策は、県内においても喫緊の課題であり、令和6年もより効果的、訴求率の高い啓発活動を展開していくことが必要となっている。						
改善(A)	次年度の取組	1～4 特殊詐欺及び急増しているSNS型投資詐欺・ロマンス詐欺被害への対策は、県内においても喫緊の課題であり、令和7年もより効果的、訴求率の高い啓発活動を展開していくことが必要となっている。						

重点目標 2		県民、事業者、地域活動団体、行政の連携を進める		基本的方策 4		特殊詐欺による被害を防止する取組を推進する		具体的な取組②		情報共有の促進 …金融機関等との連携に努め、従業員等が声掛けしやすい環境の整備や警察官等による警戒活動の強化を推進する。		事業No.	2－4－（2）			
目指す姿（目標）		変化する特殊詐欺の手法についての情報提供や、未然防止のための環境整備等により、自主的な被害防止活動が促進される。				目標又は指標	金融機関等に対する情報提供：月 1 回以上				出発点（R 4）	現状値		目標値（R 8）		
											R4 犯罪多発時の情報提供：18件 コンビニエンスストアに対する情報提供：12件（シール）	R5 犯罪多発時の情報提供：24件 コンビニエンスストアに対する情報提供：12件（シール）		R6 犯罪多発時の情報提供：26件 コンビニエンスストアに対する情報提供：12件（シール）	R7 犯罪多発時の情報提供：23件 コンビニエンスストアに対する定期情報提供12件	
計画（P） 線表	取組内容		R 4		R 5		R 6		R 7		R 8 以降					
	金融機関等関係機関との連携により、従業員等の意識改革・向上を図り、顧客等に対する声かけを通じた情報共有等を行うことで、社会全体における未然防止意識の向上に向けた取組を推進します。		【情報提供】…特殊詐欺被害や予兆電話等の発生状況に応じたタイムリーな情報提供 【広報啓発・注意喚起のためのツールの整備】…広報啓発・注意喚起のためのツールの整備等による未然防止													
実施計画（P）	インプット（投入）		1 特殊詐欺被害や予兆電話の発生状況に応じたタイムリーな情報提供 2 各関係機関設置の電光掲示板やデジタルサイネージ等における情報の発信 3 金融機関や量販店に対して、広報啓発や注意喚起のためのツール整備を働きかけ 4 詐欺電話撃退装置「見張り君」の普及													
実行（D）	成果 ・アウトプット（結果） ・アウトカム（成果）		1、2 特殊詐欺被害や予兆電話が多発した際には、特殊詐欺緊急警報や警戒注意報を発令し、あんしんFメール、ツイッター、デジタルサイネージ、電光掲示板等による情報発信や金融機関、事業所等への情報提供により、注意喚起を実施した。 1、3 コンビニエンスストアに対して、共同宣言に基づく情報提供（引継ぎノートシール）を毎月 1 回の頻度で実施した。 2、3 金融機関との連携により、金融機関店舗設置のデジタルサイネージにおいて特殊詐欺被害防止啓発の情報発信を行った。 3 人感センサー付き特殊詐欺被害防止啓発用看板を金融機関の A T Mへ設置し、A T M利用者に対して特殊詐欺被害防止を呼びかけ、注意喚起を実施した。 4 各種広報啓発情報に詐欺電話撃退装置「見張り君」の記事を掲載するなどし、周知を図った。 4 日本生命保険相互会社高知支社とコラボし、法人営業時に使用する資料として、詐欺電話撃退装置「見張り君」のチラシを作成した。													
評価（C）	実施後の分析、検証		1～4 あらゆる広報媒体や情報発信手段を活用した被害防止啓発に係る情報発信を積極的な実施により、金融機関職員や利用者による被害防止意識の醸成が図られた。 1～4 令和 4 年における県内の特殊詐欺被害は、認知件数32件、被害金額約4,588万円であり、今後も効果的な広報啓発を検討していく必要性が認められた。													
改善（A）	次年度の取組		1～4 特殊詐欺及び急増している SNS 型投資詐欺・ロマンス詐欺被害への対策は、県内においても喫緊の課題であり、令和 6 年もより効果的、訴求率の高い啓発活動を展開していくことが必要となっている。													

重点目標 2	県民、事業者、地域活動団体、行政の連携を進める	基本的方策 4	特殊詐欺による被害を防止する取組を推進する		具体的な取組③	事業者との協力関係の確立及び支援 …日頃から官民一体となった協力関係を構築し、警察への早期通報態勢の確立など、被害の未然防止対策を徹底する。	事業No.	2－4－（3）			
							担当課	生活安全企画課			
目指す姿（目標）	事業者との連携強化により、社会全体の特殊詐欺被害防止のための意識向上が図られ、自主的な未然防止活動が促進される。	目標又は指標	事業者に対する情報提供：月 1 回以上			出発点（R 4）	現状値		目標値（R 8）		
						R4 犯罪多発時等の情報提供：18件 コンビニエンスストアに対する情報提供：12件（シール）	R5 犯罪多発時等の情報提供：24件 コンビニエンスストアに対する情報提供：12件（シール）	R6 犯罪多発時等の情報提供：26件 コンビニエンスストアに対する情報提供：12件（シール）	R7 犯罪多発時等の情報提供：25件 コンビニエンスストアに対する定期情報提供：12件		
計画（P）線表	事業者に対する、タイムリーかつわかりやすい被害防止広報等により、従業員等の意識改革・向上を図り、社会全体における未然防止意識の向上に向けた取組を推進します。	R 4		R 5		R 6		R 7		R 8 以降	
		【情報提供】…特殊詐欺被害やアポ電の発生状況に応じたタイムリーな情報提供 【広報啓発・注意喚起のためのツールの整備】…広報啓発・注意喚起のためのツールの整備等による未然防止 【未然防止のための声かけ訓練の実施】…事業者における未然防止のための声かけ訓練の実施									
実施計画（P）	インプット（投入）	1 緊急警報や警戒注意報の発令等、特殊詐欺被害やアポ電の発生状況に応じたタイムリーな情報提供 2 各関係機関設置の電光掲示板やデジタルサイネージ等における情報の発信 3 金融機関や量販店に対して、広報啓発や注意喚起のためのツール整備を働きかけ 4 金融機関や量販店と協力した声かけ訓練の積極的な実施									
実行（D）	成果 ・アウトプット（結果） ・アウトカム（成果）	1、2 特殊詐欺被害や予兆電話が多発した際には、特殊詐欺緊急警報や警戒注意報を発令し、あんしんFメール、ツイッター、デジタルサイネージ、電光掲示板等による情報発信や金融機関、事業所等への情報提供により、注意喚起を実施した。 1、3 コンビニエンスストアに対して、共同宣言に基づく情報提供（引継ぎノートシール）を毎月 1 回の頻度で実施した。 4 1 年間で全署が 1 回以上実施するよう、各管轄地域におけるコンビニエンスストアと協働した声かけ訓練等を実施した。									
評価（C）	実施後の分析、検証	1～4 あらゆる広報媒体や情報発信手段を活用した被害防止啓発に係る情報発信を積極的な実施により、事業所従業員や顧客による被害防止意識の醸成が図られた。 1～4 令和 4 年における県内の特殊詐欺被害は、認知件数32件、被害金額約4,588万円であり、今後も効果的な広報啓発を検討していく必要性が認められた。									
		1～4 特殊詐欺及び急増しているSNS型投資詐欺・ロマンス詐欺被害への対策は、県内においても喫緊の課題であり、令和 5 年もより効果的、訴求率の高い啓発活動を展開していくことが必要となっている。									
改善（A）	次年度の取組	1～4 特殊詐欺及び急増しているSNS型投資詐欺・ロマンス詐欺被害への対策は、県内においても喫緊の課題であり、令和 6 年もより効果的、訴求率の高い啓発活動を展開していくことが必要となっている。									
		1～4 特殊詐欺及び急増しているSNS型投資詐欺・ロマンス詐欺被害への対策は、県内においても喫緊の課題であり、令和 7 年もより効果的、訴求率の高い啓発活動を展開していくことが必要となっている。									
		1～4 令和 8 年 4 月から SNS 型投資詐欺・ロマンス詐欺が特殊詐欺の 1 手口として加えられることにより、さらに被害数が増加することから、事業者の更なる協力を得られるよう活動を展開していく。									

高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画進捗管理表

No.43 様式 1

重点目標 3	高齢者、障害者、女性、子ども等の安全を確保する	基本的方策 1	学校や通学路等における児童等の安全を確保する		具体的な取組①	児童等の安全の確保のための指針の周知及び助言	事業No.	3－1－（１）	
							担当課	障害福祉課	
目指す姿（目標）	1 各施設において、防犯対策マニュアル等が整備され、施設における防犯体制が確立されている	目標又は指標			出発点（R 4）	現状値			目標値（R 8）
					R4:	R5:	R6:	R7:	R8:
計画（P）線表	各施設において、不審者対応を盛り込んだ防犯対策マニュアルや事故防止マニュアル等の策定、安全対策の実施、体制の確立に取り組むよう助言、指導等を行う。	防犯対策マニュアル、事故防止マニュアル、防災マニュアル等の各種マニュアルの整備および定期的な訓練の実施を助言、指導							
実施計画（P）	インプット（投入）	障害福祉サービス事業所等について、感染症や災害発生時のBCP策定、訓練の実施などが義務化（令和5年度末までの経過措置）されたことから、取組状況について、指定更新や実地指導の際に確認するとともに、国のガイドラインを活用するなどの策定支援を行う。 また、不審者対策を盛り込んだ危機管理マニュアルの策定について助言、指導を行う。							
実行（D）	成果 ・アウトプット（結果） ・アウトカム（成果）	事業所の実地指導等の際に、社会福祉施設防災対策指針に基づく防災対策マニュアル、事故防止マニュアル、感染症予防マニュアルなどの策定及び取組状況等を確認し、必要な指導を実施。 ●実地指導実績（訪問系・相談を除く） 障害者支援施設 3 短期入所 4 共同生活援助 6 日中支援事業所（通所系） 15 障害児通所事業所 2	事業所の実地指導等の際に、社会福祉施設防災対策指針に基づく防災対策マニュアル、事故防止マニュアル、感染症予防マニュアルなどの策定及び取組状況等を確認し、必要な指導を実施。 ●実地指導実績（訪問系・相談を除く） 障害者支援施設 5 短期入所 7 共同生活援助 6 日中支援事業所（通所系） 8 障害児通所事業所 2	事業所の実地指導等の際に、社会福祉施設防災対策指針に基づく防災対策マニュアル、事故防止マニュアル、感染症予防マニュアルなどの策定及び取組状況等を確認し、必要な指導を実施。 ●実地指導実績（訪問系・相談を除く） 障害者支援施設 6 短期入所 12 共同生活援助 7 日中支援事業所（通所系） 12 障害児通所事業所 11	事業所の実地指導等の際に、社会福祉施設防災対策指針に基づく防災対策マニュアル、事故防止マニュアル、感染症予防マニュアルなどの策定及び取組状況等を確認し、必要な指導を実施。 ●実地指導実績（訪問系・相談を除く） 障害者支援施設 3 短期入所 8 共同生活援助 9 日中支援事業所（通所系） 19 障害児通所事業所 10 障害児入所施設 2				
評価（C）	実施後の分析、検証	すべての施設・事業所で防災対策マニュアルを策定済み。 各障害福祉サービス事業所等がそれぞれの立地条件や災害の際の危険性を把握し、対応策の検討、利用者への周知を図っている。	すべての施設・事業所で防災対策マニュアルを策定済み。 各障害福祉サービス事業所等がそれぞれの立地条件や災害の際の危険性を把握し、対応策の検討、利用者への周知を図っている。	すべての施設・事業所で防災対策マニュアルを策定済み。 各障害福祉サービス事業所等がそれぞれの立地条件や災害の際の危険性を把握し、対応策の検討、利用者への周知を図っている。	すべての施設・事業所で防災対策マニュアルを策定済み。 各障害福祉サービス事業所等がそれぞれの立地条件や災害の際の危険性を把握し、対応策の検討、利用者への周知を図っている。				
改善（A）	次年度の取組	引き続き、取組状況について指定更新や実地指導の際に確認するとともに、国のガイドラインを活用するなどの策定支援を行う。 また、必要に応じて不審者対策を盛り込んだ危機管理マニュアルの策定について助言、指導を行う。	引き続き、取組状況について指定更新や実地指導の際に確認するとともに、国のガイドラインを活用するなどの策定支援を行う。 また、必要に応じて不審者対策を盛り込んだ危機管理マニュアルの策定について助言、指導を行う。	引き続き、取組状況について指定更新や実地指導の際に確認するとともに、国のガイドラインを活用するなどの策定支援を行う。 また、必要に応じて不審者対策を盛り込んだ危機管理マニュアルの策定について助言、指導を行う。	引き続き、取組状況について指定更新や実地指導の際に確認するとともに、国のガイドラインを活用するなどの策定支援を行う。 また、必要に応じて不審者対策を盛り込んだ危機管理マニュアルの策定について助言、指導を行う。				

重点目標 3	高齢者、障害者、女性、子ども等の安全を確保する	基本的方策 1	学校や通学路等における児童等の安全を確保する		具体的な取組①	児童等の安全の確保のための指針の周知及び助言	事業No.	3-1-(1)	
							担当課	子ども家庭課	
目指す姿 (目標)	地域に開かれた施設づくりを推進し、地域と一体となって児童の安全確保ができています。	目標 又は 指標	指針に基づいた児童の安全確保ができています：全施設		出発点 (R 4)	現状値		目標値 (R 8)	
					全施設	R4: 全施設 R5: 全施設 R6: 全施設 R7: 全施設 R8:		全施設	
計画 (P) 線表	取組内容	R 4		R 5		R 6		R 7	R 8以降
		学校等において児童等の安全が確保されるよう、学校等の設置・管理者に対して、学校等における児童等の安全の確保のための指針の周知を図るとともに、必要な助言などを行います。 ・施設への指導監査実施時における確認及び周知 ・児童養護施設協議会施設長会等での周知							
実施計画 (P)	インプット(投入)	・児童養護施設等に対して、指導監査実施時等に「児童福祉施設等における児童の安全の確保について」の点検項目の取組状況の確認を行う。 ・児童養護施設等に対して、「学校等における児童等の安全の確保のための指針」の周知を図る。							
実行 (D)	成果 ・アウトプット (結果) ・アウトカム (成果)	1. 施設等への指導監査実施時において、「児童福祉施設等における児童の安全の確保について」の点検項目の取組状況の確認を実施 (R4：7回) 2. 児童養護施設協議会施設長会等において「学校等における児童等の安全の確保のための指針」の周知を図る (随時)	施設等への指導監査実施時において、「児童福祉施設等における児童の安全の確保について」の点検項目の取組状況の確認を実施 (R5：6回)	施設等への指導監査実施時において、「児童福祉施設等における児童の安全の確保について」の点検項目の取組状況の確認を実施 (R6：6回)	施設等への指導監査実施時において、「児童福祉施設等における児童の安全の確保について」の点検項目の取組状況の確認を実施 (R7：6回)				
評価 (C)	実施後の分析、検証	計画どおり、確認・周知を行っているが、より効果的な啓発方法を検討し、さらなる確認・周知を徹底していく。	計画どおり、確認・周知を行っているが、より効果的な啓発方法を検討し、さらなる確認・周知を徹底していく。	計画どおり、確認・周知を行っているが、より効果的な啓発方法を検討し、さらなる確認・周知を徹底していく。	計画どおり、確認・周知を行っているが、より効果的な啓発方法を検討し、さらなる確認・周知を徹底していく。				
改善 (A)	次年度の取組	引き続き、以下の取組を行うとともに、他の機会も活用しながら、さらなる周知啓発に努めていく。 1. 児童養護施設等に対して、指導監査実施時等に「児童福祉施設等における児童の安全の確保について」の点検項目の取組状況の確認を行う。 2. 児童養護施設等に対して、「学校等における児童等の安全の確保のための指針」の周知を図る。	引き続き、以下の取組を行うとともに、他の機会も活用しながら、さらなる周知啓発に努めていく。 1. 児童養護施設等に対して、指導監査実施時等に「児童福祉施設等における児童の安全の確保について」の点検項目の取組状況の確認を行う。 2. 児童養護施設等に対して、「学校等における児童等の安全の確保のための指針」の周知を図る (随時)。	引き続き、以下の取組を行うとともに、他の機会も活用しながら、さらなる周知啓発に努めていく。 1. 児童養護施設等に対して、指導監査実施時等に「児童福祉施設等における児童の安全の確保について」の点検項目の取組状況の確認を行う。 2. 児童養護施設等に対して、「学校等における児童等の安全の確保のための指針」の周知を図る (随時)。	引き続き、以下の取組を行うとともに、他の機会も活用しながら、さらなる周知啓発に努めていく。 1. 児童養護施設等に対して、指導監査実施時等に「児童福祉施設等における児童の安全の確保について」の点検項目の取組状況の確認を行う。 2. 児童養護施設等に対して、「学校等における児童等の安全の確保のための指針」の周知を図る (随時)。				

高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画進捗管理表

No.45

様式 1

重点目標 3	高齢者、障害者、女性、子ども等の安全を確保する	基本的方策 1	学校や通学路等における児童等の安全を確保する		具体的な取組①	児童等の安全の確保のための指針の周知及び助言					事業No.	3-1-(1)
											担当課	私学・大学支援課
目指す姿 (目標)	指針に沿った安全指導が充実、強化されている。	目標 又は 指標	学校訪問：各年度 1 回		出発点 (R 4)	現状値					目標値 (R 8)	
					年 1 回	R4: 年 1 回	R5: 年 1 回	R6: 年 1 回	R7: 年 1 回	R8:	年 1 回	
計画 (P) 線表	取組内容		R 4		R 5		R 6		R 7		R 8 以降	
			【学校訪問】・・・各年度 1 回									
実施計画 (P)	インプット(投入)		・学校運営において「児童生徒の安全確保」が最重要であることを全ての学校の教職員が認識を深めていくよう要請を行っていく。									
実行 (D)	成果 ・アウトプット (結果) ・アウトカム (成果)		・学校訪問等を活用して、「児童生徒の安全確保」の重要性について認識を深めるよう要請した。		・学校訪問等を活用して、「児童生徒の安全確保」の重要性について認識を深めるよう要請した。		・学校訪問等を活用して、「児童生徒の安全確保」の重要性について認識を深めるよう要請した。		・学校訪問等を活用して、「児童生徒の安全確保」の重要性について認識を深めるよう要請した。			
			・教職員にも「児童生徒の安全確保」の重要性について認識が深められている。		・教職員にも「児童生徒の安全確保」の重要性について認識が深められている。		・教職員にも「児童生徒の安全確保」の重要性について認識が深められている。		・教職員にも「児童生徒の安全確保」の重要性について認識が深められている。			
評価 (C)	実施後の分析、検証	・学校訪問等を活用して、要請を行っていく。		・学校訪問等を活用して、要請を行っていく。		・学校訪問等を活用して、要請を行っていく。		・学校訪問等を活用して、要請を行っていく。				
		・学校訪問等を活用して、要請を行っていく。		・学校訪問等を活用して、要請を行っていく。		・学校訪問等を活用して、要請を行っていく。		・学校訪問等を活用して、要請を行っていく。				

重点目標 3	高齢者、障害者、女性、子ども等の安全を確保する	基本的方策 1	学校や通学路等における児童等の安全を確保する	具体的な取組①	児童等の安全の確保のための指針の周知及び助言	事業No.	3-1-(1)
						担当課	学校安全対策課
目指す姿 (目標)	全ての学校において「学校安全計画」に基づく安全管理・安全教育の充実	目標 又は 指標	公立学校における「学校安全計画」の教職員の共有・必要に応じた見直し (100%)	出発点 (R4)	現状値	目標値 (R8)	
				指標100%	R4: 100% R5: 100% R6: 100% R7: R800%	指標100%	
計画 (P) 線表	学校等において児童等の安全が確保されるよう、学校等の設置・管理者に対して、「学校等における児童等の安全の確保のための指針」の周知を図るとともに、必要助言などを行います。 県立の施設については、「学校等における児童等の安全の確保のための指針」に基づき、児童等の安全対策の充実強化を図ります。	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8 以降	
実施計画 (P)	インプット (投入)	1 「高知県安全教育プログラム」に基づく安全教育の実施・普及 (安全教育研修会での研修、モデルとなる取組周知等) 各学校における「学校安全計画」に基づく安全教育・安全管理の推進 各市町村における「通学路交通安全プログラム」「登下校防犯プランに基づく地域の連携の場」の取組の推進					
		1 「高知県安全教育プログラム」に基づく安全教育及び安全管理の徹底 2 各学校の「学校安全計画」策定・見直しによる、計画的かつ体系的な学校安全の取組の推進 (アンケートで取組状況を把握、公表及び啓発) 3 「第3次学校安全の推進に関する計画」を踏まえた通学時の安全確保に関する市町村の推進体制の構築 (「市町村通学路交通安全プログラム」「登下校防犯プランに基づく地域の連携の場」の充実・強化等の推進)					
実行 (D)	成果 ・アウトプット (結果) ・アウトカム (成果)	1 「高知県安全教育プログラム」に基づいた、安全教育及び安全管理の推進について、研修会等で意図や方法を説明し、取組を働きかけた。 2 各学校において、「学校安全計画」「危機管理マニュアル」を毎年、教職員で共有・見直しを図り、安全教育及び安全管理が計画的・確実に取り組まれるよう、通知や研修等により周知した。 3 高知県通学路安全推進会議や地域ぐるみ学校安全体制整備推進事業担当者会を実施し、通学時の安全確保について説明し、推進体制を確認した。					
		1 「高知県安全教育プログラム」に基づいた、安全教育及び安全管理の推進について、研修会等で意図や方法を説明し、取組を働きかけた。特に自転車の安全について取り挙げた。 2 各学校において、「学校安全計画」「危機管理マニュアル」を毎年、教職員で共有・見直しを図り、安全教育及び安全管理が計画的・確実に取り組まれるよう、通知や研修等により周知した。 3 高知県通学路安全推進会議や地域ぐるみ学校安全体制整備推進事業担当者会を実施し、通学時の安全確保について説明し、推進体制を確認した。					
評価 (C)	実施後の分析、検証	1 各学校における学校安全への取組は、防災教育に一定の定着は見られるものの、生活安全及び交通安全に関する取組はまだ十分ではない。 2 各学校の「学校安全計画」について、全教職員が理解し、確実な取組ができるよう周知してきたが、実効性のある計画として十分活用できていない状況も見受けられる。 3 各会議では市町村で行っている具体的な取組み例の発表などもあり、推進体制の確認ができた。					
		1 児童生徒への防犯教育の実施率をみると、小・中・高等学校では一定行われているが、特別支援学校では十分ではない状況がある。 2 各学校の「学校安全計画」について、全教職員が理解し、確実な取組ができるよう周知してきたが、実効性のある計画として十分活用できていない状況も見受けられる。 3 各会議では市町村で行っている具体的な取組み例の発表などもあり、推進体制の確認ができた。今後はより多くの市町村が参加するよう働きかけていく。					
改善 (A)	次年度の取組	1～3について、高知県安全安心まちづくり推進会議の広報活動に引き続き参加し、広報啓発活動を充実させる。					
		1 地域ぐるみで児童生徒を見守る体制 (登下校防犯プラン) と自転車ヘルメット着用の必要性の周知を通じて生活安全 (特に防犯教育)、交通安全教育の重要性を啓発する。 2 年度毎での「学校安全計画」見直しと実用性のある計画になるように周知していくように依頼し、計画的かつ体系的な学校安全の取組となるようにする。 3 優良な事例は高知県通学路安全推進会議や高知県スクールガードリーダー連絡協議会、HPでも周知していく。					

高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画進捗管理表

No.49 様式 1

重点目標 3	高齢者、障害者、女性、子ども等の安全を確保する	基本的方策 1	学校や通学路等における児童等の安全を確保する			具体的な取組①	児童等の安全の確保のための指針の周知及び助言					事業No.	3－1－（1）		
												担当課	生活安全企画課		
目指す姿（目標）	不審者対応訓練の実施結果を踏まえた指導・助言や不審者情報等の迅速な提供等により、児童等の安全を確保する。	目標又は指標				出発点（R 4）	現状値					目標値（R 8）			
						R4:	R5:	R6:	R7:	R8:					
計画（P）線表	取組内容	R 4			R 5			R 6			R 7			R 8 以降	
		【不審者対応訓練】・・・訓練実施結果に基づいた防犯指導・助言													
実施計画（P）	インプット（投入）	1 学校関係者との連携強化 2 学校関係者等との会合、訓練、その他行事等への積極的参加 3 訓練等において児童等の安全確保のために必要な助言の実施 4 広報啓発による「ながら見守り」活動の地域社会への浸透													
実行（D）	成果 ・アウトプット（結果） ・アウトカム（成果）	1～3 学校警察連絡協議会、不審者対応訓練、各種教室及びその他学校関係者やボランティアが出席する会合等において、児童の安全が確保されるよう、学校や通学路等における防犯についての指導・助言や地域安全情報の提供を実施した。 4 県内全市町村の地域安全担当者等に対して防犯ボランティア団体への参加や、「ながら見守り」活動の実施をプロモートし、同活動への取組を推進した。			1～3 学校警察連絡協議会、不審者対応訓練、各種教室及びその他学校関係者やボランティアが出席する会合等において、児童の安全が確保されるよう、学校や通学路等における防犯についての指導・助言や地域安全情報の提供を実施した。 4 県内全市町村の地域安全担当者等に対して防犯ボランティア団体への参加や、「ながら見守り」活動の実施をプロモートし、同活動への取組を推進した。			1～3 学校警察連絡協議会、不審者対応訓練、各種教室及びその他学校関係者やボランティアが出席する会合等において、児童の安全が確保されるよう、学校や通学路等における防犯についての指導・助言や地域安全情報の提供を実施した。 4 各種会合やイベント等において、「ながら見守り」活動への参加を呼びかけた。			1～3 学校警察連絡協議会、不審者対応訓練、各種教室及びその他学校関係者やボランティアが出席する会合等において、児童の安全が確保されるよう、学校や通学路等における防犯についての指導・助言や地域安全情報の提供を実施した。 4 イベントや広報活動において「ながら見守り」活動への参加を呼びかけた。				
評価（C）	実施後の分析、検証	1～3 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、多くの会合等が中止となり情報提供の機会が失われた。 1～3 保護者世代が集まる会合等、あらゆる機会を通じて指針を周知し、保護者との連携を図る必要がある。 4 学校関係者や地域住民による積極的な「ながら見守り」活動の推進や、防犯活動に対する意識高揚につながった。			1～3 新型コロナウイルス等感染予防措置を講じながら、誘拐被害防止教室や不審者対応訓練等の実施を継続する。 1～3 保護者世代が集まる会合等、あらゆる機会を通じて指針を周知し、保護者との連携を図る必要がある。 4 学校関係者や地域住民による積極的な「ながら見守り」活動の推進や、防犯活動に対する意識高揚につながった。			1～3 小学校や保育園等から依頼のあった誘拐被害防止教室や不審者対応訓練等について、積極的に実施する。 1～3 保護者世代が集まる会合等、あらゆる機会を通じて指針を周知し、保護者との連携を図る必要がある。 4 学校関係者や地域住民による積極的な「ながら見守り」活動の推進や、防犯活動に対する意識高揚につながった。			1～3 小学校や保育園等から依頼のあった誘拐被害防止教室の開催、不審者対応訓練等への参加を行った。 1～3 保護者世代が集まる会合等において、通学路における子供の安全対策等の連携を図った。 4 事業者、防犯活動団体、地域住民による積極的な「ながら見守り」活動の推進や、防犯活動に対する意識高揚につながった。				
改善（A）	次年度の取組	1～4 学校関係者とは、会合等を介しての情報提供が主となっており、定期的な連絡方法について検討する必要がある。 1～4 感染症法上の5類に変更される等、新型コロナウイルス感染防止施策が緩和されることから、各種会合等における積極的な情報提供を実施していく。 4 「ながら見守り」活動の認知度を更に高めるため、令和5年度においては、県内の全市町村に加え、全教育委員会に対しても「ながら見守り」活動の普及を呼び掛けていく。			1～4 学校関係者とは、会合等を介しての情報提供が主となっており、定期的な連絡方法について検討する必要がある。 1～4 各種事故防止に留意しつつ、各種会合等における積極的な情報提供を実施していく。 4 「ながら見守り」活動の認知度を更に高めるため、各種会合やイベント等の機会を通じて、「ながら見守り」活動の普及を呼び掛けていく。			1～4 学校関係者とは、会合等を介しての情報提供が主となっており、定期的な連絡方法について検討する必要がある。 1～4 各種事故防止に留意しつつ、各種会合等における積極的な情報提供を実施していく。 4 「ながら見守り」活動の認知度を更に高めるため、各種会合やイベント等の機会を通じて、「ながら見守り」活動の普及を呼び掛けていく。			学校等の設置者、児童の保護者、地域住民と連携して、児童等が通学路等において犯罪の被害に遭わないための取組を推進する。				

No.50 様式 1

重点目標 3	高齢者、障害者、女性、子ども等の安全を確保する	基本的方針 1	学校や通学路等における児童等の安全を確保する		具体的な取組②	安全確保体制づくりの促進 …危機管理マニュアルの実効性を維持するため、点検や見直しを実施する。				事業No.	3－1－（2）
										担当課	私学・大学支援課
目指す姿 （目標）	安全管理のためのマニュアルが定期的な点検、見直しされ、実行性のあるものとなっている。	目標 又は 指標	危機管理マニュアルの見直し：各学校各年度 1 回以上	出発点（R4）	現状値					目標値（R8）	
				78.9%	R4: 73.7%	R5: 100%	R6: 100%	R7: 94.7%	R8:	100.0%	
計画（P） 線表	取組内容	R 4		R 5		R 6		R 7		R 8以降	
	各学校の設置・管理者により策定されている危機管理マニュアルについて、記載内容の定期的な点検、必要に応じた見直しを実施し、実行性のある内容を維持していくよう、働きかけます。	【学校訪問】・・・各年度 1 回									
実施計画（P）	インプット（投入）	・マニュアルの記載内容の定期的な点検や見直しの必要性について注意喚起していく。 ・緊急時に教職員がマニュアルに沿った対応ができるよう、教職員への周知徹底等についても要請を行っている。									
実行（D）	成果 ・アウトプット（結果） ・アウトカム（成果）	・学校訪問を活用し、必要に応じた安全管理マニュアルの見直しを要請している。 ・危機管理マニュアルの見直しの実施校 14校（73.7%）		・学校訪問を活用し、必要に応じた安全管理マニュアルの見直しを要請している。 ・危機管理マニュアルの見直しの実施校 19校（100%）		・学校訪問を活用し、必要に応じた安全管理マニュアルの見直しを要請している。 ・危機管理マニュアルの見直しの実施校 19校（100%）		・学校訪問を活用し、必要に応じた安全管理マニュアルの見直しを要請している。 ・危機管理マニュアルの見直しの実施校 18校（94.7%）			
評価（C）	実施後の分析、検証	・必要に応じてマニュアルの見直しがされている。		・必要に応じてマニュアルの見直しがされている。		・必要に応じてマニュアルの見直しがされている。		・必要に応じてマニュアルの見直しがされている。			
改善（A）	次年度の取組	・学校訪問等を活用し、マニュアルの記載内容の定期的な点検等を要請していく。		・学校訪問等を活用し、マニュアルの記載内容の定期的な点検等を要請していく。		・学校訪問等を活用し、マニュアルの記載内容の定期的な点検等を要請していく。		・学校訪問等を活用し、マニュアルの記載内容の定期的な点検等を要請していく。			

高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画進捗管理表

No51 様式 1

重点目標 3	高齢者、障害者、女性、子ども等の安全を確保する	基本的方策 1	学校や通学路等における児童等の安全を確保する		具体的な取組②	安全確保体制づくりの促進 …危機管理マニュアルの実効性を維持するため、点検や見直しを実施する。					事業No.	3－1－（2）
											担当課	障害福祉課
目指す姿（目標）	1 各施設において、防犯対策マニュアル等が整備され、施設における防犯体制が確立されている	目標又は指標			出発点（R 4）	現状値					目標値（R 8）	
					R4:	R5:	R6:	R7:	R8:			
計画（P） 線表	各施設において、不審者対応を盛り込んだ防犯対策マニュアルや事故防止マニュアル等に基づく訓練の実施や定期的な見直しについて助言、指導等を行う。		防犯対策マニュアル、事故防止マニュアル、防災マニュアル等の各種マニュアルに基づく訓練の実施や定期的な見直しを助言、指導									
実施計画（P）	インプット（投入）		障害福祉サービス事業所等に対して、各種マニュアル及び訓練等の取組状況について指定・更新や実地指導等の際に確認し、必要に応じてマニュアルの見直し等の助言・指導を行う。									
実行（D）	成果 ・アウトプット（結果） ・アウトカム（成果）	事業所の実地指導等の際に、社会福祉施設防災対策指針に基づく防災対策マニュアル、事故防止マニュアル、感染症予防マニュアルなどの策定及び取組状況等を確認し、必要な指導を実施。 ●実地指導実績（訪問系・相談を除く） 障害者支援施設 3 短期入所 4 共同生活援助 6 日中支援事業所（通所系） 15 障害児通所事業所 2										
		事業所の実地指導等の際に、社会福祉施設防災対策指針に基づく防災対策マニュアル、事故防止マニュアル、感染症予防マニュアルなどの策定及び取組状況等を確認し、必要な指導を実施。 ●実地指導実績（訪問系・相談を除く） 障害者支援施設 5 短期入所 7 共同生活援助 6 日中支援事業所（通所系） 8 障害児通所事業所 2										
評価（C）	実施後の分析、検証	事業所の実地指導等の際に、社会福祉施設防災対策指針に基づく防災対策マニュアル、事故防止マニュアル、感染症予防マニュアルなどの策定及び取組状況等を確認し、必要な指導を実施。 ●実地指導実績（訪問系・相談を除く） 障害者支援施設 6 短期入所 12 共同生活援助 7 日中支援事業所（通所系） 12 障害児通所事業所 11										
		事業所の実地指導等の際に、社会福祉施設防災対策指針に基づく防災対策マニュアル、事故防止マニュアル、感染症予防マニュアルなどの策定及び取組状況等を確認し、必要な指導を実施。 ●実地指導実績（訪問系・相談を除く） 障害者支援施設 3 短期入所 8 共同生活援助 9 日中支援事業所（通所系） 19 障害児通所事業所 10 障害児入所施設 2										
改善（A）	次年度の取組	すべての施設・事業所で防災対策マニュアルを策定済み。 各障害福祉サービス事業所等がそれぞれの立地条件や災害の際の危険性を把握し、対応策の検討、利用者への周知を図っている。 緊急時対応への不審者対策の盛り込みや、定期的な防犯訓練を実施している事業所は少ない。										
		すべての施設・事業所で防災対策マニュアルを策定済み。 各障害福祉サービス事業所等がそれぞれの立地条件や災害の際の危険性を把握し、対応策の検討、利用者への周知を図っている。 緊急時対応への不審者対策の盛り込みや、定期的な防犯訓練を実施している事業所は少ない。										
		引き続き、各種マニュアル及び訓練等の取組状況について指定・更新や実地指導等の際に確認し、必要に応じてマニュアルの見直し等の助言・指導を行う。										
		引き続き、各種マニュアル及び訓練等の取組状況について指定・更新や実地指導等の際に確認し、必要に応じてマニュアルの見直し等の助言・指導を行う。										

重点目標 3	高齢者、障害者、女性、子ども等の安全を確保する	基本的方策 1	学校や通学路等における児童等の安全を確保する	具体的な取組②	安全確保体制づくりの促進 ・・・危機管理マニュアルの実効性を維持するため、点検や見直しを実施する。	事業No.	3-1- (2)
						担当課	子ども家庭課
目指す姿 (目標)	地域に開かれた施設づくりを推進し、地域と一体となって児童の安全確保ができています。	目標 又は 指標	①安全管理のためのマニュアルの策定：全施設 ②防犯訓練の年 1 回以上の実施：全施設	出発点 (R 4)	現状値		目標値 (R 8)
				全施設	R4: 全施設 R5: 全施設 R6: 全施設 R7: 全施設 R8:		全施設
計画 (P) 縦表	取組内容 ①安全管理のためのマニュアルの策定等の促進 学校等において、様々なケースを想定した危機管理マニュアルの策定を促進します。 また、児童福祉施設等の運営管理マニュアルなどに防犯の視点が盛り込まれるよう、働きかけます。 ②不審者侵入防止訓練の実施の促進 児童福祉施設等職員などを対象として、不審者の侵入を想定した防犯訓練の実施を促進します。	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8 以降	
実施計画 (P)	インプット(投入)						
実行 (D)	成果 ・アウトプット (結果) ・アウトカム (成果)	1. 施設等への指導監査実施時において、「児童福祉施設等における児童の安全の確保について」の点検項目の取組状況の確認を実施 (R4: 7回) 2. 児童養護施設協議会施設長会等において危機管理マニュアルや不審者侵入防止訓練等の周知を図る (随時)	施設等への指導監査実施時において、「児童福祉施設等における児童の安全の確保について」の点検項目の取組状況の確認を実施 (R5: 6回)	施設等への指導監査実施時において、「児童福祉施設等における児童の安全の確保について」の点検項目の取組状況の確認を実施 (R6: 6回)	施設等への指導監査実施時において、「児童福祉施設等における児童の安全の確保について」の点検項目の取組状況の確認を実施 (R7: 6回)		
評価 (C)	実施後の分析、検証	計画どおり、確認・周知を行っているが、より効果的な啓発方法を検討し、さらなる確認・周知を徹底していく。	計画どおり、確認・周知を行っているが、より効果的な啓発方法を検討し、さらなる確認・周知を徹底していく。	計画どおり、確認・周知を行っているが、より効果的な啓発方法を検討し、さらなる確認・周知を徹底していく。	計画どおり、確認・周知を行っているが、より効果的な啓発方法を検討し、さらなる確認・周知を徹底していく。		
改善 (A)	次年度の取組	引き続き、以下の取組を行うとともに、他の機会も活用しながら、さらなる周知啓発に努めていく。 1. 児童養護施設等に対して、指導監査実施時等に「児童福祉施設等における児童の安全の確保について」の点検項目の取組状況の確認を行う。 2. 児童養護施設協議会施設長会等において危機管理マニュアルや不審者侵入防止訓練等の周知を図る。	引き続き、以下の取組を行うとともに、他の機会も活用しながら、さらなる周知啓発に努めていく。 1. 児童養護施設等に対して、指導監査実施時等に「児童福祉施設等における児童の安全の確保について」の点検項目の取組状況の確認を行う。 2. 児童養護施設協議会施設長会等において危機管理マニュアルや不審者侵入防止訓練等の周知を図る (随時)。	引き続き、以下の取組を行うとともに、他の機会も活用しながら、さらなる周知啓発に努めていく。 1. 児童養護施設等に対して、指導監査実施時等に「児童福祉施設等における児童の安全の確保について」の点検項目の取組状況の確認を行う。 2. 児童養護施設協議会施設長会等において危機管理マニュアルや不審者侵入防止訓練等の周知を図る (随時)。	引き続き、以下の取組を行うとともに、他の機会も活用しながら、さらなる周知啓発に努めていく。 1. 児童養護施設等に対して、指導監査実施時等に「児童福祉施設等における児童の安全の確保について」の点検項目の取組状況の確認を行う。 2. 児童養護施設協議会施設長会等において危機管理マニュアルや不審者侵入防止訓練等の周知を図る (随時)。		

高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画進捗管理表

No.53

様式 1

重点目標 3	高齢者、障害者、女性、子ども等の安全を確保する	基本的方策 1	学校や通学路等における児童等の安全を確保する		具体的な取組②	安全確保体制づくりの促進 …危機管理マニュアルの実効性を維持するため、点検や見直しを実施する。	事業No.	3－1－（2）
							担当課	学校安全対策課
目指す姿（目標）	全ての学校における「危機管理マニュアル」の教職員の共有・見直しの実施	目標又は指標	公立学校における「危機管理マニュアル」の教職員の共有・必要に応じた見直し（100%）	出発点（R 4）	現状値			目標値（R 8）
				指標100%	R4: 100%	R5: 100%	R6: 100%	R7: 100%
計画（P）線表	取組内容	R 4		R 5	R 6	R 7	R 8 以降	
	① 安全管理のためのマニュアルの策定等の促進 各学校で策定した危機管理マニュアルを教職員で共有し、必要に応じて見直すことにより、実効性のあるマニュアルに整備します。 ② 不審者侵入防止訓練の実施の促進 教職員などを対象として、不審者の侵入を想定した防犯訓練の実施を促進します。	安全教育研修会の実施 危機管理マニュアルの共有・見直しの実施について、市町村教委への周知、各学校への働きかけ 県立学校への指導助言						
実施計画（P）	インプット（投入）	1 各学校における危機管理マニュアルの見直しの推進 ・各種研修会や通知等を通して周知 ・市町村教育委員会による指導体制の促進 ・危機管理マニュアルの教職員による共有や見直しの実施状況を、アンケート調査で把握、公表及び啓発 2 各学校における不審者対応訓練、保護者・地域・関係機関・地域の防犯組織等と連携した活動の啓発（各種研修会等において有用性を説明）				3 スクールガード・リーダーによる学校等への指導助言 4 緊急事態情報の共有体制の更新（警察・県教委・市町村教委・学校）		
実行（D）	成果 ・アウトプット（結果） ・アウトカム（成果）	1 安全教育研修会や危機管理マニュアルの見直しについて通知し、見直し状況をアンケートで調査した。また県立学校については危機管理マニュアルをチェック表とともに提出させ、見直しを指導（危機管理マニュアル見直し率100%：公立学校） 2 安全教育研修会等の機会 で不審者対応訓練の有効性を説明した。また、保護者・地域・関係機関・地域の防犯組織等と連携した見守り活動等を啓発。 3 スクールガードリーダーによる学校への指導助言（21市町村） 4 緊急事態情報の共有体制を構築していることによって、不審者情報や爆破予告などの対応に迅速に対応できた。	1 安全教育研修会において校門管理等及び不審者対応についての危機管理マニュアルでの見直しを課題とし提出させた。その後、事務局でチェックし返した。（危機管理マニュアル見直し率100%：公立学校） 2 安全教育研修会で大阪教育大学附属池田小学校長からの講義を通じて、不審者対応訓練の有効性を説明した。 3 スクールガードリーダーによる学校への指導助言（22市町村） 4 緊急事態情報の共有体制を構築していることによって、不審者情報（コンビニ強盗）や爆破予告などの対応に迅速に対応できた。	1 年度当初に県立学校、各市町村教育委員会を通じて所管の学校に危機管理マニュアルの見直しを依頼。年末に状況を調査。（危機管理マニュアル見直し率100%：公立学校） 2 年度当初に県立学校及び各市町村教育委員会を通じて所管の学校に地域と連携した見守り体制の強化を依頼。 3 スクールガードリーダーによる学校への指導助言や見守りを実施（22市町村） 4 緊急事態情報の共有体制を構築していることによって、爆破予告などの対応に迅速に対応できた。	1 年度当初に県立学校、各市町村教育委員会を通じて所管の学校に危機管理マニュアルの見直しを依頼。年末に状況を調査。（危機管理マニュアル見直し率100%：公立学校） 2 年度当初に県立学校及び各市町村教育委員会を通じて所管の学校に地域と連携した見守り体制の強化を依頼。 3 スクールガードリーダーによる学校への指導助言や見守りを実施（23市町村） 4 緊急事態情報の共有体制を構築していることによって、不審者情報に対する学校及び市町村への情報共有や爆破予告などへの対応が迅速にできた。			
評価（C）	実施後の分析、検証	不審者対応や交通事故対応、怪我や体調不良等の突発的な事故対応等のあらゆるケースに備え、各学校のマニュアルを充実するよう、今後も働きかけていく。 全ての公立学校において、危機管理マニュアルの見直しについての取組を行うことができた。 不審者対応スキルと組織体制の必要性については一定理解されていると思われるが、「不審者対応訓練」の実施率が思うように向上していない。	不審者対応や交通事故対応、怪我や体調不良等の突発的な事故対応等のあらゆるケースに備え、各学校のマニュアルを充実するよう、今後も働きかけていく。 全ての公立学校において、不審者侵入防止のための対策（校門管理を含む3段階のチェック体制）については全ての公立学校が危機管理マニュアルに落とし込んでいる。 防犯教育の実施率は90.2%と高いが、不審者対応訓練については60.8%と低い状況になっている。	不審者対応や交通事故対応、怪我や体調不良等の突発的な事故対応等のあらゆるケースに備え、各学校のマニュアルを充実するよう、今後も働きかけていく。 不審者侵入防止のための対策（校門管理を含む3段階のチェック体制）については全ての公立学校が危機管理マニュアルに記載できている。 防犯教育の実施率は90.4%と高いが、不審者対応訓練については61.0%と低い状況になっている。	不審者対応や交通事故対応、怪我や体調不良等の突発的な事故対応等のあらゆるケースに備え、各学校のマニュアルを充実するよう、今後も働きかけていく。 不審者侵入防止のための対策（校門管理を含む3段階のチェック体制）については全ての公立学校が危機管理マニュアルに記載できている。 防犯教育の実施率は90.6%と高いが、不審者対応訓練については、前年度より微増しているものの67.1%と低い状況になっている。			
改善（A）	次年度の取組	1～3について、高知県安全安心まちづくり推進会議の広報活動に引き続き参加し、広報啓発活動を充実させる。	1 危機管理マニュアルの見直しについては、研修会の課題と連動させて見直しを図っていく。 2 不審者対応訓練の必要性和実施方法について各学校に周知しながら、一層の啓発と指導を行っていく。	1 危機管理マニュアルの見直しについては、年度当初に見直しを依頼を行い、研修会の課題と連動させて見直しを図っていく。 2 不審者対応訓練の必要性和実施方法について各学校に周知しながら、一層の啓発と指導を行っていく。 3 スクールガード・リーダーの巡回指導を実施する市町村を増やすように市町村に働きかけていく。 4 緊急事態が発生した時のために連絡体制を更新していく。	1 危機管理マニュアルの見直しについては、年度当初に見直しを依頼を行い、研修会の課題と連動させて見直しを図っていく。 2 不審者対応訓練の必要性和実施方法について各学校に周知しながら、一層の啓発と指導を行っていく。 3 スクールガード・リーダーの巡回指導を実施する市町村を増やすように市町村に働きかけていく。 4 緊急事態が発生した時のために連絡体制を更新していく。			

No.54 様式 1

重点目標 3	高齢者、障害者、女性、子ども等の安全を確保する	基本的方策 1	学校や通学路等における児童等の安全を確保する	具体的な取組②	安全確保体制づくりの促進 …危機管理マニュアルの実効性を維持するため、点検や見直しを実施する。	事業No.	3-1-(2)
						担当課	幼保支援課
目指す姿 (目標)	各保育所・幼稚園等における安全管理・安全教育の充実	目標又は指標	①危機管理マニュアルの策定率、②学校の安全点検の実施率(保育所、私立幼稚園、認定こども園)…数値目標:100% ③子ども(又は④教職員)に対する防犯教室や防犯に関する訓練の実施校数(保育所、私立幼稚園、認定こども園) 実施校/全校、実施園/全園	出発点 (R 4)	現状値		目標値 (R 8)
				①100%②98.2%③86.1%④81.0%	R4: ①100%②99.3% ③91.1%④90.0% R5: ①100%②98.9% ③97.8%④92.9% R6: ①99.6%②98.9% ③97.3%④95.8% R7: ①100%②99.6% ③96.9%④96.9%		①~④各100%
計画 (P) 線表	取組内容	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8以降	
	保育所等への指導監査等を通じた危機管理マニュアルの策定・見直しの促進	保育所等への指導監査等を通じた危機管理マニュアルの策定・見直しの促進					
実施計画 (P)	インプット (投入)	保育所等への指導監査等を通じた危機管理マニュアルの策定・見直しの促進。					
実行 (D)	成果 ・アウトプット (結果) ・アウトカム (成果)	・施設監査等の際に、保育所等の安全管理・安全教育の実施状況についてヒアリングを行い、取組の推進を要請。	・指導監査等の際に、各園の危機管理マニュアルを確認し、校外活動など、様々なケースを想定したマニュアルの見直しを要請。	・指導監査の際に、各園の危機管理マニュアルを確認し、校外活動など、様々なケースを想定したマニュアルの見直しを要請。	・指導監査の際に、各園の危機管理マニュアルを確認し、校外活動など、様々なケースを想定したマニュアルの見直しを要請。		
評価 (C)	実施後の分析、検証	・危機管理マニュアルの策定率については、100%の園で作成済み。	・危機管理マニュアルが各園の実情や変化に合ったものとなるように、引き続き見直しが必要。	・危機管理マニュアルを策定していない園については、職員には一定の対応手順は周知しており、登園実態にあったマニュアルの作成のための検討を進めている。 ・危機管理マニュアルが各園の登園実態に沿ったものとなるように、引き続き見直しが必要。	・危機管理マニュアルの策定率については、100%の園で作成済み。 ・危機管理マニュアルが各園の登園実態に沿ったものとなるように、引き続き見直しが必要。		
改善 (A)	次年度の取組	・指導監査等の際に、各園の危機管理マニュアルを確認し、学校及び保育所、認可外保育施設の設置・管理者による校外活動など、様々なケースを想定したマニュアルの見直しを要請し、内容の充実を図る。	・指導監査等の際に、各園の危機管理マニュアルを確認し、学校及び保育所、認可外保育施設の設置・管理者による校外活動など、様々なケースを想定したマニュアルの見直しを要請し、内容の充実を図る。	・指導監査の際に、各園の危機管理マニュアルを確認し、学校及び保育所、認可外保育施設の設置・管理者による校外活動など、様々なケースを想定したマニュアルの見直しを要請し、内容の充実を図る。	・指導監査の際に、各園の危機管理マニュアルを確認し、学校及び保育所、認可外保育施設の設置・管理者による校外活動など、様々なケースを想定したマニュアルの見直しを要請し、内容の充実を図る。		

重点目標3	高齢者、障害者、女性、子ども等の安全を確保する	基本的方策1	学校や通学路等における児童等の安全を確保する	具体的な取組②	安全確保体制づくりの促進 …危機管理マニュアルの実効性を維持するため、点検や見直しを実施する。	事業No.	3-1-(2)							
						担当課	生涯学習課							
目指す姿 （目標）	放課後に子どもたちが安全・安心に過ごせる居場所が確保されている。		目標 又は 指標	①放課後児童クラブや放課後子ども教室の実施校率（小学校） R5までに100% ②放課後児童クラブ及び放課後子ども教室における学習支援の実施率（小学校）R5までに100%	出発点（R4）	現状値								目標値（R8）
					①97.3% ②97.2%	R4: ①97.3% ②97.2%	R5: ①97.3% ②98.8%	R6: ①97.8% ②97.5%	R7: ①97.1% ②96.0%	R8: 100%				
計画（P） 線表	取組内容		R4	R5	R6	R7	R8以降							
			・国が示す「放課後児童クラブ運営指針」等の市町村等への周知徹底 …取組状況調査、市町村ヒアリング、避難訓練等及び安全点検の実施に関する通知等 ・現場のマニュアル作成や見直し、安全点検、定期的な訓練の実施等を支援 …学び場人材バンクによる支援等											
実施計画 （P）	インプット（投入）		・全市町村訪問（8～10月） ・取組状況調査（8～9月） ・危険箇所等の点検等について通知発送 ・避難訓練等の実施について通知発送 ・防災対策研修会の実施（県内3箇所） ・小学校単位の防災出前講座の実施											
実行（D）	成果 ・アウトプット（結果） ・アウトカム（成果）		1 新・放課後子ども総合プラン推進事業（放課後児童クラブ、放課後子ども教室） ・防災・防犯対策研修会の実施（県内3箇所×2回） ・安全計画の策定について通知発送（12月） ・取組状況調査（7～8月） ・全市町村訪問（8～9月） 防災マニュアル作成率（100%） 避難訓練実施率（97.8%） 安全点検の実施率（96.6%） 安全対策の実施率（98.5%）	1 新・放課後子ども総合プラン推進事業（放課後児童クラブ、放課後子ども教室） ・防災・防犯対策研修会の実施（県内3箇所×2回） ・安全計画の策定について通知発送（12月） ・取組状況調査（6～7月） ・全市町村訪問（9～10月） 防災・防犯マニュアル作成率（99.1%） 避難訓練実施率（99.1%） 安全点検の実施率（98.1%） 安全対策の実施率（99.4%）	1 放課後児童対策パッケージ推進事業（放課後児童クラブ、放課後子ども教室） ・防災・防犯対策研修会の実施（県内3箇所×2回） ・取組状況調査（6～7月） ・全市町村訪問（8～9月） 防災・防犯マニュアル作成率（99.1%） 避難訓練実施率（98.8%） 安全点検の実施率（96.6%） 安全対策の実施率（97.5%）	1 放課後児童対策パッケージ推進事業（放課後児童クラブ、放課後子ども教室） ・危機管理対策研修会の実施（県内3箇所×1回） ・安全対策研修会の実施（県内3箇所×1回） ・避難訓練等の実施について通知発送（8月、2月） ・取組状況調査（6～7月） ・全市町村訪問（8～9月） 防災・防犯マニュアル作成率（100%） 避難訓練実施率（99.7%） 安全点検の実施率（92.6%） 安全対策の実施率（97.5%）								
評価（C）	実施後の分析、検証		・全小学校区の97.3%に放課後児童クラブ又は放課後子ども教室が設置された。 ・放課後児童クラブ、放課後子ども教室における災害時対応マニュアルの整備率は100%、避難訓練の実施率及び安全点検は100%近い実施率となっており、防災意識の向上につながった。	・放課後児童クラブ、放課後子ども教室における災害時対応マニュアルの整備率、避難訓練の実施率及び安全点検が98～99%の実施率となっており、防災意識の向上につながった。	・放課後児童クラブ、放課後子ども教室における災害時対応マニュアルの整備率、避難訓練及び安全点検等の実施率は高い数値となっているが、昨年度に比べ若干減少。各種研修会の周知及び実施を継続することで、防災意識の向上が必要。	・現場のニーズを踏まえ、安全対策研修会（救急時における応急処置等）を実施し、参加者の多くから好感触を得ることができた。 ・災害時対応マニュアルの作成、避難訓練及び安全対策の実施は、ほぼ全ての施設で行っている。一方で、安全点検への意識が下がっている施設が見られたため、研修会やヒアリング等で繰り返し呼びかけていく必要がある。								
改善（A）	次年度の取組		1 新・放課後子ども総合プラン推進事業（放課後児童クラブ、放課後子ども教室） ・防災・防犯対策研修会の実施（県内3箇所×2回） ・小学校単位の防災出前講座の実施 ・避難訓練等の実施について通知発送（6月） ・取組状況調査（9月） ・全市町村訪問（9～10月）	1 新・放課後子ども総合プラン推進事業（放課後児童クラブ、放課後子ども教室） ・防災・防犯対策研修会の実施（県内3箇所×2回） ・小学校単位の防災出前講座の実施 ・避難訓練等の実施について通知発送（6月） ・取組状況調査（7～8月） ・全市町村訪問（9～10月）	1 放課後児童対策パッケージ推進事業（放課後児童クラブ、放課後子ども教室） ・防災・防犯対策研修会の実施（県内3箇所×2回） ・小学校単位の防災出前講座の実施 ・避難訓練等の実施について通知発送（7月） ・取組状況調査（7～8月） ・全市町村訪問（8～9月）	1 放課後児童対策パッケージ推進事業（放課後児童クラブ、放課後子ども教室） ・防災・防犯対策研修会の実施（県内3箇所×2回） ・小学校単位の防災出前講座の実施 ・避難訓練等の実施について通知発送（適宜） ・取組状況調査（7～8月） ・全市町村訪問（6月）								

高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画進捗管理表

No56

様式1

重点目標 3	高齢者、障害者、女性、子ども等の安全を確保する	基本的方策 1	学校や通学路等における児童等の安全を確保する		具体的な取組②	安全確保体制づくりの促進 …危機管理マニュアルの実効性を維持するため、点検や見直しを実施する。	事業No.	3－1－（2）				
							担当課	生活安全企画課				
目指す姿（目標）	効果的な防犯訓練等により、教職員等が事案発生時に執るべき対応を身につける。	目標又は指標	不審者対応訓練： 学校等と事前調整の上、年100回以上	出発点（R 4）	現状値			目標値（R 8）				
					R4 不審者対応訓練：161回	R5 不審者対応訓練：241回	R6 不審者対応訓練：257回	R7 不審者対応訓練：283回				
計画（P）線表	教職員などを対象として、不審者の侵入を想定した防犯訓練の実施を促進します。	R 4							R 5	R 6	R 7	R 8 以降
		【不審者対応訓練】…効果的な訓練の実施										
実施計画（P）	インプット（投入）	1 実際に発生するおそれのある事案を想定した不審者対応訓練の実施 2 学校関係者との会合への積極的参加										
実行（D）	成果 ・アウトプット（結果） ・アウトカム（成果）	1、2 各警察署で、学校、幼稚園、保育所における不審者対応訓練を実施し、情報共有の結果や訓練の反省点等を基に安全管理マニュアルの見直しについて指導・助言した。	1、2 各警察署で、学校、幼稚園、保育所における不審者対応訓練を実施し、情報共有の結果や訓練の反省点等を基に安全管理マニュアルの見直しについて指導・助言した。	1、2 各警察署で、学校、幼稚園、保育所における不審者対応訓練を実施し、情報共有の結果や訓練の反省点等を基に防犯マニュアルの見直しについて指導・助言した。	1、2 各警察署で、学校等における不審者対応訓練に参加し、様々な想定での訓練を行い、被害の未然防止対策や不審者対応要領について指導・助言を行った。							
評価（C）	実施後の分析、検証	1、2 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、訓練の中止又は規模の縮小があり、予定どおりの訓練は実施できなかった。 1、2 訓練を実施した際には、新型コロナウイルス感染症拡大防止に十分に注意しつつ、それぞれの状況に応じて効果的な訓練を実施した。	1、2 新型コロナウイルス感染症が5類に移行してからは訓練再開となり、コロナ禍前の実施回数を上回った。 1、2 訓練を実施した際には、新型コロナウイルス等感染防止に十分に留意しつつ、それぞれの状況に応じて効果的な訓練を実施した。	1、2 不審者対応について関心を持つ施設が増えたことにより、昨年の実施回数を上回った。 1、2 訓練を実施した際には、各種事故防止に十分に留意しつつ、それぞれの状況に応じて効果的な訓練を実施した。	1、2 限られた人員を派遣して訓練に参加しているが、訓練を実施する学校等に偏りがあるので、派遣先を選定するなど、効果的な運用を図る必要がある。							
改善（A）	次年度の取組	1、2 感染症法上の5類に変更される等、新型コロナウイルス感染防止施策が緩和されることから、感染防止に配慮したうえ、積極的な訓練を実施していく。	1、2 各種事故防止に留意しつつ、積極的な訓練を実施していく。	1、2 各種事故防止に留意しつつ、積極的な訓練を実施していく。	1、2 訓練を通じて学校等の行う不審者対策の充実と資器材の整備を図る。							

重点目標 3	高齢者、障害者、女性、子ども等の安全を確保する	基本的方策 1	学校や通学路等における児童等の安全を確保する		具体的な取組③	児童等の見守り活動等の推進 …登下校時の見守り活動やセーフティステーションの設置の働きかけを行う。	事業No.	3－1－（3）			
							担当課	私学・大学支援課			
目指す姿（目標）	学校及び保護者の連携により通学の安全が守られている。	目標又は指標	学校訪問：各年度 1 回	出発点 (R 4)	現状値				目標値 (R 8)		
				年 1 回	R4: 年 1 回	R5: 年 1 回	R6: 年 1 回	R7: 年 1 回	R8:	年 1 回	
計画 (P) 線表	各学校において通学の安全が守られるよう、注意喚起を行います。	R 4		R 5		R 6		R 7		R 8 以降	
		【学校訪問】・・・各年度 1 回									
実施計画 (P)	インプット(投入)	・学校と保護者において、児童の通学の安全が図られるよう要請を行っていく。									
実行 (D)	成果 ・アウトプット（結果） ・アウトカム（成果）	・家庭や地域、関係機関との連携体制 3校（30%） ・通学路の安全点検の実施 11校（57.9%） ※症学校2校（100%）	・家庭や地域、関係機関との連携体制 3校（30%） ・通学路の安全点検の実施 11校（57.9%） ※小学校2校（100%）	・家庭や地域、関係機関との連携体制 5校（50%） ・通学路の安全点検の実施 17校（89.5%） ※小学校2校（100%）	・家庭や地域、関係機関との連携体制 6校（60%） ・通学路の安全点検の実施 18校（94.7%） ※小学校2校（100%）						
評価 (C)	実施後の分析、検証	・積極的に地域や団体と関わり、児童の安全活動につなげている。 ・地域の方々との交流を図っている。	・積極的に地域や団体と関わり、児童の安全活動につなげている。 ・地域の方々との交流を図っている。	・積極的に地域や団体と関わり、児童の安全活動につなげている。 ・地域の方々との交流を図っている。	・積極的に地域や団体と関わり、児童の安全活動につなげている。 ・地域の方々との交流を図っている。						
改善 (A)	次年度の取組	・学校訪問等を活用し、児童の安全が図られるよう要請を行っていく。	・学校訪問等を活用し、児童の安全が図られるよう要請を行っていく。	・学校訪問等を活用し、児童の安全が図られるよう要請を行っていく。	・学校訪問等を活用し、児童の安全が図られるよう要請を行っていく。						

高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画進捗管理表

No58

様式 1

重点目標 3	高齢者、障害者、女性、子ども等の安全を確保する	基本的方策 1	学校や通学路等における児童等の安全を確保する		具体的な取組③	児童等の見守り活動等の推進 …登下校時の見守り活動やセーフティーステーションの設置の働きかけを行う。	事業No.	3-1-(3)	
							担当課	障害福祉課	
目指す姿 (目標)	1 地域に開かれた施設として、地域と一体となった障害者が安心して暮らせる環境が実現	目標 又は 指標			出発点 (R 4)	現状値			目標値 (R 8)
						R4:	R5:	R6:	R7:
計画 (P) 線表	各施設の送迎体制の確認や、地域に開かれた運営を行い、地域住民と日ごろから交流を進めることで、障害者の見守りや不審者の発見等防犯体制の強化につながる取組を進めるよう助言を行う。	障害福祉施設における送迎体制等についての確認や必要な助言 施設が開かれた施設運営を行うため、日頃から地域住民との交流を促進するなどの取組内容等の確認、助言							
実施計画 (P)	インプット(投入)	障害福祉サービス事業所等が地域住民と交流を促進し、開かれた事業所運営をすることで、障害のある児童等についての理解を深めていただき、安全確保の取組を促進するよう、実地指導時などに助言を行う。							
実行 (D)	成果 ・アウトプット (結果) ・アウトカム (成果)	事業所の実地指導等の際に、防犯体制や訓練の実施、地域との交流等について確認。 ●実地指導実績 (訪問系・相談を除く) 障害者支援施設 3 短期入所 4 共同生活援助 6 日中支援事業所 (通所系) 15 障害児通所事業所 2	事業所の実地指導等の際に、防犯体制や訓練の実施、地域との交流等について確認。 ●実地指導実績 (訪問系・相談を除く) 障害者支援施設 5 短期入所 7 共同生活援助 6 日中支援事業所 (通所系) 8 障害児通所事業所 2	事業所の実地指導等の際に、防犯体制や訓練の実施、地域との交流等について確認。 ●実地指導実績 (訪問系・相談を除く) 障害者支援施設 6 短期入所 12 共同生活援助 7 日中支援事業所 (通所系) 12 障害児通所事業所 11	事業所の実地指導等の際に、防犯体制や訓練の実施、地域との交流等について確認。 ●実地指導実績 (訪問系・相談を除く) 障害者支援施設 3 短期入所 8 共同生活援助 9 日中支援事業所 (通所系) 19 障害児通所事業所 10 障害児入所施設 2				
評価 (C)	実施後の分析、検証	緊急時対応への不審者対策の盛り込みや、定期的な防犯訓練を実施している事業所は少ない。	緊急時対応への不審者対策の盛り込みや、定期的な防犯訓練を実施している事業所は少ない。	緊急時対応への不審者対策の盛り込みや、定期的な防犯訓練を実施している事業所は少ない。	緊急時対応への不審者対策の盛り込みや、定期的な防犯訓練を実施している事業所は少ない。				
改善 (A)	次年度の取組	障害福祉サービス事業所等が地域住民と交流を促進し、開かれた事業所運営をすることで、障害のある児童等についての理解を深めていただき、安全確保の取組を促進するよう、必要に応じて実地指導時などに助言を行う。	障害福祉サービス事業所等が地域住民と交流を促進し、開かれた事業所運営をすることで、障害のある児童等についての理解を深めていただき、安全確保の取組を促進するよう、必要に応じて実地指導時などに助言を行う。	障害福祉サービス事業所等が地域住民と交流を促進し、開かれた事業所運営をすることで、障害のある児童等についての理解を深めていただき、安全確保の取組を促進するよう、必要に応じて実地指導時などに助言を行う。	障害福祉サービス事業所等が地域住民と交流を促進し、開かれた事業所運営をすることで、障害のある児童等についての理解を深めていただき、安全確保の取組を促進するよう、必要に応じて実地指導時などに助言を行う。				

高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画進捗管理表

No.59 様式 1

重点目標 3	高齢者、障害者、女性、子ども等の安全を確保する	基本的方策 1	学校や通学路等における児童等の安全を確保する		具体的な取組③	児童等の見守り活動等の推進 …登下校時の見守り活動やセーフティステーションの設置の働きかけを行う。	事業No.	3-1-(3)	
							担当課	子ども家庭課	
目指す姿 (目標)	地域に開かれた施設づくりを推進し、地域と一体となって児童の安全確保ができています。	目標 又は 指標	指針に基づいた児童の安全確保ができています：全施設		出発点 (R 4)	現状値		目標値 (R 8)	
					全施設	R4: 全施設 R5: 全施設 R6: 全施設 R7: 全施設 R8:	全施設		
計画 (P) 線表	取組内容	R 4		R 5		R 6		R 7	R 8以降
		児童福祉施設等の設置・管理者、保護者、地域住民、事業者、地域活動団体と連携して、児童福祉施設等における見守り活動などの効果的な安全確保の取組を実施します。 ・施設への指導監査実施時における確認及び働き掛け ・児童養護施設協議会施設長会等での周知							
実施計画 (P)	インプット(投入)	・児童養護施設等に対して、指導監査実施時等に「児童福祉施設等における児童の安全の確保について」の点検項目の取組状況の確認を行う。 ・地域住民等と連携しながら地域と一体となった見守り活動など効果的な安全確保の取組を働き掛ける。							
実行 (D)	成果 ・アウトプット (結果) ・アウトカム (成果)	1. 施設等への指導監査実施時において、「児童福祉施設等における児童の安全の確保について」の点検項目の取組状況の確認を実施 (R4：7回) 2. 児童養護施設協議会施設長会等において地域における見守り活動など効果的な安全確保の取組の周知を図る (随時)	施設等への指導監査実施時において、「児童福祉施設等における児童の安全の確保について」の点検項目の取組状況の確認を実施 (R5：6回)	施設等への指導監査実施時において、「児童福祉施設等における児童の安全の確保について」の点検項目の取組状況の確認を実施 (R6：6回)	施設等への指導監査実施時において、「児童福祉施設等における児童の安全の確保について」の点検項目の取組状況の確認を実施 (R7：6回)				
評価 (C)	実施後の分析、検証	計画どおり、確認・周知を行っているが、より効果的な啓発方法を検討し、さらなる確認・周知を徹底していく。	計画どおり、確認・周知を行っているが、より効果的な啓発方法を検討し、さらなる確認・周知を徹底していく。	計画どおり、確認・周知を行っているが、より効果的な啓発方法を検討し、さらなる確認・周知を徹底していく。	計画どおり、確認・周知を行っているが、より効果的な啓発方法を検討し、さらなる確認・周知を徹底していく。				
改善 (A)	次年度の取組	引き続き、以下の取組を行うとともに、他の機会も活用しながら、さらなる周知啓発に努めていく。 1. 児童養護施設等に対して、指導監査実施時等に「児童福祉施設等における児童の安全の確保について」の点検項目の取組状況の確認を行う。 2. 児童養護施設協議会施設長会等において地域における見守り活動など効果的な安全確保の取組の周知を図る。	引き続き、以下の取組を行うとともに、他の機会も活用しながら、さらなる周知啓発に努めていく。 1. 児童養護施設等に対して、指導監査実施時等に「児童福祉施設等における児童の安全の確保について」の点検項目の取組状況の確認を行う。 2. 児童養護施設協議会施設長会等において地域における見守り活動など効果的な安全確保の取組の周知を図る (随時)。	引き続き、以下の取組を行うとともに、他の機会も活用しながら、さらなる周知啓発に努めていく。 1. 児童養護施設等に対して、指導監査実施時等に「児童福祉施設等における児童の安全の確保について」の点検項目の取組状況の確認を行う。 2. 児童養護施設協議会施設長会等において地域における見守り活動など効果的な安全確保の取組の周知を図る (随時)。	引き続き、以下の取組を行うとともに、他の機会も活用しながら、さらなる周知啓発に努めていく。 1. 児童養護施設等に対して、指導監査実施時等に「児童福祉施設等における児童の安全の確保について」の点検項目の取組状況の確認を行う。 2. 児童養護施設協議会施設長会等において地域における見守り活動など効果的な安全確保の取組の周知を図る (随時)。				

高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画進捗管理表

No.60

様式 1

重点目標 3	高齢者、障害者、女性、子ども等の安全を確保する	基本的方針 1	学校や通学路等における児童等の安全を確保する		具体的な取組③	児童等の見守り活動等の推進 …登下校時の見守り活動やセーフティステーションの設置の働きかけを行う。						事業No.	3－1－（3）
						担当課	学校安全対策課						
目指す姿 （目標）	スクールガード組織率の向上による、学校と地域・関係団体等との連携の強化 小学校におけるスクールガード（学校安全ボランティア）による見守り活動の充実		目標 又は 指標	スクールガード（学校安全ボランティア）や地域住民等の活動の状況を把握し、見守り活動等の登下校の安全対策について家庭や地域、関係機関等との連携・協働体制ができていない小学校の割合（100%）	出発点（R4）	現状値						目標値（R8）	
					指標100%	R4: 100%	R5: 100%	R6: 100%	R7: 100%	R8: 100%	指標100%		
計画（P） 線表	学校等の設置・管理者、保護者、地域住民、事業者、地域活動団体と連携して、学校等における見守り活動などの効果的な安全確保の取組を実施します。	市町村教委や県立学校に、学校・保護者・地域・関係団体等が連携した見守り体制づくりを働きかけ 市町村教委に、スクールガード・リーダー配置やスクールガードの組織化と活動の充実に向けての働きかけ 地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業担当者会における説明 安全教育（生活安全）のモデル地域の市町村（拠点校）による取組と啓発											
実施計画（P）	インプット（投入）	1 スクールガード・リーダーによる巡回指導の継続実施と効果的な見守り活動の促進 2 スクールガード（学校安全ボランティア）等の見守り活動の促進及び充実・強化について、市町村教育委員会への働きかけ（市町村担当者会の実施等） 3 高知県学校安全総合支援事業（生活安全・交通安全）の実施市町村及び拠点校による先進的な取組と啓発 4 スクールガードや関係市町村等と学校との連携・協働体制の強化											
実行（D）	成果 ・アウトプット（結果） ・アウトカム（成果）	1 安全教育研修会等において、スクールガード・リーダー連絡協議会の市町村担当者や学校安全担当教員等へ「防犯教室」の実施、「地域安全マップ」の作成・活用を依頼した。 2 高知県学校安全総合支援事業（生活安全）の報告書を各学校に配付し啓発を行った。 3 学校安全対策課ホームページ等にマップ作成のポイントや好事例を掲載した。											
		1・2 高知県スクールガード・リーダー連絡協議会を開催し、巡回指導の継続実施と効果的な見守り活動の依頼。スクールガード（学校安全ボランティア）との見守り活動の強化について依頼 3 学校安全対策課ホームページ等に取り組み事例（実践報告書等）を記載 4 市町村指導事務担当者会等で地域ぐるみで児童生徒を見守る体制（登下校防犯プラン）の整備・充実を依頼											
評価（C）	実施後の分析、検証	1・2 スクールガード・リーダーによる巡回指導は、防犯だけでなく、交通安全の視点においても、通学路における子どもの安全確保につながっている。全ての市町村で通学路の安全確保がなされるよう啓発する必要がある。 3 モデル地域の市町村及び拠点校の実践発表は、保護者・地域・関係機関と連携した通学路の安全確保の取組を啓発する良い機会となっている。 4 年度当初の通知文だけでは、連携強化は不十分なので、研修等で機会があれば協働体制を強化するように市町村担当者との連携がとれるようにする必要がある。											
		1・2 スクールガード・リーダーによる巡回指導は、防犯だけでなく、交通安全の視点においても、通学路における子どもの安全確保につながっている。全ての市町村で通学路の安全確保がなされるよう啓発する必要がある。 3 モデル地域の市町村及び拠点校の実践発表は、保護者・地域・関係機関と連携した通学路の安全確保の取組を啓発する良い機会となっている。 4 会議・研修等で協働体制をさらに強化するように市町村担当者との連携がとれるようにする必要がある。											
改善（A）	次年度の取組	1～3について、高知県安全安心まちづくり推進会議の広報活動に引き続き参加し、広報啓発活動を充実させる。											
		1 スクールガード・リーダー44名を委嘱し実施する。（R4：43人→R5：44人） 2 高知県スクールガード・リーダー連絡協議会やその他機会において、引き続き働きかけ、通学路の組織だった見守り活動を強化していく。 3 学校安全総合支援事業（生活安全・交通安全）の実施市町村及び拠点校を増やすとともに、実践的な取組事例を多く紹介できるようにする。 4 引き続きスクールガードや関係市町村等と学校が連携・協働できるように各会議・研修会等で連絡していく。											
		1・2 スクールガード・リーダーによる巡回指導は、防犯だけでなく、交通安全の視点においても、通学路における子どもの安全確保につながっている。全ての市町村で通学路の安全確保がなされるよう啓発する必要がある。 3 モデル地域の市町村及び拠点校の実践発表は、保護者・地域・関係機関と連携した通学路の安全確保の取組を啓発する良い機会となっている。 4 会議・研修等で協働体制をさらに強化するように市町村担当者との連携がとれるようにする必要がある。											
		1 スクールガード・リーダー46名を委嘱し実施する。（R7：45名→R8：46名） 2 高知県スクールガード・リーダー連絡協議会やその他機会において、引き続き働きかけ、通学路の組織だった見守り活動を強化していく。 3 学校安全総合支援事業（生活安全・交通安全）の実施市町村及び拠点校を増やすとともに、実践的な取組事例を多く紹介できるようにする。 4 引き続きスクールガードや関係市町村等と学校が連携・協働できるように各会議・研修会等で連絡していく。											

重点目標 3	高齢者、障害者、女性、子ども等の安全を確保する	基本的方策 1	学校や通学路等における児童等の安全を確保する		具体的な取組③	児童等の見守り活動等の推進	事業No.	3－1－（3）			
							担当課	生涯学習課			
目指す姿（目標）	1 学校や地域の実情に応じ、幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子どもたちを見守り育てる仕組みが構築されている。 2 放課後に子どもたちが安全・安心に過ごせる居場所が確保されている。		目標又は指標	①地域学校協働本部の設置率（小・中学校）：R5までに100% ②高知県版地域学校協働本部の仕組みを構築した小・中学校の割合：R5までに100% ③放課後児童クラブ又は放課後子ども教室の実施校率（小学校）：R5までに100%	出発点（R 4）	現状値	目標値（R 8）				
				①96. 4% ②91. 6% ③97. 3%	R4: ①96. 4% ②91. 6% ③97. 3%	R5: ①100% ②97. 4% ③97. 3%	R6: ①100% ②100% ③97. 8%	R7: ①100% ②100% ③97. 1%	R8: 100%		
計画（P）線表	取組内容	R 4		R 5		R 6		R 7		R 8 以降	
	1 地域学校協働活動推進事業 ・地域学校協働本部の活動内容の充実及び高知県版地域学校協働本部への展開にかかる取組を推進 2 放課後児童対策パッケージ推進事業（放課後児童クラブ、放課後子ども教室） ・放課後等の子どもたちの安全・安心な居場所づくりと学びの場の充実を図る	・地域学校協働本部の活動内容の充実にかかる取組 …実践ハンドブック・活動事例集等を活用した訪問等による市町村や学校への助言、取組状況調査、市町村ヒアリング等 ・高知県版地域学校協働本部への展開にかかる取組 …市町村毎の設置計画に基づく実施校への訪問等による個別支援、民生委員・児童委員との連携促進等									
	・安全・安心な居場所づくりと学びの場の充実 …放課後児童クラブ・放課後子ども教室の設置及び活動内容の充実、取組状況調査、市町村ヒアリング、学び場人材バンクによる支援等										
実施計画（P）	インプット（投入）	1 地域学校協働活動推進事業 ・訪問活動等による市町村や学校への助言等 ・高知県版地域学校協働本部実施校への取組支援（4月～） 2 放課後児童対策パッケージ推進事業（放課後児童クラブ、放課後子ども教室） ・全市町村訪問（8～10月） ・取組状況調査（8～9月） ・危険箇所等の点検等について通知発送 ・避難訓練等の実施について通知発送 ・防災対策研修会の実施（県内3箇所） ・小学校単位の防災出前講座の実施									
実行（D）	成果 ・アウトプット（結果） ・アウトカム（成果）	1 地域学校協働推進事業 ・運営費等補助 ・活動内容の充実と人材育成 ・高知県版地域学校協働本部実施校への取組支援（4月～） ・市町村訪問（9～10月） 2 新・放課後子ども総合プラン推進事業（放課後児童クラブ、放課後子ども教室） ・運営費等補助 ・取組状況調査（7～8月） ・全市町村訪問（8～9月）	1 地域学校協働推進事業 ・運営費等補助 ・活動内容の充実と人材育成 ・高知県版地域学校協働本部実施校への取組支援（4月～） ・市町村訪問（9～10月） 2 新・放課後子ども総合プラン推進事業（放課後児童クラブ、放課後子ども教室） ・運営費等補助 ・取組状況調査（6～7月） ・全市町村訪問（9～10月）	1 地域学校協働推進事業 ・運営費等補助 ・活動内容の充実と人材育成 ・高知県版地域学校協働本部実施校への取組支援（4月～） ・市町村訪問（8～9月） 2 放課後児童対策パッケージ推進事業（放課後児童クラブ、放課後子ども教室） ・運営費等補助 ・取組状況調査（6～7月） ・全市町村訪問（8～9月）	1 地域学校協働推進事業 ・運営費等補助 ・活動内容の充実と人材育成 ・高知県版地域学校協働本部実施校への取組支援（4月～） ・市町村訪問（8～9月） 2 放課後児童対策パッケージ推進事業（放課後児童クラブ、放課後子ども教室） ・運営費等補助 ・取組状況調査（6～7月） ・全市町村訪問（8～9月）						
評価（C）	実施後の分析、検証	1 地域学校協働活動推進事業 ・地域学校協働本部の設置は順調に進んでおり、コロナ禍でも工夫しながら協働活動を計画的に実施する学校が見られた。地域学校協働本部が設置された学校数 小：172校、中：89校、義務教育学校4校 2 新・放課後子ども総合プラン推進事業（放課後児童クラブ、放課後子ども教室） ・全小学校区の97. 3%に放課後児童クラブ又は放課後子ども教室が設置された。 ・防災・防犯対策研修会や、安全計画の策定について通知を行い、防災意識の向上につながった。	1 地域学校協働活動推進事業 地域学校協働本部が設置された学校数 小：181校、中：89校、義務教育学校4校 ・市町村や学校によって活動内容に差があるため、活動の充実に向けて地域コーディネーターの確保・育成を継続する。 2 新・放課後子ども総合プラン推進事業（放課後児童クラブ、放課後子ども教室） ・全小学校区の97. 3%に放課後児童クラブ又は放課後子ども教室が設置された。 ・防災・防犯対策研修会や、安全計画の策定について通知を行い、防災意識の向上につながった。	1 地域学校協働活動推進事業 地域学校協働本部が設置された学校数 小：176校、中：85校、義務教育学校4校 ・県内全ての小中学校において、高知県版地域学校協働本部の設置を達成。 ・一方で、市町村や学校によって活動内容に差があるため、活動の充実に向けて地域コーディネーターの確保・育成を継続する。 2 放課後児童対策パッケージ推進事業（放課後児童クラブ、放課後子ども教室） ・全小学校区の97. 8%に放課後児童クラブ又は放課後子ども教室が設置された。 ・防災・防犯対策研修会や、安全計画の策定について通知を行い、防災意識の向上につながった。	1 地域学校協働活動推進事業 地域学校協働本部が設置された学校数 小：171校、中：85校、義務教育学校4校 ・県内全域に地域学校協働本部という活動の基盤が構築されているが、市町村や学校によって活動内容に差があるため、活動の充実を図っていく必要がある。 2 放課後児童対策パッケージ推進事業（放課後児童クラブ、放課後子ども教室） ・全小学校区の97. 1%に放課後児童クラブ又は放課後子ども教室が設置された。 ・危機管理や安全対策に関する研修会の実施や、防災訓練の実施について通知を行い、防災意識の向上につながった。						
改善（A）	次年度の取組	1 地域学校協働活動推進事業 ・運営費等補助 ・高知県版地域学校協働本部（市町村推進校）の決定・取組支援、現状確認等（4月～） 市町村訪問（9～10月） 2 新・放課後子ども総合プラン推進事業（放課後児童クラブ、放課後子ども教室） ・運営費等補助	1 地域学校協働活動推進事業 ・運営費等補助 ・高知県版地域学校協働本部（市町村推進校）の決定・取組支援、現状確認等（4月～） 市町村訪問（9～10月） 2 新・放課後子ども総合プラン推進事業（放課後児童クラブ、放課後子ども教室） ・運営費等補助	1 地域学校協働活動推進事業 ・運営費等補助 ・高知県版地域学校協働本部（市町村推進校）の決定・取組支援、現状確認等（4月～） 市町村訪問（8～9月） 2 放課後児童対策パッケージ推進事業（放課後児童クラブ、放課後子ども教室） ・運営費等補助	1 地域学校協働活動推進事業 ・運営費等補助 ・高知県版地域学校協働本部（市町村推進校）の決定・取組支援、現状確認等（4月～） 市町村訪問（8～9月） 2 放課後児童対策パッケージ推進事業（放課後児童クラブ、放課後子ども教室） ・運営費等補助						

高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画進捗管理表

高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画進捗管理表						No.62		様式 1	
重点目標 3	高齢者、障害者、女性、子ども等の安全を確保する	基本的方案 1	学校や通学路等における児童等の安全を確保する	具体的な取組③	児童等の見守り活動等の推進 …登下校時の見守り活動やセーフティーステーションの設置の働きかけを行う。	事業No.		3-1- (3)	
						担当課	生活安全企画課		
目指す姿 (目標)	関係機関等と連携し、「ながら見守り活動」やセーフティーステーション設置を展開する等、地域ぐるみで取り組み、児童等の見守り活動活動の重要性を浸透させる。	目標 又は 指標	「通学路安全の日」における子ども見守り活動（8月のぞく）：年11回	出発点 (R 4)	現状値				目標値 (R 8)
					R4 街頭防犯活動：11回	R5 街頭防犯活動：11回	R6 街頭防犯活動：11回	R7 街頭防犯活動：11回	
計画 (P) 縦表	取組内容		R 4	R 5	R 6	R 7	R 8 以降		
	学校等の設置管理者、保護者、地域住民、地域活動団体等と連携して、通学路等における登下校時のパトロール活動や子供見守り活動等の効果的な安全対策を実施するとともに、通学路等における児童等への声かけ運動を推進します。 「子供110番の家」をはじめとした児童等の緊急避難所（セーフティーステーション）が、学校や地域の状況等に応じて適切に設置されるよう、県民及び事業者に対して働きかけます。 また、「子供110番の家」などの設置者に対して、不審者情報の提供や防犯指導を行います。		【「通学路安全の日」における見守り活動】…制度への取組及び参加者拡大のための広報 【防犯活動団体等との連携】…防犯活動団体等との情報交換等による連携の強化 【「ながら見守り活動」の推進】…「ながら見守り活動」に関する広報等による見守り活動への参加促進 【「子供110番の家」の設置促進】…通学路等を考慮した効果的な設置 【セーフティーステーションへの取組促進】…各種職域団体への取組の働きかけ 【「子供110番の家」設置者に対する防犯指導】…地域の情勢に応じたタイムリーかつ効果的な防犯指導						
実施計画 (P)	インプット(投入)	1 「通学路安全の日」に関する広報活動の実施 2 「通学路安全の日」における登下校時間帯に合わせた街頭見守り活動やパトロール活動 3 関係団体に対する犯罪情勢や地域安全情報の提供及び連携強化 4 「ながら見守り」の推進による学校、保護者、防犯ボランティア団体及び事業者と協働した見守り活動 5 「子供110番の家・車」の指定数の拡充 6 各職域団体へセーフティーステーションの取組内容を説明及び参加を呼びかけ							
		7 「子供110番の家」設置者に対する地域の情勢に応じた防犯指導及び助言							
実行 (D)	成果 ・アウトプット（結果） ・アウトカム（成果）	1 各種会合において、「通学路安全の日」について広報した。 2 「通学路安全の日」に、学校関係者、防犯ボランティア団体等と連携し、登校する児童の見守り活動を実施した。 3 青色防犯パトロール団体に対して、不審者情報等について情報提供し、登下校時の児童に対する声かけを依頼した。 4 県内全市町村の地域安全担当者等に対して防犯ボランティア団体への参加や、「ながら見守り」活動の実施をプロモートし、同活動への取組を推進した。 5、6 各種会議等において、セーフティーステーションや青色回転灯装備車両による活動の重要性等の説明や参加促進に関する講話を実施した。 5、7 令和3年末の「子供110番の家」設置数2775軒、「子供110番の車」指定台数912台（令和4年末は令和5年5月下旬集計予定）							
		1 各種会合において、「通学路安全の日」について広報した。 2 「通学路安全の日」に、学校関係者、防犯ボランティア団体等と連携し、登校する児童の見守り活動を実施した。 3 青色防犯パトロール団体に対して、不審者情報等について情報提供し、登下校時の児童に対する声かけを依頼した。 4 県内全市町村の地域安全担当者等に対して防犯ボランティア団体への参加や、「ながら見守り」活動の実施をプロモートし、同活動への取組を推進した。 5、6 各種会議等において、セーフティーステーションや青色回転灯装備車両による活動の重要性等の説明や参加促進に関する講話を実施した。 5、7 令和5年3月末の「子供110番の家」設置数2,681軒、「子供110番の車」指定台数1,443台（令和5年末は令和6年5月下旬集計予定）							
評価 (C)	実施後の分析、検証	1、2、4 「通学路安全の日」に関する広報に併せて、「ながら見守り」活動推進に関する広報啓発を実施した。 2、3 不審者情報が増加傾向にある下校時間帯について、見守り活動や声かけ運動を強化した。 4 市町村の地域安全担当者から「ながら見守り」を実施したいとの問い合わせがある等、各地区における同活動の浸透が図られた。 5～7 セーフティーステーションとしての「子供110番の家」及び「子供110番の車」については、継続的な推進及び広報により、地域住民に浸透してきているものであるが、いずれも登録減少の傾向にある。							
		1、2、4 「通学路安全の日」に関する広報に併せて、「ながら見守り」活動推進に関する広報啓発を実施した。 2、3 不審者情報が増加傾向にある下校時間帯について、見守り活動や声かけ運動を強化した。 4 市町村の地域安全担当者から「ながら見守り」を実施したいとの問い合わせがある等、各地区における同活動の浸透が図られた。 5～7 セーフティーステーションとしての「子供110番の家」及び「子供110番の車」については、継続的な推進及び広報により、地域住民に浸透してきている。							
改善 (A)	次年度の取組	1～3 「通学路安全の日」について、継続的な広報と活動を実施していく。 4 「ながら見守り」活動の認知度を更に高めるため、令和5年度にあつては、県内全市町村に加え、全教育委員会に対しても「ながら見守り」活動の普及を呼び掛けていく。 5～7 減少傾向にあるセーフティーステーションの広報啓発方法について、検討していくことが必要である。							
		1～3 「通学路安全の日」について、継続的な広報と活動を実施していく。 4 「ながら見守り」活動の認知度を更に高めるため、各種会合やイベント等の機会を通じて「ながら見守り」活動の普及を呼び掛けていく。 5～7 セーフティーステーションの担い手が高齢化していることから、普及について検討していくことが必要である。							

高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画進捗管理表

No63 様式 1

重点目標 3	高齢者、障害者、女性、子ども等の安全を確保する	基本的方策 1	学校や通学路等における児童等の安全を確保する		具体的な取組④	児童等への安全教育の充実	事業No.	3-1-(4)			
							担当課	障害福祉課			
目指す姿 (目標)	1 各施設において、防犯対策マニュアル等が整備され、施設における防犯体制が確立されている	目標 又は 指標			出発点 (R 4)	現状値			目標値 (R 8)		
					R4:	R5:	R6:	R7:	R8:		
計画 (P) 線表	取組内容	R 4		R 5		R 6		R 7		R 8以降	
		各施設の利用者に対して、防犯等の安全対策に関する相談支援や生活支援を実施、障害者の見守りや不審者の発見など、防犯体制の強化につながる取組を進めるよう助言を行う。 防犯対策マニュアル、事故防止マニュアル、防災マニュアル等の各種マニュアルの整備、防犯・防災対策の実施を助言									
実施計画 (P)	インプット(投入)	障害福祉サービス事業所等において、防災対策マニュアルなどに基づき、定期的な防犯訓練等が実施されるよう、助言を行う。									
実行 (D)	成果 ・アウトプット (結果) ・アウトカム (成果)	事業所の実地指導等の際に、防犯体制や訓練の実施、地域との交流等について確認。 ●実地指導実績 (訪問系・相談を除く) 障害者支援施設 3 短期入所 4 共同生活援助 6 日中支援事業所 (通所系) 15 障害児通所事業所 2	事業所の実地指導等の際に、防犯体制や訓練の実施、地域との交流等について確認。 ●実地指導実績 (訪問系・相談を除く) 障害者支援施設 5 短期入所 7 共同生活援助 6 日中支援事業所 (通所系) 8 障害児通所事業所 2	事業所の実地指導等の際に、防犯体制や訓練の実施、地域との交流等について確認。 ●実地指導実績 (訪問系・相談を除く) 障害者支援施設 6 短期入所 12 共同生活援助 7 日中支援事業所 (通所系) 12 障害児通所事業所 11	事業所の実地指導等の際に、防犯体制や訓練の実施、地域との交流等について確認。 ●実地指導実績 (訪問系・相談を除く) 障害者支援施設 3 短期入所 8 共同生活援助 9 日中支援事業所 (通所系) 19 障害児通所事業所 10 障害児入所施設 2						
評価 (C)	実施後の分析、検証	緊急時対応への不審者対策の盛り込みや、定期的な防犯訓練を実施している事業所は少ない。	緊急時対応への不審者対策の盛り込みや、定期的な防犯訓練を実施している事業所は少ない。	緊急時対応への不審者対策の盛り込みや、定期的な防犯訓練を実施している事業所は少ない。	緊急時対応への不審者対策の盛り込みや、定期的な防犯訓練を実施している事業所は少ない。						
改善 (A)	次年度の取組	障害福祉サービス事業所等において、防災対策マニュアルなどに基づき、定期的な防犯訓練等が実施されるよう、必要に応じて助言を行う。	障害福祉サービス事業所等において、防災対策マニュアルなどに基づき、定期的な防犯訓練等が実施されるよう、必要に応じて助言を行う。	障害福祉サービス事業所等において、防災対策マニュアルなどに基づき、定期的な防犯訓練等が実施されるよう、必要に応じて助言を行う。	障害福祉サービス事業所等において、防災対策マニュアルなどに基づき、定期的な防犯訓練等が実施されるよう、必要に応じて助言を行う。						

高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画進捗管理表

No.64

様式 1

重点目標 3	高齢者、障害者、女性、子ども等の安全を確保する	基本的方策 1	学校や通学路等における児童等の安全を確保する		具体的な取組④	児童等への安全教育の充実					事業No.	3-1-(4)
											担当課	子ども家庭課
目指す姿 (目標)	地域に開かれた施設づくりを推進し、地域と一体となって児童の安全確保ができています。	目標 又は 指標	指針に基づいた児童の安全確保ができています：全施設	出発点 (R 4)	現状値					目標値 (R 8)		
				全施設	R4: 全施設	R5: 全施設	R6: 全施設	R7: 全施設	R8:	全施設		
計画 (P) 線表	取組内容		R 4	R 5	R 6	R 7	R 8 以降					
			・施設への指導監査実施時における確認及び働き掛け ・児童養護施設協議会施設長会等での周知									
実施計画 (P)	インプット(投入)		・児童養護施設等に対して、指導監査実施時に「児童福祉施設等における児童の安全の確保について」の点検項目にある入所児童に対する安全管理についての指導に対する取組状況を確認し、体験・参加型の安全教育の実施状況についても確認する。									
実行 (D)	成果 ・アウトプット (結果) ・アウトカム (成果)		施設等への指導監査実施時において、「児童福祉施設等における児童の安全の確保について」の点検項目にある入所児童に対する安全管理についての指導に対する取組状況の確認を実施 (R4：7回)	施設等への指導監査実施時において、「児童福祉施設等における児童の安全の確保について」の点検項目にある入所児童に対する安全管理についての指導に対する取組状況の確認を実施 (R5：6回)	施設等への指導監査実施時において、「児童福祉施設等における児童の安全の確保について」の点検項目にある入所児童に対する安全管理についての指導に対する取組状況の確認を実施 (R6：6回)	施設等への指導監査実施時において、「児童福祉施設等における児童の安全の確保について」の点検項目にある入所児童に対する安全管理についての指導に対する取組状況の確認を実施 (R7：6回)						
			計画どおり、確認・周知を行っているが、より効果的な啓発方法を検討し、さらなる確認・周知を徹底していく。	計画どおり、確認・周知を行っているが、より効果的な啓発方法を検討し、さらなる確認・周知を徹底していく。	計画どおり、確認・周知を行っているが、より効果的な啓発方法を検討し、さらなる確認・周知を徹底していく。	計画どおり、確認・周知を行っているが、より効果的な啓発方法を検討し、さらなる確認・周知を徹底していく。						
評価 (C)	実施後の分析、検証	引き続き、施設等への指導監査実施時において、「児童福祉施設等における児童の安全の確保について」の点検項目にある入所児童に対する安全管理についての指導に対する取組状況の確認を実施するとともに、体験・参加型の安全教育の実施状況についても確認していく。	引き続き、施設等への指導監査実施時において、「児童福祉施設等における児童の安全の確保について」の点検項目にある入所児童に対する安全管理についての指導に対する取組状況の確認を実施するとともに、体験・参加型の安全教育の実施状況についても確認していく。	引き続き、施設等への指導監査実施時において、「児童福祉施設等における児童の安全の確保について」の点検項目にある入所児童に対する安全管理についての指導に対する取組状況の確認を実施するとともに、体験・参加型の安全教育の実施状況についても確認していく。	引き続き、施設等への指導監査実施時において、「児童福祉施設等における児童の安全の確保について」の点検項目にある入所児童に対する安全管理についての指導に対する取組状況の確認を実施するとともに、体験・参加型の安全教育の実施状況についても確認していく。							
		引き続き、施設等への指導監査実施時において、「児童福祉施設等における児童の安全の確保について」の点検項目にある入所児童に対する安全管理についての指導に対する取組状況の確認を実施するとともに、体験・参加型の安全教育の実施状況についても確認していく。	引き続き、施設等への指導監査実施時において、「児童福祉施設等における児童の安全の確保について」の点検項目にある入所児童に対する安全管理についての指導に対する取組状況の確認を実施するとともに、体験・参加型の安全教育の実施状況についても確認していく。	引き続き、施設等への指導監査実施時において、「児童福祉施設等における児童の安全の確保について」の点検項目にある入所児童に対する安全管理についての指導に対する取組状況の確認を実施するとともに、体験・参加型の安全教育の実施状況についても確認していく。	引き続き、施設等への指導監査実施時において、「児童福祉施設等における児童の安全の確保について」の点検項目にある入所児童に対する安全管理についての指導に対する取組状況の確認を実施するとともに、体験・参加型の安全教育の実施状況についても確認していく。							

重点目標 3	高齢者、障害者、女性、子ども等の安全を確保する	基本的方策 1	学校や通学路等における児童等の安全を確保する		具体的な取組④	児童等への安全教育の充実	事業No.	3-1-(4)	
							担当課	私学・大学支援課	
目指す姿 (目標)	防犯教室が定着して開催されている	目標 又は 指標	学校訪問：各年度 1 回	出発点 (R 4)	現状値			目標値 (R 8)	
				年 1 回	R4: 年 1 回	R5: 年 1 回	R6: 年 1 回	R7: 年 1 回	R8:
計画 (P) 線表	各学校の設置・管理者が保護者及び関係機関などと連携して、児童等が犯罪の被害に遭わないための効果的な安全教育の充実に努めるよう、働きかけます。	R 4		R 5		R 6		R 7	R 8 以降
		【学校訪問】・・・各年度 1 回							
実施計画 (P)	インプット(投入)	・児童生徒の安全の確保のため、学校や保護者、関係機関が連携して行う安全教育について要請を行っていく。							
実行 (D)	成果 ・アウトプット (結果) ・アウトカム (成果)	・児童等を対象とした防犯教室の実施 12校 (63.2%)	・児童等を対象とした防犯教育の実施 11校 (57.9%)	・児童等を対象とした防犯教育の実施 12校 (63.2%)	・児童等を対象とした防犯教育の実施 18校 (94.7%)				
評価 (C)	実施後の分析、検証	・関係機関と連携した防犯教室等により、安全教育が実施されている。	・関係機関と連携した防犯教室等により、安全教育が実施されている。	・関係機関と連携した防犯教室等により、安全教育が実施されている。	・関係機関と連携した防犯教室等により、安全教育が実施されている。				
改善 (A)	次年度の取組	・学校訪問等を活用し、安全教育について要請を行っていく。	・学校訪問等を活用し、安全教育について要請を行っていく。	・学校訪問等を活用し、安全教育について要請を行っていく。	・学校訪問等を活用し、安全教育について要請を行っていく。				

高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画進捗管理表

No.66 様式 1

重点目標 3	高齢者、障害者、女性、子ども等の安全を確保する	基本的方策 1	学校や通学路等における児童等の安全を確保する		具体的な取組④	児童等への安全教育の充実	事業No.	3－1－（4）			
							担当課	学校安全対策課			
目指す姿（目標）	「防犯教室」等の安全教育による、児童生徒等の危険予測、危機回避能力の向上		目標又は指標	各学校における、防犯に係る安全教育（生活安全）の実施率（100%）	出発点（R 4）	現状値					目標値（R 8）
					指標100%	R4: 90.3%	R5: 90.2%	R6: 90.4%	R7: 90.6%	R8:	指標100%
計画（P） 線表	取組内容		R 4	R 5	R 6	R 7	R 8以降				
	① 防犯教室等の開催 学校等の設置・管理者、保護者、関係機関などと連携して、児童等が犯罪の被害に遭わないための参加・体験型の効果的な安全教育の充実に努めます。		安全教育研修会の実施 市町村教委や県立学校に、自らの命を守るために必要な資質・能力を育成する安全教育の実施を働きかけ 拠点校を中心とした「安全マップ」作成による安全教育の取組と普及								
	② 安全マップ作成の促進 児童等の危険予測能力、危険回避能力を高めるため、学校の設置・管理者に対して、安全マップの作成による安全教育を行うよう働きかけます。										
実施計画（P）	インプット（投入）	1 安全教育研修会等において、市町村担当者及び学校安全担当教員へ「防犯教室」等の実施に向けて説明（実施状況や有用性、事例紹介等）や「地域安全マップ」の作成・活用・有用性を説明 2 高知県学校安全総合支援事業（生活安全）実施市町村及び拠点校の実践報告による啓発 3 「地域安全マップ」を活用した安全教育の実践事例の紹介、啓発									
実行（D）	成果 ・アウトプット（結果） ・アウトカム（成果）	1 安全教育研修会等において、スクールガード・リーダー連絡協議会の市町村担当者や学校安全担当教員等へ「防犯教室」の実施、「地域安全マップ」の作成・活用を依頼した。 2 高知県学校安全総合支援事業（生活安全）の報告書を各学校に配付し啓発を行った。 3 学校安全対策課ホームページ等にマップ作成のポイントや好事例を掲載した。	1 安全教育研修会等において、大阪教育大学附属池田小学校校長を講師にして、不審者対応について研修を実施した。 安全マップについてはホームページ等で情報提供を行った。 2 高知県学校安全総合支援事業（生活安全）の報告書を各学校に配付し啓発を行った。 3 学校安全対策課ホームページ等にマップ作成のポイントや好事例を掲載した。	1 安全教育研修会やスクールガード・リーダー連絡協議会において、学校や市町村教育委員会担当者に対して、不審者対応について必要性を説明した。 安全マップについてはホームページ等で情報提供を行った。 2 高知県学校安全総合支援事業（生活安全）の報告書を各学校に配付し啓発を行った。 3 学校安全対策課ホームページ等にマップ作成のポイントや好事例を掲載した。	1 安全教育研修会やスクールガード・リーダー連絡協議会において、学校や市町村教育委員会担当者に対して、不審者対応について必要性を説明した。 安全マップについてはホームページ等で情報提供を行った。 2 高知県学校安全総合支援事業（生活安全）の報告書を各学校に配付し啓発を行った。 3 学校安全対策課ホームページ等にマップ作成のポイントや好事例を掲載した。						
評価（C）	実施後の分析、検証	1 各種会議や研修会での啓発は、子どもたちを犯罪から守るための取組の重要性を共有する良い機会となっている。各学校での防犯教室の実施については、その有用性や取組の成果を紹介しながら継続して促し、実施率を向上させていく。 2 高知県学校安全総合支援事業（生活安全）実施市町村及び拠点校報告書を各学校に配付し啓発を行っているが、防犯に係る安全教育の実施率は100%ではない。 3 児童生徒が安全に関する意識を持ち、地域の安全を考えるための地域安全マップの教育効果を研修できる機会を提供できた。さらに、安全マップを活用した安全教育の推進に取り組んでいく。	1 大阪教育大学附属池田小学校児童殺傷事件から20年以上が経ち、改めて研修を行うことで参加者に不審者対応について、考えてもらう機会となった。その結果アンケートでは、防犯教育の実施率は90.2%と高い数値であった。 2 高知県学校安全総合支援事業（生活安全）実施市町村及び拠点校報告書を各学校に配付するとともにホームページにも掲載し、啓発を行っている。 3 ホームページに「地域安全マップ」を活用した安全教育の実践事例の紹介、啓発を行った。	1 安全教育研修会をはじめとする研修会等で防犯教育の必要性について説明してきた。その結果アンケートでは、防犯教育の実施率は90.4%と高い数値であった。 2 高知県学校安全総合支援事業（生活安全）実施市町村及び拠点校報告書を各学校に配付するとともにホームページにも掲載し、啓発を行っている。 3 ホームページに「地域安全マップ」を活用した安全教育の実践事例の紹介、啓発を行った。	1 安全教育研修会をはじめとする研修会等で防犯教育の必要性について説明してきた。その結果アンケートでは、防犯教育の実施率は90.6%と高い数値であった。 2 高知県学校安全総合支援事業（生活安全）実施市町村及び拠点校報告書を各学校に配付するとともにホームページにも掲載し、啓発を行っている。 3 ホームページに「地域安全マップ」を活用した安全教育の実践事例の紹介、啓発を行った。						
改善（A）	次年度の取組	1～3について、高知県安全安心まちづくり推進会議の広報活動に引き続き参加し、広報啓発活動を充実させる。	1については安全教育研修会においてアンケート結果と防犯教室の実施について周知していく。 2については高知県学校安全総合支援事業（生活安全）実施市町村及び拠点校が少ないため、取り組む拠点校を増やすとともに、紹介事例を多くする。 3については引き続き実施し、安全教育の実践事例の情報を発信していく。	1 安全教育研修会をはじめとする各種研修や会議においてアンケート結果と防犯教育の必要性について周知していく。 2 高知県学校安全総合支援事業（生活安全）実施市町村及び拠点校が少ないため、取り組む拠点校を増やすとともに、紹介事例を多くする。 3 ホームページで引き続き安全教育の実践事例の情報発信し啓発を行う。	1 安全教育研修会をはじめとする各種研修や会議においてアンケート結果と防犯教育の必要性について周知していく。 2 高知県学校安全総合支援事業（生活安全）実施市町村及び拠点校が少ないため、取り組む拠点校を増やすとともに、紹介事例を多くする。 3 ホームページで引き続き安全教育の実践事例の情報発信し啓発を行う。						

重点目標3	高齢者、障害者、女性、子ども等の安全を確保する	基本的方策 1	学校や通学路等における児童等の安全を確保する	具体的な取組④	児童等への安全教育の充実	事業No.		3－1－（４）				
						担当課	生涯学習課					
目指す姿（目標）	放課後に子どもたちが安全・安心に過ごせる居場所が確保されている。	目標又は指標	①放課後児童クラブや放課後子ども教室の実施校率（小学校）R5までに100% ②放課後児童クラブ及び放課後子ども教室における学習支援の実施率（小学校）R5までに100%	出発点（R４）	現状値							目標値（R８）
				①97.3% ②97.2%	R4: ①97.3% ②97.2%	R5: ①97.3% ②98.8%	R6: ①97.8% ②97.5%	R7: ①97.1% ②96.0%	R8: 100%			
計画（P） 線表	取組内容	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8以降						
	放課後児童対策パッケージ推進事業（放課後児童クラブ、放課後子ども教室） ・実施主体の市町村等に対して、国が示す「放課後児童クラブ運営指針」等の周知徹底 ・市町村等が行う現場のマニュアル作成や見直し、安全点検、訓練の実施等にかかる支援	・国が示す「放課後児童クラブ運営指針」等の市町村等への周知徹底 …取組状況調査、市町村ヒアリング、避難訓練等及び安全点検の実施に関する通知等 ・現場のマニュアル作成や見直し、安全点検、定期的な訓練の実施等を支援 …学び場人材バンクによる支援等										
実施計画（P）	インプット（投入）	・全市町村訪問（8～10月） ・取組状況調査（8～9月） ・危険箇所等の点検等について通知発送 ・避難訓練等の実施について通知発送 ・防災対策研修会の実施（県内3箇所） ・小学校単位の防災出前講座の実施										
実行（D）	成果 ・アウトプット（結果） ・アウトカム（成果）	1 新・放課後子ども総合プラン推進事業（放課後児童クラブ、放課後子ども教室） ・防災・防犯対策研修会の実施（県内3箇所×2回） ・安全計画の策定について通知発送（12月） ・取組状況調査（7～8月） ・全市町村訪問（8～9月） 防災マニュアル作成率（100%） 避難訓練実施率（97.8%） 安全点検の実施率（96.6%） 安全対策の実施率（98.5%）	1 新・放課後子ども総合プラン推進事業（放課後児童クラブ、放課後子ども教室） ・防災・防犯対策研修会の実施（県内3箇所×2回） ・安全計画の策定について通知発送（12月） ・取組状況調査（6～7月） ・全市町村訪問（9～10月） 防災・防犯マニュアル作成率（99.1%） 避難訓練実施率（99.1%） 安全点検の実施率（98.1%） 安全対策の実施率（99.4%）	1 放課後児童対策パッケージ推進事業（放課後児童クラブ、放課後子ども教室） ・防災・防犯対策研修会の実施（県内3箇所×2回） ・取組状況調査（6～7月） ・全市町村訪問（8～9月） 防災・防犯マニュアル作成率（99.1%） 避難訓練実施率（98.8%） 安全点検の実施率（96.6%） 安全対策の実施率（97.5%）	1 放課後児童対策パッケージ推進事業（放課後児童クラブ、放課後子ども教室） ・危機管理対策研修会の実施（県内3箇所×1回） ・安全対策研修会の実施（県内3箇所×1回） ・避難訓練等の実施について通知発送（8月、2月） ・取組状況調査（6～7月） ・全市町村訪問（8～9月） 防災・防犯マニュアル作成率（100%） 避難訓練実施率（99.7%） 安全点検の実施率（92.6%） 安全対策の実施率（97.5%）							
評価（C）	実施後の分析、検証	・全小学校区の97.3%に放課後児童クラブ又は放課後子ども教室が設置された。 ・放課後児童クラブ、放課後子ども教室における災害時対応マニュアルの整備率は100%、避難訓練の実施率及び安全点検は100%近い実施率となっており、防災意識の向上につながった。	・放課後児童クラブ、放課後子ども教室における災害時対応マニュアルの整備率、避難訓練の実施率及び安全点検が98～99%の実施率となっており、防災意識の向上につながった。	・放課後児童クラブ、放課後子ども教室における災害時対応マニュアルの整備率、避難訓練及び安全点検等の実施率は高い数値となっているが、昨年度に比べ若干減少。各種研修会の周知及び実施を継続することで、防災意識の向上が必要。	・現場のニーズを踏まえ、安全対策研修会（救急時における応急処置等）を実施し、参加者の多くから好感触を得ることができた。 ・災害時対応マニュアルの作成、避難訓練及び安全対策の実施は、ほぼ全ての施設で行っている。一方で、安全点検への意識が下がっている施設が見られたため、研修会やヒアリング等で繰り返し呼びかけていく必要がある。							
改善（A）	次年度の取組	1 新・放課後子ども総合プラン推進事業（放課後児童クラブ、放課後子ども教室） ・防災・防犯対策研修会の実施（県内3箇所×2回） ・小学校単位の防災出前講座の実施 ・避難訓練等の実施について通知発送（6月） ・取組状況調査（9月） ・全市町村訪問（9～10月）	1 新・放課後子ども総合プラン推進事業（放課後児童クラブ、放課後子ども教室） ・防災・防犯対策研修会の実施（県内3箇所×2回） ・小学校単位の防災出前講座の実施 ・避難訓練等の実施について通知発送（6月） ・取組状況調査（7～8月） ・全市町村訪問（9～10月）	1 放課後児童対策パッケージ推進事業（放課後児童クラブ、放課後子ども教室） ・防災・防犯対策研修会の実施（県内3箇所×2回） ・小学校単位の防災出前講座の実施 ・避難訓練等の実施について通知発送（7月） ・取組状況調査（7～8月） ・全市町村訪問（8～9月）	1 放課後児童対策パッケージ推進事業（放課後児童クラブ、放課後子ども教室） ・防災・防犯対策研修会の実施（県内3箇所×2回） ・小学校単位の防災出前講座の実施 ・避難訓練等の実施について通知発送（適宜） ・取組状況調査（7～8月） ・全市町村訪問（6月）							

高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画進捗管理表

No.69 様式 1

重点目標 3	高齢者、障害者、女性、子ども等の安全を確保する	基本的方策 1	学校や通学路等における児童等の安全を確保する		具体的な取組④	児童等への安全教育的充実	事業No.	3－1－（4）
							担当課	生活安全企画課
目指す姿（目標）	児童等が危険に直面した際に、自ら身を守ることができる能力や知識を身につける。	目標又は指標	誘拐被害防止教室の開催： 学校等と事前調整の上、年100回以上	出発点（R 4）	現状値			目標値（R 8）
					R4 誘拐被害防止教室：182回 R5 誘拐被害防止教室：253回 R6 誘拐被害防止教室：193回 R7 誘拐被害防止教室：218回			
計画（P） 線表	取組内容	R 4		R 5	R 6	R 7	R 8以降	
		【誘拐被害防止教室の開催】・・・危険回避能力向上のための効果的な教室の開催 【「子供110番の家」等の周知】・・・児童等を守るための緊急避難場所等の周知 【「子供110番の家」等の指定状況の提供】・・・児童等を守るための緊急避難場所等に関する情報提供						
実施計画（P）	インプット（投入）	1 学校及び保育園等における誘拐被害防止教室の実施 2 学校及び保育園等における児童参加型不審者訓練の推進 3 学校及び保育園等に対する「子供110番の家」の内容周知 4 緊急避難場所の継続的な把握及び学校施設等に対する設置場所の情報提供 5 学校等と協働した安全マップの作成及びマップを活用した安全教育の推進						
実行（D）	成果 ・アウトプット（結果） ・アウトカム（成果）	1～3 幼稚園、保育所等で、児童参加型の不審者対応訓練実施後、誘拐被害防止教室を実施した。 4. 5 「子供110番の家」設置箇所や不審者情報等、安全マップ作成に必要な地域安全情報を提供した。		1～3 幼稚園、保育所等で、児童参加型の不審者対応訓練実施後、誘拐被害防止教室を実施した。 4. 5 防犯教室等で「子供110番の家」が児童等を守るための緊急避難場所であるという役割を周知させた。	1～3 幼稚園、保育所等で、児童参加型の不審者対応訓練実施後、誘拐被害防止教室を実施した。 4. 5 防犯教室等で「子供110番の家」が児童等を守るための緊急避難場所であるという役割を周知させた。	1～3 幼稚園、保育所等で、児童参加型の不審者対応訓練実施後、誘拐被害防止教室を実施した。 4. 5 防犯教室等で「子供110番の家」が児童等を守るための緊急避難場所であることを周知させ、学校等が安全マップを作成する際には、子供110番の家の設置場所の情報等を提供した。		
評価（C）	実施後の分析、検証	1～5 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、教室の中止又は規模の縮小があり、予定どおりの訓練や教室の開催はできなかった。 1～5 訓練や教室を開催した際には、新型コロナウイルス感染症拡大防止に十分に注意しつつ、それぞれの状況に応じて効果的な訓練や教室を開催した。		1～5 新型コロナウイルス感染症が5類に移行してからは訓練再開となり、前年の実施回数を上回った。 1～5 訓練や教室を開催した際には、新型コロナウイルス等感染拡大防止に十分に注意しつつ、それぞれの状況に応じて効果的な訓練や教室を開催した。	1～5 訓練や教室を開催した際には、各種事故防止に十分に注意しつつ、それぞれの状況や各施設の要望に応じて効果的な訓練や教室を開催した。	小学校の新入学生等、通学環境が変わる児童への通学路における安全教育を実施し、危険を回避する能力の涵養に努めており、今後継続した取組が必要である。		
改善（A）	次年度の取組	1～3 感染症法上の5類に変更される等、新型コロナウイルス感染症防止施策が緩和されることから、感染防止に配慮したうえ、積極的な安全教室を実施していく。 4. 5 安全マップについては、作成のみで終わることなく、児童に対する安全教育に活用してくよう各学校に働きかける必要がある。		1～3 各種事故防止に留意したうえ、積極的に安全教室を実施していく。 4. 5 安全マップの作成を通じて、児童に対する安全教育に積極的に活用してくよう各学校への働きかけを推進する。	1～3 各種事故防止に留意したうえ、積極的に安全教室を実施していく。 4. 5 安全マップの作成を通じて、児童に対する安全教育に積極的に活用してくよう各学校への働きかけを推進する。	児童の特性を踏まえた分かりやすい安全教育を実施していく。 子供110番の家など、児童を見守る存在があることを周知させ、非常時に有効活用できるよう安全教育を推進する。		

重点目標 3	高齢者、障害者、女性、子ども等の安全を確保する	基本的方策 1	学校や通学路等における児童等の安全を確保する		具体的な取組⑤	防犯環境整備の促進	事業No.	3-1-(5)	
							担当課	障害福祉課	
目指す姿 (目標)	1 各施設において、防犯対策マニュアル等が整備され、施設における防犯体制が確立されている	目標 又は 指標			出発点 (R 4)	現状値			目標値 (R 8)
					R4:	R5:	R6:	R7:	R8:
計画 (P) 線表	各施設において、不審者対応を盛り込んだ防犯対策マニュアルや事故防止マニュアルを策定するよう助言し、安全対策の実施、体制の確立に取り組む。	実地指導を中心に、防犯対策マニュアル、事故防止マニュアル、防災マニュアル等の各種マニュアルの整備、防犯・防災対策の実施を助言							
実施計画 (P)	インプット(投入)	障害福祉サービス事業所等の利用者の安全を確保するため、施設の防犯体制や設備の点検、計画的な整備など、実地指導時などに確認し、助言を行う。							
実行 (D)	成果 ・アウトプット (結果) ・アウトカム (成果)	事業所の実地指導等の際に、防犯体制や訓練の実施について確認。 ●実地指導実績 (訪問系・相談を除く) 障害者支援施設 3 短期入所 4 共同生活援助 6 日中支援事業所 (通所系) 15 障害児通所事業所 2	事業所の実地指導等の際に、防犯体制や訓練の実施について確認。 ●実地指導実績 (訪問系・相談を除く) 障害者支援施設 5 短期入所 7 共同生活援助 6 日中支援事業所 (通所系) 8 障害児通所事業所 2	事業所の実地指導等の際に、防犯体制や訓練の実施について確認。 ●実地指導実績 (訪問系・相談を除く) 障害者支援施設 6 短期入所 12 共同生活援助 7 日中支援事業所 (通所系) 12 障害児通所事業所 11	事業所の実地指導等の際に、防犯体制や訓練の実施について確認。 ●実地指導実績 (訪問系・相談を除く) 障害者支援施設 3 短期入所 8 共同生活援助 9 日中支援事業所 (通所系) 19 障害児通所事業所 10 障害児入所施設 2				
評価 (C)	実施後の分析、検証	緊急時対応への不審者対策の盛り込みや、定期的な防犯訓練を実施している事業所は少ない。	緊急時対応への不審者対策の盛り込みや、定期的な防犯訓練を実施している事業所は少ない。	緊急時対応への不審者対策の盛り込みや、定期的な防犯訓練を実施している事業所は少ない。	緊急時対応への不審者対策の盛り込みや、定期的な防犯訓練を実施している事業所は少ない。				
改善 (A)	次年度の取組	障害福祉サービス事業所等の利用者の安全を確保するため、施設の防犯体制や設備の点検、計画的な整備など、実地指導時などに確認し、必要に応じて助言を行う。	障害福祉サービス事業所等の利用者の安全を確保するため、施設の防犯体制や設備の点検、計画的な整備など、実地指導時などに確認し、必要に応じて助言を行う。	障害福祉サービス事業所等の利用者の安全を確保するため、施設の防犯体制や設備の点検、計画的な整備など、実地指導時などに確認し、必要に応じて助言を行う。	障害福祉サービス事業所等の利用者の安全を確保するため、施設の防犯体制や設備の点検、計画的な整備など、実地指導時などに確認し、必要に応じて助言を行う。				

高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画進捗管理表

No.71 様式 1

重点目標 3	高齢者、障害者、女性、子ども等の安全を確保する	基本的方策 1	学校や通学路等における児童等の安全を確保する		具体的な取組⑤	防犯環境整備の促進	事業No.	3－1－(5)		
							担当課	子ども家庭課		
目指す姿 (目標)	地域に開かれた施設づくりを推進し、地域と一体となって児童の安全確保ができています。	目標 又は 指標	指針に基づいた児童の安全確保ができています：全施設	出発点 (R 4)	現状値					目標値 (R 8)
				全施設	R4: 全施設	R5: 全施設	R6: 全施設	R7: 全施設	R8:	全施設
計画 (P) 線表	取組内容		R 4	R 5	R 6	R 7		R 8 以降		
	児童福祉施設等へ不審者が侵入して、児童等へ危害を加えることを防ぐため、児童福祉施設等の設置・管理者に対して、施設・設備の整備と定期的な安全点検を実施するよう、働きかけます。		・施設への指導監査実施時における確認及び働き掛け ・児童養護施設協議会施設長会等での周知							
実施計画 (P)	インプット(投入)		・児童養護施設等に対して、指導監査実施時に「児童福祉施設等における児童の安全の確保について」の点検項目にある施設整備面における安全確保がとれているかを確認し、防犯設備の充実を図る。 ・施設設備や防犯設備等の定期的な点検整備を施設に働きかける。							
実行 (D)	成果 ・アウトプット (結果) ・アウトカム (成果)	1. 施設等への指導監査実施時において、「児童福祉施設等における児童の安全の確保について」の点検項目の取組状況の確認を実施 (R4: 7回) 2. 児童養護施設協議会施設長会等において施設設備や防犯設備等の定期的な点検整備を働きかけていく (随時)	1. 施設等への指導監査実施時において、「児童福祉施設等における児童の安全の確保について」の点検項目の取組状況の確認を実施 (R5: 6回) 2. 児童養護施設協議会施設長会等において施設設備や防犯設備等の定期的な点検整備を働きかけていく (随時)	施設等への指導監査実施時において、「児童福祉施設等における児童の安全の確保について」の点検項目の取組状況の確認を実施 (R6: 6回)	施設等への指導監査実施時において、「児童福祉施設等における児童の安全の確保について」の点検項目の取組状況の確認を実施 (R7: 6回)					
評価 (C)	実施後の分析、検証	計画どおり、確認・周知を行っているが、より効果的な啓発方法を検討し、さらなる確認・周知を徹底していく。	計画どおり、確認・周知を行っているが、より効果的な啓発方法を検討し、さらなる確認・周知を徹底していく。	計画どおり、確認・周知を行っているが、より効果的な啓発方法を検討し、さらなる確認・周知を徹底していく。	計画どおり、確認・周知を行っているが、より効果的な啓発方法を検討し、さらなる確認・周知を徹底していく。					
改善 (A)	次年度の取組	引き続き、以下の取組を行うとともに、他の機会も活用しながら、さらなる周知啓発に努めていく。 1. 児童養護施設等に対して、指導監査実施時等に「児童福祉施設等における児童の安全の確保について」の点検項目の取組状況の確認を行う。 2. 児童養護施設協議会施設長会等において施設設備や防犯設備等の定期的な点検整備を働きかけていく。	引き続き、以下の取組を行うとともに、他の機会も活用しながら、さらなる周知啓発に努めていく。 1. 児童養護施設等に対して、指導監査実施時等に「児童福祉施設等における児童の安全の確保について」の点検項目の取組状況の確認を行う。 2. 児童養護施設協議会施設長会等において施設設備や防犯設備等の定期的な点検整備を働きかけていく。	引き続き、以下の取組を行うとともに、他の機会も活用しながら、さらなる周知啓発に努めていく。 1. 児童養護施設等に対して、指導監査実施時等に「児童福祉施設等における児童の安全の確保について」の点検項目の取組状況の確認を行う。 2. 児童養護施設等に対して、「学校等における児童等の安全の確保のための指針」の周知を図る (随時)。	引き続き、以下の取組を行うとともに、他の機会も活用しながら、さらなる周知啓発に努めていく。 1. 児童養護施設等に対して、指導監査実施時等に「児童福祉施設等における児童の安全の確保について」の点検項目の取組状況の確認を行う。 2. 児童養護施設等に対して、「学校等における児童等の安全の確保のための指針」の周知を図る (随時)。					

重点目標 3	高齢者、障害者、女性、子ども等の安全を確保する	基本的方策 1	学校や通学路等における児童等の安全を確保する		具体的な取組⑤	防犯環境整備の促進		事業No.	3-1-(5)
								担当課	私学・大学支援課
目指す姿 (目標)	学校施設の安全点検が継続的に実施され、必要に応じた環境整備がされている	目標 又は 指標	学校訪問：各年度 1 回	出発点 (R 4)	現状値				目標値 (R 8)
				年 1 回	R4: 年 1 回	R5: 年 1 回	R6: 年 1 回	R7: 年 1 回	R8:
計画 (P) 線表	取組内容		R 4	R 5	R 6	R 7	R 8 以降		
	学校へ不審者が侵入して、児童等へ危害を加えることを防ぐため、各学校の設置・管理者に対して、施設・設備の整備と定期的な安全点検を実施するよう、働きかけます。また、学校安全対策として、防犯カメラ、防犯ベルの設置、警備等の費用に対する助成を行います。		【学校訪問】・・・各年度 1 回						
実施計画 (P)	インプット(投入)		・学校において、学校等の施設・整備の定期的な安全点検を引き続き実施するよう要請を行っていく。 ・学校安全対策に係る費用に対する助成を行う。						
実行 (D)	成果 ・アウトプット (結果) ・アウトカム (成果)		・学校施設の安全点検の実施 19校 (100%) ・学校安全対策に係る助成 (私立学校運営費補助金) の活用 18校 (94.4%)	・学校施設の安全点検の実施 19校 (100%) ・学校安全対策に係る助成 (私立学校運営費補助金) の活用 17校 (94.4%)	・学校施設の安全点検の実施 19校 (100%) ・学校安全対策に係る助成 (私立学校運営費補助金) の活用 15校 (83.3%)	・学校施設の安全点検の実施 18校 (94.7%) ・学校安全対策に係る助成 (私立学校運営費補助金) の活用 17校 (94.4%)			
評価 (C)	実施後の分析、検証		・定期的に施設や設備の安全点検が実施されている。	・定期的に施設や設備の安全点検が実施されている。	・定期的に施設や設備の安全点検が実施されている。	・定期的に施設や設備の安全点検が実施されている。			
改善 (A)	次年度の取組		・学校訪問等を活用して、安全点検の実施を要請していく。 ・学校安全対策に係る費用に対する助成を行う。	・学校訪問等を活用して、安全点検の実施を要請していく。 ・学校安全対策に係る費用に対する助成を行う。	・学校訪問等を活用して、安全点検の実施を要請していく。 ・学校安全対策に係る費用に対する助成を行う。	・学校訪問等を活用して、安全点検の実施を要請していく。 ・学校安全対策に係る費用に対する助成を行う。			

高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画進捗管理表

No.73 様式 1

重点目標 3	高齢者、障害者、女性、子ども等の安全を確保する	基本的方針 1	学校や通学路等における児童等の安全を確保する		具体的な取組⑤	防犯環境整備の促進				事業No.	3-1-(5)										
							担当課	学校安全対策課													
目指す姿 (目標)	学校における安全点検の実施と環境の改善	目標 又は 指標	公立学校における安全点検の実施率（100％）、公立小学校における通学路の安全点検の実施率（100％）		出発点（R 4）	現状値					目標値（R 8）										
					指標100%	R4: 100% 100%	R5: 100% 100%	R6: 100% 100%	R7: 100% 100%	R8:	指標100%										
計画（P） 線表	学校等へ不審者が侵入して、児童等へ危害を加えることを防ぐため、学校等の設置・管理者に対して、施設・設備の整備と定期的な安全点検を実施するよう、働きかけます。	R 4										R 5		R 6		R 7		R 8 以降			
		市町村教委に、各学校における安全点検の確実な実施についての周知徹底の働きかけ 県立学校への指導を徹底 各市町村における「通学路交通安全プログラム」「登下校防犯プランに基づく地域の連携の場」の取組の推進																			
実施計画（P）	インプット（投入）	1 学校の施設・設備等について、毎学期1回以上の安全点検を実施し、安全確保を徹底するよう周知 ・文書通知での依頼 ・研修会等において説明 ・アンケートで実施状況把握、適宜指導										2 「高知県通学路安全推進会議」における、通学路等の安全確保の取組の推進 ・学校、教育委員会、関係機関等と連携した取組の推進 ・「市町村通学路交通安全プログラム」に基づく、効果的な通学路の安全確保の取組について情報交換、協議									
実行（D）	成果 ・アウトプット（結果） ・アウトカム（成果）	1 安全教育研修会等において、スクールガード・リーダー連絡協議会の市町村担当者や学校安全担当教員等へ「防犯教室」の実施、「地域安全マップ」の作成・活用を依頼した。 2 高知県学校安全総合支援事業（生活安全）の報告書を各学校に配付し啓発を行った。 3 学校安全対策課ホームページ等にマップ作成のポイントや好事例を掲載した。		1 年度当初に学校の施設・設備等について、毎学期1回以上の安全点検を実施し、安全確保を徹底するよう通知。学校施設・設備に不備があり子どもが傷ついた事例等あれば、通知文を学校に送り、注意喚起を行った。 2 高知県通学路安全推進会議を開催し、関係者で情報共有を行い、課題を共有するとともに今後の推進体制について確認をとった。		1 年度当初に学校の施設・設備等について、毎学期1回以上の安全点検を実施し、安全確保を徹底するよう通知。文科省から新たに出された「学校における安全点検要領」の周知を図った。また、年度末にはアンケートを実施し安全点検実施状況を把握した。 2 高知県通学路安全推進会議を開催し、関係者で情報共有を行い、課題を共有するとともに今後の推進体制について確認をとった。		1 年度当初に学校の施設・設備等について、毎学期1回以上の安全点検を実施し、安全確保を徹底するよう通知。文科省から新たに出された「学校における安全点検要領」の周知を図った。また、年度末にはアンケートを実施し安全点検実施状況を把握した。 2 高知県通学路安全推進会議を開催し、関係者で情報共有を行い、課題を共有するとともに今後の推進体制について確認をとった。		1 年度当初に学校の施設・設備等について、毎学期1回以上の安全点検を実施し、安全確保を徹底するよう通知。文科省から新たに出された「学校における安全点検要領」の周知を図った。また、年度末にはアンケートを実施し安全点検実施状況を把握した。 2 高知県通学路安全推進会議を開催し、関係者で情報共有を行い、課題を共有するとともに今後の推進体制について確認をとった。											
評価（C）	実施後の分析、検証	1 学校での施設・設備の安全点検の実施率は100％であり、各学校の安全管理体制は構築されている。今後、安全点検の精度を高めるために、全国的な施設・設備の事故事例等を把握し、安全点検のポイント等を各学校へ周知するなど方法を考える必要がある。 2 平成24年度の緊急合同点検を受けて、各関係機関が行ってきた通学路の安全確保対策は、取組が平成29年度に全市町村で完了しているものの、道路状況や通学状況などが変わっている箇所もあり、引き続き合同点検は必要。今回の通学路合同点検では554箇所に対策が必要となった。		1 学校での施設・設備の安全点検の実施率は100％であり、各学校の安全管理体制は構築されている。今後、安全点検の精度を高めるために、安全点検のポイント等を各学校へ周知していく。 2 令和3年から始まった、通学路合同点検では554箇所に対策が必要となり、令和6年3月末時点で暫定対策も含めると全て対策が完了している。		1 学校での施設・設備の安全点検の実施率は100％であり、各学校の安全管理体制は構築されている。 2 令和3年から始まった、通学路合同点検では554箇所に対策が必要となり、令和6年3月末時点で暫定対策も含めると全て対策が完了している。 また、子どもの誘拐連れ去り未遂事件が起きた際も市町村への迅速な情報伝達により、見回り体制が強化されるなど安全確保体制が構築されている。		1 学校での施設・設備の安全点検の実施率は100％であり、各学校の安全管理体制は構築されている。 2 令和3年から始まった、通学路合同点検では554箇所に対策が必要となり、令和7年3月末時点で暫定対策も含めると全て対策が完了している。 また、不審者情報が県警から届いた際にも、市町村への迅速な情報伝達により、見回り体制が強化されるなど安全確保体制が構築されている。													
改善（A）	次年度の取組	1～3について、高知県安全安心まちづくり推進会議の広報活動に引き続き参加し、広報啓発活動を充実させる。		1 文科省から新たに出された「学校における安全点検要領」の周知を図るとともに、毎学期1回以上の安全点検が実施されるよう、あらゆる機会で安全点検のポイント等の周知を図り、アンケートで取組状況を把握する。 2 令和3年度に始まった合同点検については、暫定対策を含めると対策は完了した。今後は毎年実施している合同点検を行い、子どもへの通学路の安全を確保していく取り組みを推進する。		1 研修等あらゆる機会で安全点検のポイント等の周知を図り、年度末にはアンケートで取組状況を把握する。 2 令和3年度に始まった合同点検については、暫定対策を含めると対策は完了した。今後は毎年実施している関係者での合同点検を行い、子どもへの通学路の安全を確保していく取り組みを推進する。		1 研修等あらゆる機会で安全点検のポイント等の周知を図り、年度末にはアンケートで取組状況を把握する。 2 令和3年度に始まった合同点検については、暫定対策を含めると対策は完了した。今後は毎年実施している関係者での合同点検を行い、子どもへの通学路の安全を確保していく取り組みを推進する。													

重点目標3	高齢者、障害者、女性、子ども等の安全を確保する	基本的方策 1	学校や通学路等における児童等の安全を確保する		具体的な取組⑤	防犯環境整備の促進	事業No.	3－1－（5）				
							担当課	生涯学習課				
目指す姿（目標）	放課後に子どもたちが安全・安心に過ごせる居場所が確保されている。		目標又は指標	①放課後児童クラブや放課後子ども教室の実施校率（小学校）R5までに100% ②放課後児童クラブ及び放課後子ども教室における学習支援の実施率（小学校）R5までに100%	出発点（R4）	現状値						目標値（R8）
				①97.3% ②97.2%	R4: ①97.3% ②97.2%	R5: ①97.3% ②98.8%	R6: ①97.8% ②97.5%	R7: ①97.1% ②96.0%	R8:	100%		
計画（P） 線表	取組内容		R 4	R 5	R 6	R 7	R 8以降					
	放課後児童対策パッケージ推進事業（放課後児童クラブ、放課後子ども教室） ・実施主体の市町村等に対して、国が示す「放課後児童クラブ運営指針」等の周知徹底 ・市町村等が行う現場のマニュアル作成や見直し、安全点検、訓練の実施等にかかる支援		・国が示す「放課後児童クラブ運営指針」等の市町村等への周知徹底 …市町村ヒアリング、避難訓練等及び安全点検の実施に関する通知等 ・現場のマニュアル作成や見直し、安全点検、定期的な訓練の実施等を支援 …学び場人材バンクによる支援等									
実施計画（P）	インプット（投入）	・全市町村訪問（8～10月） ・取組状況調査（8～9月） ・危険箇所等の点検等について通知発送 ・避難訓練等の実施について通知発送 ・防災対策研修会の実施（県内3箇所） ・小学校単位の防災出前講座の実施										
実行（D）	成果 ・アウトプット（結果） ・アウトカム（成果）	1 新・放課後子ども総合プラン推進事業（放課後児童クラブ、放課後子ども教室） ・防災・防犯対策研修会の実施（県内3箇所×2回） ・安全計画の策定について通知発送（12月） ・取組状況調査（7～8月） ・全市町村訪問（8～9月） 防災マニュアル作成率（100%） 避難訓練実施率（97.8%） 安全点検の実施率（96.6%） 安全対策の実施率（98.5%）	1 新・放課後子ども総合プラン推進事業（放課後児童クラブ、放課後子ども教室） ・防災・防犯対策研修会の実施（県内3箇所×2回） ・安全計画の策定について通知発送（12月） ・取組状況調査（6～7月） ・全市町村訪問（9～10月） 防災・防犯マニュアル作成率（99.1%） 避難訓練実施率（99.1%） 安全点検の実施率（98.1%） 安全対策の実施率（99.4%）	1 放課後児童対策パッケージ推進事業（放課後児童クラブ、放課後子ども教室） ・防災・防犯対策研修会の実施（県内3箇所×2回） ・取組状況調査（6～7月） ・全市町村訪問（8～9月） 防災・防犯マニュアル作成率（99.1%） 避難訓練実施率（98.8%） 安全点検の実施率（96.6%） 安全対策の実施率（97.5%）	1 放課後児童対策パッケージ推進事業（放課後児童クラブ、放課後子ども教室） ・危機管理対策研修会の実施（県内3箇所×1回） ・安全対策研修会の実施（県内3箇所×1回） ・避難訓練等の実施について通知発送（8月、2月） ・取組状況調査（6～7月） ・全市町村訪問（8～9月） 防災・防犯マニュアル作成率（100%） 避難訓練実施率（99.7%） 安全点検の実施率（92.6%） 安全対策の実施率（97.5%）							
評価（C）	実施後の分析、検証	・全小中学校区の97.3%に放課後児童クラブ又は放課後子ども教室が設置された。 ・放課後児童クラブ、放課後子ども教室における災害時対応マニュアルの整備率は100%、避難訓練の実施率及び安全点検は100%近い実施率となっており、防災意識の向上につながった。	・放課後児童クラブ、放課後子ども教室における災害時対応マニュアルの整備率、避難訓練の実施率及び安全点検が98～99%の実施率となっており、防災意識の向上につながった。	・放課後児童クラブ、放課後子ども教室における災害時対応マニュアルの整備率、避難訓練及び安全点検等の実施率は高い数値となっているが、昨年度に比べ若干減少。各種研修会の周知及び実施を継続することで、防災意識の向上が必要。	・現場のニーズを踏まえ、安全対策研修会（救急時における応急処置等）を実施し、参加者の多くから好感触を得ることができた。 ・災害時対応マニュアルの作成、避難訓練及び安全対策の実施は、ほぼ全ての施設で行っている。一方で、安全点検への意識が下がっている施設が見られたため、研修会やヒアリング等で繰り返し呼びかけていく必要がある。							
改善（A）	次年度の取組	1 新・放課後子ども総合プラン推進事業（放課後児童クラブ、放課後子ども教室） ・防災・防犯対策研修会の実施（県内3箇所×2回） ・小学校単位の防災出前講座の実施 ・避難訓練等の実施について通知発送（6月） ・取組状況調査（9月） ・全市町村訪問（9～10月）	1 新・放課後子ども総合プラン推進事業（放課後児童クラブ、放課後子ども教室） ・防災・防犯対策研修会の実施（県内3箇所×2回） ・小学校単位の防災出前講座の実施 ・避難訓練等の実施について通知発送（6月） ・取組状況調査（7～8月） ・全市町村訪問（8～9月）	1 放課後児童対策パッケージ推進事業（放課後児童クラブ、放課後子ども教室） ・防災・防犯対策研修会の実施（県内3箇所×2回） ・小学校単位の防災出前講座の実施 ・避難訓練等の実施について通知発送（7月） ・取組状況調査（7～8月） ・全市町村訪問（8～9月）	1 放課後児童対策パッケージ推進事業（放課後児童クラブ、放課後子ども教室） ・防災・防犯対策研修会の実施（県内3箇所×2回） ・小学校単位の防災出前講座の実施 ・避難訓練等の実施について通知発送（適宜） ・取組状況調査（7～8月） ・全市町村訪問（6月）							

高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画進捗管理表

No.75 様式 1

重点目標 3	高齢者、障害者、女性、子ども等の安全を確保する	基本的方策 1	学校や通学路等における児童等の安全を確保する	具体的な取組⑤	防犯環境整備の促進		事業No.	3－1－（5）
							担当課	道路課
目指す姿（目標）	通学路等における児童等の安全を確保する。	目標又は指標	各市町村の通学路安全対策連絡協議会及び通学路交通安全プログラムによる通学路の安全確保に向けた取組の推進する。（この取組は、警察、教育委員会、道路管理者等が連携して行うこととなります。）	出発点（R 4） 要対策箇所（127箇所）のうち、R3末までに58箇所の対策が完了）	現状値 R4: 18箇所 対策完了 R5: 14箇所 対策完了 R6: 24箇所 対策完了 R7: 4箇所 対策完了 R8:			目標値（R 8） 要対策箇所（127箇所）のうち、98箇所の対策完了を目指す）
計画（P） 線表	取組内容	R 4		R 5	R 6	R 7	R 8以降	
	学校等の設置・管理者、保護者、地域住民、通学路等の管理者、警察署など関係者が連携して、危険箇所などを把握するとともに、その改善に向けて取り組むよう、働きかけます。	【通学路等の環境整備】・・・通学路交通安全プログラムに位置付けられた要対策箇所の要因解消						
実施計画（P）	インプット（投入）	通学路交通安全プログラムに位置付けられた要対策箇所の要因解消 ・令和3年度通学路合同点検で抽出された要対策箇所（県が管理する道路：127箇所）において、道路整備等による交通安全対策を実施						
実行（D）	成果 ・アウトプット（結果） ・アウトカム（成果）	令和4年度に18箇所 で交通安全対策が完了した。	令和5年度に14箇所 で交通安全対策が完了した。	令和6年度に24箇所 で交通安全対策が完了した。	令和7年度に4箇所 で交通安全対策が完了した。			
評価（C）	実施後の分析、検証	通学路交通安全プログラムに基づく点検を適宜実施し、通学路の状況について確認している。	通学路交通安全プログラムに基づく点検を適宜実施し、通学路の状況について確認している。	通学路交通安全プログラムに基づく点検を適宜実施し、通学路の状況について確認している。	通学路交通安全プログラムに基づく点検を適宜実施し、通学路の状況について確認している。			
改善（A）	次年度の取組	引き続き、通学路の交通安全対策を行い、令和5年度は10箇所 で交通安全対策完了を予定している。	引き続き、通学路の交通安全対策を行い、令和6年度は2箇所 で交通安全対策完了を予定している。	引き続き、通学路の交通安全対策を行い、令和7年度は24箇所 で交通安全対策完了を予定している。	引き続き、通学路の交通安全対策を行い、令和8年度は8箇所 で交通安全対策完了を予定している。			

高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画進捗管理表

No.76 様式 1

重点目標 3	高齢者、障害者、女性、子ども等の安全を確保する	基本的方策 1	学校や通学路等における児童等の安全を確保する	具体的な取組⑤	防犯環境整備の促進		事業No.	3-1-(5)
							担当課	公園上下水道課
目指す姿 (目標)	公園内における犯罪や事故を防止する	目標 又は 指標	都市公園管理者によるパトロールの実施：週 1 回以上	出発点 (R 4)	現状値			目標値 (R 8)
				週 1 回以上	R4:週 1 回以上 R5: 週 1 回以上 R6: 週 1 回以上 R7: 週 1 回以上 R8:			週 1 回以上
計画 (P) 線表	学校等の設置管理者、保護者、地域住民、通学路等の管理者、警察署など関係者が連携して、危険箇所などを把握するとともに、その改善に向けて取り組むよう、働きかけます。							
		都市公園管理者によるパトロールの実施						
実施計画 (P)	インプット(投入)	・都市公園管理者による危険箇所を把握するパトロールの実施。						
実行 (D)	成果 ・アウトプット (結果) ・アウトカム (成果)	パトロールの実施により犯罪の発生について報告はない。	パトロールの実施により犯罪の発生について報告はない。	パトロールの実施により犯罪の発生について報告はない。	パトロールの実施により、遊具へのいたずらやトイレの毀損等を早期に把握した。。			
評価 (C)	実施後の分析、検証	公園管理者において、指針に配慮して適切な取り組みがされたと考える。	公園管理者において、指針に配慮して適切な取り組みがされたと考える。	公園管理者において、指針に配慮して適切な取り組みがされたと考える。	公園管理者において、指針に配慮して適切な取り組みがされ 安全な利用の確保を確実に行えた。			
改善 (A)	次年度の取組	引き続き、公園管理者において適切にパトロールが行われるよう、指針の周知を行っていく。	引き続き、公園管理者において適切にパトロールが行われるよう、指針の周知を行っていく。	引き続き、公園管理者において適切にパトロールが行われるよう、指針の周知を行っていく。	引き続き、公園管理者において適切にパトロールが行われるよう、指針の周知を行っていく。			

高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画進捗管理表

No.77 様式 1

重点目標 3	高齢者、障害者、女性、子ども等の安全を確保する	基本的方策 1	学校や通学路等における児童等の安全を確保する		具体的な取組⑤	防犯環境整備の促進					事業No.	3－1－(5)
											担当課	生活安全企画課
目指す姿 (目標)	児童等の安全を考慮した環境整備を実現する。	目標 又は 指標			出発点 (R 4)	現状値					目標値 (R 8)	
					R4:	R5:	R6:	R7:	R8:			
計画 (P) 線表	取組内容		R 4		R 5		R 6		R 7		R 8以降	
			【危険箇所の点検】・・・関係機関等と協働した危険箇所の点検 【危険箇所の改善】・・・管理者等に対する危険箇所に関する情報提供及び改善への積極的な働き掛け									
実施計画 (P)	インプット(投入)		1 通学路等における児童等の見守り活動に併せた危険箇所の把握 2 学校等の関係機関と協働した危険箇所の把握及び点検 3 管理者等に対する危険箇所に関する情報提供及び改善への働きかけ 4 危険箇所を改善するための関係機関との連携									
実行 (D)	成果 ・アウトプット (結果) ・アウトカム (成果)		1 「通学路安全の日」において、学校関係者、防犯ボランティア団体等と連携し、登校する児童の見守り活動を実施した。 2、3 「通学路安全の日」に、学校関係者等と連携し、危険箇所の把握や点検を実施した。 4 「子供110番の家」設置箇所や不審者情報等、安全マップ作成に必要な地域安全情報を提供した。									
			1 「通学路安全の日」において、学校関係者、防犯ボランティア団体等と連携し、登校する児童の見守り活動を実施した。 2、3 「通学路安全の日」に、学校関係者等と連携し、危険箇所の把握や点検を実施した。 4 不審者情報等、安全マップ作成に携わる等して地域安全情報を提供した。									
評価 (C)	実施後の分析、検証		1 「通学路安全の日」の活動により、通学路における危険箇所の把握や関係機関との情報共有が図られた。 1～4 設備等のハード面については、各自自治体において取り組んでいることから早期の改善が難しい一面がある。 4 学校等の施設管理者、保護者、通学路の道路管理者等との連携が困難となっている。									
			1 「通学路安全の日」の活動により、通学路における危険箇所の把握や関係機関との情報共有が図られた。 1～4 設備等のハード面については、各自自治体において取り組んでいることから早期の改善が難しい一面がある。 4 学校等の施設管理者、保護者、通学路の道路管理者等との連携が困難となっている。									
改善 (A)	次年度の取組		1～4 危険箇所の改善費用の獲得を働きかける等、多角的に検討していく。 1～4 施設管理者、保護者、道路管理者等との連携方法を検討していく。									
			1～4 通学路等の危険箇所に係る情報収集のうえ、学校等に早期情報提供を行う。 1～4 施設管理者、保護者、道路管理者等との連携方法を検討していく。 1～4 危険箇所が判明した場合には、迅速な隔離措置により児童の安全確保に努める。									

高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画進捗管理表

No.78

新様式 1

重点目標 3	高齢者、障害者、女性、子ども等の安全を確保する	基本的方策 2	子どもの安全を確保する		具体的な取組①	広報・啓発の充実					事業No.	3-2- (1)	
											担当課	県民生活課	
目指す姿 (目標)	1. 県民等に県条例や各種防犯指針を周知してもらい、安全安心まちづくり活動気運を向上させ、きめ細かな子どもの見守り活動を展開する。 2. 事業者や地域活動団体による安全安心まちづくり活動を活性化させ、自主的な活動を促進させる。	目標又は指標	広報誌・会報等の発行 (年間 4 回)		出発点 (R4)	現状値					目標値 (R8)		
					R4: 4 回	R5: 4 回	R6: 年 4 回	R7: 年 4 回	R8:				
計画 (P) 線表	取組内容		R 4	R 5	R 6	R 7	R 8 以降						
			【広報紙・会報】・・・◎発行回数 年度 4 回 ◎配付箇所の拡充 【高知県安全安心まちづくり推進会議速報 (会員向け)】・・・◎随時作成、発行 【高知県ホームページ】・・・◎新着情報の充実 ◎更新情報の早期提供 ◎地域に応じた情報の掲載 【ラジオ等による広報】・・・◎子どもの見守り活動をテーマとした広報啓発 【安全安心まちづくりポスター作成等】・・・◎県内の小中高等学校 (特別支援学校を含む) の生徒等対象の防犯啓発等に関するポスターの募集及び選考 ◎最優秀作品のポスター化での配付等 【安全安心まちづくりひろば開催】・・・◎効果的な広報啓発が見込める場所での開催 ◎イベントを通じた見守り活動の啓発 【その他の活動】・・・◎出前講座の実施 (随時) ◎県庁舎等へのタペストリー貼付										
実施計画 (P)	インプット (投入)		1 県民の防犯意識を高める広報・啓発 ・ 広報紙「安全安心まちづくりニュース」の発行 (各約 9 万部 × 4 回) ・ 構成員向けの会報「安全安心まちづくりだより」の発行 (4 回) ・ 重大事件事故や新たな犯罪手口が発生した際の速報 (適宜) 2 高知県ホームページでの広報 3 ラジオ等を利用した広報		4 安全安心まちづくりポスターの募集、優秀作品の公表による広報啓発活動気運の醸成 5 イベント「安全安心まちづくりひろば」での広報								
実行 (D)	成果 ・アウトプット (結果) ・アウトカム (成果)		1 県民の防犯意識を高める広報・啓発 ・ 広報紙「安全安心まちづくりニュース」の発行 (各 98,000 部 × 4 回) ・ 構成員向けの会報「安全安心まちづくりだより」の発行 (4 回) ・ 重大事件事故や新たな犯罪手口が発生した際の速報 (メールにより適宜) 2 高知県ホームページでの広報 3 ラジオ等を利用した広報 4 安全安心まちづくりポスターの募集、作成及び配付 5 イベント「安全安心まちづくりひろば」での広報	1 県民の防犯意識を高める広報・啓発 ・ 広報紙「安全安心まちづくりニュース」の発行 (各 90,000 部 × 4 回) ・ 構成員向けの会報「安全安心まちづくりだより」の発行 (4 回) ・ 重大事件事故や新たな犯罪手口が発生した際の速報 (メールにより適宜) 2 高知県ホームページでの広報 3 ラジオ等を利用した広報 4 安全安心まちづくりポスターの募集、作成及び配付 5 イベント「安全安心まちづくりひろば」での広報	1 県民の防犯意識を高める広報・啓発 ・ 広報紙「安全安心まちづくりニュース」の発行 (各 88,700 部 × 4 回) ・ 構成員向けの会報「安全安心まちづくりだより」の発行 (4 回) ・ 重大事件事故や新たな犯罪手口が発生した際の速報 (メールにより適宜) 2 高知県ホームページでの広報 ・ インターネットや SNS を活用した特殊詐欺等被害防止街頭 PR 活動 3 ラジオ等を利用した広報 4 安全安心まちづくりポスターの募集、作成及び配付 5 イベント「安全安心まちづくりひろば」での広報	1 県民の防犯意識を高める広報・啓発 ・ 広報紙「安全安心まちづくりニュース」の発行 (4 回、初回 88,495 部、第 2 回から第 4 回 79,110 部) ・ 構成員向けの会報「安全安心まちづくりだより」の発行 (4 回) ・ 重大事件・事故や新たな犯罪手口が発生した際の速報 (メールにより適宜) 2 高知県ホームページでの広報 ・ インターネットや SNS を活用した特殊詐欺等被害防止街頭 PR 活動 3 ラジオ等を利用した広報 4 安全安心まちづくりポスターの募集、作成及び配付 5 イベント「安全安心まちづくりひろば」での広報							
			評価 (C)	実施後の分析、検証	1 広報誌「安全安心まちづくりニュース」及び会報「安全安心まちづくりだより」の発行により事件事故等の発生状況を積極的に記事にし、各団体における活動意欲の向上や、各団体間の情報伝達の手段として利用された。 2 ポスターは 160 点の応募があり、広く児童生徒に安全安心まちづくり活動への関心を持たせることができた。また、ポスターの応募作品を広報啓発に活用できた。 3 全国的には子どもが被害者となる悲惨な事件・事故が相次いで発生していることから、子どもの安全確保に向けた取組みは、継続する必要がある。	1 広報誌「安全安心まちづくりニュース」及び会報「安全安心まちづくりだより」の発行により事件事故等の発生状況を積極的に記事にし、各団体における活動意欲の向上や、各団体間の情報伝達の手段として利用された。 2 ポスターは 187 点の応募があり、広く児童生徒に安全安心まちづくり活動への関心を持たせることができた。また、ポスターの応募作品を広報啓発に活用できた。 3 全国的には子どもが被害者となる悲惨な事件・事故が相次いで発生していることから、子どもの安全確保に向けた取組みは、継続する必要がある。	1 広報誌「安全安心まちづくりニュース」及び会報「安全安心まちづくりだより」の発行により事件事故等の発生状況を積極的に記事にし、各団体における活動意欲の向上や、各団体間の情報伝達の手段として利用された。 2 ポスターは 272 点の応募があり、広く児童生徒に安全安心まちづくり活動への関心を持たせることができた。また、ポスターの応募作品を広報啓発に活用できた。 3 全国的には子どもが被害者となる悲惨な事件・事故が相次いで発生していることから、子どもの安全確保に向けた取組みは、継続する必要がある。	1 広報誌「安全安心まちづくりニュース」及び会報「安全安心まちづくりだより」の発行により事件事故等の発生状況を積極的に記事にし、各団体における活動意欲の向上や、各団体間の情報伝達の手段として利用された。 2 ポスターは 287 点の応募があり、広く児童生徒に安全安心まちづくり活動への関心を持たせることができた。また、ポスターの応募作品を広報啓発に活用できた。 3 全国的には子どもが被害者となる悲惨な事件・事故が相次いで発生していることから、子どもの安全確保に向けた取組みは、継続する必要がある。					
改善 (A)	次年度の取組	前年度に引き続き、継続して広報誌、県ホームページを通じた情報提供、情報共有を行う。 また、インターネットを通じた情報提供を積極的に行い、幅広い年代に向けて、広範囲に情報発信を行う			前年度に引き続き、継続して広報誌、県ホームページを通じた情報提供、情報共有を行う。 また、インターネットを通じた情報提供を積極的に行い、幅広い年代に向けて、広範囲に情報発信を行う	前年度に引き続き、継続して広報誌、県ホームページを通じた情報提供、情報共有を行う。 また、インターネットを通じた情報提供を積極的に行い、幅広い年代に向けて、広範囲に情報発信を行う	前年度に引き続き、継続して広報誌、県ホームページを通じた情報提供、情報共有を行う。 また、インターネットを通じた情報提供を積極的に行い、幅広い年代に向けて、広範囲に情報発信を行う						

高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画進捗管理表

No.79

様式 1

重点目標 3	高齢者、障害者、女性、子ども等の安全を確保する	基本的方策 2	子どもの安全を確保する		具体的な取組①	広報・啓発の充実	事業No.	3-2-（1）		
							担当課	生活安全企画課		
目指す姿（目標）	地域ぐるみで子供を見守り、育てる意識を醸成する。		目標又は指標		出発点（R 4）	現状値			目標値（R 8）	
						R4:	R5:	R6:	R7:	R8:
計画（P）線表	取組内容		R 4		R 5		R 6		R 7	R 8 以降
	テレビ、ラジオなどのメディアやホームページ等様々な広報媒体を活用し、地域ぐるみで子供を守る意識を高めます。		【テレビ、ラジオ等を利用した広報】・・・子供見守り活動等の効果的な報道発表 【ホームページ等を活用した広報】・・・活動事例紹介等による地域で子供を見守る意識の醸成							
実施計画（P）	インプット（投入）		1 ラジオ、テレビ等のメディアを活用した広報啓発 2 Yahoo!アプリ、SNS（X）による地域安全情報の発信 3 県警察ホームページによる防犯活動の好事例紹介 4 各種広報紙による広報啓発の促進							
実行（D）	成果 ・アウトプット（結果） ・アウトカム（成果）		1、4 ラジオ放送において地域安全情報を発信し、子供の犯罪被害防止等と呼びかけた。 2、3、4 県警察ホームページ、SNS（ツイッター）、あんしんFメール等、様々な広報手段により地域安全情報を提供した。 3、4 県警察ホームページに不審者情報を掲載した。	1、4 ラジオ放送において地域安全情報を発信し、子供の犯罪被害防止等と呼びかけた。 2、3、4 県警察ホームページ、X（旧ツイッター）、あんしんFメール等、様々な広報手段により地域安全情報を提供した。 3、4 県警察ホームページに不審者情報を掲載した。	1、4 ラジオ放送において地域安全情報を発信し、子供の犯罪被害防止等と呼びかけた。 2、3、4 県警察ホームページ、SNS（X）、Yahoo!アプリ等、様々な広報手段により地域安全情報を提供した。 3、4 県警察ホームページに不審者情報を掲載した。	1、4 ラジオ、チラシ等の啓発活動において「ながら見守り」など取り組みやすい活動を紹介し、子供の見守り活動への参加を促し、地域の子供は地域で守る意識の醸成を図った。 2 SNSを活用して不審者情報を直ちに発信することで、地域において発生している事案への注意を促し、子供の見守り活動の必要性を啓発した。				
評価（C）	実施後の分析、検証		1～4 高度情報化社会に応じて、ホームページ、SNS、デジタルサイネージ等、様々な広報手段を活用した広報啓発を実施した。	1～4 高度情報化社会に応じて、ホームページ、X（旧ツイッター）、デジタルサイネージ等、様々な広報手段を活用した広報啓発を実施した。	1～4 高度情報化社会に応じて、ホームページ、Yahoo!アプリ、SNS（X）、デジタルサイネージ等、様々な広報手段を活用した広報啓発を実施した。	子供見守り活動への参加について、ある程度の普及が進んでおり、更なる普及を目指して引き続き啓発していく必要がある。				
改善（A）	次年度の取組		1～4 今後も、様々な広報手段を模索していく必要がある。 1～4 個人情報の保護に配慮しながら、効果的な情報提供方策を検討していく。	1～4 今後も、様々な広報手段を模索していく必要がある。 1～4 個人情報の保護に配慮しながら、効果的な情報提供方策を検討していく。	1～4 今後も、様々な広報手段を模索していく必要がある。 1～4 個人情報の保護に配慮しながら、効果的な情報提供方策を検討していく。	各種メディアやSNSを活用した子供見守り活動への参加を促すとともに、活動紹介なども充実させていく。				

高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画進捗管理表

No.80

様式 1

重点目標3	高齢者、障害者、女性、子ども等の安全を確保する	基本的方策2	子どもの安全を確保する	具体的な取組②	子どもたちを健やかに育てる取組 …児童虐待やいじめから子供を守るため、学校やPTA等とのネットワーク活用に取り組む。子どもがネット上のトラブルに巻き込まれないよう、フィルタリングの普及やモラル教育を行う。	事業No.	3-2-(2)
						担当課	子ども家庭課
目指す姿(目標)	妊産期から子育て期までの切れ目のない支援がある	目標又は指標	こども家庭センター（旧「市町村子ども家庭総合支援拠点」）の設置（R6～）：全市町村	出発点（R4）	現状値	目標値（R8）	
				16市町村	R4: 20市町村 R5: 22市町村 R6: 8市町 R7: 6市町村 R8:	全市町村	
計画（P） 線表	取組内容	R 4 R 5 R 6 R 7 R 8以降					
	①官民協働で実施する「オレンジリボンキャンペーン」等による児童虐待防止の広報啓発を実施します。 ②地域のすべての子どもの福祉に関する支援の拠点である「市町村子ども家庭総合支援拠点」の設置促進を行うとともに、児童福祉担当の専門性向上のための研修等を実施します。 ③子育てやしつけなどに悩みや不安を抱く保護者や家族などに対して、電話相談などにより子どもの養育を支援します。	・虐待予防月間（11月）での虐待予防、早期発見の広報啓発 さんSUN高知やデジタルサイネージ等の県広報媒体を活用した広報啓発 ・「オレンジリボンキャンペーン」（11月）による広報啓発 テレビ・ラジオでの広報、チラシ・ポスターの配布、講演会の開催、SNSを通じた啓発活動 ・市町村子ども家庭総合支援拠点の設置促進 子ども家庭総合支援拠点に配置が必要な専門人材について、配置に向けた財政支援を実施 ・市町村児童福祉担当の専門性の向上 市町村児童福祉担当を対象に相談への対応力や専門性の向上のための研修を実施 ・「子どもと家庭の110番」での電話相談対応実施					
実施計画（P）	インプット（投入）	・「児童虐待防止月間（11月）」での児童虐待防止の広報啓発 ・官民協働による「オレンジリボンキャンペーン」の実施 ・子ども家庭総合支援拠点の設置に向けて取り組む市町村に対して、財政支援を行い、設置を促進する。 ・市町村職員を対象とした研修の実施（基礎研修、応用研修等） ・電話による相談支援活動を委託により実施し、家庭と地域の児童養育を支援。					
実行（D）	成果 ・アウトプット（結果） ・アウトカム（成果）	・「児童虐待防止月間（11月）」での児童虐待防止の広報啓発（CM：民放3局47本、チラシ：95,000部、ポスター：1,900部） ・官民協働による「オレンジリボンキャンペーン」の実施（11/1～11/30SNSが11/10講演会、11/1～11/10高知城51777） ・子ども家庭総合支援拠点の設置に向けて取り組む市町村に対して、財政支援を行い、設置を促進する。（20市町村） ・市町村職員を対象とした研修の実施（基礎研修、応用研修等、年7回） ・電話による相談支援活動を実施し、家庭と地域の児童養育を支援。（93回）					
		・「児童虐待防止月間（11月）」での児童虐待防止の広報啓発（CM：民放3局47本、チラシ：101,000部、ポスター：1,600部） ・官民協働による「オレンジリボンキャンペーン」の実施（11/1～11/30SNSが11/12講演会、11/1～11/10高知城51777） ・子ども家庭総合支援拠点の設置に向けて取り組む市町村に対して、財政支援を行い、設置を促進する。（21市町村） ・市町村職員を対象とした研修の実施（基礎研修、応用研修等、年7回） ・電話による相談支援活動を実施し、家庭と地域の児童養育を支援。（71回）					
評価（C）	実施後の分析、検証	・児童虐待防止に関する広報啓発に関して当初の予定どおり進めているが、より効果的な広報啓発方法を実行委員会と協議しながら、適宜検討・実践していく。 ・オレンジリボンキャンペーンの推進月間（11月）に合わせ、様々なイベントを行っているが、前倒しでイベントを行うなど、推進活動をより拡充していく必要がある。 ・子ども家庭総合支援拠点の未設置市町村に対しては引き続き設置を呼びかけるとともにR6から設置予定のこども家庭支援センターへのスムーズな移行に向け、支援を強化していく。 ・切れ目のない支援体制強化に向けて、市町村職員向け研修、電話による相談支援について、継続して実施していく。					
		・児童虐待防止に関する広報啓発に関して当初の予定どおり進めているが、より効果的な広報啓発方法を実行委員会と協議しながら、適宜検討・実践していく。 ・オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン（11月）に合わせ、様々なイベントを行っているが、前倒しでイベントを行うなど、推進活動をより拡充していく必要がある。 ・こども家庭センターの円滑な設置促進に向け引き続き設置を呼びかけるとともに、支援を継続していく。 ・切れ目のない支援体制強化に向けて、市町村職員向け研修、電話による相談支援について、継続して実施していく。					
改善（A）	次年度の取組	・「児童虐待防止月間（11月）」での児童虐待防止のより効果的な広報啓発の展開 ・官民協働による「オレンジリボンキャンペーン」の実施（活動範囲を拡充） ・子ども家庭総合支援拠点の設置及びこども家庭センターへの移行を見据えた支援体制を構築する。 ・市町村職員を対象とした研修の実施（基礎研修、応用研修等） ・電話による相談支援活動を実施し、家庭と地域の児童養育を支援。					
		・「児童虐待防止月間（11月）」での児童虐待防止のより効果的な広報啓発の展開 ・官民協働による「オレンジリボンキャンペーン」の継続継続 ・こども家庭センターの円滑な設置に向けた支援を実施 ・市町村職員を対象とした研修の実施（基礎研修、応用研修等） ・電話による相談支援活動を実施し、家庭と地域の児童養育を支援。					
		・「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン（11月）」での児童虐待防止のより効果的な広報啓発の展開 ・官民協働による「オレンジリボンキャンペーン」の継続継続 ・こども家庭センターの円滑な設置に向け、継続した支援を実施 ・市町村職員を対象とした研修の実施（基礎研修、応用研修等） ・電話による相談支援活動を実施し、家庭と地域の児童養育を支援。					
		・「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン（11月）」での児童虐待防止により効果的な広報啓発の展開 ・官民協働による「オレンジリボンキャンペーン」の継続 ・こども家庭センターの円滑な設置に向け、継続した支援を実施 ・市町村職員を対象とした研修の実施（基礎研修、応用研修等）					

重点目標 3	高齢者、障害者、女性、子ども等の安全を確保する	基本的方策 2	子どもの安全を確保する		具体的な取組②	子どもたちを健やかに育てる取組 …児童虐待やいじめから子供を守るため、学校やPTA等とのネットワーク活用に取組む。子どもがネット上のトラブルに巻き込まれないよう、フィルタリングの普及やモラル教育を行う。	事業No.	3－2－（2）	
							担当課	地域福祉政策課	
目指す姿 （目標）	誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることのできる社会の実現	目標 又は 指標		出発点（R4）	現状値			目標値（R8）	
					R4:	R5:	R6:	R7:	R8:
計画（P） 線表	取組内容	R 4		R 5		R 6		R 7	R 8以降
		虐待やいじめから子どもを守るという意識を高め、虐待やいじめの早期発見、早期対応のため、学校、PTA及び民生委員・児童委員（主任児童委員）などがつながる既存のネットワークを活用できるよう取り組みます。 【活動費助成】 ○民生委員・児童委員活動費に対する助成 【研修の実施】 ○経験年数等に応じた資質向上のための研修の実施 【活動ハンドブックの活用】 ○民生委員・児童委員の活動についてまとめたハンドブックの地域での見守りや相談活動への活用 【民生委員・児童委員活動の周知】 ○県広報等を活用した委員活動の周知を実施							
実施計画 （P）	インプット(投入)	○民生委員・児童委員活動費補助金による活動支援 ○民生委員・児童委員に対する研修の実施 ○委員活動の広報							
実行（D）	成果 ・アウトプット（結果） ・アウトカム（成果）	・民生委員・児童委員活動補助金による活動支援 45団体 ・民生委員・児童委員に対する研修の実施 会長・副会長研修：2会場（115名） 中堅研修：2会場（77名） 3年目研修：1会場（42名） 2年目研修：1会場（36名） 1年目研修：7会場（373名） ・委員活動の広報 企業との見守り協定締結のプレスリリース等を通じて活動の周知を行った	・民生委員・児童委員活動補助金による活動支援 45団体 ・民生委員・児童委員に対する研修の実施 会長・副会長研修：2会場（137名） 中堅研修：2会場（85名） 3年目研修：1会場（38名） 2年目研修：7会場（313名） 1年目研修：1会場（58名） ・見守り協定の締結（2社） ・委員活動の広報 企業との見守り協定締結のプレスリリース等を通じて活動の周知を行った	・民生委員・児童委員活動補助金による活動支援 45団体 ・民生委員・児童委員に対する研修の実施 会長・副会長研修：2会場（139名） 中堅研修：2会場（98名） 3年目研修：2会場（62名） 2年目研修：1会場（63名） 1年目研修：1会場（37名） ・見守り協定の締結（3社） ・委員活動の広報 企業との見守り協定締結のプレスリリース等を通じて活動の周知を行った	・民生委員・児童委員活動補助金による活動支援 45団体 ・民生委員・児童委員に対する研修の実施 会長・副会長研修：2会場（134名） 中堅研修：2会場（107名） 3年目研修：5会場（182名） 2年目研修：1会場（39名） 1年目研修：7会場（315名） ・見守り協定の締結（2社） ・委員活動の広報 企業との見守り協定締結のプレスリリース等を通じて活動の周知を行った				
		・活動費への助成や各種研修の実施、広報等により民生委員・児童委員活動を後方支援することができた	・活動費への助成や各種研修の実施、広報等により民生委員・児童委員活動を後方支援することができた	・活動費への助成や各種研修の実施、広報等により民生委員・児童委員活動を後方支援することができた	・活動費への助成や各種研修の実施、広報等により民生委員・児童委員活動を後方支援することができた				
評価（C）	実施後の分析、検証								
改善（A）	次年度の取組	・各市町村の民生委員・児童委員の活動費に対して助成を行う（45団体） ・民生委員・児童委員の資質向上を目的とした研修を実施 ・県広報等を活用した委員活動の周知を実施	・各市町村の民生委員・児童委員の活動費に対して助成を行う（45団体） ・民生委員・児童委員の資質向上を目的とした研修を実施 ・県広報等を活用した委員活動の周知を実施	・各市町村の民生委員・児童委員の活動費に対して助成を行う（45団体） ・民生委員・児童委員の資質向上を目的とした研修を実施 ・県広報等を活用した委員活動の周知を実施	・各市町村の民生委員・児童委員の活動費に対して助成を行う（45団体） ・民生委員・児童委員の資質向上を目的とした研修を実施 ・県広報等を活用した委員活動の周知を実施				

重点目標 3	高齢者、障害者、女性、子ども等の安全を確保する	基本的方策 2	2 子どもの安全を確保する		具体的な取組②	子どもたちを健やかに育てる取組 …児童虐待やいじめから子供を守るため、学校やPTA等とのネットワーク活用に取り組む。また、子どもがネット上のトラブルに巻き込まれないよう、フィルタリングの普及やモラル教育を行う。	事業No.	3－2－（2）			
							担当課	生涯学習課			
目指す姿（目標）	学校、保護者、行政が課題意識を共有し、子どもたちを取り巻く状況の改善に向けてPTAが出来ることを考え、行動につなげる。		目標 又は 指標	・高知県PTA研究大会の実施：肯定的評価90%以上 ・各地区PTA教育行政研修会の実施：研修後、取組につなげた単位PTAの割合：100%	出発点（R4）	現状値	目標値（R8）				
					研究大会肯定的評価：91.8% 教育行政研：82.0% (R3)	R4：99.2% 91.3% R5：92.5% 81.8% R6：79.8% 88.7% R7：92.2% 87.9% R8：	研究大会肯定的評価：90%以上 教育行政研：100%				
計画（P） 線表	取組内容	R 4		R 5		R 6		R 7		R 8 以降	
		【高知県PTA研究大会】…保幼小中高PTA連合体連絡協議会を開催し、研究テーマや講師、実践発表校を決定（令和7年度で終了） 【各地区PTA教育行政研修会】…県内7地区で開催：安芸、幡多、吾川、高岡、土長南国、香美香南、高知市									
実施計画（P）	インプット(投入)	各地区PTA・教育行政研修会 ・県内7地区で開催 ・地域ごとの教育課題に応じたテーマをPTAや県・市町村教育関係者が意見交換し、地域での活動につなげていくための研修会とする。					高知県PTA研究大会 ・子どもたちの健全な育成を目指し、家庭や地域の教育力を高めるため、保幼小中高のPTA会員や関係者が一堂に集い、県内外の優れた実践事例に学び、新しい時代の要請にこたえる望ましいPTA活動の活性化に資することを目的とする。				
実行（D）	成果 ・アウトプット（結果） ・アウトカム（成果）	PTA・教育行政研修会 参加者数及び取組率 安芸地区：73名 88.9% 幡多地区：116名 95.7% 香美・香南地区：86名 88.0% 吾川地区：50名 85.7% 高岡地区、土長南国地区は中止 高知地区は独自開催 高知県PTA 研究大会 参加者数：147名 （会場101名、オンライン46名）		PTA・教育行政研修会 参加者数及び取組率 安芸地区：74名 70.4% 香美・香南地区：111名 78.3% 土長南国地区：113名 81.8% 吾川地区：70名 100.0% 高岡地区：160名 76.4% 幡多地区：212名 89.8% 高知地区は独自開催 高知県PTA 研究大会 参加者数：183名		PTA・教育行政研修会 参加者数及び取組率 安芸地区：60名 93.3% 香美・香南地区：95名 91.7% 土長南国地区：91名 89.5% 吾川地区：58名 92.9% 高岡地区：123名 83.3% 幡多地区：215名 89.2% 高知地区は独自開催 高知県PTA 研究大会 参加者数：143名		PTA・教育行政研修会 参加者数及び取組率 安芸地区：51名 81.8% 香美・香南地区：98名 84.6% 土長南国地区：59名 66.7% 吾川地区：58名 63.6% 高岡地区：121名 100% 幡多地区：210名 94.9% 高知地区は独自開催 高知県PTA 研究大会 参加者数：118名			
評価（C）	実施後の分析、検証	PTA・教育行政研修会については、参加者同士の協議時間や説明時間など、運営面での課題に関する意見があり、研修会全体の肯定的評価は令和元年度より低くなった（R1：75.3%→R4：68.0%）が、研修内容については肯定的な意見が多く、学校において研修内容を生かした具体的な取組の実施につなげることができた。 PTA研究大会については、内容（講演、インタビューダイアログ）については、満足度も高く、とても参考になったという意見を多くいただいた。		PTA・教育行政研修会については、県内6地区で開催することができ、総勢740名の参加をいただいた。テーマ別研修のテーマや内容については、高い満足度を得ることができた。時間設定や説明内容等に関する意見はあったものの、研修会全体の肯定的評価は前年度より高くなった。（R4：68.0%→R5：71.2%） PTA研究大会については、実践発表、講演ともに大変参考になり、地域に持ち帰り取組につなげるといった意見を多くいただいた。		PTA・教育行政研修会については、県内6地区で開催することができ、総勢642名の参加をいただいた。テーマ別研修のテーマや内容については、子どもに対する接し方について講義・演習を行い、高い満足度を得ることができた。時間設定や説明内容等に関する意見はあったものの、研修会全体の肯定的評価は前年度より高くなった。（R5：71.2%→R6：76.8%） PTA研究大会については、実践発表等に対して大変参考になり、地域に持ち帰り取組につなげるといった意見を多くいただいた。		PTA・教育行政研修会については、県内6地区で開催することができ、総勢597名の参加をいただいた。研修会のテーマや内容については、昨年度好評で希望が多かった「子どもに対する接し方」について講義・演習を行い、昨年度と同様高い満足度を得ることができた。研修会全体の肯定的評価は前年度とほぼ同様である。（R6：76.8%→R7：76.5%） PTA研究大会については、PTAの実践発表だけでなく、基本的生活習慣において、データを活用しながら保幼小中高に対応した講演をしていただき、今後の参考になったとの声があがっている。			
改善（A）	次年度の取組	PTA・教育行政研修会は、次年度も参加者の興味・関心のある課題を踏まえ、研修会の運営方法等を検討し、県内7地区で研修会を開催して、学校での研修会やPTA活動を推進する。 PTA研究大会については、地域連携をテーマに実践発表及び講演会の内容で行う。		PTA・教育行政研修会は、次年度も県内7地区で参加者の興味・関心のある課題を踏まえ、研修時間を短縮して開催し、学校での研修会やPTA活動を推進する。 PTA研究大会については、時代の変化に沿った子育てについて地域・学校・家庭でできることをテーマに実践発表及び講演会の内容で行う。		PTA・教育行政研修会は、次年度も県内7地区で参加者の興味・関心のある課題を踏まえ、研修時間を短縮して開催し、学校での研修会やPTA活動を推進する。 PTA研究大会については、時代の変化に沿った子育てについて、メディアとの関わりや生活習慣について地域・学校・家庭でできることをテーマに実践発表及び講演会の内容で行う予定である。		PTA・教育行政研修会は、保護者に知っておいてほしい取組や説明を実施し、現在の子どもが抱える課題を共有し、解決に向けた研修会を開催し、学校での研修会やPTA活動を推進する。 高知県PTA研究大会については、令和7年度をもって終了。			

高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画進捗管理表

No.83

様式 1

重点目標 3	高齢者、障害者、女性、子ども等の安全を確保する	基本的方策 2	子どもの安全を確保する		具体的な取組②	子どもたちを健やかに育てる取組 …児童虐待やいじめから子供を守るため、学校やPTA等とのネットワーク活用に取り組み。また、子どもがネット上のトラブルに巻き込まれないよう、フィルタリングの普及やモラル教育を行う。	事業No.	3-2- (2)
						担当課	人権教育・児童生徒課	
目指す姿 (目標)	1 いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携が図られ、適切な支援や対応ができるようになっている。 2 県内全市町村で高知県学校・警察連絡制度が実施され、児童生徒の問題行動等の予防や再発防止が進み、健全な育成が促進されている。	目標 又は 指標	・インターネットの適正な利用に関するルールづくりを既に行った学校の割合 ・「高知家」いじめ予防等プログラムを推進するためのルールづくりを行うよう、児童及び家庭に対して働きかけを行った学校の割合」を記載。※指標となったため項目が変更になったため ・県内での高知県学校・警察連絡制度の実施率	出発点 (R4)	現状値	目標値 (R8)		
				・小: 85.6%、中: 85.5%、 高: 44.0% ・100%	R4: 小: 95.7% 中: 93.8% 高: 70.0% ・100% R5: 小: 96.2% 中: 98.0% 高: 51.0% ・100% R6: 小: 93.9% 中: 95.7% 高: 57.4% ・100% R7: 小: 94.9% 中: 93.5% 高: 59.6% ・100% R8: 小: 100%、中: 100% 高: 80.0% ・100%			
計画 (P) 線表	取組内容	R 4		R 5		R 6	R 7	R 8以降
		・虐待やいじめから子どもを守るという意識を高め、虐待やいじめの早期発見、早期対応のため、学校、PTAなどがつながる既存のネットワークを活用できるよう取り組みます。 ・インターネットや携帯電話などの普及が急速に進む中で、子どもが被害者にも加害者にもならないようにするため、実態把握に努めるとともに、携帯電話などにおけるフィルタリングの普及や情報に関するモラルの教育を行います。 ・高知県学校・警察連絡制度の適正な運用により、学校と警察、保護者との連携を強化するとともに、相互理解を深めて、問題行動等の発生及び再発の防止に努め、子どもの健全育成に取り組みます。		各学校におけるいじめ、虐待に関する校内研修等の実施 県教育委員会による状況に応じた要保護児童や学校等への支援の実施 ネット問題をテーマにした教職員研修やPTA研修等に講師派遣 学校における情報モラル教育年間計画に基づく取組の推進と情報モラル教育実践事例集の活用促進 学校ネットバトルの実施 「高知家」いじめ予防等プログラムの活用促進 インターネットの適正な利用に関する、学校やPTA、家庭でのルールづくりの推進 ネットに関する教材作成委員会による教材の作成 高知県学校・警察連絡制度の適正な運用				
実施計画 (P)	インプット (投入)	・「高知家」いじめ予防等プログラムを活用した教職員向け、保護者・地域向け研修を実施するとともに子ども向け教育プログラムを実施する。 ・いじめやネットの問題をテーマとした教職員研修については、研修資料を配付し、教員が研修講師として研修を行うことができるようにする。 ・「情報モラル教育実践ハンドブック」を配付し、活用を促す。 ・学校ネットバトルを実施する。 ・ネットに関する教材作成委員会による教材を作成し、配付する。 ・学校・警察連絡制度の適正な運用を行い、児童生徒の問題行動等の予防や再発防止に努め、健全育成を図る。 ・年度当初の各種会議やPTA・教育行政研修会等で「高知家」いじめ予防等プログラムの周知・活用を図る。						
実行 (D)	成果 ・アウトプット (結果) ・アウトカム (成果)	・「『高知家』いじめ予防等プログラム」を活用した研修を教職員、保護者、地域の方々に対して実施した割合 (R4 : 教職員94.4%、保護者・地域90.0%) ・「情報モラル教育実践ハンドブック」を公立学校及び公立小中学校の全教職員に配付し、担当者や研修会等にて活用を周知。また、校内研修への支援においても、本ハンドブックを活用しての研修を実施。 ・PTA研修への研修講師派遣等においてハンドブックを周知及び活用 (7回)。 ・校内研修や授業等で活用した学校 (R4:小51.3%、中42.9%、高22%) ・インターネットの適正な利用に関するルールづくりを実施している学校 (R4:小95.7%、中93.8%、高70%) ・学校ネットバトルで児童生徒に関するネット上のいじめやトラブル等について監視を行い、早期発見・対応、防止に努めた。 ・定期検索・監視 (中学校・高等学校 6回、小学校・特別支援学校 3回) ・検知投稿件数 448件 ・県内での本連絡制度実施率は100%であり、本連絡制度から得られた情報を校内支援会等で共有し、必要に応じた支援策を講じていく必要がある。						
評価 (C)	実施後の分析、検証	・本プログラムの活用状況が9割以上となっており、いじめ予防等に向けた取組の推進につながると考えられる。 ・PTA人権教育研修への支援の依頼があった学校は11校であり、うち、ネット・子どもの研修依頼は今和3年度の1校より3校増加した。 ・校内研修や授業等における「情報モラル教育実践ハンドブック」の活用について、担当者や研修会等でより具体的な活用方法を周知していく必要がある。 ・学校や子どもの実態に応じたルールづくりについて提案を行う。 ・学校ネットバトルの検知投稿件数が減少傾向にあるが、単に問題の発生が減少しただけでなく、検索が困難な鍵付きサイト利用の増加が懸念される。 ・ネットへの影響もあり、ネットに関する教材作成委員会での活動が行えなかった。 ・問題行動の初期の段階から学校・警察連絡制度を通じて、学校・警察・保護者が連携することで多角的な支援を行い、児童生徒の健全育成に務めている。						
		・本プログラムの活用状況が引き続き9割以上となっており、いじめ予防等に向けた取組の推進を今後も図る。 ・PTA人権教育研修への支援要請は減少しているが、HP等に情報モラル教育に関する資料も周知しており、その活用促進も図る必要がある。 ・校内研修や授業等における「情報モラル教育実践ハンドブック」の活用について、担当者や研修会等でより具体的な活用方法を周知していく必要がある。 ・学校や子どもの実態に応じたルールづくりについて保護者との連携のもとで実施できるような内容についての提案を行う必要がある。 ・学校ネットバトルの検知投稿件数が増加している。また、内容もいじめや命の危険に関わる内容が複数見られたので、学校や市町村教育委員会との連絡を密に取り組んでいく必要がある。 ・ネットに関する教材作成委員会での活動が前年に引き続き実施できなかった。 ・問題行動の初期の段階から学校・警察連絡制度を通じて連携をすることで多角的な支援を行うことができる。						
改善 (A)	次年度の取組	・いじめ予防等のため、引き続き本プログラムや追加補填の活用充実を図る。 ・校内研修や授業等におけるハンドブックの活用について、担当者や研修会等でより具体的な活用方法を周知し、PTA研修会では実際にハンドブックを活用した研修を実施する。 ・学校や子どもの実態に応じたルールづくりについて提案を行う。 ・学校ネットバトルにより子どもの実態を把握する。 ・ネットに関する教材作成委員会の活動を再開する。 ・学校・警察連絡制度の適正な運用について、各学校に周知徹底を行うとともに、児童生徒の問題行動等の未然防止に向けた連携をさらに強化する。						
		・いじめ予防等のため、引き続き本プログラムや追加補填の活用充実を図る。 ・校内研修や授業等におけるハンドブックの活用について、担当者や研修会等でより具体的な活用方法を周知し、PTA研修会では実際にハンドブックを活用した研修を実施する。 ・学校や子どもの実態に応じたルールづくりについて保護者との連携のもとで実施できるような内容についての提案を行う。 ・学校ネットバトルにより把握した子どもの実態を学校や市町村教育委員会と共有し、子どもたちをサポートしていく。 ・ネットに関する教材作成委員会の活動を実施するために高知工科大学のサイバーボランティア団体Oyikutとの連絡を密に行う。 ・学校・警察連絡制度の適正な運用について、引き続き各学校に周知徹底を行う。						

高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画進捗管理表

No.84

様式 1

重点目標 3	高齢者、障害者、女性、子ども等の安全を確保する	基本的方針 2	子どもの安全を確保する	具体的な取組②		子どもたちを健やかに育てる取組 …児童虐待やいじめから子供を守るため、学校やPTA等とのネットワーク活用に取り組む。また、子どもがネット上のトラブルに巻き込まれないよう、フィルタリングの普及やモラル教育を行う。	事業No.	3-2- (2)	
							担当課	人身安全・少年課	
目指す姿 (目標)	1 子どもの規範意識の醸成 2 犯罪に巻き込まれない力の育成 3 保護者の家庭教育の強化 4 効果的な情報共有による犯罪被害の防止	目標 又は 指標		出発点 (R 4)	現状値			目標値 (R 8)	
				R4:	R5:	R6:	R7:	R8:	
計画 (P) 縦表	取組内容	R 4		R 5	R 6	R 7	R 8 以降		
	教育機関等と連携・協働した非行防止教室等の実施により、子どもの規範意識の醸成を図り、犯罪被害を防止する力の育成を進めます。 また、保護者対象の講話や親子の絆教室の実施により、親の子育て力を高める啓発・助言を行うことで、いじめやネットトラブル等の未然防止を推進します。	◎ いじめ防止や情報モラル等に関する非行防止教室の実施 ◎ 保護者対象の講話や、幼稚園、保育園における「親子の絆教室」の実施 ◎ 教育機関等との適切な情報共有や連絡協議会の開催 ◎ いじめの未然防止に向けた関係機関との積極的な情報共有							
実施計画 (P)	インプット (投入)	1 ラジオ、広報紙等による啓発 2 非行防止教室の実施 3 保護者を対象とした親子の絆教室（3年間で県下の保育施設等を一巡することを目的としたもの）の実施 4 学校警察連絡協議会等の開催							
実行 (D)	成果 ・アウトプット（結果） ・アウトカム（成果）	1 ラジオ、広報紙等による啓発 ホームページ随時更新、ラジオ年4回実施 2 非行防止教室の実施 小学校126校のべ358回、中学校80校のべ143回、高等学校26校のべ44回実施 3 保護者を対象とした親子の絆教室の実施 幼稚園10施設、保育所89施設、認定こども園8施設、計107回実施（3年間で県下の保育施設等への実施率99.6%） 4 学校警察連絡協議会等の開催 書面による開催を含め、計17回開催		1 ラジオ、広報紙等による啓発 ホームページ随時更新、ラジオ年4回実施 2 非行防止教室の実施 小学校127校のべ393回、中学校74校のべ130回、高等学校27校のべ42回実施 3 保護者を対象とした親子の絆教室の実施 幼稚園14施設、保育所79施設、認定こども園8施設、計101回実施（3年計画の一年目で県下の保育施設等への実施率37.1%） 4 学校警察連絡協議会等の開催 書面による開催を含め、計18回開催	1 ラジオ、広報紙等による啓発 ホームページ随時更新、ラジオ年4回実施 2 非行防止教室の実施 小学校118校のべ354回、中学校63校のべ132回、高等学校30校のべ41回実施 3 保護者を対象とした親子の絆教室の実施 幼稚園11施設、保育所76施設、認定こども園8施設、計95回実施（3年計画の二年目で県下の保育施設等への実施率66.4%） 4 学校警察連絡協議会等の開催 書面による開催を含め、計18回開催	1 ラジオ、広報紙等による啓発 ホームページ随時更新、ラジオ年4回実施 2 非行防止教室の実施 小学校132校のべ523回、中学校76校のべ180回、高等学校38校のべ72回実施 3 保護者を対象とした親子の絆教室の実施 幼稚園8施設、保育所90施設、認定こども園13施設、計111回実施（3年計画の3年目で県下の保育施設等への実施率99.6%） 4 学校警察連絡協議会等の開催 計19回開催			
評価 (C)	実施後の分析、検証	1については計画どおり実施することができた。 2～4については、新型コロナウイルス感染症の流行により、例年どおりとはいかないものの、概ね計画どおり実施することができた。		1については計画どおり実施することができた。 2～4については、新型コロナウイルス感染症が令和5年5月に5類移行となったことにより、以後は計画どおり実施でき、親子の絆教室は実施率を伸ばせた。	1についてはラジオ、広報活動等の機会を通じて、計画的に啓発活動を実施することができた。 2については全対象の学校のうち、62.6%の学校において実施することができた。 3については計画どおり、親子の絆教室の実施率を伸ばすことができた。 4については書面による開催があるものの、学校との連絡体制の確保について推進することができた。	1についてはラジオ、広報活動等の機会を通じて、計画的に啓発活動を実施することができた。 2については全対象の学校のうち、76.2%の学校において実施することができた。 3については計画どおり、親子の絆教室の実施率を伸ばすことができた。 4については計画どおり、親子との連絡体制の確保について推進することができた。			
改善 (A)	次年度の取組	1については今後も引き続き実施する。 2、3については未実施の学校や保育園に周知活動を行い、さらなる推進を図っていく。 4については新型コロナウイルス感染症の流行により実施できていない市町村についても実施し、各学校との良好な関係を維持していく。	1については今後も引き続き実施する。 2、3については未実施の学校や保育園に周知活動を行い、さらなる推進を図っていく。 4については新型コロナウイルス感染症の流行により実施できていない市町村についても実施し、各学校との良好な関係を維持していく。	1については今後も引き続き実施する。 2、3については未実施の学校や保育園に対する周知活動を徹底し、さらなる推進を図っていく。 4についてはあらゆる機会を通じて各学校との良好な関係を維持しながら、より充実した議会の開催を図る。	1については今後も引き続き実施する。 2については未実施の学校に対する周知活動を徹底し、さらなる推進を図っていく。 3については令和8年1月から、「保護者への出前講座」と名称変更、対象をすべての少年の保護者へと拡大し、内容も少年非行やSNSなどによる被害事例など、警察が把握する最新の情報を提供するとともに、家庭による適切な監護をお願いするなど発展的に改正。保護者に対する家庭教育、監督、見守りを働きかけ、少年の非行・被害防止に関する啓発活動を強化する。 4についてはあらゆる機会を通じて各学校との良好な関係を維持しながら、より充実した議会の開催を図る。				

高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画進捗管理表

No.85

様式 1

重点目標 3	高齢者、障害者、女性、子ども等の安全を確保する	基本的方策 2	子どもの安全を確保する	具体的な取組②	子どもたちを健やかに育てる取組 …児童虐待やいじめから子供を守るため、学校やPTA等とのネットワーク活用に取り組む。また、子どもがネット上のトラブルに巻き込まれないよう、フィルタリングの普及やモラル教育を行う。	事業No.	3-2- (2)
目指す姿 (目標)	保育所等において虐待の早期発見や適切な支援への理解が深まっている。	目標又は指標	保育所や幼稚園等において個別の支援計画及び支援記録を作成し、虐待や経済的困窮など支援の必要な家庭に対する見守り体制を整備する。 保育士等を対象とした研修の実施	出発点 (R4)	現状値	担当課	幼保支援課
				計画及び記録の作成率 91.5% 研修の実施 (年1回)	作成率92% R4: 研修の実施 (年4回) 作成率89.8% R5: 研修の実施 (年4回) 作成率92.3% R6: 研修の実施 (年4回) 作成率87.6% R7: 研修の実施 (年4回)		計画及び記録の作成率 100% 研修の実施 (年1回)
計画 (P) 線表	保育士等を対象とした研修などを通じた、虐待の早期発見や虐待防止につながる支援の在り方に関する周知	R4	R5	R6	R7	R8以降	
実施計画 (P)	インプット (投入)	保育所等の訪問時などにおいて支援の必要な家庭に対する個別の支援計画及び支援記録の作成を働きかける。 家庭支援推進保育士の研修の実施 親育ち・特別支援保育コーディネーターの配置支援及び研修の実施					
実行 (D)	成果 ・アウトプット (結果) ・アウトカム (成果)	○園内研修など保育所等を訪問する際に個別の支援計画及び支援記録の作成の働きかけを実施 ○家庭支援推進保育士の配置支援 ・13市町村38箇所39人 ○親育ち・特別支援保育コーディネーターの配置支援 ・11市13人 ○家庭支援推進保育士への研修実施 ・2回: 6月 (206人)、12月 (89人) ○親育ち・特別支援保育コーディネーター研修会の実施 ・2回: 5月 (13人)、2月 (23人)	○園内研修など保育所等を訪問する際に個別の支援計画及び支援記録の作成の働きかけを実施 ○家庭支援推進保育士の配置支援 ・12市町村30施設31名 ○親育ち・特別支援保育コーディネーターの配置支援 ・11市13人 ○家庭支援推進保育士への研修実施 ・2回: 6月 (209人)、12月 (76人) ○親育ち・特別支援保育コーディネーター研修会の実施 ・2回: 5月 (12人)、2月 (26人)	○園内研修など保育所等を訪問する際に個別の支援計画及び支援記録の作成の働きかけを実施 ○家庭支援推進保育士の配置支援 ・9市町25施設26名 ○親育ち・特別支援保育コーディネーターの配置支援 ・11市13人 ○家庭支援推進保育士への研修実施 ・2回: 6月 (198人)、12月 (73人) ○親育ち・特別支援保育コーディネーター研修会の実施 ・2回: 5月 (11人)、2月 (20人)	○園内研修など保育所等を訪問する際に個別の支援計画及び支援記録の作成の働きかけを実施 ○親育ち・特別支援保育コーディネーターの配置支援 ・12市15人 ○家庭支援推進保育士への研修実施 ・2回: 6月 (206人)、12月 (70人) ○親育ち・特別支援保育コーディネーター研修会の実施 ・2回: 5月 (12人)、2月 (26人)		
評価 (C)	実施後の分析、検証	・上記取組の実施により、家庭支援の計画と記録の作成率が継続して90%を超えている。 ・厳しい環境にある家庭の状況にあわせた手厚い支援の充実に向け、引き続き、家庭支援推進保育士の質や実践力向上のため、実態にあわせた研修の工夫を行うとともに、人材確保に向けた取組を進める必要がある。 ・各園の現状に応じた支援につなげるため、親育ち・特別支援保育コーディネーターの質向上のための取組を行う必要がある。	・R5年6月現在は89.8%が作成されていたが、今作成中や今後作成する予定の園もある。 ・厳しい環境にある家庭の状況にあわせた手厚い支援の充実に向け、引き続き、家庭支援推進保育士の質や実践力向上のため、実態にあわせた研修の工夫を行うとともに、人材確保に向けた取組を進める必要がある。 ・各園の現状に応じた支援につなげるため、親育ち・特別支援保育コーディネーターの質向上のための取組を行う必要がある。	・R6年は92.3%が作成されており、計画と記録の作成率が90%を超えている。また、今後作成予定の園もある。 ・厳しい環境にある家庭の状況にあわせた手厚い支援の充実に向け、引き続き、家庭支援推進保育士の質や実践力向上のため、実態にあわせた研修の工夫を行うとともに、人材確保に向けた取組を進める必要がある。 ・各園の現状に応じた支援につなげるため、親育ち・特別支援保育コーディネーターの質向上のための取組を行う必要がある。	・R7年は87.6%が作成されており、前年度から計画と記録の作成率が4.7%となっているが、今後作成予定の園もある。 ・厳しい環境にある家庭の状況にあわせた手厚い支援の充実に向け、引き続き、家庭支援推進保育士の質や実践力向上のため、実態にあわせた研修の工夫を行うとともに、人材確保に向けた取組を進める必要がある。 ・各園の現状に応じた支援につなげるため、親育ち・特別支援保育コーディネーターの質向上のための取組を行う必要がある。		
改善 (A)	次年度の取組	・各園において、支援が必要な家庭ごとに家庭支援の計画と記録が作成されるなど、厳しい環境にある家庭の状況にあわせた適切な支援が行われるよう、研修等の充実により保育士のスキルアップを図る。 ・コーディネーター対象の研修や、コーディネーターの役割、園との関わり方や支援の進め方等についての情報交換等を行うことにより、各市町村における支援の質の向上を図る。	・各園において、支援が必要な家庭ごとに家庭支援の計画と記録が作成されるなど、厳しい環境にある家庭の状況にあわせた適切な支援が行われるよう、研修等の充実により保育士のスキルアップを図る。 ・コーディネーター対象の研修や、コーディネーターの役割、園との関わり方や支援の進め方等についての情報交換等を行うことにより、各市町村における支援の質の向上を図る。	・各園において、支援が必要な家庭ごとに家庭支援の計画と記録が作成されるなど、厳しい環境にある家庭の状況にあわせた適切な支援が行われるよう、研修等の充実により保育士のスキルアップを図る。 ・コーディネーター対象の研修や、コーディネーターの役割、園との関わり方や支援の進め方等についての情報交換等を行うことにより、各市町村における支援の質の向上を図る。	・各園において、支援が必要な家庭ごとに家庭支援の計画と記録が作成されるなど、厳しい環境にある家庭の状況にあわせた適切な支援が行われるよう、研修等の充実により保育士のスキルアップを図る。 ・コーディネーター対象の研修や、コーディネーターの役割、園との関わり方や支援の進め方等についての情報交換等を行うことにより、各市町村における支援の質の向上を図る。		

高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画進捗管理表

No.87

様式 1

重点目標3	高齢者、障害者、女性、子ども等の安全を確保する	基本的方策2	2 子どもの安全を確保する	具体的な取組②	子どもたちが安全で安心して過ごせる居場所づくりの推進	事業No.	3-2-(2)				
						担当課	生涯学習課				
目指す姿(目標)	1 学校や地域の実情に応じ、幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子どもたちを見守り育てる仕組みが構築されている。 2 放課後に子どもたちが安全・安心に過ごせる居場所が確保されている。	目標又は指標	①地域学校協働本部の設置率(小・中学校):R4までに100% ②高知県版地域学校協働本部の仕組みを構築した小・中学校の割合:R5までに100% ③放課後児童クラブ又は放課後子ども教室の実施校率(小学校):R5までに100%	出発点(R4)	現状値	目標値(R8)					
				①96.4% ②91.6% ③97.3%	R4: ①96.4% ②91.6% ③97.3%	R5: ①100% ②97.4% ③97.3%	R6: ①100% ②100% ③97.8%	R7: ①100% ②100% ③97.1%	R8: ①100% ②100% ③97.1%	100%	
計画(P) 線表	取組内容	R4		R5		R6		R7		R8以降	
	1 地域学校協働活動推進事業 ・地域学校協働本部の活動内容の充実にかかる取組及び高知県版地域学校協働本部への展開にかかる取組を推進 2 新・放課後子ども総合プラン推進事業(放課後児童クラブ、放課後子ども教室) ・放課後等の子どもたちの安全・安心な居場所づくりと学びの場の充実を図る	・地域学校協働本部の活動内容の充実にかかる取組 …実践ハンドブック・活動事例集等を活用した訪問等による市町村や学校への助言、取組状況調査、市町村ヒアリング、各種研修会の開催等 ・高知県版地域学校協働本部への展開にかかる取組 …市町村毎の設置計画に基づく実施校への訪問等による個別支援、民生委員・児童委員との連携促進等 ・安全・安心な居場所づくりと学びの場の充実 …放課後児童クラブ・放課後子ども教室の設置及び活動内容の充実、取組状況調査、市町村ヒアリング、学び場人材バンクによる支援等									
	実施計画(P)	インプット(投入)	1 地域学校協働活動推進事業 ・訪問活動等による市町村や学校への助言等 ・高知県版地域学校協働本部実施校への取組支援(4月～) 2 放課後児童対策パッケージ推進事業(放課後児童クラブ、放課後子ども教室) ・全市町村訪問(8～10月) ・取組状況調査(8～9月) ・危険箇所等の点検等について通知発送 ・避難訓練等の実施について通知発送 ・防災対策研修会の実施(県内3箇所) ・小学校単位の防災出前講座の実施								
実行(D)	成果 ・アウトプット(結果) ・アウトカム(成果)	1 地域学校協働推進事業 ・運営費等補助 ・活動内容の充実と人材育成 ・高知県版地域学校協働本部実施校への取組支援(4月～) ・市町村訪問(9～10月) 2 新・放課後子ども総合プラン推進事業(放課後児童クラブ、放課後子ども教室) ・運営費等補助 ・取組状況調査(7～8月) ・全市町村訪問(8～9月)									
評価(C)	実施後の分析、検証	1 地域学校協働活動推進事業 ・地域学校協働本部の設置は順調に進んでおり、コロナ禍でも工夫しながら協働活動を計画的に実施する学校が見られた。地域学校協働本部が設置された学校数 小:89校、中:172校、義務教育学校4校 2 新・放課後子ども総合プラン推進事業(放課後児童クラブ、放課後子ども教室) ・全小学校区の97.3%に放課後児童クラブ又は放課後子ども教室が設置された。 ・防災・防犯対策研修会や、安全計画の策定について通知を行い、防災意識の向上につながった。									
改善(A)	次年度の取組	1 地域学校協働活動推進事業 ・運営費等補助 ・高知県版地域学校協働本部(市町村推進校)の決定・取組支援、現状確認等(4月～) 市町村訪問(9～10月) 2 新・放課後子ども総合プラン推進事業(放課後児童クラブ、放課後子ども教室) ・運営費等補助									

高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画進捗管理表

No.88

様式 1

重点目標 3	高齢者、障害者、女性、子ども等の安全を確保する	基本的方策 2	子どもの安全を確保する		具体的な取組③	子どもを児童虐待から守るための取組 …児童虐待の早期発見、安全の確保、通報のための取組を推進する。	事業No.	3-2- (3)	
							担当課	子ども家庭課	
目指す姿 (目標)	・地域での虐待予防の取組が推進されている ・児童虐待が早期に発見され支援につながっている	目標 又は 指標	こども家庭センター（旧「市町村子ども家庭総合支援拠点」） の設置（R6～）：全市町村		出発点（R4）	現状値	目標値（R8）		
					16市町村	R4: 20市町村 R5: 22市町村 R6: 8市町 R7: 6市町村 R8:	全市町村		
計画（P） 線表	取組内容		R 4	R 5	R 6	R 7	R 8以降		
	①虐待予防、早期発見の広報啓発 官民協働で実施する「オレンジリボンキャンペーン」等による児童虐待防止の広報啓発や民生委員等による地域での見守り活動の促進のための研修を実施します。 ②市町村子ども家庭総合支援拠点の設置促進 地域のすべての子どもの福祉に関する支援の拠点である「市町村子ども家庭総合支援拠点」の設置促進を行うとともに、児童福祉担当の専門性向上のための研修等を実施します。		・虐待予防月間（11月）での虐待予防、早期発見の広報啓発 さんS U N 高知やデジタルサイネージ等の県広報媒体を活用した広報啓発 ・「オレンジリボンキャンペーン」（11月）による広報啓発 テレビ・ラジオでの広報、チラシ・ポスターの配布、講演会の開催、SNSを通じた啓発活動 ・民生委員・児童委員を対象にした研修会の実施（児童虐待予防研修） ・市町村子ども家庭総合支援拠点の設置促進 子ども家庭総合支援拠点に配置が必要な専門人材について、配置に向けた財政支援を実施 ・市町村児童福祉担当の専門性の向上 市町村児童福祉担当を対象に相談への対応力や専門性の向上のための研修を実施						
	実施計画（P）		インプット（投入）	・「児童虐待防止月間（11月）」での児童虐待防止の広報啓発 ・官民協働による「オレンジリボンキャンペーン」の実施 ・民生委員・児童委員を対象にした研修を行い、地域での見守り活動の促進を図る。 ・子ども家庭総合支援拠点の設置に向けて取り組む市町村に対して、財政支援を行い、設置を促進する。 ・市町村職員を対象とした研修の実施（基礎研修、応用研修等）					
実行（D）	成果 ・アウトプット（結果） ・アウトカム（成果）	「児童虐待防止月間（11月）」での児童虐待防止の広報啓発（CM：民放3局47本、チラシ：95,000部、ポスター：1,900部） ・官民協働による「オレンジリボンキャンペーン」の実施（11/1～11/30SNSイベント、11/10講演会、11/1～11/10高知城3rdフロア） ・民生委員・児童委員等を対象とした研修を実施（9市町・14回） ・子ども家庭総合支援拠点の設置に向けて取り組む市町村に対して、財政支援を行い、設置を促進する。（20市町村） ・市町村職員を対象とした研修の実施（基礎研修、応用研修等、年7回）	「児童虐待防止月間（11月）」での児童虐待防止の広報啓発（CM：民放3局47本、チラシ：101,000部、ポスター：1,600部） ・官民協働による「オレンジリボンキャンペーン」の実施（11/1～11/30SNSイベント、11/12講演会、11/1～11/10高知城3rdフロア） ・民生委員・児童委員等を対象とした研修を実施（7市町・11回） ・子ども家庭総合支援拠点の設置に向けて取り組む市町村に対して、財政支援を行い、設置を促進する。（21市町村） ・市町村職員を対象とした研修の実施（基礎研修、応用研修等、年7回）	「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン（11月）」に合わせた児童虐待防止の広報啓発（SNS広告：YouTube・Instagram（10/1～12/31）、チラシ：99,000部、ポスター：1,400部） ・官民協働による「オレンジリボンキャンペーン」の実施（11/1～11/30SNSイベント、11/12講演会、11/1～11/11高知城3rdフロア） ・こども家庭センター設置に向けて取り組む市町村に対して、財政支援を行い、設置を促進する。（16市町村） ・市町村職員を対象とした研修の実施（年7回） ・電話による相談支援活動を実施し、家庭と地域の児童養育を支援。（48回）	「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン（11月）」に合わせた児童虐待防止の広報啓発（SNS広告：YouTube・Instagram（10/1～12/31）、チラシ：90,600部、ポスター：1,300部） ・官民協働による「オレンジリボンキャンペーン」の実施（11/1～11/30SNSイベント、11/29講演会、11/1～11/11高知城3rdフロア） ・こども家庭センター設置に向けて取り組む市町村に対して、財政支援を行い、設置を促進する。（15市町村） ・市町村職員を対象とした研修の実施（年9回） ・電話による相談支援活動を実施し、家庭と地域の児童養育を支援。（46回）				
		評価（O）	実施後の分析、検証	「児童虐待防止に関する広報啓発に関して当初の予定どおり進めているが、より効果的な広報啓発方法を実行委員会で協議しながら、適宜検討・実践していく。」 ・オレンジリボンキャンペーンの推進月間（11月）に合わせ、様々なイベントを行っているが、前倒しでイベントを行うなど、推進活動をより拡充していく必要がある。 ・子ども家庭総合支援拠点の未設置市町村に対しては引き続き設置を呼びかけるとともにR6から設置予定のこども家庭支援センターへのスムーズな移行に向け、支援を強化していく。 ・切れ目のない支援体制強化に向けて、市町村職員向け研修、民生委員・児童委員向け研修等を継続して実施していく。	「児童虐待防止に関する広報啓発に関して当初の予定どおり進めているが、より効果的な広報啓発方法を実行委員会で協議しながら、適宜検討・実践していく。」 ・オレンジリボンキャンペーンの推進月間（11月）に合わせ、様々なイベントを行っているが、前倒しでイベントを行うなど、推進活動をより拡充していく必要がある。 ・R6から始まるこども家庭支援センターの円滑な設置促進に向け、支援を強化していく。 ・切れ目のない支援体制強化に向けて、市町村職員向け研修、民生委員・児童委員向け研修等を継続して実施していく。	「児童虐待防止に関する広報啓発に関して当初の予定どおり進めているが、より効果的な広報啓発方法を実行委員会で協議しながら、適宜検討・実践していく。」 ・オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン（11月）に合わせ、様々なイベントを行っているが、前倒しでイベントを行うなど、推進活動をより拡充していく必要がある。 ・こども家庭センターの円滑な設置促進に向け引き続き設置を呼びかけるとともに、支援を継続していく。 ・切れ目のない支援体制強化に向けて、市町村職員向け研修、電話による相談支援について、継続して実施していく。	「児童虐待防止に関する広報啓発に関して当初の予定どおり進めているが、より効果的な広報啓発方法を実行委員会で協議しながら、適宜検討・実践していく。」 ・オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン（11月）に合わせ、様々なイベントを行っているが、前倒しでイベントを行うなど、推進活動をより拡充していく必要がある。 ・こども家庭センターの円滑な設置促進に向け引き続き設置を呼びかけるとともに、支援を継続していく。 ・切れ目のない支援体制強化に向けて、市町村職員向け研修、電話による相談支援について、継続して実施していく。		
改善（A）	次年度の取組	「児童虐待防止月間（11月）」での児童虐待防止のより効果的な広報啓発の展開 ・官民協働による「オレンジリボンキャンペーン」の実施（活動範囲を拡充） ・民生委員・児童委員を対象にした研修会を行い、地域での見守り活動の促進を図る。 ・子ども家庭総合支援拠点の設置及びこども家庭センターへの移行を見据えた支援体制を構築する。 ・市町村職員を対象とした研修の実施（基礎研修、応用研修等）	「児童虐待防止月間（11月）」での児童虐待防止のより効果的な広報啓発の展開 ・官民協働による「オレンジリボンキャンペーン」の継続実施 ・民生委員・児童委員を対象にした研修会を行い、地域での見守り活動の促進を図る。 ・こども家庭センターの円滑な設置に向けた支援を実施 ・市町村職員を対象とした研修の実施（基礎研修、応用研修等）	「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン（11月）」での児童虐待防止のより効果的な広報啓発の展開 ・官民協働による「オレンジリボンキャンペーン」の継続継続 ・こども家庭センターの円滑な設置に向け、継続した支援を実施 ・市町村職員を対象とした研修の実施（基礎研修、応用研修等）	「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン（11月）」での児童虐待防止のより効果的な広報啓発の展開 ・官民協働による「オレンジリボンキャンペーン」の継続継続 ・こども家庭センターの円滑な設置に向け、継続した支援を実施 ・市町村職員を対象とした研修の実施（基礎研修、応用研修等）				

重点目標 3	高齢者、障害者、女性、子ども等の安全を確保する	基本的方策 2	子どもの安全を確保する		具体的な取組③	子どもを児童虐待から守るための取組 ・・・児童虐待の早期発見、安全の確保、通報のための取組を推進する。				事業No.	3－2－（3）
										担当課	人権教育・児童生徒徒課
目指す姿（目標）	校内支援会でのSSWの活用、SSWと市町村児童福祉担当部署との連携強化が進み、児童虐待の早期発見、早期対応するための環境が整備される。	目標又は指標	校内支援会でのSSWの活用率 各市町村要保護児童対策地域協議会へのSSWの参加		出発点（R4）	現状値					目標値（R8）
					校内支援会SSW活用率 小98.9% 中99.0% 高97.3% 要対協SSW活用率 76.5%	R4: 校内支援会SSW活用率 小100% 中99.0% 高100% 要対協SSW活用率 88.2%	R5: 校内支援会SSW活用率 小100% 中100% 高100% 要対協SSW活用率 67.6%	R6: 校内支援会SSW活用率 小100% 中100% 高100% 要対協SSW活用率 97.1%	R7: 校内支援会SSW活用率 小100% 中100% 高100% 要対協SSW活用率 94.1%	R8: 校内支援会SSW活用率 小100% 中100% 高100% 要対協SSW活用率 100%	
計画（P） 線表	取組内容	R4		R5		R6		R7		R8以降	
	校内支援会でのSSWの活用を促進するとともに、SSWのカウンターパートに各市町村の児童福祉担当課を位置づけ、定期的な情報共有等を行うなど連携強化を行い、児童虐待の早期発見、早期対応のための取組を進めます。	【SSWの配置】・・・全市町村（学校組合）、全県立学校へのSSWの配置 【校内支援会】・・・校内支援会でのSSWの活用促進 【要保護児童対策地域協議会の参加】・・・全市町村の要保護児童対策地域協議会へのSSWの参加 【SSWの力量形成】・・・◎初任者研修 ◎SSW連絡協議会 ◎相談支援体制の充実（チーム学校）に向けた連絡協議会 ◎SSW研修講座等									
実施計画（P）	インプット（投入）	・各市町村の要保護児童対策地域協議会への参加を継続する。 ・県立学校SSWが実務者会に参加できる体制を整える。 ・児童虐待にかかる校内研修を充実させるため、校内研修用の資料内容を充実させ、前項に配布する。 ・年度当初の各種会議やPTA・教育行政研修会等で「高知家」いじめ予防等プログラムの周知・活用を図る。									
実行（D）	成果 ・アウトプット（結果） ・アウトカム（成果）	・SCやSSWを活用した校内支援会を年10回以上実施している学校の割合（R4） 小：70.6%、中：87.8%、高：73.0% ・支援が必要な子どもについての情報共有に向け、SSWのカウンターパートとして福祉部署を位置付けている市町村の割合（R4）94.3%	・SCやSSWを活用した校内支援会を年10回以上実施している学校の割合（R5） 小：79.0%、中：83.5%、高：88.2% ・支援が必要な子どもについての情報共有に向け、SSWのカウンターパートとして福祉部署を位置付けている市町村の割合（R5）94.3%	・SCやSSWを活用した校内支援会を年10回以上実施している学校の割合（R6） 小：97.8%、中：98.9%、高：91.5% ・支援が必要な子どもについての情報共有に向け、SSWのカウンターパートとして福祉部署を位置付けている市町村の割合（R6）94.3%	・SCやSSWを活用した校内支援会を年10回以上実施している学校の割合（R7） 小：94.9%、中：97.9%、高：91.5%、 ・支援が必要な子どもについての情報共有に向け、SSWのカウンターパートとして福祉部署を位置付けている市町村の割合（R7）94.3%						
		・校内支援会でのSCやSSWの活用が定着し、不登校児童生徒等へのSCやSSWによる支援が進んできている。 ・市町村福祉部署との連携は進んでいるなか、さらに各学校、SC及びSSWの支援力向上の充実が必要である。また、把握したSC及びSSWの活動状況をもとに、今後も効果的な配置を行う必要がある。	・校内支援会でのSCやSSWの活用が一層定着し、不登校児童生徒等へのSCやSSWによる支援がさらに進んできている。 ・市町村福祉部署との連携は進んでいるものの、一部の市町村において十分な連携には至っていない。福祉部署との連携の重要性について、各種研修などの機会を捉えて説明していく必要がある。	・校内支援会でのSCやSSWの活用が一層定着し、不登校児童生徒等へのSCやSSWによる支援がさらに進んできている。 ・市町村福祉部署との連携は進んでいるものの、一部の市町村において十分な連携には至っていない。引き続き、福祉部署との連携の重要性について、各種研修などの機会を捉えて説明していく必要がある。	・校内支援会でのSCやSSWの活用が一層定着し、不登校児童生徒等へのSCやSSWによる支援がさらに進んできている。 ・市町村福祉部署との連携は進んでいるものの、一部の市町村において十分な連携には至っていない。引き続き、福祉部署との連携の重要性について、各種研修などの機会を捉えて説明していく必要がある。						
改善（A）	次年度の取組	○全ての公立学校へのSC及びSSWの配置 ○各学校、SC及びSSWの支援力向上 ・SC及びSSWを対象とする研修 ・校内支援会の実施 ・SSWと市町村福祉部署との定期的な情報交換等の実施	○全ての公立学校へのSC及びSSWの配置 ○各学校、SC及びSSWの支援力向上 ・SC及びSSWを対象とする研修 ・校内支援会の実施 ・SSWと市町村福祉部署との定期的な情報交換等の実施	○全ての公立学校へのSC及びSSWの配置 ○各学校、SC及びSSWの支援力向上 ・SC及びSSWを対象とする研修 ・校内支援会の実施 ・SSWと市町村福祉部署との定期的な情報交換等の実施	○全ての公立学校へのSC及びSSWの配置 ○各学校、SC及びSSWの支援力向上 ・SC及びSSWを対象とする研修 ・校内支援会の実施 ・SSWと市町村福祉部署との定期的な情報交換等の実施						

高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画進捗管理表

高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画進捗管理表							No.91	様式			
重点目標 3	高齢者、障害者、女性、子ども等の安全を確保する	基本的方策 3	高齢者、障害者、女性の安全を確保する		具体的な取組①	広報・啓発の充実 ・・・虐待、DV、ストーカーを許さない気運を高めるための広報啓発を行う。DVやストーカーの被害を生みださないための教育を実施する。	事業No.	3－3－（1）			
							担当課	人権・男女共同参画課			
目指す姿（目標）	1 DVは「犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害」であることが県民に広く認識されている。 2 相談窓口の周知により、DV被害者の早期発見・早期対応が図られている。 3 予防教育が効果を上げ、DV被害件数が減っている。		目標 又は 指標	(指標) 相談窓口周知カード設置施設数：203か所 (R2) (指標) DV・デートDVに関するソーレ出前講座：4回 (R2)	出発点 (R4)	現状値					目標値 (R8)
					カード設置数：203か所 (R3) 出前講座：3回 (R3)	R4: カード設置数：803か所 出前講座：4回	R5: カード設置数：778か所 出前講座：8回	R6: カード設置数：768か所 出前講座：20回	R7: カード設置数：902か所 出前講座：19回	R8: カード設置数：220か所 出前講座：6回	
計画 (P) 線表	取組内容		R 4		R 5	R 6	R 7	R 8 以降			
	DVを許さない社会づくりを進めるため、様々な広報媒体を活用して広報・啓発活動を行い、身体的暴力だけでなく精神的・経済的・性的暴力を含むあらゆる形態のDVについての意識啓発を推進します。 また、人権教育や出前講座の実施等により、若年層への予防教育を実施します。		【「女性に対する暴力をなくす運動」期間における集中的な広報・啓発】・・・◎ラジオ番組による広報 ◎公共交通機関でのポスター掲示 ◎広報紙、HP等の多様な広報媒体を活用した広報活動 ◎パープルライトアップ実施 ◎民間支援団体との協働による広報（街頭キャンペーン実施等） 【DV相談窓口の周知】・・・◎配偶者暴力相談支援センター（女性相談支援センター）及びソーレの周知（周知カードの作成・配布、広報紙・HP等への掲載、広報・啓発ポスターの掲示等） 【DV啓発・予防教育】・・・◎DV防止啓発講演会の開催（ソーレ） ◎ソーレの出前講座を活用した中学・高校、大学等での授業・講座の実施等								
実施計画 (P)	インプット(投入)	1 「女性に対する暴力をなくす運動」期間（11/12～11/25）中の集中的な広報の実施 ・ 広報紙、ホームページ、ラジオ等を利用した広報 ・ 公共交通機関でのポスター掲示 ・ パープルライトアップの実施 2 相談カードの作成・配布、広報紙・HPへの掲載等によるDV相談窓口の周知 3 ソーレによるDV防止啓発講演会の開催					4 中学・高校、大学等での、DV・デートDVに関する授業、出前講座の実施				
実行 (D)	成果 ・アウトプット（結果） ・アウトカム（成果）	1 広報啓発の実施 ・ 「高知県女性保護対策協議会」と連携し、「DV相談カード」を作成・配布（43,500枚） ・ DV相談窓口周知チラシの作成・配布（1,000枚） ・ 相談窓口周知ポケットカードの作成・配布（8,000枚） 2 「女性に対する暴力をなくす運動」期間（11/12～11/25）中の集中的な広報の実施 ・ 高知城パープルライトアップの実施（11/12,13） ・ 公共交通機関での啓発ポスター掲示（11/12～11/25、路線バス40台、バス待合所3か所） ・ ラジオによる広報・啓発（RKCラジオでの対談（11/15）） ・ DV防止啓発講演会の実施【ソーレ共催】（11/13、参加者：会場97人、オンライン80人） ・ ソーレにパープルリボンツリーを設置（11/8～11/25） ・ デートDV啓発パネル・パープルリボンツリーの設置（高知大学、高知県立大学、10/28～11/25） 3 出前講座の実施 各自自治体から要請を受け、DVIに関する出前講座を実施（実施回数4回、参加者数871人）	1 広報啓発の実施 ・ 「DV相談カード」を作成・配布（35,000枚） ・ DV相談窓口周知チラシの作成・配布（2,000枚） ・ 相談窓口周知ポケットカード（7,000枚）、ポケットティッシュ（2,000個）の作成・配布 2 「女性に対する暴力をなくす運動」期間（11/12～11/25）中の集中的な広報の実施 ・ 高知城パープルライトアップの実施（11/12,13） ・ 公共交通機関での啓発ポスター掲示（11/12～11/25、路線バス40台、バス待合所3か所） ・ ラジオによる広報・啓発（RKCラジオでの対談（11/14）） ・ 民間支援団体との協働による街頭キャンペーン（11/12） ・ DV防止啓発講演会の実施（11/18、【主催】ソーレ/【共催】高知地方法務局、高知県人権擁護委員連合会、高知県女性保護対策協議会、参加者：会場90人、オンデマンド380人） ・ DV防止缶バッジ250個作成し、DV防止啓発講演会や講座等で配付し県民に周知を行った。缶バッジをいれている袋に高校生ボランティアがメッセージを記載。 ・ ソーレにパープルリボンツリーを設置（10/30～11/25） ・ デートDV啓発パネル、パープルリボンツリーの設置、DV関連図書の貸出し【高知工科大学、太平洋学園高等学校、高知ハビテーション専門職大学（10/31～11/30）】 3 出前講座の実施 各自自治体等から要請を受け、DVIに関する出前講座を実施（実施回数8回、参加者数951人）		1 広報啓発の実施 ・ 「DV相談カード」を作成・配布（35,000枚） ・ DV相談窓口周知チラシの作成・配布（2,000枚） ・ 相談窓口周知ポケットカード（7,000枚）の作成・配布 2 「女性に対する暴力をなくす運動」期間（11/12～11/25）中の集中的な広報の実施 ・ 高知城パープルライトアップの実施（11/12,13） ・ 公共交通機関での啓発ポスター掲示（11/12～11/25、路線バス40台、バス待合所3か所） ・ ラジオによる広報・啓発【RKCラジオでの対談（11/12）】 ・ 民間支援団体との協働による街頭キャンペーン（11/24） ・ DV防止啓発講演会の実施（11/9）【主催】ソーレ/【共催】高知地方法務局、高知県人権擁護委員連合会、高知県女性支援推進協議会（参加者：会場57人、オンデマンド586人） ・ デートDV啓発パネル、パープルリボンツリー設置【高知学園中学高等学校（11/1～11/26）、高知学園短期大学（11/12～11/26）、高知県立岡豊高等学校（11/12～11/26）】 ・ デートDV啓発パネル、高校生ボランティアのメッセージとSDGsの工作作品を展示した。 ・ ソーレにツリーを設置し、来館者にパープルリボンを飾っていただき啓発を行った。 3 出前講座の実施 各自自治体等から要請を受け、DVIに関する出前講座を実施【実施回数20回、参加者数1,149人】	1 広報啓発の実施 ・ 「DV相談カード」を作成・配布（35,500枚） ・ DV相談窓口周知チラシの作成・配布（2,100枚） ・ 相談窓口周知ポケットカード（7,300枚）の作成・配布 2 「女性に対する暴力をなくす運動」期間（11/12～11/25）中の集中的な広報の実施 ・ 高知城パープルライトアップの実施（11/12,13） ・ 公共交通機関での啓発ポスター掲示（11/12～11/25、路線バス40台、バス待合所3か所） ・ ラジオによる広報・啓発【RKCラジオでの対談（11/11）】 ・ 民間支援団体との協働による街頭キャンペーン（11/24） ・ DV防止啓発講演会の実施（11/8）【主催】ソーレ/【共催】高知地方法務局、高知県人権擁護委員連合会、高知県女性支援推進協議会（参加者：会場55人、オンデマンド477人） ・ ソーレにデートDV啓発パネル展示 ・ 高校生によるDV防止のシンボルパープルリボンの作成 3 出前講座の実施 各自自治体等から要請を受け、DVIに関する出前講座を実施【実施回数19回、参加者数1,056人】					
		評価 (C)	実施後の分析、検証		1 民間団体等と連携した広報活動を実施したことや、マスコミを通じた広報活動を行ったことで、県民へ効果的なPRを行うことができた（DV相談カードの配布、ラジオ広報等）。 2 高知県立大学と高知大学の協力のもと啓発パネルやツリーの設置及び広報ができた。 3 いずれも、数値化して効果を計ることが難しいものの、全体の底上げのためにも、今後も広報・啓発活動を継続して実施する必要がある。	1 民間団体等と連携した広報活動を実施したことや、マスコミを通じた広報活動を行ったことで、県民へ効果的なPRを行うことができた（DV相談カードの配布、ラジオ広報等）。 2 高知工科大学、太平洋学園高等学校、高知リハビリテーション専門職大学の協力のもとパープルリボンツリーの設置や缶バッジの配付、関連図書貸出など若い世代への周知や広報が行えた。 3 いずれも、数値化して効果を計ることが難しいものの、全体の底上げのためにも、今後も広報・啓発活動を継続して実施する必要がある。	1 民間団体等と連携した広報活動を実施したことや、マスコミを通じた広報活動を行ったことで、県民へ効果的なPRを行うことができた（DV相談カードの配布、ラジオ広報等）。 2 高知学園中学高等学校、高知学園短期大学、高知県立岡豊高等学校の協力のもとパープルリボンツリーの設置や缶バッジの配付、関連図書貸出など若い世代への周知や広報が行えた。 3 いずれも、数値化して効果を計ることが難しいものの、全体の底上げのためにも、今後も広報・啓発活動を継続して実施する必要がある。	1 民間団体等と連携した広報活動を実施したことや、マスコミを通じた広報活動を行ったことで、県民へ効果的なPRを行うことができた（DV相談カードの配布、ラジオ広報等）。 2 高校生がパープルリボンの作成を通じて、DV防止等に関して考える機会を提供することができた。 3 いずれも、数値化して効果を計ることが難しいものの、全体の底上げのためにも、今後も広報・啓発活動を継続して実施する必要がある。			
改善 (A)	次年度の取組	○DV問題への理解を深める広報啓発の実施 ・ 広報・啓発物の作成・配布・掲示 ・ 様々な媒体を活用した広報及び啓発の実施	○DV問題への理解を深める広報啓発の実施 ・ 多様な啓発ツールの作成及び活用 ・ ホームページやSNSによる分かりやすきめ細やかな情報発信	○DV問題への理解を深める広報啓発の実施 ・ 多様な啓発ツールの作成及び活用 ・ ホームページやSNSによる分かりやすきめ細やかな情報発信	○DV問題への理解を深める広報啓発の実施 ・ 多様な啓発ツールの作成及び活用 ・ ホームページやSNSによる分かりやすきめ細やかな情報発信						

重点目標3	高齢者、障害者、女性、子ども等の安全を確保する	基本的方策3	高齢者、障害者、女性の安全を確保する	具体的な取組①	広報・啓発の充実 …虐待、DV、ストーカーを許さない気運を高めるための広報啓発を行う。DVやストーカーの被害を生みださないための教育を実施する。		事業No.	3-3-(1)	
					担当課	長寿社会課			
目指す姿 (目標)	暴力を許さない気運が高まる		目標 又は 指標 ・虐待防止に向けた研修会の開催（事業所職員対象、市町村職員・地域包括支援センター対象：各1回以上） ・市町村、地域包括支援センターの高齢者虐待の対応力が強化される。	出発点(R4)	現状値			目標値(R8)	
				R4:	R5:	R6:	R7:	R8:	
計画(P) 線表	地域社会において、高齢者などへの虐待やDVなどの暴力を許さない気運を高めるための研修や広報啓発等を行います。	R4	R5	R6	R7	R8以降			
実施計画(P)	インプット(投入)	・高齢者総合相談窓口の設置 ・市町村職員・地域包括支援センターを対象とした高齢者虐待防止に関する研修会の開催 ・事業所職員を対象とした高齢者権利擁護研修会の開催 ・県内5圏域での意見交換会の開催							
実行(D)	成果 ・アウトプット（結果） ・アウトカム（成果）	・高齢者総合相談窓口の設置（月曜～金曜日 9:00～16:00） ・市町村職員及び地域包括支援センター職員等を対象とした研修会の開催（年1回以上） ・事業所職員を対象とした研修会の開催（年1回以上） ・意見交換会の開催							
評価(C)	実施後の分析、検証	・高齢者総合相談実績 ・一般相談：408件、専門相談：26件 ・市町村・包括支援センター向け研修5/18開催 ・事業者向け研修 居宅系事業者向け：8/19開催 入所・通所系向け：9/30開催 施設長・管理者向け：2/13開催 事例検討・意見交換会 11/21、1/18開催		・高齢者総合相談実績 一般相談：396件、専門相談：55件 ・市町村・包括支援センター向け研修6/19、10/2開催 ・事業者向け研修 居宅系事業者向け：8/28開催 入所・通所系向け：1/18開催 施設長・管理者向け：1/12開催 ・事例検討及び意見交換会 10/31開催		・高齢者総合相談実績 一般相談：361件、専門相談：47件 ・市町村・包括支援センター向け研修5/17開催 ・事業者向け研修 居宅系事業者向け：12/18開催 入所・通所系向け：9/3開催 施設長・管理者向け：7/16開催 ・事例検討及び意見交換会 2/18開催		・高齢者総合相談実績 一般相談：305件、専門相談：37件 ・市町村・包括支援センター向け研修5/16開催 ・事業者向け研修 居宅系事業者向け：7/23開催 入所・通所系向け：10/8開催 施設長・管理者向け：8/4開催 ・事例検討及び意見交換会 12/19開催	
		・高齢者総合相談窓口については幅広く相談受付を行っているが、専門相談に特化させることや、相談場所が不便との意見も伺っているため今後検討が必要。 ・研修については目標通り開催できている。 今後もし引き続き継続して開催していく。 これまでの講師が受けられなくなっているため新たな講師を検討する。		・高齢者総合相談の専門（法律）相談について、高知市内の地域包括支援センターや県民堂に法律相談のチラシと虐待防止・権利擁護啓発リーフレットを配布して周知すること等により、相談件数が増えた。 ・事業所や市町村向けに、虐待防止に向けた研修会を実施し、職員の対応力向上を図った。今後も引き続き継続して開催していく。 入所・通所系事業者向けの研修について、感染症が流行する時期の開催及び施設長・管理者向け研修の6日後開催となったため、前年度より参加人数が減少したので開催時期を見直していく。		・高齢者総合相談窓口について、専門相談の件数はR4と比較して高い水準にあるものの、一般相談については件数が減少傾向にある。引き続き、相談窓口の周知等について取組が必要。 ・市町村及び地域包括支援センター職員を対象とした研修や、事業者向け研修について、目標どおり実施できている。引き続き、研修開催を通じて対応力向上を図っていく。		・高齢者総合相談窓口について、毎年大きな乖離無く一定の水準で推移しているものの、引き続き対象者に届く広報を検討していく必要がある。 ・施設・事業所等に向けた研修については、これまで参加していない事業所にも積極的に参加してもらう仕掛けを検討する必要がある。	
改善(A)	次年度の取組	より多くの方に利用いただくための方法を権利擁護センターと協議を行う。 昨年度できている部分は引き続き開催を行う。		・虐待防止研修について、参加しやすくなるように年間計画を立て、早めに各市町村・事業所に周知をする。 ・研修の開催時期については、権利擁護センターと事前に協議して決定する。		・高齢者総合相談窓口については、権利擁護センターとも協議しながら、相談窓口の周知を検討していく。 ・市町村等向け研修については、引き続き開催していく。		・高齢者総合相談窓口については、引き続き、相談窓口の周知を行う。 ・市町村等向け研修については、引き続き開催していく。 ・事業者向け研修について、より多くの事業所に参加してもらうための開催方法や周知方法について、権利擁護センターと協議しながら検討していく。	

高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画進捗管理表

高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画進捗管理表							No.93	新様式 1	
重点目標 3	高齢者、障害者、女性、子ども等の安全を確保する	基本的方策 3	高齢者、障害者、女性の安全を確保する		具体的な取組②	高齢者や障害者の見守り活動の推進 ・・・特殊詐欺等の犯罪被害に遭わないための防犯教室等を開催する。	事業No.	3－3－（2）	
							担当課	県民生活課	
目指す姿（目標）	出前講座で事例等を知ることにより高齢者の消費者トラブルに対する意識を高めるとともに、くらしのサポーターによる地域での見守り活動が行われることで高齢者の消費者トラブルを未然に防ぐ。 障害者に配慮した情報提供を継続的にを行い、消費者トラブル未然防止に対する意識の向上を図る。	目標又は指標	地域見守り情報の発信：各年度12回		出発点（R4）	現状値			目標値（R8）
					地域見守り情報の発信	R4： 14回	R5： 14回	R6： 14回	R7:18回
計画（P）線表	取組内容	R 4		R 5		R 6		R 7	R 8 以降
	①地域活動団体等と連携した高齢者の見守り活動の実施 高齢者をターゲットにした架空請求や悪質商法などによる被害を防ぐための講習会などを開催するほか、地域活動団体の協力を得て、個別訪問などによる情報の提供や啓発を行います。 ②情報の提供 地域で生活する障害者が悪質商法や犯罪の被害に遭わないために、障害者特性に配慮した適切な情報の提供などに努めます。	【出前講座の実施、地域見守り情報の発信】・・・県内の最新事例を題材とした情報提供 くらしのサポーターの活動支援（くらしのサポーターフォローアップ研修等） 市町村における「消費者安全確保地域協議会（見守りネットワーク）」の構築支援 【安全安心まちづくりニュース、くらしネットk o c h i の発行】・・・約100,000部×年4回発行 県ホームページにも掲載 【啓発冊子「くらしの豆知識」（DAISY図書）の配布】							
実施計画（P）	インプット（投入）	1 出前講座の開催 2 地域見守り情報の発行 3 くらしのサポーターの養成 くらしのサポーターフォローアップ研修の開催 4 市町村における「消費者安全確保地域協議会（見守りネットワーク）」の構築支援 5 消費生活の日に伴うイベントにおいて、悪質商法被害防止、特殊詐欺被害防止広報啓発活動を実施							
実行（D）	成果 ・アウトプット（結果） ・アウトカム（成果）	・出前講座（開催数40回、参加者2,984人） ・地域見守り情報 14回発行 ・くらしのサポーター養成講座（開催数3回、参加者20人） ・くらしのサポーターフォローアップ研修（開催数4回、参加者57人） ・消費者の日に伴う啓発イベントを実施。幼稚園、県警察と連携して、帯屋町アーケードにおいて、悪質商法被害防止に関する啓発を行った。 ・靈感商法を含む悪質商法をめぐるトラブルへの注意喚起を図るパンフレット(10,800部)を作成し、市町村を通じて県民へ配布した。	・出前講座（開催数60回、参加者2,543人） ・地域見守り情報 14回発行 ・くらしのサポーター養成講座（開催数2回、参加者14人） ・くらしのサポーターフォローアップ研修（開催数4回、参加者75人） ・消費者の日に伴う啓発イベントを実施。幼稚園、県警察と連携して、帯屋町アーケードで悪質商法被害防止に関する啓発を実施。 ・若者の消費者被害防止に向け、タウン誌に啓発記事を掲載したほか、市町村を通じて啓発チラシ（10,000部）を配布。	・出前講座（開催数58回、参加者3,027人） ・地域見守り情報 14回発行 ・くらしのサポーター養成講座（開催数2回、参加者37人） ・くらしのサポーターフォローアップ研修（開催数4回、参加者84人） ・消費者の日に伴う啓発イベントを実施。幼稚園、県警察と連携して、帯屋町アーケードで悪質商法被害防止に関する啓発を実施。 ・若者の消費者被害防止に向け、タウン誌に啓発記事を掲載したほか、市町村を通じて啓発チラシ（10,000部）を配布。	・出前講座（開催数48回、参加者2,448人） ・地域見守り情報 15回発行 ・くらしのサポーター養成講座（開催数2回、参加者43人） ・くらしのサポーターフォローアップ研修（開催数4回、参加者122人） ・視覚障害者向け啓発資料（DAISY図書）の配付				
評価（C）	実施後の分析、検証	・地域や規模を問わず、主催者の希望に沿った情報提供ができた。 ・県立消費生活センターに寄せられた相談を分析し、時期を逸しない情報提供ができた。 ・地域で啓発活動を行うくらしのサポーターを新たに18名養成するとともに、引き続き活動を行ってもらえるよう研修や情報提供等ができた。 ・くらしのサポーター登録者数216人（R5.3.31時点）	・地域や規模を問わず、主催者の希望に沿った情報提供ができた。 ・県立消費生活センターに寄せられた相談を分析し、時期を逸しない情報提供ができた。 ・地域で啓発活動を行うくらしのサポーターを新たに8名養成するとともに、引き続き活動を行ってもらえるよう研修や情報提供等ができた。 ・くらしのサポーター登録者数213人（R6.3.31時点）	・地域や規模を問わず、主催者の希望に沿った情報提供ができた。 ・県立消費生活センターに寄せられた相談を分析し、時期を逸しない情報提供ができた。 ・地域で啓発活動を行うくらしのサポーターを新たに6-39名養成するとともに、引き続き活動を行ってもらえるよう研修や情報提供等ができた。 ・くらしのサポーター登録者数247人（R7.3.31時点）	・県立消費生活センターに寄せられた相談を分析し、時期を逸しない情報提供ができた。 ・地域で啓発活動を行うくらしのサポーターを新たに27名養成するとともに、引き続き活動を行ってもらえるよう研修や情報提供等ができた。 ・くらしのサポーター登録者数263人				
改善（A）	次年度の取組	○出前講座の募集 出前講座の拡充及び開催の要望をするべく、出前講座の募集チラシ等を作成の上広く募集を行う。	若者の消費者被害防止に向け、引き続きタウン誌への啓発記事の掲載を行うとともに、日常的に目に触れる学校内への掲示用啓発ポスターを作成し配布。（高校・専門学校等、400部）	若者の消費者被害防止に向け、引き続きタウン誌への啓発記事の掲載を行うとともに、日常的に目に触れる学校内への掲示用啓発ポスターを作成し配布。					

高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画進捗管理表

No.94

様式 1

重点目標3	高齢者、障害者、女性、子ども等の安全を確保する	基本的方策3	高齢者、障害者、女性の安全を確保する	具体的な取組②	高齢者や障害者の見守り活動の推進 ・・・特殊詐欺等の犯罪被害に遭わないための防犯教室等を開催する。	事業No.	3－3－（2）
						担当課	生活安全企画課
目指す姿（目標）	1 防犯教室等により、高齢者が多く被害に遭う犯罪の被害防止策を浸透させる。 2 不審者対応訓練や防犯教室等により障害者施設の利用者の安全を守る。	目標又は指標	高齢者防犯教室：200回以上	出発点（R4）	現状値		目標値（R8）
					R4 高齢者教室：244回	R5 高齢者教室：352回	R6 高齢者教室：331回
計画（P）線表	取組内容		R4	R5	R6	R7	R8以降
	高齢者をターゲットにした特殊詐欺や悪質商法による被害を防ぐため、講習会の開催や地域活動団体の協力を得た戸別訪問等による情報提供等を行います。 障害者が地域において安全で安心して生活できるよう、市町村や事業者等が連携して行う見守り活動等を促進します。		【高齢者等に対する防犯教室の開催】・・・地域安全アドバイザー等と連携した被害防止広報啓発 【施設における防犯教室の開催】・・・事業者等と連携した施設入所者の特性に応じた犯罪被害防止広報啓発 【不審者対応訓練】・・・施設職員等に対する効果的な訓練の実施				
実施計画（P）	インプット（投入）		1 地域安全アドバイザー等と連携した犯罪被害防止の広報啓発 2 事業者と連携した高齢者施設入所者に対する犯罪被害防止の広報啓発 3 事業者と連携した障害者施設入所者に対する特性に応じた犯罪被害防止の広報啓発 4 施設等における職員に対する不審者対応訓練・防犯講話の実施 5 市町村・事業者等と連携した見守り活動の強化				
実行（D）	成果 ・アウトプット（結果） ・アウトカム（成果）	1 各地区地域安全アドバイザーと連携した高齢者訪問活動を実施し、特殊詐欺被害防止や交通事故防止の広報啓発を実施した。 1. 4 各警察署が、施設等における不審者対応訓練等を実施した。 2～4 高齢者安全教室（244回開催、参加人数約3,027人）を開催した。 2～5 市町村・民生委員等と連携した高齢者見守り活動を実施すると共に、老人クラブ・地域包括支援センター等を通じて、特殊詐欺被害防止に関する情報発信を行った。	1 各地区地域安全アドバイザーと連携した高齢者訪問活動を実施し、特殊詐欺被害防止や交通事故防止の広報啓発を実施した。 1. 4 各警察署が、施設等における不審者対応訓練等を実施した。 2～4 高齢者安全教室（352回開催、参加人数約5,641人）を開催した。 2～5 市町村・民生委員等と連携した高齢者見守り活動を実施すると共に、老人クラブ・地域包括支援センター等を通じて、特殊詐欺被害防止に関する情報発信を行った。	1 各地区地域安全アドバイザーと連携した高齢者訪問活動を実施し、特殊詐欺被害防止や交通事故防止の広報啓発を実施した。 1. 4 各警察署が、施設等における不審者対応訓練等を実施した。 2～4 高齢者安全教室（331回開催、参加人数約4,923人）を開催した。 2～5 市町村・民生委員等と連携した高齢者見守り活動を実施すると共に、老人クラブ・地域包括支援センター等を通じて、特殊詐欺被害防止に関する情報発信を行った。	1 各地区地域安全アドバイザーと連携した高齢者被害防止教室を300回開催し、特殊詐欺被害等の防止について啓発したほか、老人クラブ等を媒介とした高齢者への防犯情報の発信を行った。 2. 3 高齢者・障害者の施設入所者に対する特殊詐欺等の被害防止講話などを行った。 4 高齢者・障害者等の入所施設において不審者対応訓練を実施した。 5 地域包括支援センターや民生委員と連携して高齢者等の見守り活動を実施した。		
評価（C）	実施後の分析、検証	1～4 特殊詐欺については、幅広い年齢層に被害が広がっているが、高齢被害者の割合は他の年齢層に比べ相対的に高いことから、新たな手口について、分かりやすく、かつタイムリーな広報啓発に努めた。 1～5 高齢者にわかりやすく、伝わりやすい広報を推進した。	1～4 特殊詐欺については、幅広い年齢層に被害が広がっているが、高齢被害者の割合は他の年齢層に比べ相対的に高いことから、新たな手口について、分かりやすく、かつタイムリーな広報啓発に努めた。 1～5 高齢者にわかりやすく、伝わりやすい広報を推進した。	1～4 特殊詐欺については、幅広い年齢層に被害が広がっているが、高齢被害者の割合は他の年齢層に比べ相対的に高いことから、新たな手口について、分かりやすく、かつタイムリーな広報啓発に努めた。 1～5 高齢者にわかりやすく、伝わりやすい広報を推進した。	1～3 特殊詐欺については、幅広い年齢層に被害が広がっているが、高齢被害者の割合は他の年齢層に比べ相対的に高く、継続した対応が必要となる。 4 施設等の訓練時には、不審者が立ち入らないための対策などを含め、未然防止対策を推進する必要がある。 5 市町村、事業者との連携を密にして、地域で見守る必要のある高齢者への対策を推進する必要がある。		
改善（A）	次年度の取組	1～5 特殊詐欺については、令和4年中は被害者の約8割を65歳以上の高齢者が占めており、犯行手口が多様化する一方、反復することから、より分かりやすく、かつタイムリーな広報啓発に努めていく。	1～5 特殊詐欺については、令和5年中は被害者の約半数を65歳以上の高齢者が占めており、犯行手口が多様化する一方、反復することから、より分かりやすく、かつタイムリーな広報啓発に努めていく。	1～5 特殊詐欺については、令和6年中は65歳以上の高齢者の被害が約4割近くを占めており、犯行手口が多様化する一方、反復することから、より分かりやすく、かつタイムリーな広報啓発に努めていく。	広報啓発活動では、特殊詐欺の被害状況だけでなく、高齢者などが具体的な防止対策を取り入れることができるようきめ細かな対応を行う。		

高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画進捗管理表

No95

様式 1

重点目標3	高齢者、障害者、女性、子ども等の安全を確保する	基本的方策3	高齢者、障害者、女性の安全を確保する		具体的な取組②	高齢者や障害者の見守り活動の推進 ・・・特殊詐欺等の犯罪被害に遭わないための防犯教室等を開催する。	事業No.	3－3－（2）	
							担当課	地域課	
目指す姿 （目標）	高齢者、障害者安全を確保するために、独居高齢者等の訪問の際に防犯及び防災における指導及び広報活動を行い高齢者等の安全を確保する。	目標 又は 指標	1 巡回連絡における高齢者方の訪問 全独居高齢者等世帯 2 高齢者等を対象とした防犯教室への参加 所管区ごと3ヶ月に1回	出発点（R4）	現状値			目標値（R8）	
				防犯教室への参加 ：所管区単位で3ヶ月に1回	R4： 130回	R5： 180回	R6： 200回	R7： 250回	R8：
取組内容			R 4	R 5	R 6	R 7	R 8以降		
計画（P） 線表	1 地域警察官が各世帯に訪問する巡回連絡時に特殊詐欺等の被害防止のため、高齢者等への防犯指導を行う 2 高齢者が多数集まる会合等で講習会を行い、最新の犯罪情報や防犯対策の情報発信活動や啓発活動を行う 【巡回連絡】・・・・・・高齢者方訪問 全独居高齢者等世帯 【防犯教室等】・・・・・・各所管区3ヶ月に1回								
実施計画 （P）	インプット（投入）		1 高齢者訪問活動の実施 2 高齢者安全教室の実施						
実行（D）	成果 ・アウトプット（結果） ・アウトカム（成果）		各署において、毎月の活動計画で巡回連絡専従日を設定するなどして、高齢者世帯を含む各世帯の巡回連絡を実施した。 また、高齢者を対象とした特殊詐欺等犯罪被害防止教室の開催についても、新型コロナウイルス感染症対策に配慮しつつ、開催した。	昨年と同様に各署において、巡回連絡専従日を設定し、高齢者世帯を含む各世帯の巡回連絡を実施した。 また、高齢者アドバイザー等と共同で、高齢者を対象とした特殊詐欺等犯罪被害防止教室や交通安全教室についても、積極的に開催した。	各署において、巡回連絡専従日を設定し、高齢者世帯を含む各世帯の巡回連絡を実施した。 また、高齢者を対象とした特殊詐欺等犯罪被害防止教室や交通安全教室についても積極的に開催した。	各署において、巡回連絡専従日を設定し、高齢者世帯を含む各世帯の巡回連絡を実施した。 また、高齢者を対象とした特殊詐欺等犯罪被害防止教室では、国際電話不取扱手続き等のチラシを配布したり、交通事故発生状況などを踏まえた交通安全教室を開催するなどして、安心安全な暮らしの実現のため積極的に働きかけた。			
評価（C）	実施後の分析、検証		上記1、2とも可能な限り実施したものの例年と比較すると若干低調であった。新型コロナウイルス感染拡大の影響があったものと考えられる。 なお、特殊詐欺犯罪被害防止について、ミニ広報紙及び速報による被害防止活動は行うことができた。	高齢者世帯への訪問数は例年と比較すると若干低調であったものの、防犯教室の実施数については大幅に増加した。 また、巡回連絡や防犯教室に合わせて高齢者を狙った特殊詐欺や交通事故の防止について掲載したミニ広報紙等を配布し、注意喚起するなど被害防止活動を行うことができた。	高齢者世帯への訪問数、防犯教室の実施数ともに増加したものの、高齢者の特殊詐欺被害が高い水準で推移している。	高齢者世帯への訪問活動や高齢者安全教室開催数ともに増加したものの、特殊詐欺被害は依然として高い水準で推移している。			
改善（A）	次年度の取組		令和5年度からは、新型コロナウイルスの感染症法上の分類が変更されることから、各種活動については、感染症対策を念頭に置きつつ、各事業者等と連携した活動の場を増加させ、地域一体となった見守り活動を強化推進していく。	1 高齢者世帯を対象とした巡回連絡を積極的に実施し、実態把握に努めるとともに各種犯罪の被害防止活動を強化する。 2 引き続き、事業所等と連携の上で各種防犯教室を実施するなど、地域に密着した活動を推進する。	1 巡回連絡における高齢者方訪問を継続する。 2 移動交番を活用するなどして特殊詐欺等の犯罪被害に遭わないための実効性のある防犯教室を開催する。	1 巡回連絡による高齢者世帯への訪問活動を継続し、更なる実態把握に努めるとともに各種被害防止に資する情報の提供等に努める。 2 巡回連絡や移動交番を活用するなど、あらゆる機会を捉えて、高齢者に対する各種犯罪被害抑止活動や交通安全教室を開催する。			

重点目標 3	高齢者、障害者、女性、子ども等の安全を確保する	基本的方策 3	高齢者、障害者、女性の安全を確保する		具体的な取組②	高齢者や障害者の見守り活動の推進 …特殊詐欺等の犯罪被害に遭わないための防犯教室等を開催する。	事業No.	3－3－（2）	
							担当課	長寿社会課	
目指す姿（目標）	関係機関で必要な連携がとれている。		目標又は指標	・虐待防止に向けた研修会の開催（事業所職員対象、市町村職員・地域包括支援センター対象：各1回以上） ・職員が必要な知識、技術を身につけることができる。 ・必要な見守りの情報提供が行われている。	出発点（R 4）	現状値		目標値（R 8）	
						R4：R5：R6：R7：R8：			
計画（P）線表	取組内容	R 4		R 5		R 6		R 7	R 8 以降
	地域包括支援センターを中心とする高齢者に関する行政機関、福祉保健所、医療機関、NPO、老人クラブなどのネットワークが行う高齢者の見守り活動に対し、情報の提供などの支援を行います。 また、警察及び市町村と連携し、認知症高齢者等の行方不明者の情報共有を行うとともに、県民の認知症に関する正しい知識と理解を深めるため認知症サポーターの養成をし、市町村の見守り活動への支援を行います。	・地域包括支援センター職員等への研修 ・地域ケア会議の充実、支援 ・「高知県における認知症または認知症の疑いがある行方不明高齢者の早期発見にむけた連携推進に関する協定」（令和3年8月26日締結）に基づき情報共有を実施 ・「高知県高齢者見守り対策機器等導入支援事業費補助金」を活用した市町村支援を実施 ・認知症サポーター養成の推進							
実施計画（P）	インプット(投入)	・「高知県における認知症または認知症の疑いがある行方不明高齢者の早期発見にむけた連携推進に関する協定」に基づく市町村への認知症行方不明高齢者の情報共有（随時） ・高知県高齢者見守り対策機器等導入支援事業費補助金交付要綱の制定及び市町村への活用周知 ・広報紙等を利用した認知症サポーター養成講座の広報（年6回）及び開催支援 ・地域包括支援センター職員のスキルアップのための研修を実施 ・地域ケア会議活用推進等のための研修を実施							
実行（D）	成果 ・アウトプット（結果） ・アウトカム（成果）	・「令和5年度高知県高齢者見守り対策機器等導入支援事業費補助金交付要綱」の制定（R5.3.31時点では決裁中） ・地域包括支援センター職員初級研修（R4.6.6、R5.1.23 開催） ・地域ケア会議にかかる研修（R4.11.8開催）	・「令和5年度高知県高齢者見守り対策機器等導入支援事業費補助金交付要綱」の制定、通知（R5.4.10施行、R5.4.27通知） ・地域包括支援センター職員初級研修（R5.8.23、R6.2.22開催） ・認知症サポーター養成講座の広報及び開催支援（高知新聞「優しい社会へ」への掲載）（各年6回）	・「高知県における認知症または認知症の疑いがある行方不明高齢者の早期発見にむけた連携推進に関する協定」に基づく市町村への認知症行方不明高齢者の情報依頼【2件】 ・「高知県高齢者見守り対策機器等導入支援事業費補助金交付要綱」の制定及び市町村への活用周知 ・認知症サポーター養成講座の広報及び開催支援（高知新聞「優しい社会へ」への掲載）（各年6回） ・地域包括支援センター職員初級研修（R6.7/18、R7.2/19開催） ・地域ケア会議活用推進等のための研修を実施（R7.2/27）	・「高知県における認知症または認知症の疑いがある行方不明高齢者の早期発見にむけた連携推進に関する協定」に基づく市町村への認知症行方不明高齢者の情報依頼【4件】 ・「高知県高齢者見守り対策機器等導入支援事業費補助金交付要綱」の制定及び市町村への活用周知 ・「高知県高齢者見守り対策機器等導入支援事業費補助金」交付実績：2件 ・認知症サポーター養成講座の広報及び開催支援（高知新聞「優しい社会へ」への掲載）（各年6回） ・地域包括支援センター職員初級研修（R7.11/17、R8.2/27開催）				
評価（C）	実施後の分析、検証	・地域包括支援センターでの勤務経験の浅い職員に対して、センターの役割や機能について理解を深めることができた ・研修会の開催によって、地域ケア会議の充実に向けた支援を実施することができた。	・地域包括支援センターでの勤務経験3年未満の職員に対して研修会を実施し、センターの役割や機能について理解を深めることができたが、中級研修を開催することができなかった。 ・高齢者見守り対策機器等導入支援事業費補助金の活用実績がなかったため、市町村への周知方法等の検討が必要。 ・認知症サポーター数72,531人（R6.3末時点）前年から2,798人の増。サポーター数をさらに増やしていくには、養成講座の実施を県内各地に広げていく必要がある。	・高知県高齢者見守り対策機器等導入支援事業費補助金交付実績【0件】 ・年度末に申請の意向があったが、R7年度事業での申請となった。GPSなどの機器を活用した見守りを実施している市町村もあるが、在庫の機器で対応しているなど初期投資としてのニーズが少ない状況。今後人的な見守り体制が困難になる地域では効率的な見守りの仕組みとしてニーズが出てくる可能性はある。 ・認知症サポーター数75,510人（R7.3末時点受講者累計）前年から2,979人の増。 ・認知症を正しく理解し、「新しい認知症観」を広げていくための人材としても期待。	・高知県高齢者見守り対策機器等導入支援事業費補助金活用実績があった。 GPSなどの機器を活用した見守りを実施している市町村もあるが、在庫の機器で対応しているなど初期投資としてのニーズは少ない。 ・認知症サポーター数78,428人（R8.3末時点受講者累計）前年から2,918人の増。 ・認知症を正しく理解し、「新しい認知症観」を広げていくための人材としても期待。				
改善（A）	次年度の取組	・「令和5年度高知県高齢者見守り対策機器等導入支援事業費補助金交付要綱」の市町村への活用周知 ・地域包括支援センター職員の経験年数に応じた研修会の開催（地域包括支援センター中級研修）	・「高知県高齢者見守り対策機器等導入支援事業費補助金交付要綱」の制定及び市町村への活用周知 ・地域包括支援センター職員の経験年数に応じた研修会の開催（初級研修、中級研修） ・地域ケア会議にかかる研修会の開催 ・誰でも参加できる形式だけでなく、認知症の人に直接関わりのある企業や団体向けの講座開催等を実施し、サポーター養成促進を行う。	・「高知県高齢者見守り対策機器等導入支援事業費補助金交付要綱」については、機器の活用実態を市町村に聞き取り、要綱の見直しを検討 ・地域包括支援センター職員の経験年数に応じた研修会に見直しして実施（初級研修、現任者研修） ・地域ケア会議にかかる研修会の開催（継続） ・認知症の人に直接関わりのある企業や学校、団体向けの講座開催等を実施し、サポーター養成促進を行う。（拡充）	・「高知県高齢者見守り対策機器等導入支援事業費補助金交付要綱」の見直し（R8年度）を実施。 ・地域ケア会議にかかる研修会未開催。R8年度は地域包括支援センター職員研修も含め開催する。 ・認知症の人に直接関わりのある企業や学校、団体向けの講座開催等を実施し、サポーター養成促進を行う。				

重点目標 3	高齢者、障害者、女性、子ども等の安全を確保する	基本的方策 3	高齢者、障害者、女性の安全を確保する		具体的な取組②	高齢者や障害者の見守り活動の推進 …特殊詐欺等の犯罪被害に遭わないための防犯教室等を開催する。	事業No.	3－3－（2）				
							担当課	障害福祉課				
目指す姿（目標）	1 地域に開かれた施設として、地域と一体となった障害者が安心して暮らせる環境が実現	目標又は指標			出発点（R 4）	現状値				目標値（R 8）		
						R4:	R5:	R6:	R7:	R8:		
計画（P） 線表	取組内容		R 4		R 5		R 6		R 7		R 8以降	
	各施設の利用者に対して、防犯等の安全対策に関する相談支援や生活支援を実施、障害者の見守りや不審者の発見など、防犯体制の強化につながる取組を進めるよう助言を行う。		障害福祉施設が地域住民との交流を促進し、開かれた施設運営について、取組内容等の確認、助言 防犯対策マニュアル、事故防止マニュアル等の各種マニュアルの整備、防犯対策等の実施を助言									
実施計画（P）	インプット（投入）		障害福祉サービス事業所が地域住民との交流を促進し、開かれた事業所運営をすることで、障害のある児童等についての理解を深めていただき、安全確保の取組を促進するよう、実地指導時などに助言を行う。									
実行（D）	成果 ・アウトプット（結果） ・アウトカム（成果）	事業所の実地指導等の際に、地域住民との交流について確認。 ●実地指導実績（訪問系・相談を除く） 障害者支援施設 3 短期入所 4 共同生活援助 6 日中支援事業所（通所系） 15 障害児通所事業所 2	事業所の実地指導等の際に、地域住民との交流について確認。 ●実地指導実績（訪問系・相談を除く） 障害者支援施設 5 短期入所 7 共同生活援助 6 日中支援事業所（通所系） 8 障害児通所事業所 2	事業所の実地指導等の際に、地域住民との交流について確認。 ●実地指導実績（訪問系・相談を除く） 障害者支援施設 6 短期入所 12 共同生活援助 7 日中支援事業所（通所系） 12 障害児通所事業所 11	事業所の実地指導等の際に、地域住民との交流について確認。 ●実地指導実績（訪問系・相談を除く） 障害者支援施設 6 短期入所 12 共同生活援助 7 日中支援事業所（通所系） 12 障害児通所事業所 11	事業所の実地指導等の際に、地域住民との交流について確認。 ●実地指導実績（訪問系・相談を除く） 障害者支援施設 3 短期入所 8 共同生活援助 9 日中支援事業所（通所系） 19 障害児通所事業所 10 障害児入所施設 2						
評価（C）	実施後の分析、検証	事業者等の実態に合わせて、地域住民や地域との交流を図る行事に取り組んでいる。	事業者等の実態に合わせて、地域住民や地域との交流を図る行事に取り組んでいる。	事業者等の実態に合わせて、地域住民や地域との交流を図る行事に取り組んでいる。	事業者等の実態に合わせて、地域住民や地域との交流を図る行事に取り組んでいる。	事業者等の実態に合わせて、地域住民や地域との交流を図る行事に取り組んでいる。						
改善（A）	次年度の取組	障害福祉サービス事業所が地域住民との交流を促進し、開かれた事業所運営をすることで、障害のある人等についての理解を深めていただき、安全確保の取組を促進するよう、必要に応じて実地指導時などに助言を行う。	障害福祉サービス事業所が地域住民との交流を促進し、開かれた事業所運営をすることで、障害のある人等についての理解を深めていただき、安全確保の取組を促進するよう、必要に応じて実地指導時などに助言を行う。	障害福祉サービス事業所が地域住民との交流を促進し、開かれた事業所運営をすることで、障害のある人等についての理解を深めていただき、安全確保の取組を促進するよう、必要に応じて実地指導時などに助言を行う。	障害福祉サービス事業所が地域住民との交流を促進し、開かれた事業所運営をすることで、障害のある人等についての理解を深めていただき、安全確保の取組を促進するよう、必要に応じて実地指導時などに助言を行う。	障害福祉サービス事業所が地域住民との交流を促進し、開かれた事業所運営をすることで、障害のある人等についての理解を深めていただき、安全確保の取組を促進するよう、必要に応じて実地指導時などに助言を行う。						

重点目標 3	高齢者、障害者、女性、子ども等の安全を確保する	基本的方針 3	高齢者、障害者、女性の安全を確保する	具体的な取組 ③	虐待防止活動の推進 …高齢者や障害者を虐待から守る活動の推進	事業No.	3－3－（3）	
						担当課	長寿社会課	
目指す姿 （目標）	虐待の防止、早期発見		目標 又は 指標	・虐待防止に向けた研修会の開催（事業所職員対象、市町村職員・地域包括支援センター対象：各1回以上） ・市町村、地域包括支援センターの高齢者虐待の対応力が強化される。	出発点（R 4）	現状値		目標値（R 8）
						R4:	R5:	R6:
計画（P） 線表	虐待を防止・早期発見するために、職員等が高齢者虐待に関する正しい認識や知識を身につけるための研修や意見交換会を行います。	取組内容	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8 以降	
実施計画（P）	インプット（投入）	・高齢者総合相談窓口の設置（月曜～金曜日 9：00～16：00） ・市町村職員及び地域包括支援センター職員等を対象とした研修会の開催（年 1 回以上） ・事業所職員を対象とした研修会の開催（年 1 回以上） ・意見交換会の開催						
実行（D）	成果 ・アウトプット（結果） ・アウトカム（成果）	・高齢者総合相談実績 一般相談：408件、専門相談：26件 ・市町村・包括支援センター向け研修 5/18開催 ・事業者向け研修 居宅系事業者向け：8/19開催 入所・通所系向け：9/30開催 施設長・管理者向け：2/13開催 ・事例検討・意見交換会 11/21、1/18開催		・高齢者総合相談実績 一般相談：396件、専門相談：55件 ・市町村・包括支援センター向け研修 6/19、10/2開催 ・事業者向け研修 居宅系事業者向け：8/28開催 入所・通所系向け：1/18開催 施設長・管理者向け：1/12開催 ・事例検討及び意見交換会 10/31開催		・高齢者総合相談実績 一般相談：361件、専門相談：47件 ・市町村・包括支援センター向け研修 5/17開催 ・事業者向け研修 居宅系事業者向け：12/18開催 入所・通所系向け：9/3開催 施設長・管理者向け：7/16開催 ・事例検討及び意見交換会 2/18開催		・高齢者総合相談実績 一般相談：305件、専門相談：37件 ・市町村・包括支援センター向け研修 5/16開催 ・事業者向け研修 居宅系事業者向け：7/23開催 入所・通所系向け：10/8開催 施設長・管理者向け：8/4開催 ・事例検討及び意見交換会 12/19開催
評価（C）	実施後の分析、検証	・高齢者総合相談窓口については幅広く相談受付を行っているが、専門相談に特化させることや、相談場所が不便との意見も伺っているため今後検討が必要。 ・研修については目標通り開催できている。今後も引き続き継続して開催していく。これまでの講師が受けられなくなっているため新たな講師を検討する。		・高齢者総合相談の専門（法律）相談について、高知市内の地域包括支援センターや県民室に法律相談のチラシと虐待防止・権利擁護啓発リーフレットを配布して周知すること等により、相談件数が増えた。 ・事業所や市町村向けに、虐待防止に向けた研修会を実施し、職員の対応力向上を図った。今後も引き続き継続して開催していく。 ・入所・通所系事業者向けの研修について、感染症が流行する時期の開催及び施設長・管理者向け研修の6日後開催となったため、前年度より参加人数が減少したので開催時期を見直していく。		・高齢者総合相談窓口について、専門相談の件数はR4と比較して高い水準にあるものの、一般相談については件数が減少傾向にある。引き続き、相談窓口の周知等について取組が必要。 ・市町村及び地域包括支援センター職員を対象とした研修や、事業者向け研修について、目標どおり実施できている。引き続き、研修開催を通じて対応力向上を図っていく。		・高齢者総合相談窓口について、毎年大きな乖離無く一定の水準で推移しているものの、引き続き対象者に届く広報を検討していく必要がある。 ・施設・事業所等に向けた研修については、これまで参加していない事業所にも積極的に参加してもらう仕掛けを検討する必要がある。
改善（A）	次年度の取組	より多くの方に利用いただくための方法を権利擁護センターと協議を行う。 昨年度できている部分は引き続き開催を行う。		・虐待防止研修について、参加しやすくなるように年間計画を立て、早めに各市町村・事業所に周知をする。 ・研修の開催時期について、権利擁護センターと事前に協議して決定する。		・高齢者総合相談窓口については、権利擁護センターとも協議しながら、相談窓口の周知を検討していく。 ・市町村等向け研修については、引き続き開催していく。		・高齢者総合相談窓口については、引き続きき、相談窓口の周知を行う。 ・市町村等向け研修については、引き続き開催していく。 ・事業者向け研修について、より多くの事業所に参加してもらうための開催方法や周知方法について、権利擁護センターと協議しながら検討していく。

重点目標3	高齢者、障害者、女性、子ども等の安全を確保する	基本的方策3		高齢者、障害者、女性の安全を確保する		具体的な取組③		虐待防止活動の推進 ・・・高齢者や障害者を虐待から守る活動の推進		事業No.	3－3－（3）	
										担当課	障害福祉課	
目指す姿（目標）	1 各施設において虐待防止対策が図られ、虐待の防止と早期発見につながる体制の確立	目標又は指標				出発点（R4）		現状値				目標値（R8）
						R4: R5: R6: R7: R8:						
計画（P）線表	取組内容		R 4		R 5		R 6		R 7		R 8以降	
	障害福祉施設等に義務付けられた虐待防止マニュアルの整備や虐待の防止のための対策を検討する委員会の設置と定期的開催、研修の定期的実施等の対策や体制の整備の確認、指導を行う。 障害者虐待防止に関する啓発や相談窓口の周知、研修の開催等を行う。		障害福祉施設における虐待防止マニュアルの整備や虐待の防止のための対策を検討する委員会の設置及び定期的開催、研修の定期的実施など、義務づけられている対策、体制の整備の確認、指導 障害者虐待防止に関する啓発、相談窓口の周知、市町村職員又は障害福祉施設従事者を対象とした虐待防止・権利擁護研修の実施									
実施計画（P）	インプット（投入）		障害福祉サービス事業所等について、虐待の防止のための対策を検討する委員会の設置及び定期的開催、研修の定期的実施などが義務化されたことから、取組状況について指定・更新や実地指導の際に確認し、必要に応じて助言・指導を行う。 また、障害者虐待防止に関する啓発・周知を実施するとともに、市町村職員又は障害福祉施設従事者を対象とした虐待防止・権利擁護研修を実施する。									
実行（D）	成果 ・アウトプット（結果） ・アウトカム（成果）	事業所の実地指導等の際に、虐待の防止のための対策を検討する委員会の設置及び定期的開催、研修の定期的実施など取組状況等を確認し、必要に応じて助言・指導を実施。 ●実地指導実績（訪問系・相談を除く） 障害者支援施設 3 短期入所 4 共同生活援助 6 日中支援事業所（通所系） 15 障害児通所事業所 2 また、施設従事者向けの虐待防止／権利擁護研修を実施。 3回		事業所の実地指導等の際に、虐待の防止のための対策を検討する委員会の設置及び定期的開催、研修の定期的実施など取組状況等を確認し、必要に応じて助言・指導を実施。 ●実地指導実績（訪問系・相談を除く） 障害者支援施設 5 短期入所 7 共同生活援助 6 日中支援事業所（通所系） 8 障害児通所事業所 2		事業所の実地指導等の際に、虐待の防止のための対策を検討する委員会の設置及び定期的開催、研修の定期的実施など取組状況等を確認し、必要に応じて助言・指導を実施。 ●実地指導実績（訪問系・相談を除く） 障害者支援施設 6 短期入所 12 共同生活援助 7 日中支援事業所（通所系） 12 障害児通所事業所 11		事業所の実地指導等の際に、虐待の防止のための対策を検討する委員会の設置及び定期的開催、研修の定期的実施など取組状況等を確認し、必要に応じて助言・指導を実施。 ●実地指導実績（訪問系・相談を除く） 障害者支援施設 3 短期入所 8 共同生活援助 9 日中支援事業所（通所系） 19 障害児通所事業所 10 障害児入所施設 2				
評価（C）	実施後の分析、検証	虐待防止についての整備が令和4年度から義務化されていることもあり、概ね体制の整備がなされている。 虐待防止・権利擁護研修についてはより多くの事業所等に受講を促す取組が必要。		虐待防止についての整備が令和4年度から義務化されていることもあり、概ね体制の整備がなされている。 虐待防止・権利擁護研修についてはより多くの事業所等に受講を促す取組が必要。		虐待防止についての整備が令和4年度から義務化されていることもあり、概ね体制の整備がなされている。 虐待防止・権利擁護研修については、より多くの事業所等に受講を促す取組が必要。		虐待防止についての整備が令和4年度から義務化されていることもあり、概ね体制の整備がなされている。 虐待防止・権利擁護研修については、より多くの事業所等に受講を促す取組が必要。				
改善（A）	次年度の取組	引き続き、取組状況について指定・更新や実地指導の際に確認し、必要に応じて助言・指導を行う。 また、障害者虐待防止に関する啓発・周知を実施するとともに、市町村職員又は障害福祉施設従事者を対象とした虐待防止・権利擁護研修を実施する。		引き続き、取組状況について指定・更新や実地指導の際に確認し、必要に応じて助言・指導を行う。 また、障害者虐待防止に関する啓発・周知を実施するとともに、市町村職員又は障害福祉施設従事者を対象とした虐待防止・権利擁護研修を実施する。		引き続き、取組状況について指定・更新や実地指導の際に確認し、必要に応じて助言・指導を行う。 また、障害者虐待防止に関する啓発・周知を実施するとともに、市町村職員又は障害福祉施設従事者を対象とした虐待防止・権利擁護研修を実施する。		引き続き、取組状況について指定・更新や実地指導の際に確認し、必要に応じて助言・指導を行う。 また、障害者虐待防止に関する啓発・周知を実施するとともに、市町村職員又は障害福祉施設従事者を対象とした虐待防止・権利擁護研修を実施する。				

重点目標 3	高齢者、障害者、女性、子ども等の安全を確保する	基本的方策 3	高齢者、障害者、女性の安全を確保する	具体的な取組③	虐待防止活動の推進 ・・・高齢者や障害者を虐待から守る活動の推進	事業No.	3－3－（3）	
						担当課	人身安全・少年課	
目指す姿 （目標）	1 県民による安全安心まちづくり活動機運の向上 2 被害者の安全確保 3 犯罪発生 の抑止		目標 又は 指標	関係機関と情報共有を図り、重大事案の未然防止	出発点（R 4）	現状値		目標値（R 8）
						R4:	R5:	R6:
計画（P） 線表	関係機関・団体等と連携して、 高齢者、障害者虐待にかかる通報 や保護、相談支援体制の充実 を図り、虐待防止対策を進めま す。	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8 以降		
実施計画 （P）	インプット（投入）	1 関係機関や団体、民生委員等の連携体制の確立 ・地域包括支援センター、社会福祉協議会、福祉保健所、医療機関、NPO、老人クラブなど 関係団体との連携強化による虐待に関する情報の収集 ・警察で認知した場合には関係機関への情報提供 2 相談・保護等の適切な実施 ・適切な相談対応、警察組織としての早期対応 ・人身安全関連事案の特性を十分に理解させ、適切な対応を実施する						
実行（D）	成果 ・アウトプット（結果） ・アウトカム（成果）	1 関係機関や団体、民生委員等の連携体制の確立 ・各種警察活動において、高齢者虐待・障害者虐待を認知した際には、早期に自治体への通報を行い、自治体との連携を図った。 2 相談・保護等の適切な実施 ・自治体から高齢者虐待・障害者虐待の情報提供があった際には、適切な事案対応を行った。	1 関係機関や団体、民生委員等の連携体制の確立 ・各種警察活動において、高齢者虐待・障害者虐待を認知した際には、早期に自治体への通報を行い、自治体との連携を図った。 2 相談・保護等の適切な実施 ・自治体から高齢者虐待・障害者虐待の情報提供があった際には、適切な事案対応を行った。	1 関係機関や団体、民生委員等の連携体制の確立 ・各種警察活動において、高齢者虐待・障害者虐待を認知した際には、早期に自治体への通報を行い、自治体との連携を図った。 2 相談・保護等の適切な実施 ・自治体から高齢者虐待・障害者虐待の情報提供があった際には、適切な事案対応を行った。	1 関係機関や団体、民生委員等の連携体制の確立 ・各種警察活動において、高齢者虐待・障害者虐待を認知した際には、早期に自治体への通報を行い、自治体との連携を図った。 2 相談・保護等の適切な実施 ・自治体から高齢者虐待・障害者虐待の情報提供があった際には、適切な事案対応を行った。			
評価（C）	実施後の分析、検証	1・2について、あらゆる警察活動を通じて、高齢者虐待、障害者虐待事案の早期認知に努めるとともに、関係機関や自治体との連携を図り、早期に事案対応することで、県民の安全を確保することができた。	1・2について、あらゆる警察活動を通じて、高齢者虐待、障害者虐待事案の早期認知に努めるとともに、関係機関や自治体との連携を図り、早期に事案対応することで、県民の安全を確保することができた。	1・2について、あらゆる警察活動を通じて、高齢者虐待、障害者虐待事案の早期認知に努めるとともに、関係機関や自治体との連携を図り、早期に事案対応することで、県民の安全を確保することができた。	1・2について、あらゆる警察活動を通じて、高齢者虐待、障害者虐待事案の早期認知に努めるとともに、関係機関や自治体との連携を図り、早期に事案対応することで、県民の安全を確保することができた。			
改善（A）	次年度の取組	1・2について、引き続き、あらゆる警察活動を通じて、高齢者虐待、障害者虐待事案の早期認知に努めるとともに、事案認知時には、自治体に対する迅速な通報を行い、県民の生命・身体 の安全を図る。	1・2について、引き続き、あらゆる警察活動を通じて、高齢者虐待、障害者虐待事案の早期認知に努めるとともに、事案認知時には、自治体に対する迅速な通報を行い、県民の生命・身体 の安全を図る。	1・2について、引き続き、あらゆる警察活動を通じて、高齢者虐待、障害者虐待事案の早期認知に努めるとともに、事案認知時には、自治体に対する迅速な通報を行い、県民の生命・身体 の安全を図る。	1・2について、引き続き、あらゆる警察活動を通じて、高齢者虐待、障害者虐待事案の早期認知に努めるとともに、事案認知時には、自治体に対する迅速な通報を行い、県民の生命・身体 の安全を図る。			

高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画進捗管理表

No.101

様式 1

重点目標 3	高齢者、障害者、女性、子ども等の安全を確保する	基本的方策 3	高齢者、障害者、女性の安全を確保する	具体的な取組④	女性の犯罪被害防止に関する取組	事業No.	3－3－（４）
						担当課	生活安全企画課
目指す姿（目標）	防犯教室への参加等を促進し、被害防止対策や防犯意識の高揚を図り、犯罪被害を未然に防止する。	目標又は指標	女性に対する防犯教室等の開催：年10回以上	出発点（R４）	現状値		目標値（R８）
					R4 女性に対する防犯教室：19回	R5 女性に対する防犯教室：3回	R6 女性に対する防犯教室：3回
計画（P） 線表	あらゆる機会を通じて、女性が被害に遭いやすい犯罪に関する防犯教室や護身術等の実践的な訓練を実施します。	【防犯教室の開催】・・・犯罪情勢等に応じた効果的な防犯対策 【護身術訓練等の実施】・・・実践的な訓練による防犯意識の高揚					
実施計画（P）	インプット(投入)	1 女性を対象とした防犯教室、護身術等の実施 2 学生防犯ボランティアと協働した防犯講習等の実施 3 ラジオ、テレビ等あらゆる広報媒体を活用した防犯知識の発信					
実行（D）	成果 ・アウトプット（結果） ・アウトカム（成果）	1、2 大学や高等学校等において、女性を対象とした防犯教室・護身術教養を実施した。 1 事業者等に対する強盗対応訓練や幼稚園・保育園における不審者対応訓練等の際に、女性職員が被害に遭いやすい犯罪等について防犯指導を実施した。 3 ラジオ広報により特殊詐欺被害防止、自転車等の鍵かけの促進、年末年始における犯罪被害防止等の地域安全情報を発信した。 3 SNS(ツイッター)や電光掲示板を活用し、地域安全情報を発信をした。					
評価（C）	実施後の分析、検証	1、2 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、訓練や教室の中止があり、訓練や教室実施数が減少した。 1、3 被害が発生している罪種に焦点を当てた、訴求率の高い訓練や講習を実施していくことが課題である。 2 学生ボランティアの確保が困難で、協働した防犯講習を実施することができなかった。					
改善（A）	次年度の取組	1～3 感染症法上の５類に変更される等、新型コロナウイルス感染防止施策が緩和されることから、感染防止に配慮したうえで、積極的な訓練や教室を実施していく。					

重点目標 3	高齢者、障害者、女性、子ども等の安全を確保する	基本的方策 3	高齢者、障害者、女性の安全を確保する		具体的な取組④	女性の犯罪被害防止に関する取組	事業No.	3－3－（4）	
							担当課	地域課	
目指す姿（目標）	ちかんやわいせつ事案の発生が予測される地域を重点に警戒活動を行う。	目標又は指標	1 パトカーによるパトロール 都度 2 列車警乗 月に5回以上		出発点（R4）	現状値		目標値（R8）	
					列車警乗： 毎年度60回以上	R4： 64回 R5： 112回 R6： 114回 R7： 130回 R8：	列車警乗： 毎年度60回以上		
計画（P） 線表	取組内容	R 4		R 5		R 6		R 7	R 8以降
	1 ちかん等の発生が予測される地域を重点としたパトカーによるパトロール活動の実施 2 女性が被害に遭いやすい列車内における警戒活動を強化する。	【パトカーによるパトロール活動】・・・都度 【警察官の列車警乗】・・・月5回以上							
実施計画（P）	インプット(投入)	1 ちかん等の発生が多い場所を重点的にパトロールする。 2 交番速報等で、ちかん等の事案の情報提供を行う。							
実行（D）	成果 ・アウトプット（結果） ・アウトカム（成果）	ちかんやわいせつ事案が発生した場所及び不審者が目撃された場所を重点的にパトロールした。 また、女性や子供が遭う可能性のある犯罪に関しては、ミニ広報紙を発行し、地域住民に情報提供を行った。	今年度は、鉄道警察隊によるパトロール回数を大幅に増やし、性犯罪事案が発生した場所及び駅構内を重点的にパトロール実施した。 また、性犯罪の被害に悩んでいる方への相談窓口を掲載したミニ広報紙等を発行するなど、情報提供を行った。	鉄道警察隊が性犯罪事案が発生した場所及び駅構内を重点的にパトロールを実施した。	今年度は警乗回数を増やし、不審者が目撃された場所を重点的にパトロールした。				
評価（C）	実施後の分析、検証	ミニ広報紙で不審者等の広報を実施したが、交番速報等によるタイムリーな情報提供が不十分であった。	県内の駅構内において、スカート内を盗撮する事案が発生したが、迅速且つ的確な対応により被疑者を検挙することができた。	今年度は、駅構内及び列車内における盗撮被害を認知していない。	鉄道沿線署と情報共有を密にし、女性への声かけ事案の把握や、事案発生場所の警乗を実施した。 鉄道警察隊の被疑者検挙実績はない。				
改善（A）	次年度の取組	不審者情報等について、交番速報等によるタイムリーな情報発信に努めるとともに、パトロールを通じて被害に遭う可能性の高い女子学生や、夜間の通行者に対して、効果的な広報活動を実施する必要がある。	1 不審者や変質者情報について、交番速報等に掲載し、迅速な情報提供に努める。 2 事業者等と連携し、被害に遭う可能性の高い女性等に対して効果的な広報活動を実施する必要がある。	1 鉄道施設におけるパトロールの継続 2 鉄道事業者との不審者等の情報共有 3 鉄道沿線署との情報交換	1 鉄道施設におけるパトロールの継続 2 鉄道事業者との不審者等の情報共有 3 鉄道沿線署との情報交換				

重点目標3	高齢者、障害者、女性、子ども等の安全を確保する	基本的方策3	高齢者、障害者、女性の安全を確保する		具体的な取組④	女性の犯罪被害防止に関する取組	事業No.	3－3－（4）
							担当課	人権・男女共同参画課
目指す姿（目標）	1 DVは「犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害」であることが県民に広く認識されている。 2 地域における見守り体制や関係機関同士の連携ができ、DV被害者の早期発見・早期対応が図られている。		目標又は指標	ブロック別関係機関連絡会議の開催：県内5か所	出発点（R4）	現状値		目標値（R8）
					県内5か所	R4：県内5か所 R5：県内5か所 R6：県内2か所 R7：動画配信によるオンデマンド研修に代える R8： 県内5か所		
計画（P）線表	取組内容		R 4	R 5	R 6	R 7	R 8以降	
	「高知県DV被害者支援計画」に基づき、関係機関や民間支援団体等と連携して、DV防止のための普及啓発、DV被害者に関する通報対応や相談、保護、自立支援等の取組を進めます。		【DV防止のための啓発】・・・◎民間支援団体と連携し、相談窓口周知カード、啓発用チラシ等を作成・配布 ◎国際ソロプチミストと連携し、高知城パープルライトアップ実施 ◎市町村における広報強化のため、広報紙の文案及び啓発素材を提供 【関係機関との連携】・・・◎県内5ブロックでのブロック別関係機関連絡会議の開催 ◎「高知県困難な問題を抱える女性及びDV被害者支援調整会議」実務者会議研修部会の開催 ◎女性相談支援センターと関係機関との連携強化 【民間支援団体への支援】・・・◎DV被害者を受け入れる民間シェルターへの運営費の補助					
	インプット（投入）		1 民間支援団体と連携し、相談窓口周知カード、啓発用チラシ等を作成・配布 2 市町村に広報紙の文案や啓発素材を提供し、広報・啓発を依頼 3 ブロック別連絡会議、ネットワーク会議の開催 4 女性相談支援センターによる、市町村、地域包括支援センター等関係機関へのDV防止啓発講座講師派遣 5 DV被害者を受け入れる民間シェルターへの運営費の補助を実施					
	成果 ・アウトプット（結果） ・アウトカム（成果）		1 「高知県女性保護対策協議会」と連携し、「DV相談カード」を作成・配布（43,500枚）。県郡医師会、県と包括協定を締結した事業所の協力によるDV防止啓発資材設置場所の拡充 2 「女性に対する暴力をなくす運動」期間（11/12～11/25）にあわせ、各市町村へ広報文案を提供するとともに、啓発ポスター等の啓発素材を随時提供 3 ブロック別関係機関連絡会議（県内5か所）、ネットワーク会議（1回）を開催 4 女性相談支援センター職員による、市町村、関係機関等へのDV講座（計20回） 5 民間シェルター運営費に対し補助金交付	1 「DV相談カード」を作成・配布（35,000枚） 2 「女性に対する暴力をなくす運動」期間（11/12～11/25）にあわせ、各市町村へ広報文案を提供するとともに、啓発ポスター等の啓発素材を随時提供 3 ブロック別関係機関連絡会議（県内5か所）、ネットワーク会議（1回）を開催 4 女性相談支援センター職員による、市町村、関係機関等へのDV講座（計8回） 5 民間シェルター運営費に対し補助金交付	1 「DV相談カード」を作成・配布（35,000枚） 2 「女性に対する暴力をなくす運動」期間（11/12～11/25）にあわせ、各市町村へ広報文案を提供するとともに、啓発ポスター等の啓発素材を随時提供 3 令和6年度の女性支援新法の施行に伴い、ブロック別関係機関連絡会議及びネットワーク会議を「高知県困難な問題を抱える女性及びDV被害者支援調整会議」実務者会議研修部会に改組。 市町村女性相談支援担当者向け研修（旧ブロック別連絡会議）3回（県内2か所）、実務者会議研修部会構成機関向け研修（旧ネットワーク会議）1回を開催。 4 女性相談支援センター職員による、市町村、関係機関等へのDV講座（計12回） 5 民間シェルター運営費に対し補助金交付	1 「DV相談カード」を作成・配布（35,500枚） 2 「女性に対する暴力をなくす運動」期間（11/12～11/25）にあわせ、各市町村へ広報文案を提供するとともに、啓発ポスター等の啓発素材を随時提供 3 高知県困難な問題を抱える女性及びDV被害者支援調整会議の開催 代表者会議：3回 事例検討部会：2回 研修部会：1回（市町村女性相談支援担当者向け研修（オンデマンド）） 4 女性相談支援センター職員による、市町村、関係機関等へのDV講座（計14回） 5 民間シェルター運営費に対し補助金交付		
	評価（C）		実施後の分析、検証	1 民間支援団体との連携により、効果的な広報活動を行うことができた。 2 市町村広報紙に相談窓口等の情報を掲載してもらい、広く周知することができた。 3 ブロック別関係機関連絡会議・ネットワーク会議の開催により、DV被害者支援の理解を深め、支援体制の確立を働かせた。 4 女性相談支援センター職員による児童・高齢者・地域福祉関係機関、団体への講師派遣により、関係機関同士の意見交換や情報共有の機会をつくることができた。 5 民間シェルターの運営費を補助し、DV被害者の保護・自立支援につなげることができた。	1 民間支援団体との連携により、効果的な広報活動を行うことができた。 2 市町村広報紙に相談窓口等の情報を掲載してもらい、広く周知することができた。 3 ブロック別関係機関連絡会議・ネットワーク会議の開催により、DV被害者支援の理解を深め、支援体制の確立を働かせた。 4 女性相談支援センター職員による児童・高齢者・地域福祉関係機関、団体への講師派遣により、関係機関同士の意見交換や情報共有の機会をつくることができた。 5 民間シェルターの運営費を補助し、DV被害者の保護・自立支援につなげることができた。	1 民間支援団体との連携により、効果的な広報活動を行うことができた。 2 市町村広報紙に相談窓口等の情報を掲載してもらい、広く周知することができた。 3 「高知県困難な問題を抱える女性及びDV被害者支援調整会議」実務者会議研修部会の開催により、DV被害者支援の理解を深め、支援体制の確立を働かせた。 4 女性相談支援センター職員による児童・高齢者・地域福祉関係機関、団体への講師派遣により、関係機関同士の意見交換や情報共有の機会をつくることができた。 5 民間シェルターの運営費を補助し、DV被害者の保護・自立支援につなげることができた。	1 民間支援団体との連携により、効果的な広報活動を行うことができた。 2 市町村広報紙に相談窓口等の情報を掲載してもらい、広く周知することができた。 3 「高知県困難な問題を抱える女性及びDV被害者支援調整会議」実務者会議研修部会の開催（オンデマンドで動画配信）により、DV被害者支援の理解を深め、支援体制の確立を働かせた。 4 女性相談支援センター職員による児童・高齢者・地域福祉関係機関、団体への講師派遣により、関係機関同士の意見交換や情報共有の機会をつくることができた。 5 民間シェルターの運営費を補助し、DV被害者の保護・自立支援につなげることができた。	
	改善（A）		次年度の取組	上記分析結果を踏まえた結果、 1についてはDV被害者の気づきに繋がるよう更なる啓発資材設置場所の拡充を図る。 2については市町村広報紙等への改正DV防止法施行（R6.4.1）情報の掲載を働きかけ、DV防止に関する県民意識の高揚を図る。 3、4については引き続き実施し、関係機関と連携したDV被害者への支援体制づくり、よりよい連携を進める。 5については引き続き民間シェルターへの補助を行い、DV被害者支援体制の維持強化を図る。	上記分析結果を踏まえた結果、 1、2についてはDV被害者の気づきに繋がるよう更なる啓発資材設置場所の拡充を図るとともに、DV防止に関する県民意識の高揚を図る。 3、4については引き続き実施し、関係機関と連携したDV被害者への支援体制づくり、よりよい連携を進める。 5については引き続き民間シェルターへの補助を行い、DV被害者支援体制の維持強化を図る。	上記分析結果を踏まえた結果、 1、2についてはDV被害者の気づきに繋がるよう更なる啓発資材設置場所の拡充を図るとともに、DV防止に関する県民意識の高揚を図る。 3、4については引き続き実施し、関係機関と連携したDV被害者への支援体制づくり、よりよい連携を進める。 5については引き続き民間シェルターへの補助を行い、DV被害者支援体制の維持強化を図る。	上記分析結果を踏まえた結果、 1、2についてはDV被害者の気づきに繋がるよう更なる啓発資材設置場所の拡充を図るとともに、DV防止に関する県民意識の高揚を図る。 3、4については引き続き実施し、関係機関と連携したDV被害者への支援体制づくり、よりよい連携を進める。 5については引き続き民間シェルターへの補助を行い、DV被害者支援体制の維持強化を図る。	

重点目標3	高齢者、障害者、女性、子ども等の安全を確保する	基本的方策3	高齢者、障害者、女性の安全を確保する	具体的取組⑤	高齢者を交通事故から守るための取組 …高齢者を守るための交通安全意識の醸成、高齢者に対する交通安全教室の推進	事業No.	3－3－（5）
						担当課	交通企画課
目指す姿 （目標）	1 自らの安全を守るための交通安全行動の定着 2 各層に応じた交通安全教室を推進し、交通安全意識の醸成を図る。	目標又は指標	1 SNSや訪問活動等を通して、定期的な広報啓発活動の実施。 2 各署において各層を対象とした、計画的・継続可能な交通安全教室の実施 3 高齢者方の訪問活動を通じた広報啓発活動の実施回数 (11/24県警が状況確認指標として上記1を訂正したもの)	出発点（R4）	現状値	目標値（R8）	
				交通事故死者数を年間25人以下とする。	R4:26人 R5:23人 R6:21人 R7:25人 R8:	交通事故死者数の更なる減少。	
計画（P） 線表	取組内容	R4	R5	R6	R7	R8以降	
		1 手を上げるなどにより意思を表示し、自らの安全を守る交通行動を推進する。 2 各種交通安全教育を実施する。 3 高齢者交通安全活動推進委員や関係機関団体等との連携強化を図る。 4 交通事故分析を活用したタイムリーな情報を発信する。 1 自らの安全を守るための交通行動として、手を上げるなど、運転者に対して横断する意思を明確に伝えること、安全を確認してから横断を始めること、横断中も周りに気を付けること等を促す交通安全教育等を推進する。 2 加齢に伴う身体機能の変化に対応した安全行動の定着に向けた、参加・体験・実践型の交通安全教室を実施する。 3 高齢者交通安全活動推進委員や関係機関団体等と連携した訪問活動等の強化を図る。 4 広報チラシやSNS等により、交通事故分析を活用したタイムリーな情報を発信する。					
実施計画（P）	インプット（投入）	1 信号機のない横断歩道を横断する際、手を上げるなどの「合図」をして横断する意思を伝える他、止まってくれた車にお辞儀等の「あいさつ」を行うことで、歩行者及びドライバー双方に交通ルールを守る喜びを感じてもらい、その喜びの繰り返しを交通秩序の改善につなげていく「あいさつ県民運動」を推進する。 2 高齢者交通事故防止対策として、関係団体と連携した交通安全教室を実施するほか、高齢者宅への訪問活動等を強化する。 3 運転免許証の自主返納支援制度の広報・協賛店の更なる獲得に努める。 4 県警察ホームページ上に事故発生地点情報マップを掲載する。交通死亡事故等重大事故多発時には、交通街頭活動の強化をするほか、交通情報板やSNS等により、県民に対するタイムリーな情報発信を行う。					
実行（D）	成果 ・アウトプット（結果） ・アウトカム（成果）	1 交通安全教室等を通して「あいさつ県民運動」や模擬信号を使用した横断方法について実技指導した。 2 自動車販売協会等と連携し高齢者に対して安全運転サポート車の普及広報活動を実施したほか、高齢者交通安全活動推進委員による高齢者方の訪問活動を強化した。 3 高齢者方への訪問活動や交通安全イベントを通して運転免許証の自主返納支援制度を広報すると共に、協賛店の獲得に努めた。 4 事故発生地点情報マップを定期的に更新し、交通情報板等を活用してタイムリーな交通事故発生情報を発信した。	1 交通安全教室や交通安全イベントにおいて「あいさつ県民運動」を始めとした正しい横断方法について指導啓発を実施した。 2 自動車販売協会等と連携し、安全運転サポート車体験を実施したほか、高齢者方の訪問活動を強化した。 3 講習や訪問活動により自主返納支援制度の広報を実施したほか、協賛店舗の獲得に努めた。 4 事故発生地点情報マップを定期的に更新し、事故多発時には、該当路線への集中対策や交通情報板の効果的な活用による情報発信を実施した。	1 交通安全教室や交通安全講習、交通安全イベント、広報啓発用チラシ等を活用し「あいさつ県民運動」を始めとした正しい横断方法について指導啓発を実施した。 2 自動車販売協会等と連携し、安全運転サポート車体験を実施したほか、高齢者方の訪問活動を強化した。 3 講習や訪問活動により自主返納支援制度の広報を実施したほか、協賛店舗の獲得に努めた。 4 事故発生地点情報マップを定期的に更新し、事故多発時には、該当路線への集中対策や交通情報板の効果的な活用による情報発信を実施した。 5 自転車利用に関する法改正に伴い、自転車利用者に対する周知及び交通事故抑止を図るため、効果的なポスター等を作成した。	1 交通安全教室や交通安全講習、交通安全イベント、広報啓発用チラシ等を活用し「あいさつ県民運動」を始めとした正しい横断方法について指導啓発を実施した。 2 自動車販売協会等と連携し、安全運転サポート車体験や「反射機能測定機」による身体機能チェックを実施したほか、高齢者方の訪問活動を強化した。 3 講習や訪問活動により自主返納支援制度の広報を実施したほか、協賛店舗の獲得に努めた。 4 事故発生地点情報マップを定期的に更新し、重大事故発生時には、該当路線への集中対策や交通情報板、広報誌、ラジオ広報等を効果的に活用し情報発信を実施した。 5 交通安全教室等の機会に自転車ヘルメット着用の重要性について呼びかけた結果、ヘルメット着用率が上昇した。		
評価（C）	実施後の分析、検証	1 桂浜水族館の人気キャラクターとコラボしたあいさつ県民運動広報ポスターの掲示や、JA共済高知本部と連携・作成のあいさつ県民運動に係る絵本「べっこりにっこり」をイベントで配布し、県民の安全安心な交通社会醸成の意識向上につながった。 2 高齢者交通安全推進員による高齢者方の訪問活動を強化した結果、訪問による広報啓発活動回数は前年度を上回り、コロナ情勢の中でも間隙なく高齢者交通事故防止対策が図れた。 3 運転免許証の自主返納支援協賛店舗数については、民間事業所等へ継続的な協力依頼は実施しているものの、廃業等により実施主体数は減少傾向である。 4 ラジオ広報等でタイムリーな交通事故発生状況を発信することにより、県民の運転に対する緊張感の保持に繋がった。	1 近藤真彦氏やお笑い芸人のジョイマンを起用した交通安全イベントを開催し、自転車ヘルメット着用やあいさつ県民運動の推進を図ったことで、県民の交通安全意識の向上に繋がった。 2 高齢者交通安全活動推進員による訪問活動を強化するとともに、県内企業と連携した反射材着用の啓発活動を推進したことで、高齢者の交通死亡事故抑止に繋がった。 3 運転免許証の自主返納支援協賛店舗数については、民間事業所等へ継続的な協力依頼は実施しているものの、廃業等により実施主体数は減少傾向である。 4 著名人を活用した動画制作による情報発信や、企業と連携した情報発信、重大事故多発路線への集中対策を実施したことにより、県民の交通安全意識の向上を図り、重大事故の抑止に繋がった。	1 県出身のバリオリンピック金メダリストである「清岡幸太郎選手、櫻井つぐみ選手」2名を起用した、自転車利用者に対するヘルメット着用啓発用チラシを作成し、交通安全イベント等での配布に併せて、あいさつ県民運動を推進するために作成した絵本「べっこりにっこり」を配布し、県民の交通安全意識の向上に繋がった。 2 高齢者交通安全活動推進員による訪問活動を強化するとともに、県内企業と連携した反射材着用の啓発活動を推進したことで、高齢者の交通死亡事故抑止に繋がった。 3 運転免許証の自主返納支援協賛店舗数については、民間事業所等へ継続的な協力依頼は実施しているものの、廃業等により実施主体数は減少傾向である。 4 桂浜水族館の人気キャラクターを起用した自転車の利用方法に関するポスターを作成するとともに、SNSにおいても発信し、県民に対して自転車利用時の交通安全意識の向上に繋がった。	1 桂浜水族館の人気キャラクターとコラボしたあいさつ県民運動広報ポスターの掲示や、JA共済高知本部と連携・作成のあいさつ県民運動に係る絵本「べっこりにっこり」をイベントで配布し、県民の交通安全意識の向上に繋がった。 2 高齢者交通安全活動推進員による訪問活動を強化するとともに、県内企業と連携した反射材着用の啓発活動を推進したことで、高齢者の交通死亡事故が前年より減少した。 3 運転免許証の自主返納者数は前年より増加したものの、運転免許証の自主返納支援協賛店舗数については、廃業等により実施主体数は減少傾向である。 4 ラジオ、交通情報板、広報誌等でタイムリーな交通事故発生状況を発信し、県民の交通安全意識の向上を図った。		
改善（A）	次年度の取組	・コロナ情勢に配慮しつつ、子供や高齢者等を対象とした交通安全啓発イベントを開催すると共に、令和5年4月1日改正の自転車ヘルメットの着用努力義務化等についても併せて広報活動を行う。 ・県内の関係機関とも連携を図り、より県民になじみやすい啓発活動となるよう工夫した取組を実施する。 ・運転免許証の自主返納支援協賛店への依頼については、物価高騰等の社会情勢の動きに注意しつつ継続して協力依頼を実施する。	・県民の交通安全意識の向上を図るために、子供や高齢者を対象とした交通安全啓発イベントを開催する。 ・関係機関と連携して高齢者等を対象とした参加体験型の交通安全教育を推進するとともに、高齢者宅訪問を強化し、高齢者の交通事故防止を図る。 ・自主返納支援協賛店に対して、引き続き協力依頼を実施する。 ・道路情報板や県警察ホームページ、SNS等を活用し、タイムリーな情報発信による効果的な広報啓発を実施する。	・令和7年度から県立校が自転車通学の条件に自転車ヘルメットの所有を義務化したことを踏まえ、交通安全教室等の場においてヘルメット着用の重要性及び交通安全意識の向上を図る活動を行う。 ・関係機関と連携して高齢者等を対象とした参加体験型の交通安全教育を推進するとともに、高齢者宅訪問を強化し、高齢者の交通事故防止を図る。 ・自主返納支援協賛店に対して、引き続き協力依頼を実施する。 ・道路情報板や県警察ホームページ、SNS等を活用し、タイムリーな情報発信による効果的な広報啓発を実施する。	・令和8年4月1日から自転車利用者の交通違反に交通反則通告制度の適用が開始されることを踏まえ、自転車交通ルール及び自転車の交通安全意識の向上を図る活動を行う。 ・関係機関と連携して高齢者等を対象とした参加体験型の交通安全教育を推進するとともに、高齢者宅訪問を強化し、高齢者の交通事故防止を図る。 ・自主返納支援協賛店に対して、引き続き協力依頼を実施するとともに、広報・協賛店の更なる獲得に努める。 ・ラジオ、道路情報板、県警察ホームページ、SNS等を活用し、タイムリーな情報発信による効果的な広報啓発を実施する。		

重点目標3	高齢者、障害者、女性、子ども等の安全を確保する	基本的方策3	高齢者、障害者、女性の安全を確保する	具体的な取組⑤	高齢者を交通事故から守るための取組	事業No.	3－3－（5）			
						担当課	県民生活課			
目指す姿（目標）	1. 高齢者自身に対する交通安全意識の醸成 2. 社会全体で、高齢者を交通事故から守り、高齢者が安心して暮らすことができる社会の気運の情勢を目指す。		目標又は指標	・春、秋、年末等の交通安全運動期間中及び高齢者交通事故防止キャンペーン（9月～12月）における街頭啓発活動への参加 ・高齢者に対する交通安全意識の醸成を目的とする啓発活動の実施（出前講座）を年間1回実施する	出発点（R4）	現状値		目標値（R8）		
					交通安全運動期間中における啓発活動の実施率100%	R4: 100%	R5: 100%	R6: 100%	R7: 100%	R8:
計画（P）線表	取組内容		R 4	R 5	R 6	R 7	R 8 以降			
			【街頭啓発活動】・・・交通安全運動期間中及び高齢者交通事故防止キャンペーン（9月～12月）における街頭啓発活動の実施 【広報紙・会報】・・・◎発行回数 年度4回 ◎配付箇所の拡充 【高知県安全安心まちづくり推進会議速報（会員向け）】・・・◎随時作成、発行 【高知県ホームページ】・・・◎新着情報の充実 ◎更新情報の早期提供 ◎地域に応じた情報の掲載 【ラジオ等による広報】・・・◎高齢者の交通事故防止をテーマとした広報啓発 【安全安心まちづくりポスター作成等】・・・◎県内の小中高等学校（特別支援学校を含む）の生徒等対象の防犯啓発等に関するポスターの募集及び選考 ◎最優秀作品をポスター化して配付等 【安全安心まちづくりひろば開催】・・・◎効果的な広報啓発が見込める場所での開催 ◎イベントを通じた交通事故防止活動の啓発 【その他の活動】・・・◎出前講座の実施（随時）							
実施計画（P）	インプット（投入）		1 県民の交通安全意識を高める広報・啓発 ・交通安全運動期間中及び高齢者交通事故防止キャンペーン（9月～12月）における街頭啓発活動の実施 ・広報紙「安全安心まちづくりニュース」の発行（各約9万部×4回） ・構成員向けの会報「安全安心まちづくりだより」の発行（4回） ・重大な交通事故が発生した際の速報（適宜） 2 高知県ホームページでの広報		3 ラジオ等を利用した広報 4 安全安心まちづくりポスターの募集、入選作品の公表による広報啓発活動 気運の醸成 5 イベント「安全安心まちづくりひろば」での広報 6 出前講座の実施（随時）					
実行（D）	成果 ・アウトプット（結果） ・アウトカム（成果）		1 県民の交通安全意識を高める広報・啓発 ・春、秋、年末年始の交通安全運動期間中及び高齢者交通事故防止キャンペーン（9月～12月）における街頭啓発活動の実施 ・広報紙「安全安心まちづくりニュース」の発行（各98,000部×4回） ・構成員向けの会報「安全安心まちづくりだより」の発行（4回） ・重大な交通事故が発生した際の速報（適宜） 2 高知県ホームページ・ラジオ等での広報（高齢者の事故防止をテーマ） 3 安全安心まちづくりポスターの募集、優秀作品の公表による広報啓発活動気運の醸成 4 イベント「安全安心まちづくりひろば」での広報 5 出前講座の実施（女性大学）	1 県民の交通安全意識を高める広報・啓発 ・春、秋、年末年始の交通安全運動期間中及び高齢者交通事故防止キャンペーン（9月～12月）における街頭啓発活動の実施 ・広報紙「安全安心まちづくりニュース」の発行（各90,000部×4回） ・構成員向けの会報「安全安心まちづくりだより」の発行（4回） ・重大な交通事故が発生した際の速報（適宜） 2 高知県ホームページ・ラジオ等での広報（高齢者の事故防止をテーマ） 3 安全安心まちづくりポスターの募集、優秀作品の公表による広報啓発活動気運の醸成 4 イベント「安全安心まちづくりひろば」での広報 5 出前講座の実施（女性大学）	1 県民の交通安全意識を高める広報・啓発 ・春、秋、年末年始の交通安全運動期間中及び高齢者交通事故防止キャンペーン（9月～12月）における街頭啓発活動の実施 ・広報紙「安全安心まちづくりニュース」の発行（各88,700部×4回） ・構成員向けの会報「安全安心まちづくりだより」の発行（4回） ・重大な交通事故が発生した際の速報（適宜） 2 高知県ホームページ・ラジオ等での広報（高齢者の事故防止をテーマ） 3 安全安心まちづくりポスターの募集、入選作品の公表による広報啓発活動気運の醸成 4 イベント「安全安心まちづくりひろば」での広報 5 出前講座の実施（近森病院附属看護学校）	1 県民の交通安全意識を高める広報・啓発 ・春、秋、年末年始の交通安全運動期間中及び高齢者交通事故防止キャンペーン（9月）における街頭啓発活動の実施 ・広報紙「安全安心まちづくりニュース」の発行（4回、初回88,495部、第2回から第4回各79,110部） ・構成員向けの会報「安全安心まちづくりだより」の発行（4回） ・重大な交通事故が発生した際の速報（適宜） 2 高知県ホームページ・ラジオ等での広報（高齢者の事故防止をテーマ） 3 安全安心まちづくりポスターの募集、入選作品の公表による広報啓発活動気運の醸成 4 イベント「安全安心まちづくりひろば」での広報 5 出前講座の実施（近森病院附属看護学校）				
			評価（C）	実施後の分析、検証		令和4年の高齢者の死者数は20人で、全死者数（26人）の7割を超えているため、高齢者の交通事故防止が大きな課題である。	令和5年の高齢者の死者数は11人で、全死者数（23人）の5割を超えているため、高齢者の交通事故防止が大きな課題である。	令和6年の高齢者の死者数は15人で、全死者数（21人）の7割を超えているため、高齢者の交通事故防止が大きな課題である。	令和7年の高齢者の死者数は14人で、全死者数（25人）の半数以上を占めているため、高齢者の交通事故防止が大きな課題である。	
改善（A）	次年度の取組		○出前講座の募集 出前講座の拡充及び開催の要望をするべく出前講座の募集チラシ等を作成の上広く募集を行う	○出前講座の募集 出前講座の拡充及び開催の要望をするべく出前講座の募集チラシ等を作成の上広く募集を行う	○出前講座の募集 出前講座の拡充及び開催の要望をするべく出前講座の募集チラシ等を作成の上広く募集を行う	○出前講座の募集 出前講座の拡充及び開催の要望をするべく出前講座の募集チラシ等を作成の上広く募集を行う				

重点目標 3	高齢者、障害者、女性、子ども等の安全を確保する	基本的方策 4	観光旅行者等の安全を確保する	具体的な取組①	安全情報の提供		事業No.	3-4-(1)
					…外国人観光客等に対する安全情報の提供	担当課	生活安全企画課	
目指す姿 (目標)	観光旅行者等が、県内の犯罪発生情報を知ることができる環境を整備し、犯罪被害を防止する。	目標 又は 指標	各種広報媒体を活用した広報啓発：年60回以上	出発点 (R 4)	現状値			目標値 (R 8)
				R4 Fメール発信:157件 パトカー(地域安全情報に限る)発信:62件、犯罪多発時の情報提供:16件	R5 Fメール発信:155件 X(地域安全情報に限る)X(地域安全情報に限る)発信:93件、犯罪多発時の情報提供:12件	R6 Fメール発信:16件 X(地域安全情報に限る)X(地域安全情報に限る)発信:47件、犯罪多発時の情報提供:24件	R7 X、Yahoo!防災速報等による発信:77件	
計画 (P) 線表	観光旅行者等の安全を確保するため、観光事業者が自主的な防犯対策を行うことができるよう、また観光旅行者等が危険を回避することができるよう、犯罪の発生情報等を提供します。	【犯罪情報等の提供】…ホームページ、SNS、広報紙、施設掲示板等を活用した情報提供						
実施計画 (P)	インプット(投入)	1 観光地及びその周辺における犯罪情勢の分析 2 県警察ホームページ、Yahoo!アプリ、SNS (X) 及び広報紙等を活用した啓発情報の発信 3 空港、駅、サービスエリア等主要施設における電光掲示板等を活用した広報啓発						
実行 (D)	成果 ・アウトプット(結果) ・アウトカム(成果)	1～3 幹線道路や官公庁に設置している電光掲示板やデジタルサイネージを活用し、県内における地域安全情報の広報を実施した。 1～3 県内関係機関の施設や街頭において地域安全情報掲載のチラシ等を配置した。 2 県警察ホームページ、SNS (ツイッター)、あんしんFメール等、様々な広報手段を通じて地域安全情報を提供をした。	1～3 幹線道路や官公庁に設置している電光掲示板やデジタルサイネージを活用し、県内における地域安全情報の広報を実施した。 1～3 県内関係機関の施設や街頭において地域安全情報掲載のチラシ等を配置した。 2 県警察ホームページ、X (旧ツイッター)、あんしんFメール等、様々な広報手段を通じて地域安全情報を提供をした。	1～3 幹線道路や官公庁に設置している電光掲示板やデジタルサイネージを活用し、県内における地域安全情報の広報を実施した。 1～3 県内関係機関の施設や街頭において地域安全情報掲載のチラシ等を配置した。 2 県警察ホームページ、SNS (X)、Yahoo!アプリ等、様々な広報手段を通じて地域安全情報を提供をした。	1～3 観光事業者だけでなく、観光客にも情報を入手しやすいXやYahoo!防災速報等を活用して防犯情報を発信するとともに、交通の要所や中心街に設置されているデジタルサイネージを活用した防犯情報の発信に努めた。			
評価 (C)	実施後の分析、検証	1～3 高度情報化社会に対応して、ホームページ、SNS、デジタルサイネージ等、様々な広報手段を活用した広報啓発を実施した。 1～3 ニーズが明確でないなど観光事業者との連携が困難であり、観光地における広報が難しい状況にある。	1～3 高度情報化社会に対応して、ホームページ、SNS、デジタルサイネージ等、様々な広報手段を活用した広報啓発を実施した。 1～3 ニーズが明確でないなど観光事業者との連携が困難であり、観光地における広報が難しい状況にある。	1～3 高度情報化社会に対応して、ホームページ、SNS、デジタルサイネージ等、様々な広報手段を活用した広報啓発を実施した。 1～3 ニーズが明確でないなど観光事業者との連携が困難であり、観光地における広報が難しい状況にある。	XやYahoo!防災速報等を主体とした情報発信を行う。			
改善 (A)	次年度の取組	1～3 観光事業者との連携による、観光地における広報啓発を検討していく。	1～3 デジタルサイネージ設置事業所との連携による、県内要所における広報啓発を検討していく。	1～3 デジタルサイネージ設置事業所との連携による、県内要所における広報啓発を検討していく。				

重点目標 3	高齢者、障害者、女性、子ども等の安全を確保する	基本的方策 4	観光旅行者等の安全を確保する	具体的な取組①	安全情報の提供 ・・・外国人観光客等に対する安全情報の提供	事業No.	3－4－（１）
						担当課	警務課
目指す姿（目標）	安全情報の提供等の各種取組により、外国人観光客等とのコミュニケーションの円滑化を図ることで、当該外国人等が安心して本県を訪れることができる環境整備に繋がる。	目標又は指標	・警察業務にも対応した実用的な語学教養の実施 ・指定通訳員の交流及び教養を目的とした研修会の開催	出発点（R 4）	現状値		目標値（R 8）
				R4:	R5: R6: R7: R8:		
計画（P） 線表	外国人観光客等とのコミュニケーションの円滑化を図り、当該外国人等に対する安全情報の提供等による安全の確保を推進します。	R 4 R 5 R 6 R 7 R 8以降					
		・通訳人材の確保及び能力向上に係る研修等の実施					
実施計画（P）	インプット(投入)	1 警察学校の学生に対する語学教養の実施 2 初心者を含む幅広い出席者を募っての警察業務に対応した実用的な語学教養（グループ研修）の実施 3 部内・民間指定通訳員の教養等を目的とした通訳員研修会の開催 4 外国人の取扱いが予測される大規模署員に対する語学教養の実施計画					
実行（D）	成果 ・アウトプット（結果） ・アウトカム（成果）	1 警察学校初任科生対象の実用英会話教養を実施。（2回） 2 計画的に英語のグループ研修を開催。（8回） 3 部内指定通訳員対象の研修会を企画開催。 4 大規模署対象の語学教養は未実施。					
		1 警察学校初任科生及び一般職員初任科生対象の実用英会話教養を実施。（3回） 2 計画的に英語のグループ研修を開催。（8回）また、新たに中国語研修会（6回）及びベトナム語研修会（3回）を開催。 3 部内指定通訳員対象の研修会を開催。（1回） 4 諸事情により、大規模署対象の語学教養は未実施も、中規模署である土佐署員（27名）対象の語学教養を実施。（1回）					
評価（C）	実施後の分析、検証	実施計画の内1は、計画どおり実施し、地理教示や各種届け出受理等警察業務で使用する語彙や表現を中心に学び、語学能力を強化。 2は、計画どおり実施し、講師が策定した年間プログラムに沿って、各場面別の対応表現等を学び、語学能力を強化。 3、4については、部内指定通訳員を対象とした通訳員研修会を企画で開催するも、民間指定通訳員に対する研修会及び大規模署員対象の教養は未実施。 開催時期、新型コロナウイルスの感染状況に左右されない開催方法の検討が必要。					
		実施計画の1は、計画に加えて一般職員初任科生に対しても実施し、地理教示や各種届け出受理時の表現等を学び、語学能力を強化。 2は、計画に加えて中国語及びベトナム語のグループ研修を実施し、警察の業務で使用する語彙等を学び、語学能力を強化。 3は、部内指定通訳員と民間指定通訳員対象の研修会を開催し、言語のほか、通訳方法や犯罪情勢等を教養。 4は、中規模署である土佐署員に対する語学教養を実施し、語学能力を強化。					
改善（A）	次年度の取組	1は、現在の方法で十分に教養効果が高いことから、初任科生及び一般職員初任科生を対象に継続実施。 2は、講師と打ち合わせて英語・中国語・ベトナム語の研修会を継続実施。 3は、部内指定通訳員の語学能力向上及び民間指定通訳員に対する各種教養のため、合同研修会を継続実施。 4は、外国人対応可能な職員を増やすため、講師と打ち合わせて計画実施。					
		1は、現在の方法で十分に教養効果が高いことから、初任科生及び一般職員初任科生を対象に継続実施。 2は、講師と打ち合わせて英語、中国語、ベトナム語の3言語について研修を継続実施。 3は、部内指定通訳員の語学能力向上及び民間指定通訳員に対する各種教養のため、合同研修会を継続実施。 4は、外国人対応可能な職員を増やすため、講師と打ち合わせて計画実施。					

重点目標 3	高齢者、障害者、女性、子ども等の安全を確保する	基本的方策 4	観光旅行者等の安全を確保する		具体的な取組②	従業員等に対する防犯教育の促進	事業No.	3－4－（2）			
							担当課	観光政策課			
目指す姿（目標）	防犯教育を実施した観光事業者割合（数）の増	目標又は指標			出発点（R 4）	現状値					目標値（R 8）
						R4:	R5:	R6:	R7:	R8:	
計画（P） 線表	取組内容	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8以降					
	観光事業者などが自主的に実施する従業員研修などの中で、防犯教育が行われるよう、観光事業者などに働きかけます。										
		観光事業者などへの意識付け（周知）、防犯教育実施の働きかけ									
実施計画（P）	インプット(投入)	観光事業者などが自主的に実施する従業員研修などの中で、防犯教育が行われるよう、観光事業者などに働きかけます。									
実行（D）	成果 ・アウトプット（結果） ・アウトカム（成果）	主要観光施設入込状況確認施設のうち、宿泊施設や体験施設を除いた45施設に、高知県HP「高知県犯罪のない安全安心まちづくりのページ」の情報を提供し、防犯教育の実施を依頼。	主要観光施設入込状況確認施設のうち、宿泊施設や体験施設を除いた45施設に、高知県HP「高知県犯罪のない安全安心まちづくりのページ」等の情報を提供し、防犯教育の実施を依頼。	主要観光施設入込状況確認施設のうち、宿泊施設や体験施設を除いた45施設に、高知県HP「高知県犯罪のない安全安心まちづくりのページ」等の情報を提供し、防犯教育の実施を依頼。	主要観光施設入込状況確認施設のうち、宿泊施設や体験施設を除いた44施設に、高知県HP「高知県犯罪のない安全安心まちづくりのページ」等の情報を提供し、防犯教育の実施を依頼。						
評価（C）	実施後の分析、検証	45施設のうち15施設が実施（実施率33.3%） 防犯教育・対策の必要性は認識していないながらも、職員に対する研修を実施していない施設がある。	45施設のうち16施設が実施（実施率35.6%） 防犯教育・対策の必要性は認識していないながらも、職員に対する研修を実施していない施設がある。	45施設のうち18施設が実施（実施率40.0%） 防犯教育・対策の必要性は認識していないながらも、職員に対する研修を実施していない施設がある。	44施設のうち19施設が実施（実施率43.2%） 防犯教育・対策の必要性は認識していないながらも、職員に対する研修を実施していない施設がある。						
改善（A）	次年度の取組	観光事業者などが自主的に実施する従業員研修などの中で、防犯教育が行われるよう、引き続き観光事業者などに働きかけていく。	観光事業者などが自主的に実施する従業員研修などの中で、防犯教育が行われるよう、引き続き観光事業者などに働きかけていく。	観光事業者などが自主的に実施する従業員研修などの中で、防犯教育が行われるよう、引き続き観光事業者などに働きかけていく。	観光事業者などが自主的に実施する従業員研修などの中で、防犯教育が行われるよう、引き続き観光事業者などに働きかけていく。						

No.110 様式 1

重点目標 4	犯罪の防止に配慮した生活環境の整備を促進する	基本的方針 1	犯罪の防止に配慮した道路、公園、駐車場及び駐輪場を普及する	具体的な取組①	道路等の構造、設備等に関する指針の周知		事業No.	4－1－（１）		
							担当課	道路課		
目指す姿（目標）	犯罪の防止に配慮した道路、公園、駐車場及び駐輪場を普及する		目標又は指標	道路担当者において犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設計等に関する指針の周知し、犯罪の防止に配慮した道路、公園、駐車場及び駐輪場を普及させる。 県管理道路の自転車・歩行者道設置延長キロ数 道路照明灯の設置数	出発点（R４）	現状値				目標値（R８）
					道路担当者による周知を実施	R4: 県管理道路の自転車・歩行者道設置延長キロ数 計 334.28 km 中 449.17 km 道路照明灯の設置数 16,908 基	R5: 県管理道路の自転車・歩行者道設置延長キロ数 計 294.34 km 中 449.25 km 道路照明灯の設置数 16,908 基	R6: 県管理道路の自転車・歩行者道設置延長キロ数 計 295.76 km 中 452.10 km 道路照明灯の設置数 16,908 基	R7: 県管理道路の自転車・歩行者道設置延長キロ数 計 402.94 km 中 452.22 km 道路照明灯の設置数 16,908 基	R8: 道路担当者による周知を実施
計画（P） 線表	取組内容		R 4	R 5	R 6	R 7	R 8以降			
	道路担当者において犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設計等に関する指針の周知を実施する。		【道路担当者による周知】・・・年1回							
実施計画（P）	インプット(投入)		道路担当者において犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設計等に関する指針の周知を継続して実施する。							
実行（D）	成果 ・アウトプット（結果） ・アウトカム（成果）	・他県、他市町村の運用指針から情報収集を図った。		・他県、他市町村の運用指針から情報収集を図った。		・他県、他市町村の運用指針から情報収集を図った。		・他県、他市町村の運用指針から情報収集を図った。		
		・県管理道路における課題の抽出、具体的な路線及び対応方針について、分析を行う必要がある。		・県管理道路における課題の抽出、具体的な路線及び対応方針について、分析を行う必要がある。		・県管理道路における課題の抽出、具体的な路線及び対応方針について、分析を行う必要がある。		・県管理道路における課題の抽出、具体的な路線及び対応方針について、分析を行う必要がある。		
評価（C）	実施後の分析、検証	・上記の分析を踏まえ、犯罪の防止に配慮した道路、公園、駐車場及び駐輪場の整備の実施へとつなげていく。		・上記の分析を踏まえ、犯罪の防止に配慮した道路、公園、駐車場及び駐輪場の整備の実施へとつなげていく。		・上記の分析を踏まえ、犯罪の防止に配慮した道路、公園、駐車場及び駐輪場の整備の実施へとつなげていく。		・上記の分析を踏まえ、犯罪の防止に配慮した道路、公園、駐車場及び駐輪場の整備の実施へとつなげていく。		
		・道路担当者において犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設計等に関する指針の周知を継続して実施する。		・道路担当者において犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設計等に関する指針の周知を継続して実施するほか、必要に応じて他県や市町村等の指針について情報収集を行う。		・道路担当者において犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設計等に関する指針の周知を継続して実施するほか、必要に応じて他県や市町村等の指針について情報収集を行う。		・道路担当者において犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設計等に関する指針の周知を継続して実施するほか、必要に応じて他県や市町村等の指針について情報収集を行う。		
改善（A）	次年度の取組									

高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画進捗管理表

No.111

様式 1

重点目標 4	犯罪の防止に配慮した生活環境の整備を促進する	基本的方策 1	犯罪の防止に配慮した道路、公園、駐車場及び駐輪場を普及する	具体的な取組①	道路等の構造、設備等に関する指針の周知	事業No.	4－1－（１）
						担当課	都市計画課
目指す姿（目標）	防犯性の高い道路、公園、駐車場及び駐輪場が普及していくよう、「犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針」の周知を図ります。	目標又は指標	例年開催する県都市計画主管課長会議で周知していく。	出発点（R４）	現状値		目標値（R８）
				開催回数：毎年度1回 対象：21市町	R4： 1回 （21市町参加） R5： 1回 （23市町参加） R6： 1回 （23市町参加） R7： 1回 （23市町参加） R8： 1回 （23市町参加）	開催回数：毎年度1回 対象：23市町	
計画（P） 線表	取組内容	R 4		R 5	R 6	R 7	R 8以降
	市町に対して、防犯性の高い道路が普及していくよう、「犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針」の周知を図ります。	例年開催する県都市計画主管課長会議で周知していく。					
実施計画（P）	インプット(投入)						
実行（D）	成果 ・アウトプット（結果） ・アウトカム（成果）	県都市計画主管課長会議において、指針の周知を行った。	県都市計画主管課長会議において、指針の周知を行った。	県都市計画主管課長会議において、指針の周知を行った。	県都市計画主管課長会議において、指針の周知を行った。		
評価（C）	実施後の分析、検証	行っていない。	行っていない。	行っていない。	（分析・検証を）行っていない。		
改善（A）	次年度の取組	引き続き、県都市計画主管課長会議で指針の周知を図っていく。	引き続き、県都市計画主管課長会議で指針の周知を図っていく。	引き続き、県都市計画主管課長会議で指針の周知を図っていく。	引き続き、県都市計画主管課長会議で指針の周知を図っていく。		

高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画進捗管理表

No.112

様式 1

重点目標 4	犯罪の防止に配慮した生活環境の整備を促進する	基本的方策 1	犯罪の防止に配慮した道路、公園、駐車場及び駐輪場を普及する	具体的な取組①	道路等の構造、設備等に関する指針の周知		事業No.	4-1-(1)	
							担当課	公園上下水道課	
目指す姿 (目標)	公園内における犯罪や事故を防止する	目標又は指標	都市公園管理者への指針の周知：年 1 回（モニタリング時）	出発点 (R 4)	現状値			目標値 (R 8)	
				年 1 回	R4:年 1 回 R5:年 1 回 R6:年 1 回 R7:年 1 回 R8:	年 1 回			
計画 (P) 線表	取組内容	R 4		R 5		R 6		R 7	R 8 以降
		防犯性の高い道路、公園、駐車場及び駐輪場が普及していくよう、「犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針」の周知を図ります。 都市公園管理者への指針の周知							
実施計画 (P)	インプット(投入)	・都市公園管理者に「犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針」を周知							
実行 (D)	成果 ・アウトプット（結果） ・アウトカム（成果）	指針を周知し、犯罪の発生について報告はない。		指針を周知し、犯罪の発生について報告はない。		指針を周知し、犯罪の発生について報告はない。		パトロールの実施により、遊具へのいたずらやトイレの毀損等を早期に把握した。	
評価 (C)	実施後の分析、検証	公園管理者において、指針に配慮した維持管理が行われたと考えられる。		公園管理者において、指針に配慮した維持管理が行われたと考えられる。		公園管理者において、指針に配慮した維持管理が行われたと考えられる。		公園管理者において、指針に配慮した維持管理が行われ、安全な利用を確保することができた。	
改善 (A)	次年度の取組	引き続き、公園管理者による適切な維持管理が行われるよう。担当者会や指定管理者のモニタリング時に周知を行う。		引き続き、公園管理者による適切な維持管理が行われるよう。担当者会や指定管理者のモニタリング等において周知を行う。		引き続き、公園管理者による適切な維持管理が行われるよう。担当者会や指定管理者のモニタリング等において周知を行う。		引き続き、公園管理者による適切な維持管理が行われるよう。担当者会や指定管理者のモニタリング等において周知を行う。	

高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画進捗管理表

No.113

新様式 1

重点目標 4	犯罪の防止に配慮した生活環境の整備を促進する	基本的方策 1	犯罪の防止に配慮した道路、公園、駐車場及び駐輪場を普及する		具体的な取組①	道路等の構造、設備等に関する指針の周知					事業No.	4－1－（１）	
							現状値					担当課	県民生活課
目指す姿（目標）	1. 公園等、公共の場所での刑法犯及び声かけ等事案の発生を抑制する。 2. 犯罪の抑止に配慮した公共空間を県下に広める。		目標又は指標	広報誌等への掲載、発行により情報発信に努める		出発点（R 4）						目標値（R 8）	
						R4:	R5:	R6:	R7:	R8:			
計画（P）線表	取組内容	R 4		R 5		R 6		R 7		R 8 以降			
	防犯性の高い道路、公園、駐車場及び駐輪場が普及していくよう、「犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針」の周知を図ります。	【情報収集】・・・◎犯罪防止に関する効果的事例・活動状況の情報を収集 【広報紙・会報】・・・◎広報紙（ニュース）年度４回発行 ◎会報（だより）年度４回 ◎収集した効果的な事例等を広報紙に掲載 【高知県ホームページ】・・・◎高知県のホームページで「犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針」を公開											
実施計画（P）	インプット（投入）	1 広報紙「安全安心まちづくりニュース」や会報「安全安心まちづくりだより」での広報。 2 高知県ホームページでの広報。 3 市町村との情報交換会や庁内の担当者会等を通じ情報交換を行う。											
実行（D）	成果・アウトプット（結果） ・アウトカム（成果）	1 広報紙「安全安心まちづくりニュース」や会報「安全安心まちづくりだより」での広報。 2 高知県ホームページでの広報。 3 市町村との情報交換会や庁内の担当者会等を通じ情報交換を行う。	1 広報紙「安全安心まちづくりニュース」や会報「安全安心まちづくりだより」での広報。 2 高知県ホームページでの広報。 3 市町村との情報交換会や庁内の担当者会等を通じ情報交換を行う。	1 広報紙「安全安心まちづくりニュース」や会報「安全安心まちづくりだより」での広報。 2 高知県ホームページでの広報。	1 広報紙「安全安心まちづくりニュース」や会報「安全安心まちづくりだより」での広報。 2 高知県ホームページでの広報。								
評価（C）	実施後の分析、検証	1 高知県ホームページで「犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針」を公開できた。 2 出前講座において、人ではなく場所に着目した「犯罪機会論」に基づく防犯活動の必要性を提示した。	1 高知県ホームページで「犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針」を公開できた。 2 出前講座において、人ではなく場所に着目した「犯罪機会論」に基づく防犯活動の必要性を提示した。	1 高知県ホームページで「犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針」を公開できた。 2 出前講座において、人ではなく場所に着目した「犯罪機会論」に基づく防犯活動の必要性を提示した。	1 高知県ホームページで「犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針」を公開できた。 2 出前講座において、人ではなく場所に着目した「犯罪機会論」に基づく防犯活動の必要性を提示した。								
改善（A）	次年度の取組	今後も、引き続き高知県ホームページで「犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針」を公開するとともに出前講座において、人ではなく場所に着目した「犯罪機会論」に基づく防犯活動の必要性を提示していく。 また、出前講座の開催要望を募り積極的に実施する。	今後も、引き続き高知県ホームページで「犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針」を公開するとともに出前講座において、人ではなく場所に着目した「犯罪機会論」に基づく防犯活動の必要性を提示していく。 また、出前講座の開催要望を募り積極的に実施する。	今後も、引き続き高知県ホームページで「犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針」を公開するとともに出前講座において、人ではなく場所に着目した「犯罪機会論」に基づく防犯活動の必要性を提示していく。 また、出前講座の開催要望を募り積極的に実施する。	今後も、引き続き高知県ホームページで「犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針」を公開するとともに出前講座において、人ではなく場所に着目した「犯罪機会論」に基づく防犯活動の必要性を提示していく。 また、出前講座の開催要望を募り積極的に実施する。								

重点目標 4	犯罪の防止に配慮した生活環境の整備を促進する	基本的方策 1	犯罪の防止に配慮した道路、公園、駐車場及び駐輪場を普及する		具体的な取組①	道路等の構造、設備等に関する指針の周知				事業No.	4-1-(1)	
										担当課	生活安全企画課	
目指す姿 (目標)	自治体等だけではなく、地域住民や防犯活動団体等と協働した取組により、防犯性の高い道路・設備等の普及を促進する。	目標又は指標			出発点 (R 4)	現状値					目標値 (R 8)	
						R4:	R5:	R6:	R7:	R8:		
計画 (P) 線表	取組内容	R 4		R 5		R 6		R 7		R 8 以降		
		【普及の働きかけ】・・・道路等の整備、改良等に合わせた普及のための関係機関との情報共有の促進										
実施計画 (P)	インプット (投入)	1 各種会合等における関係機関との情報共有及び本指針の説明 2 県警察ホームページや広報紙等あらゆる媒体を活用した普及の働きかけ										
実行 (D)	成果 ・アウトプット (結果) ・アウトカム (成果)	1 安全安心まちづくり推進会議ブロック別担当者会において、市町村の担当者に対し、犯罪の防止に配慮した設備の重要性について周知を図った。 2 県警察ホームページ、SNS (ツイッター)、あんしんFメール等、様々な広報手段を通じて地域安全情報を提供をした。		1 安全安心まちづくり推進会議ブロック別担当者会において、市町村の担当者に対し、犯罪の防止に配慮した設備の重要性について周知を図った。 2 県警察ホームページ、X (旧ツイッター)、あんしんFメール等、様々な広報手段を通じて地域安全情報を提供をした。		1 安全安心まちづくり推進会議ブロック別担当者会、協議の結果、未実施。 2 県警察ホームページ、SNS (X)、Yahoo! アプリ等、様々な広報手段を通じて地域安全情報を提供をした。		1 安全安心まちづくり推進会議ブロック別担当者会、協議の結果、未実施。 2 危険箇所点検を行う防犯ボランティア等に対して指針を紹介し、点検の際の留意事項について周知を図った。				
		1 犯罪の防止に配慮した設備の重要性に対する意識の醸成について、市町村の担当者に働きかけた。 1 高知県医師会に対し、駐車場を含む安全な施設の整備について働きかけた。 2 高度情報化社会に対応して、ホームページ、SNS、デジタルサイネージ等、様々な広報手段を活用した広報啓発を実施した。		1 犯罪の防止に配慮した設備の重要性に対する意識の醸成について、市町村の担当者に働きかけた。 1 放課後児童クラブ推進事業資質向上研修会において、安全な施設整備について働きかけた。 2 高度情報化社会に対応して、ホームページ、X (旧ツイッター)、デジタルサイネージ等、様々な広報手段を活用した広報啓発を実施した。		1 ブロック別担当者会、市町村への負担が高く、協議事項や情報共有の必要性がある場合などに開催予定。 2 高度情報化社会に対応して、ホームページ、SNS (X)、Yahoo! アプリ、デジタルサイネージ等、様々な広報手段を活用した広報啓発を実施した。		1 ブロック別担当者会、市町村への負担が高く、協議事項や情報共有の必要性がある場合などに開催予定。 2 指針の内容について、危険箇所点検を行う防犯ボランティアに周知することで、点検の参考となった。				
評価 (C)	実施後の分析、検証											
改善 (A)	次年度の取組	1、2 ブロック別担当者会を通じて、市町村担当者に対しては地域安全情報を提供できているが、地域住民・事業者に対する情報提供の機会を検討していく。		1、2 ブロック別担当者会を通じて、市町村担当者に対しては地域安全情報を提供できているが、地域住民・事業者に対する情報提供の機会を検討していく。		1、2 地域住民・事業者に対する情報提供の機会を検討していく。		市町村担当者への周知、公園管理や危険箇所点検等を行う団体に対する周知を図る。				

重点目標 4	犯罪の防止に配慮した生活環境の整備を促進する	基本的方策 1	犯罪の防止に配慮した道路、公園、駐車場及び駐輪場を普及する	具体的な取組②	犯罪の防止に配慮した道路、公園、駐車場及び駐輪場の整備	事業No.	4－1－（2）		
						担当課	道路課		
目指す姿（目標）	犯罪の防止に配慮した道路、公園、駐車場及び駐輪場を普及する		目標又は指標	果が管理する道路等について、照明灯などの設置による明るさの確保、草刈り、除草、剪定などによる見通しの確保などの整備を行い、犯罪の防止に配慮した道路を普及させる。 県管理道路の自転車・歩行者道設置延長キロ数 道路照明灯の設置数	出発点（R 4）	現状値		目標値（R 8）	
				必要な箇所に道路照明を追加する。 植栽管理を行い、道路の見通しを確保する。	R4: 県管理道路の自転車・歩行者道設置延長キロ数 延： 204.208 km 面： 403.192 km 道路照明灯の設置基数 16,869 基	R5: 県管理道路の自転車・歩行者道設置延長キロ数 延： 204.246 km 面： 440.285 km 道路照明灯の設置基数 16,981 基	R6: 県管理道路の自転車・歩行者道設置延長キロ数 延： 205.785 km 面： 452.164 km 道路照明灯の設置基数 16,920 基	R7: 県管理道路の自転車・歩行者道設置延長キロ数 延： 403.842 km 面： 458.155 km 道路照明灯の設置基数 16,945 基	R8: 必要な箇所に道路照明を追加する。 植栽管理を行い、道路の見通しを確保する。
計画（P） 線表	取組内容		R 4	R 5	R 6	R 7	R 8以降		
	1. 道路整備時において、必要な箇所については道路照明の設置に努める。 2. 道路管理者による道路維持・植栽管理を実施する。		【道路照明整備】 【道路維持管理による草刈り等】						
実施計画（P）	インプット（投入）		毎年、必要な箇所に道路照明を追加する。 植栽管理を行い、道路の見通しを確保する。						
実行（D）	成果 ・アウトプット（結果） ・アウトカム（成果）		1. 県管理道路全体で道路照明が157基増加。 2. ボランティアの登録団体のうち471団体が延べ4,818回の道路美化作業を行った。	1. 県管理道路全体で道路照明が15基増加。 2. ボランティアの登録団体のうち471団体が延べ5,019回の道路美化作業を行った。	1. 県管理道路全体で道路照明が27基増加。 2. ボランティアの登録団体のうち467団体が延べ4,662回の道路美化作業を行った。	1. 県管理道路全体で道路照明が40基増加。 2. ボランティアの登録団体のうち456団体が延べ4,841回の道路美化作業を行った。			
評価（C）	実施後の分析、検証		1. 必要な箇所については、道路照明の設置を行うことが必要。 2. 前年度と比較して高齢化やコロナの影響で廃止する団体が増え、活動回数が減少した。	1. 必要な箇所については、道路照明の設置を行うことが必要。 2. 活動団体数は前年度同様であったが、活動回数は増加した。	1. 必要な箇所については、道路照明の設置を行うことが必要。 2. 前年度と比較して高齢化等の影響で廃止する団体があり、活動回数は減少した。	1. 必要な箇所については、道路照明の設置を行うことが必要。 2. 前年度と比較して高齢化等の影響で廃止する団体があったが、活動回数は増加した。			
改善（A）	次年度の取組		1. 今後も道路整備時において、必要な箇所については道路照明の設置に努める。 2. 団体数の増加に伴う活動回数の増加が大きくなるよう、引き続き機会をとらえ、ボランティア団体に要請を行う。	1. 今後も道路整備時において、必要な箇所については道路照明の設置に努める。 2. 活動回数の増加が大きくなるよう、引き続き機会をとらえ、ボランティア団体に活動支援を行う。	1. 今後も道路整備時において、必要な箇所については道路照明の設置に努める。 2. 活動回数の増加が大きくなるよう、ボランティア団体に活動支援を行う。	1. 今後も道路整備時において、必要な箇所については道路照明の設置に努める。 2. 活動回数の増加が大きくなるよう、ボランティア団体に活動支援を行う。			

重点目標 4	犯罪の防止に配慮した生活環境の整備を促進する	基本的方策 1	犯罪の防止に配慮した道路、公園、駐車場及び駐輪場を普及する		具体的な取組②	犯罪の防止に配慮した道路、公園、駐車場及び駐輪場の整備	事業No.	4－1－（2）			
							担当課	都市計画課			
目指す姿（目標）	「犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設置等に関する指針」に基づき、照明灯などの設置による明るさの確保に努めます。	目標又は指標	道路照明施設設置基準に基づき道路供用時には、交差点や横断歩道等に道路照明灯を設置する。		出発点（R 4）	現状値			目標値（R 8）		
					R3までに道路照明を87基設置	R4： 6 基	R5： 21基	R6： 26基	R7： 3基	R8：	必要に応じて設置
計画（P） 線表	取組内容	R 4		R 5		R 6		R 7		R 8以降	
		交差点や横断歩道等に道路照明灯の設置									
実施計画（P）	インプット(投入)	街路事業を実施する中で、必要に応じて道路照明を設置していく。									
実行（D）	成果 ・アウトプット（結果） ・アウトカム（成果）	R 4 街路事業 道路照明 6 基設置		R 5 街路事業 道路照明 2 1 基設置		R 6 街路事業 道路照明 2 6 基設置		R 7 街路事業 道路照明 3 基設置			
評価（C）	実施後の分析、検証	特に問題なし		特に問題なし		交差点部や横断歩道部などへ道路照明を設置したことで、道路利用者が夜間時に通行する際の視認性の向上や歩行者の安全性が確保できている。		交差点部や横断歩道部などへ道路照明を設置したことで、道路利用者が夜間時に通行する際の視認性の向上や歩行者の安全性が確保できている。			
改善（A）	次年度取組	街路事業を実施する中で、必要に応じて道路照明を設置していく。		街路事業を実施する中で、必要に応じて道路照明を設置していく。		街路事業を実施する中で、必要に応じて道路照明を設置していく。		街路事業を実施する中で、必要に応じて道路照明を設置していく。			

No.117 様式 1

重点目標 4	犯罪の防止に配慮した生活環境の整備を促進する	基本的方策 1	犯罪の防止に配慮した道路、公園、駐車場及び駐輪場を普及する		具体的な取組②	犯罪の防止に配慮した道路、公園、駐車場及び駐輪場の整備		事業No.	3-1-(2)
								担当課	公園下水道課
目指す姿 (目標)	公園内における犯罪や事故を防止する。	目標 又は 指標	都市公園管理者への指針の周知：年1回（モニタリング時）		出発点 (R4)	現状値			目標値 (R8)
					年1回	R4:年1回	R5:年1回	R6:年1回	R7:年1回
計画 (P) 線表	取組内容	R 4		R 5		R 6		R 7	R 8以降
	県が管理する道路等について、「犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に配慮する指針」に基づき、照明灯などの設置による明るさの確保、草刈り、除草、剪定などによる見通しの確保などの整備に努めます。	都市公園管理者への指針の周知							
実施計画 (P)	インプット(投入)	・都市公園管理者に「犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針」を周知							
実行 (D)	成果 ・アウトプット（結果） ・アウトカム（成果）	指針を周知し、犯罪の発生について報告はない。	指針を周知し、犯罪の発生について報告はない。	指針を周知し、犯罪の発生について報告はない。	パトロールの実施により、道具へのいたずらやトイレの毀損等を早期に把握した。				
		公園管理者において、指針に配慮した維持管理が行われたと考えられる。	公園管理者において、指針に配慮した維持管理が行われたと考えられる。	公園管理者において、指針に配慮した維持管理が行われたと考えられる。	公園管理者において、指針に配慮した維持管理が行われ、安全な利用を確保することができた。				
評価 (C)	実施後の分析、検証								
改善 (A)	次年度の取組	引き続き、公園管理者による適切な維持管理が行われるよう。担当者会や指定管理者のモニタリング時に周知を行う。	引き続き、公園管理者による適切な維持管理が行われるよう。担当者会や指定管理者のモニタリング時に周知を行う。	引き続き、公園管理者による適切な維持管理が行われるよう。担当者会や指定管理者のモニタリング時に周知を行う。	引き続き、公園管理者による適切な維持管理が行われるよう。担当者会や指定管理者のモニタリング等において周知を行う。				

高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画進捗管理表

No.118

様式 1

重点目標 4	犯罪の防止に配慮した生活環境の整備を促進する	基本的方策 1	犯罪の防止に配慮した道路、公園、駐車場及び駐輪場を普及する		具体的な取組③	防犯カメラの設置の促進 …市町村、事業者等が行う防犯カメラの設置に対する補助	事業No.	4－1－（3）			
							担当課	生活安全企画課			
目指す姿（目標）	防犯カメラの設置効果が浸透し、自治体、事業者等による自発的な防犯カメラの導入により、地域の防犯性を高める。		目標又は指標		出発点（R 4）	現状値				目標値（R 8）	
						R4:	R5:	R6:	R7:	R8:	
計画（P）線表	取組内容	R 4		R 5		R 6		R 7		R 8 以降	
		【補助事業の実施】…補助事業を行うための予算措置 【設置効果の広報】…市町村・事業者等に対する広報									
実施計画（P）	インプット（投入）	1 補助金事業の積極的な促進による予算措置拡充 2 市町村及び事業者等に対する補助金事業の積極的な説明及び有効な運用の呼びかけ 3 各種会合等における補助金事業説明及び有効な運用の呼びかけ									
実行（D）	成果 ・アウトプット（結果） ・アウトカム（成果）	1～3 県警察ホームページ等により、防犯カメラ補助金事業について広報した。 1～3 高知県内全市町村の地域安全担当者を訪問し、街頭防犯カメラ補助金事業の説明及び申請促進を実施した。 1～3 高知県内の事業者に働き掛け、同社の防犯CSR活動によって、街頭防犯カメラ補助金事業周知のためのチラシを作成し、配布した。 3 各種会合等において、防犯カメラ補助金事業について紹介した。	1～3 県警察ホームページ等により、防犯カメラ補助金事業について広報した。 1～3 高知県内全市町村の地域安全担当者及び教育委員会を訪問し、街頭防犯カメラ補助金事業の説明及び申請促進を実施した。 1～3 高知県内の事業者に働き掛け、同社の防犯CSR活動によって、街頭防犯カメラ補助金事業周知のためのチラシを作成し、配布した。 3 各種会合等において、防犯カメラ補助金事業について紹介した。	1～3 県警察ホームページ等により、防犯カメラ補助金事業について広報した。 1～3 高知県内の事業者に働き掛け、同社の防犯CSR活動によって、街頭防犯カメラ補助金事業周知のためのチラシを作成し、配布した。 3 各種会合等において、防犯カメラ補助金事業について紹介した。	1～3 県警察ホームページ等により、防犯カメラ補助金事業について広報した。 3 各種会合等において、防犯カメラ補助金事業について紹介した。						
評価（C）	実施後の分析、検証	1～3 街頭防犯カメラ補助金事業を活用した防犯カメラ設置数が増加した。 1～3 高知県内の全市町村への働き掛けにより、街頭防犯カメラ補助金事業に対する周知が図られた。	1～3 街頭防犯カメラ補助金事業を活用した防犯カメラ設置数が増加した。 1～3 高知県内の全市町村への働き掛けにより、街頭防犯カメラ補助金事業に対する周知が図られた。	1～3 街頭防犯カメラ補助金事業を活用した防犯カメラ設置数が増加した。 1～3 高知県内の全市町村への働き掛けにより、街頭防犯カメラ補助金事業に対する周知が図られた。	1～3 街頭防犯カメラ補助金事業を活用した防犯カメラ設置数が増加した。	令和4年から補助率が減少したことに伴い、申請数が減少し、以後20件前後で増減している状況である。					
改善（A）	次年度の取組	1～3 補助金を活用する事業者や市町村は、例年、同じ事業者や市町村であるなど偏りが見られることから、更に幅広く補助金事業を活用を促していく必要がある。 1～3 令和5年度は、高知県内の全市町村に加え、全教育委員会へも働き掛けを実施予定である。	1～3 補助金を活用する事業者や市町村は、例年、同じ事業者や市町村であるなど偏りが見られることから、更に幅広く補助金事業を活用を促していく必要がある。	1～3 補助金を活用する事業者や市町村は、例年、同じ事業者や市町村であるなど偏りが見られることから、更に幅広く補助金事業を活用を促していく必要がある。	1～3 補助金を活用する事業者や市町村は、例年、同じ事業者や市町村であるなど偏りが見られることから、更に幅広く補助金事業を活用を促していく必要がある。	1～3 補助金を活用する事業者や市町村に偏りがあり、自治体等との合同点検結果などをもとに、幅広く補助事業を活用した防犯カメラの設置を呼びかけていく。					

高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画進捗管理表

No.119

様式 1

重点目標 4	犯罪の防止に配慮した生活環境の整備を促進する	基本的方策 2	犯罪の防止に配慮した住宅を普及する		具体的な取組①	住宅の構造、設備等に関する指針の周知					事業No.	4-2-(1)
											担当課	住宅課
目指す姿 (目標)	侵入盗発件数の減少		目標 又は 指標	-	出発点 (R 4)	現状値					目標値 (R 8)	
					-	R4:	R5:	R6:	R7:	R8:	-	
計画 (P) 線表	取組内容	R 4		R 5		R 6		R 7		R 8 以降		
		犯罪の防止に配慮した住宅の構造、設備等に関する指針の周知 取組の再検証 再検証した取組の実施										
実施計画 (P)	インプット (投入)	・「高知県犯罪のない安全安心まちづくり条例」及び「犯罪の防止に配慮した住宅の構造、設備等に関する指針」を周知するため、住宅の防犯対策リーフレットについて、住宅課HPで情報提供を継続して実施。										
実行 (D)	成果 ・アウトプット (結果) ・アウトカム (成果)	「高知県犯罪のない安全安心まちづくり条例」及び住宅の防犯対策リーフレットについて、住宅課HPで情報提供を継続して実施。	「高知県犯罪のない安全安心まちづくり条例」及び住宅の防犯対策リーフレットについて、住宅課HPで情報提供を継続して実施。	「高知県犯罪のない安全安心まちづくり条例」及び住宅の防犯対策リーフレットについて、住宅課HPで情報提供を継続して実施。	・住宅の防犯対策リーフレットについて住宅課HPで情報提供を継続して実施。							
評価 (C)	実施後の分析、検証	【評価】 ・住宅課HPで情報提供を実施 ・住宅課窓口で啓発パンフレットを配布 【課題等】 ・HP、パンフレットの配布による啓発効果について定量的に確認することが困難	【評価】 ・住宅課HPで情報提供を実施 ・住宅課窓口で啓発パンフレットを配布 【課題等】 ・HP、パンフレットの配布による啓発効果について定量的に確認することが困難	【評価】 ・住宅課HPで情報提供を実施 ・住宅課窓口で啓発パンフレットを配布 【課題等】 ・HP、パンフレットの配布による啓発効果について定量的に確認することが困難	【評価】 ・住宅課HPで情報提供を実施 【課題等】 ・「犯罪の防止に配慮した住宅の構造、設備等に関する指針」の周知を図るためには、継続した情報発信が必要。							
改善 (A)	次年度の取組	引き続き、「高知県犯罪のない安全安心まちづくり条例」及び住宅の防犯対策リーフレットについて、住宅課HPで情報提供を継続して実施。	引き続き、「高知県犯罪のない安全安心まちづくり条例」及び住宅の防犯対策リーフレットについて、住宅課HPで情報提供を継続して実施。	引き続き、「高知県犯罪のない安全安心まちづくり条例」及び住宅の防犯対策リーフレットについて、住宅課HPで情報提供を継続して実施。	・引き続き、住宅の防犯対策リーフレットについて住宅課HPで情報提供を実施。							

重点目標 4	犯罪の防止に配慮した生活環境の整備を促進する	基本的方策 2	犯罪の防止に配慮した住宅を普及する		具体的な取組①	住宅の構造、設備等に関する指針の周知	事業No.	4-2-1 (1)
							担当課	建築指導課
目指す姿 (目標)	犯罪の防止に配慮した住宅の構造、設備等に関する指針を周知する	目標又は指標	事業者団体の会報誌への情報掲載 (1回/年度) 事業者団体の勉強会などでのリーフレット配布 (1回/年度) 住宅を建てようとしている県民へのリーフレット配布 (随時)		出発点 (R 4)	現状値	目標値 (R 8)	
					会報誌掲載及びリーフレット配布：年1回 リーフレット配布：随時	R4: 会報誌掲載及びリーフレット配布：年1回 リーフレット配布：随時 R5: 会報誌掲載：年1回 リーフレット配布：随時 R6: 会報誌掲載：年1回 リーフレット配布：随時 R7: 会報誌掲載：年1回 リーフレット配布：随時 R8: 会報誌掲載：年1回 リーフレット配布：随時	会報誌掲載及びリーフレット配布：年1回 リーフレット配布：随時	
計画 (P) 線表	取組内容	R 4		R 5	R 6	R 7	R 8 以降	
	事業者団体の会報誌への情報掲載、事業者団体の勉強会などでのリーフレット配布、住宅を建てようとしている県民へのリーフレット配布により、犯罪の防止に配慮した住宅の構造、設備等に関する指針を周知します。	1 建築関係団体への犯罪防止に配慮した生活環境の整備への広報・啓発 会報への情報掲載や勉強会での情報提供により、事業者への周知を実施 2 当課及び民間機関発行の建築確認済証（住宅に関するものに限る）等へのリーフレット添付による指針の周知を継続して実施						
実施計画 (P)	インプット (投入)	1 事業者団体への広報・啓発 ・事業者団体の会報誌への情報掲載 (1回/年度) ・事業者団体の勉強会などでのリーフレット配布 (1回/年度) 2 住宅建設予定者への防犯意識を高める広報・啓発 ・住宅を建てようとしている県民へのリーフレット配布 (随時)						
実行 (D)	成果 ・アウトプット (結果) ・アウトカム (成果)	1. (公社) 高知県建築士会の会報誌への情報掲載 (1回)	1. (公社) 高知県建築士会の会報誌への情報掲載 (1回/年)	2. 住宅を建てようとしている県民へ、建築基準法における確認済証及び長期優良住宅認定書の発行時にリーフレット配布 (随時)	住宅を建てようとしている県民へ、建築基準法における確認済証及び長期優良住宅認定書の発行時にリーフレット配布 (随時)	住宅を建てようとしている県民へ、建築基準法における確認済証及び長期優良住宅認定書の発行時にリーフレット配布 (随時)		
		2. 住宅を建てようとしている県民へ、建築基準法における確認済証及び長期優良住宅認定書の発行時にリーフレット配布 (随時)	2. 住宅を建てようとしている県民へ、建築基準法における確認済証及び長期優良住宅認定書の発行時にリーフレット配布 (随時)					
評価 (C)	実施後の分析、検証	これから住宅を建てようとしている方や、住宅建築に携わる事業者へ、周知を行うことができた。	会報誌への情報掲載やリーフレット配布は計画どおりに実施でき、住宅建築の設計に携わる事業者への周知を行うことができたが、事業者団体の勉強会等での個別の配布まではできなかった。	リーフレット配布は計画どおりに実施でき、また建築士会の総会でのPRを行う等、住宅建築の設計に携わる事業者への周知を行うことができた。 会報誌への情報掲載及び事業者団体の勉強会等での個別の配布まではできなかった。	リーフレット配布は計画どおりに実施でき、また建築士会の総会でのPRを行う等、住宅建築の設計に携わる事業者への周知を行うことができた。 会報誌への情報掲載及び事業者団体の勉強会等での個別の配布まではできなかった。	リーフレット配布は計画どおりに実施でき、また建築士会の総会でのPRを行う等、住宅建築の設計に携わる事業者への周知を行うことができた。 会報誌への情報掲載及び事業者団体の勉強会等での個別の配布まではできなかった。		
改善 (A)	次年度の取組	会報誌への情報掲載や確認済証等発行時のリーフレット添付は引き続き実施するとともに、事業団体の勉強会や講習会などにおいて、リーフレットの配布を行い、周知を行う。	会報誌への情報掲載や確認済証等発行時のリーフレット添付は引き続き実施するとともに、事業者団体の勉強会や講習会などにおいて、リーフレットの配布を積極的に行い、周知を行う。	確認済証等発行時のリーフレット添付は引き続き実施するとともに、会報誌への情報掲載や事業者団体の勉強会や講習会などにおいて、リーフレットの配布を積極的に行い、周知を行う。	確認済証等発行時のリーフレット添付は引き続き実施するとともに、会報誌への情報掲載や事業者団体の勉強会や講習会などにおいて、リーフレットの配布を積極的に行い、周知を行う。	確認済証等発行時のリーフレット添付は引き続き実施するとともに、会報誌への情報掲載や事業者団体の勉強会や講習会などにおいて、リーフレットの配布を積極的に行い、周知を行う。		

高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画進捗管理表

No121

新様式 1

重点目標 4	犯罪の防止に配慮した生活環境の整備を促進する	基本的方策 2	犯罪の防止に配慮した住宅を普及する		具体的な取組①	住宅の構造、設備等に関する指針の周知					事業No.	4-2-1 (1)
											担当課	県民生活課
目指す姿 (目標)	1. 公園等、公共の場所での刑法犯の発生を抑制する。 2. 犯罪の抑止に配慮した公共空間を県下に広める。		目標 又は 指標	住宅の防犯に関するリーフレットの配布	出発点 (R 4)	現状値					目標値 (R 8)	
					R4:	R5:	R6:	R7:	R8:			
計画 (P) 線表	取組内容		R 4		R 5		R 6		R 7		R 8 以降	
	防犯性の高い住宅が普及していくよう、県民、事業者、地域活動団体及び建築関係団体に対し、リーフレットやホームページなどで情報の提供などを行い、「犯罪の防止に配慮した住宅の構造、設備等に関する指針」の周知を図ります。		【高知県ホームページ】・・・◎高知県ホームページに住宅の構造、設備等に関する指針を掲載（継続） 【広報紙・会報】・・・◎広報紙（ニュース）年度4回発行 ◎会報（だより）年度4回 【リーフレット配布】・・・◎コンビニエンスストア、出前講座、地区の会合等、「安全安心まちづくりひろば」等の主催イベント会場でリーフレットを配布 ◎建築指導課、県防犯協会等関係部署・機関へリーフレットを提供及び配布依頼									
実施計画 (P)	インプット (投入)		1 広報紙「安全安心まちづくりニュース」や会報「安全安心まちづくりだより」による広報を行う。 2 市町村ブロック別担当者会や道路課の担当者会などを通じての情報交換を行う。 3 リーフレット「犯罪の防止に配慮した住宅の構造、設備等に関する指針」を関係機関へ配布する。 4 安全安心まちづくりのイベント「安全安心まちづくりひろば」において、パネル展示等で広報する。									
実行 (D)	成果 ・アウトプット（結果） ・アウトカム（成果）	1 高知県ホームページで指針を広報した。 2 作成したリーフレット「犯罪の防止に配慮した住宅の構造、設備等に関する指針」を、建築指導課に提供し、申請に訪れた業者へ配布するなどした。 3 イオンモール高知で開催した「安全安心まちづくりひろば」において、安全安心まちづくりパネル展を行い、犯罪の防止に配慮した住宅の構造、設備等の重要性や必要性について紹介した。	1 高知県ホームページで指針を広報した。 2 作成したリーフレット「犯罪の防止に配慮した住宅の構造、設備等に関する指針」を、建築指導課に提供し、申請に訪れた業者へ配布するなどした。 3 イオンモール高知で開催した「安全安心まちづくりひろば」において、安全安心まちづくりパネル展を行い、犯罪の防止に配慮した住宅の構造、設備等の重要性や必要性について紹介した。	1 高知県ホームページで指針を広報した。 2 作成したリーフレット「犯罪の防止に配慮した住宅の構造、設備等に関する指針」を、建築指導課に提供し、申請に訪れた業者へ配布するなどした。 3 イオンモール高知で開催した「安全安心まちづくりひろば」において、安全安心まちづくりパネル展を行い、犯罪の防止に配慮した住宅の構造、設備等の重要性や必要性について紹介した。	1 高知県ホームページで指針を広報した。 2 作成したリーフレット「犯罪の防止に配慮した住宅の構造、設備等に関する指針」を、建築指導課に提供し、申請に訪れた業者へ配布するなどした。 3 イオンモール高知で開催した「安全安心まちづくりひろば」において、安全安心まちづくりパネル展を行い、犯罪の防止に配慮した住宅の構造、設備等の重要性や必要性について紹介した。							
		1 建築指導課を訪れる建築業者などにリーフレットを配布することにより、本指針の周知が図れた。 2 ホームページへの掲載やリーフレットの配布、イベントを訪れる方々に必要性や重要性を広報することにより、幅広い年齢層の方々に本指針の周知が図れた。	1 建築指導課を訪れる建築業者などにリーフレットを配布することにより、本指針の周知が図れた。 2 ホームページへの掲載やリーフレットの配布、イベントを訪れる方々に必要性や重要性を広報することにより、幅広い年齢層の方々に本指針の周知が図れた。	1 建築指導課を訪れる建築業者などにリーフレットを配布することにより、本指針の周知が図れた。 2 ホームページへの掲載やリーフレットの配布、イベントを訪れる方々に必要性や重要性を広報することにより、幅広い年齢層の方々に本指針の周知が図れた。	1 建築指導課を訪れる建築業者などにリーフレットを配布することにより、本指針の周知が図れた。 2 ホームページへの掲載やリーフレットの配布、イベントを訪れる方々に必要性や重要性を広報することにより、幅広い年齢層の方々に本指針の周知が図れた。							
評価 (C)	実施後の分析、検証											
改善 (A)	次年度の取組	・高知県ホームページでの指針の広報。 ・リーフレット「犯罪の防止に配慮した住宅の構造、設備等に関する指針」を、建築指導課に提供し、申請に訪れた業者へ配布する。 ・「安全安心まちづくりひろば」内のパネル展示において、犯罪の防止に配慮した住宅の構造、設備等の重要性や必要性について紹介する。	・高知県ホームページでの指針の広報。 ・リーフレット「犯罪の防止に配慮した住宅の構造、設備等に関する指針」を、建築指導課に提供し、申請に訪れた業者へ配布する。 ・「安全安心まちづくりひろば」内のパネル展示において、犯罪の防止に配慮した住宅の構造、設備等の重要性や必要性について紹介する。	・高知県ホームページでの指針の広報。 ・リーフレット「犯罪の防止に配慮した住宅の構造、設備等に関する指針」を、建築指導課に提供し、申請に訪れた業者へ配布する。 ・「安全安心まちづくりひろば」内のパネル展示において、犯罪の防止に配慮した住宅の構造、設備等の重要性や必要性について紹介する。	・高知県ホームページでの指針の広報。 ・リーフレット「犯罪の防止に配慮した住宅の構造、設備等に関する指針」を、建築指導課に提供し、申請に訪れた業者へ配布する。 ・「安全安心まちづくりひろば」内のパネル展示において、犯罪の防止に配慮した住宅の構造、設備等の重要性や必要性について紹介する。							

No.122 様式 1

重点目標4	犯罪の防止に配慮した生活環境の整備を促進する	基本的方策2	犯罪の防止に配慮した住宅を普及する	具体的な取組①	住宅の構造、設備等に関する指針の周知	事業No.	4-2- (1)				
						担当課	生活安全企画課				
目指す姿 (目標)	住宅における防犯対策への意識を高め、指針の周知を図る。	目標 又は 指標		出発点 (R4)	現状値				目標値 (R8)		
				R4:	R5:	R6:	R7:	R8:			
取組内容		R 4		R 5		R 6		R 7		R 8 以降	
計画 (P) 線表	防犯性の高い住宅が普及していくよう、県民、事業者、地域活動団体、建築関係団体に対し、県営ホームページ、チラシ等で情報提供し、「犯罪の防止に配慮した住宅の構造、設備等に関する指針」の周知を図ります。										
【広報紙等による情報提供】・・・指針の周知のための情報提供 【防犯機器等の展示】・・・防犯機器等取扱事業者の協力 【防犯機器等に関する情報提供】・・・効果的な防犯機器等の選定											
実施計画 (P)	インプット (投入)	1 各種広報紙による住宅等の防犯対策等に関する広報を推進 2 県警察本部1階常設の「安全安心まちづくりコーナー」へ防犯機器を継続展示 3 事業者と情報交換するなどして、効果的な防犯機器を選定、広報									
実行 (D)	成果 ・アウトプット (結果) ・アウトカム (成果)	1 リーフレット等を活用し、住宅等の防犯対策に関する広報を実施した。 2 県警察本部1階に常設している「安全安心まちづくりコーナー」を改装し、住宅等の防犯対策に関する展示物を新しいものに刷新した。 3 県内の事業者に対して、効果的な防犯機器の普及促進や積極的な広報を働き掛けた。									
評価 (C)	実施後の分析、検証	1 リーフレットや広報紙に住宅等における防犯対策を掲載することにより、その重要性の周知が図られた。 2、3 建築関係の事業者に対して、改めて働き掛けを行い、住宅等に対する防犯対策の重要性を周知するとともに、設備の普及と呼び掛けた。 2、3 ニーズが明確でないなど、建築関係の事業者等との連携が難しく、新しい防犯設備に関する情報を収集しづらい。									
改善 (A)	次年度の取組	1～3 リーフレットや「安全安心まちづくりコーナー」での展示による広報が中心となっているが、これらの広報では限界があることから、更に幅広く県民に情報を提供できる方法を検討する必要がある。									

高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画進捗管理表

No.123

様式1

重点目標 4	犯罪の防止に配慮した生活環境の整備を促進する	基本的方策 2	犯罪の防止に配慮した住宅を普及する	具体的な取組②	住宅の安全に関する情報の提供					事業No.	4－2－（2）
										担当課	住宅課
目指す姿（目標）	侵入盗発件数の減少	目標又は指標	－	出発点（R 4）	現状値					目標値（R 8）	
				－	R4:	R5:	R6:	R7:	R8:	－	
計画（P）線表	①住宅の防犯対策についての情報の提供 既存住宅を含めた住宅性能表示の普及や犯罪の防止に配慮した住宅の普及のため、住宅における防犯についての情報収集と、ホームページなどによる情報の提供を行います。	取組の再検証									
		再検証した取組の実施									
実施計画（P）	インプット（投入）	・「高知県犯罪のない安全安心まちづくり条例」及び住宅性能表示制度及び住宅の防犯対策リーフレットに関する情報について、住宅課HPで情報提供を継続して実施。									
実行（D）	成果 ・アウトプット（結果） ・アウトカム（成果）	「高知県犯罪のない安全安心まちづくり条例」及び住宅の防犯対策リーフレットについて、住宅課HPで情報提供を継続して実施。		「高知県犯罪のない安全安心まちづくり条例」及び住宅の防犯対策リーフレットについて、住宅課HPで情報提供を継続して実施。		「高知県犯罪のない安全安心まちづくり条例」及び住宅の防犯対策リーフレットについて、住宅課HPで情報提供を継続して実施。		・住宅性能表示制度及び住宅の防犯対策に関する情報について、住宅課HPで情報提供を継続して実施。			
評価（C）	実施後の分析、検証	【評価】 ・住宅課HPで情報提供を実施 ・住宅課窓口で啓発パンフレットを配布 【課題等】 ・HP、パンフレットの配布による啓発効果について定量的に確認することが困難		【評価】 ・住宅課HPで情報提供を実施 ・住宅課窓口で啓発パンフレットを配布 【課題等】 ・HP、パンフレットの配布による啓発効果について定量的に確認することが困難		【評価】 ・住宅課HPで情報提供を実施 ・住宅課窓口で啓発パンフレットを配布 【課題等】 ・HP、パンフレットの配布による啓発効果について定量的に確認することが困難		【評価】 ・住宅課HPで情報提供を実施。 【課題等】 ・住宅性能表示制度や犯罪の防止に配慮した住宅を普及させるためには、継続した情報発信が必要。			
改善（A）	次年度の取組	引き続き、「高知県犯罪のない安全安心まちづくり条例」及び住宅の防犯対策リーフレットについて、住宅課HPで情報提供を継続して実施。		引き続き、「高知県犯罪のない安全安心まちづくり条例」及び住宅の防犯対策リーフレットについて、住宅課HPで情報提供を継続して実施。		引き続き、「高知県犯罪のない安全安心まちづくり条例」及び住宅の防犯対策リーフレットについて、住宅課HPで情報提供を継続して実施。		引き続き、住宅性能表示制度及び住宅の防犯対策に関する情報について、住宅課HPで情報提供を実施。			

高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画進捗管理表

No.124

様式 1

重点目標 4	犯罪の防止に配慮した生活環境の整備を促進する	基本的方策 2	犯罪の防止に配慮した住宅を普及する	具体的な取組②	住宅の安全に関する情報の提供	事業No.	4－2－（２）		
						担当課	生活安全企画課		
目指す姿（目標）	1 住宅の防犯対策の重要性を周知させ、防犯意識を高める。 2 防犯機器に関する情報を発信することにより、犯罪被害防止に配慮した住宅への関心を高める。	目標又は指標		出発点（R 4）	現状値				目標値（R 8）
				R4:	R5:	R6:	R7:	R8:	
計画（P） 繰表	取組内容	R 4		R 5	R 6	R 7	R 8 以降		
		既存住宅を含めた住宅性能表示の普及や犯罪の防止に配慮した住宅の普及のため、住宅における防犯についての情報収集及びホームページ等による情報提供を行います。 住宅用の防犯ガラス、防犯カメラ等の防犯機器に関する情報提供を行い、犯罪防止に配慮した住宅の普及を図ります。 【防犯機器の展示】・・・防犯機器取扱事業者等と連携した効果的な防犯機器の展示・広報 【防犯機器に関する情報提供】・・・犯罪被害防止に効果のある防犯機器の選定・広報 【防犯機器以外の施策に関する情報提供】・・・広報媒体を活用した情報提供							
実施計画（P）	インプット（投入）	1 防犯機器取扱事業者と連携し、県警察本部 1 階常設の「安全安心まちづくりコーナー」へ防犯機器を継続展示 2 事業者と情報交換するなどし、犯罪被害防止に効果のある機器の選定及び広報 3 各種広報媒体を活用した住宅の安全に関する情報提供							
実行（D）	成果 ・アウトプット（結果） ・アウトカム（成果）	1、2 県警察本部 1 階に常設している「安全安心まちづくりコーナー」を改装し、住宅等の防犯対策に関する展示物を新しいものに刷新した。 3 リーフレット等を活用し、住宅等の防犯対策に関する広報を実施した。	1、2 県警察本部 1 階に常設している「安全安心まちづくりコーナー」を一部改装し、住宅等の防犯対策に関する展示物を新しいものに刷新した。 3 リーフレット等を活用し、住宅等の防犯対策に関する広報を実施した。	1、2 県警察本部 1 階に常設している「安全安心まちづくりコーナー」を一部改装し、住宅等の防犯対策に関する展示物を新しいものに刷新した。 3 リーフレット等を活用し、住宅等の防犯対策に関する広報を実施した。	1 防犯設備機器取扱事業者等の協力により、県警察本部 1 階の「安全安心まちづくりコーナー」に、住宅等の防犯対策に関する展示物を設置して、広報啓発した。 2 防犯設備会社と情報交換を行い、防犯ボランティア団体の総会や、安全安心まちづくりひろばにおいて、住宅の防犯設備機器等の紹介を行った。 3 リーフレット等を活用して住宅等の防犯対策に関する広報を実施した。				
評価（C）	実施後の分析、検証	1～3 建築関係の事業者に対して改めて働き掛けを行い、住宅等に対する防犯対策の重要性を周知するとともに、設備の普及を呼び掛けた。 2 「安全安心まちづくりひろば」に防犯設備機器を取り扱い事業者に出展してもらい、防犯カメラ等の機器を展示するなど、協働での広報を実施した。 1～3 ニーズが明確でないなど、建築関係の事業者等との連携が難しく、新しい防犯設備に関する情報を収集しづらい。	1～3 建築関係の事業者に対して改めて働き掛けを行い、住宅等に対する防犯対策の重要性を周知するとともに、設備の普及を呼び掛けた。 2 「安全安心まちづくりひろば」に防犯設備機器を取り扱い事業者に出展してもらい、防犯カメラ等の機器を展示するなど、協働での広報を実施した。 1～3 ニーズが明確でないなど、建築関係の事業者等との連携が難しく、新しい防犯設備に関する情報を収集しづらい。	1～3 建築関係の事業者に対して改めて働き掛けを行い、住宅等に対する防犯対策の重要性を周知するとともに、設備の普及を呼び掛けた。 2 「安全安心まちづくりひろば」に防犯設備機器を取り扱い事業者に出展してもらい、防犯カメラ等の機器を展示するなど、協働での広報を実施した。 1～3 ニーズが明確でないなど、建築関係の事業者等との連携が難しく、新しい防犯設備に関する情報を収集しづらい。	防犯設備等の展示、紹介等を通じて住宅の防犯対策の重要性を周知するとともに、防犯意識や防犯対策を意識した住宅の普及に努めた。				
改善（A）	次年度の取組	1～3 住宅等を狙った侵入窃盗の認知件数は、令和 3 年以降増加に転じており、また、社会情勢の変化に応じて、県民の安全をおびやかす他の犯罪も増加に転じるおそれがあることから、引き続き防犯性の高い機器や設備について広報を継続していく。	1～3 住宅等を狙った侵入窃盗の認知件数は、令和 3 年以降増加に転じており、また、社会情勢の変化に応じて、県民の安全をおびやかす他の犯罪も増加に転じるおそれがあることから、引き続き防犯性の高い機器や設備について広報を継続していく。	1～3 住宅等を狙った侵入窃盗や押し込み強盗等、社会情勢の変化に応じて、県民の安全をおびやかす他の犯罪も増加に転じるおそれがあることから、引き続き防犯性の高い機器や設備について広報を継続していく。	防犯設備機器の展示や紹介等による除法発信を行う。				

高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画進捗管理表

No.125 様式 1

重点目標 4	犯罪の防止に配慮した生活環境の整備を促進する	基本的方策 2	犯罪の防止に配慮した住宅を普及する		具体的な取組③	公営住宅の防犯指針に基づく整備	事業No.	4－2－（3）				
							担当課	住宅課				
目指す姿（目標）	侵入盗発件数の減少		目標又は指標	・県営住宅全面的改善工事を指針に沿って実施 ・市町村営住宅に対して指針に沿った整備に努めるように情報提供と指導	出発点（R 4）	現状値				目標値（R 8）		
					-	R4:	R5:	R6:	R7:	R8:	-	
計画（P） 線表	取組内容		R 4		R 5		R 6		R 7		R 8 以降	
	県営住宅について、「犯罪の防止に配慮した住宅の構造、設備等に関する指針」に基づく整備に努めるとともに、市町村営住宅についても、同様の整備に努めるよう、市町村に対して情報の提供と指導を行います。		・犯罪の防止に配慮した住宅の構造、設備等に関する指針に基づく県営住宅の整備 ・市町村営住宅についても同様の整備に努めるよう情報提供と指導									
実施計画（P）	インプット（投入）		・全面的改善事業（6団地284戸）により実施									
			・市町村営住宅整備について指針に基づく整備に努めるよう、情報の提供と指導を継続して実施									
実行（D）	成果 ・アウトプット（結果） ・アウトカム（成果）	・県営住宅船岡南団地第2工区全面的改善工事完成（1棟30戸） ・県営住宅船岡南団地第3工区全面的改善工事実施（2棟60戸） ・室戸市外 4 市町において49戸の公営住宅等を整備指針に基づき整備		・県営住宅船岡南団地第3工区全面的改善工事完成（2棟60戸） ・室戸市外 4 市町村において29戸の公営住宅等を整備指針に基づき整備		・県営住宅船岡南団地第4工区全面的改善工事完成（2棟60戸） ・宿毛市外 2 町において16戸の公営住宅等を整備指針に基づき整備		・県営住宅日高団地 1 号棟全面的改善工事実施（1 棟24戸）。 ・黒潮町及び日高村において15戸の公営住宅等を整備指針に基づき整備。				
		評価（C）	実施後の分析、検証	・県営住宅船岡南団地第2工区全面的改善工事の実施に際し、防犯仕様の玄関ドアの採用、外部窓への格子の設置及び新設エレベーターかご内部への防犯カメラの設置を行った。（1棟30戸） （第3工区も同様の内容で実施中） ・R4年度完成した市町村営住宅については、すべて整備指針に基づき整備済み		・県営住宅船岡南団地第3工区全面的改善工事の実施に際し、防犯仕様の玄関ドアの採用、外部窓への格子の設置及び新設エレベーターかご内部への防犯カメラの設置を行った。（2棟60戸） ・R5年度完成した市町村営住宅については、すべて整備指針に基づき整備済み		・県営住宅船岡南団地第4工区全面的改善工事の実施に際し、防犯仕様の玄関ドアの採用、外部窓への格子の設置及び新設エレベーターかご内部への防犯カメラの設置を行った。（2棟60戸） ・R6年度完成した市町村営住宅については、すべて整備指針に基づき整備済み		・県営住宅日高団地 1 号棟全面的改善工事において、防犯仕様の玄関ドア、外部窓への格子及び新設エレベーターかご内部への防犯カメラの設置を実施中（1 棟24戸）。 ・R7年度完成した市町村営住宅については、すべて整備指針に基づき整備済み。		
改善（A）	次年度の取組			・県営住宅船岡南団地第3工区全面的改善工事の実施に際し、防犯仕様の玄関ドアの採用、外部窓への格子の設置及び新設エレベーターかご内部への防犯カメラの設置を行う。（R5年度完成予定 2棟60戸） ・県営住宅船岡南団地第4工区全面的改善工事発注予定（2棟60戸）。工事内容は第1工区～第3工区同様。 ・市町村営住宅整備について指針に基づく整備に努めるよう、情報の提供と指導を継続して実施		・県営住宅日高団地1号棟全面的改善工事発注予定（1棟30戸）。工事内容は県営住宅船岡南団地同様。 ・市町村営住宅整備について指針に基づく整備に努めるよう、情報の提供と指導を継続して実施		・県営住宅日高団地第 1 工区全面的改善工事の実施に際し、防犯仕様の玄関ドアの採用、外部窓への格子の設置及び新設エレベーターかご内部への防犯カメラの設置を行う。（R8 年度完成予定 1棟24戸） ・市町村営住宅整備について指針に基づく整備に努めるよう、情報の提供と指導を継続して実施		・県営住宅日高団地 1 号棟全面的改善工事の実施に際し、防犯仕様の玄関ドア、外部窓への格子及び新設エレベーターかご内部への防犯カメラの設置を行う（R8年度完成予定 1 棟24戸）。 ・県営住宅日高団地 2 号棟全面的改善工事発注予定（1 棟24戸）。工事内容は1号棟同様。 ・市町村営住宅整備について指針に基づく整備に努めるよう、情報の提供と指導を継続。		

高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画進捗管理表

No.128

様式 1

重点目標 5	南海トラフ地震等の大規模な災害に対応した防犯対策を推進する	基本的方策 1	市町村による災害時の防犯対策を支援する	具体的な取組①		地域の防災計画への「防犯の視点」の反映	事業No.		5－1－（1）		
							担当課	南海トラフ地震対策課			
目指す姿（目標）	「防犯の視点」を反映した避難所運営マニュアルの作成につなげる。		目標又は指標	新しく確保した避難所で「防犯の視点」を盛り込んだ避難所運営マニュアルを作成	出発点（R 4）	現状値					目標値（R 8）
					1, 208件	R4: 1, 225件	R5:1, 241件	R6: 1, 267件	R7:	R8:	L2浸水域外、耐震性ありの指定避難所において100%
計画（P） 線表	取組内容	R 4		R 5		R 6		R 7		R 8以降	
		県作成の「大規模災害に備えた避難所運営マニュアル作成の手引き」や「避難所運営マニュアル作成ノウハウ集」などにより事例を広く情報提供									
		大規模な災害が発生した後は、様々な事件や事故などの発生が予想されることから、市町村に対して、防災や復興に関する各種計画に、「防犯の視点」を反映した取組を盛り込むよう働きかけます。									
実施計画（P）	インプット(投入)	県作成の「大規模災害に備えた避難所運営マニュアル作成の手引き」や「避難所運営マニュアル作成ノウハウ集」などにより、事例を広く情報提供している。									
実行（D）	成果 ・アウトプット（結果） ・アウトカム（成果）	新規避難所における作成数：1, 225件		新規避難所における作成数：1, 241件		新規避難所における作成数：1, 267件		・ 避難所の調査は年1回であり、これから行うので、作成数は不明 ・ 大規模災害に備えた避難所運営マニュアル作成の手引き等を令和8年3月に改定			
		作成された避難所運営マニュアルにおいて「防犯の視点」が盛り込まれている。		作成された避難所運営マニュアルにおいて「防犯の視点」が盛り込まれている。		作成された避難所運営マニュアルにおいて「防犯の視点」が盛り込まれている。		作成された避難所運営マニュアルにおいて「防犯の視点」が盛り込まれている。			
評価（C）	実施後の分析、検証										
改善（A）	次年度取組	引き続き新たに指定される避難所において作成される避難所運営マニュアルに「防犯の視点」が盛り込まれる		引き続き新たに指定される避難所において作成される避難所運営マニュアルに「防犯の視点」が盛り込まれる		引き続き新たに指定される避難所において作成される避難所運営マニュアルに「防犯の視点」が盛り込まれる		引き続き新たに指定される避難所において作成される避難所運営マニュアルに「防犯の視点」が盛り込まれる			

重点目標 5	南海トラフ地震等の大規模な災害に対応した防犯対策を推進する	基本的方策 1	市町村による災害時の防犯対策を支援する	具体的な取組②	地域の防災計画に盛り込まれている「防犯の視点」の重要性の広報・啓発	事業No.	5－1－（2）				
						担当課	県民生活課				
目指す姿（目標）	防災部門、市町村との連携強化を図り、災害発生後、自主的な防犯活動が効果的に行われることを目指す。		目標又は指標	市町村担当者会の実施	出発点（R 4）	現状値				目標値（R 8）	
					R4:	R5:	R6:	R7:	R8:		
計画（P） 線表	取組内容	R 4		R 5	R 6		R 7		R 8 以降		
		【市町村担当者会】・・・◎各市町村担当者に対し「防犯の視点」の必要性や重要性を説明し、地域防災計画に防犯の視点を盛り込むよう働きかける。 【広報紙・会報】・・・◎発行回数 年度 4 回 ◎配付箇所の拡充 ◎広報紙や会報へ「防犯の視点」に関する記事を掲載 【安全安心まちづくりひろば】・・・◎主催イベント「安全安心まちづくりひろば」で、防犯の視点の必要性や重要性に関するパネルを展示 【機会を捉えた広報】・・・◎各種機会を利用した「防犯の視点」に関する広報・啓発									
実施計画（P）	インプット（投入）	1 市町村担当者会等の機会を通じ、情報発信に努める 2 各種広報誌等において、時機に即した広報誌の発行 3 危機管理部などの関係部署との連絡及び連携を継続し、市町村が地域防災計画を策定或いは改定する場合には、「防犯の視点」を盛り込むように働きかける。									
実行（D）	成果 ・アウトプット（結果） ・アウトカム（成果）	1 広報誌「安全安心まちづくりニュース」及び、会報「安全安心まちづくりだより」の記事の中で、大規模災害時における「防犯の視点」を盛り込んだ記事を掲載した。 2 防犯啓発イベント「安全安心まちづくりひろば」の開催に際して、南海トラフ地震対策課等と連携のうえ、防災に関するパネル展示等を行い、防災意識の向上に努めた。 3 市町村担当者会に関し作成した資料の中で、大規模災害時における「防犯の視点」の必要性について記載をし広報を行った。	1 広報誌「安全安心まちづくりニュース」及び、会報「安全安心まちづくりだより」の記事の中で、大規模災害時における「防犯の視点」を盛り込んだ記事を掲載した。 2 防犯啓発イベント「安全安心まちづくりひろば」の開催に際して、南海トラフ地震対策課等と連携のうえ、防災に関するパネル展示等を行い、防災意識の向上に努めた。 3 市町村担当者会に関し作成した資料の中で、大規模災害時における「防犯の視点」の必要性について記載をし広報を行った。	1 広報誌「安全安心まちづくりニュース」及び、会報「安全安心まちづくりだより」の記事の中で、大規模災害時における「防犯の視点」を盛り込んだ記事を掲載した。 2 防犯啓発イベント「安全安心まちづくりひろば」の開催に際して、南海トラフ地震対策課等と連携のうえ、防災に関するパネル展示等を行い、防災意識の向上に努めた。	1 広報誌「安全安心まちづくりニュース」及び、会報「安全安心まちづくりだより」の記事の中で、大規模災害時における「身の安全の確保に向けた情報」を盛り込んだ記事を掲載した。 2 防犯啓発イベント「安全安心まちづくりひろば」の開催に際して、南海トラフ地震対策課等と連携のうえ、防災に関するパネル展示等を行い、防災意識の向上に努めた。						
評価（C）	実施後の分析、検証	広報誌等への記載による情報共有の際は、掲載時期を選定し、広く関係者に浸透する掲載内容とすることが重要である。 また、イベントでのパネル展示等の際は、地震対策の点に偏ることなく、あくまで防犯の視点に沿った内容とすることが重要である。	広報誌等への記載による情報共有の際は、掲載時期を選定し、広く関係者に浸透する掲載内容とすることが重要である。 また、イベントでのパネル展示等の際は、地震対策の点に偏ることなく、あくまで防犯の視点に沿った内容とすることが重要である。	広報誌等への記載による情報共有の際は、掲載時期を選定し、広く関係者に浸透する掲載内容とすることが重要である。 また、イベントでのパネル展示等の際は、地震対策の点に偏ることなく、あくまで防犯の視点に沿った内容とすることが重要である。	広報誌等への記載による情報共有の際は、掲載時期を選定し、広く関係者に浸透する掲載内容とすることが重要である。 また、イベントでのパネル展示等の際は、地震対策の点に偏ることなく、あくまで防犯の視点に沿った内容とすることが重要である。						
改善（A）	次年度の取組	今後も効果的な時期を見て、広報誌等への掲載を続けていく。 また、危機管理部や他機関等とも連携の上、安全安心まちづくりひろば等の各種イベントにおいて、防犯の視点を盛り込んだ展示を行う。	今後も効果的な時期を見て、広報誌等への掲載を続けていく。 また、危機管理部や他機関等とも連携の上、安全安心まちづくりひろば等の各種イベントにおいて、防犯の視点を盛り込んだ展示を行う。	今後も効果的な時期を見て、広報誌等への掲載を続けていく。 また、危機管理部や他機関等とも連携の上、安全安心まちづくりひろば等の各種イベントにおいて、防犯の視点を盛り込んだ展示を行う。	今後も効果的な時期を見て、広報誌等への掲載を続けていく。 また、危機管理部や他機関等とも連携の上、安全安心まちづくりひろば等の各種イベントにおいて、防犯の視点を盛り込んだ展示を行う。						

高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画進捗管理表

No.131

新様式 1

重点目標 5	南海トラフ地震等の大規模な災害に対応した防犯対策を推進する	基本的方針 1	市町村による災害時の防犯対策を支援する	具体的な取組③	発生前の備え及び発生後の対応への支援		事業No.	5－1－（3）	
							担当課	県民生活課	
目指す姿（目標）	市町村との連携強化を図り、災害発生後、自主的な防犯活動が効果的に行われることを目指す。	目標又は指標	市町村担当者会の開催	出発点（R 4）	現状値				目標値（R 8）
				R4:	R5:	R6:	R7:	R8:	
計画（P） 線表	取組内容	R 4		R 5	R 6		R 7		R 8 以降
		【市町村担当者会】・・・◎各市町村担当者に対し「防犯の視点」の必要性や重要性を説明し、意識の向上を図るとともに連携を強化する。 【広報紙・会報】・・・◎発行回数 年度 4 回 ◎配付箇所の拡充 ◎広報紙や会報へ「防犯の視点」に関する記事を掲載 【安全安心まちづくりひろば】・・・◎主催イベント「安全安心まちづくりひろば」で、防犯の視点の必要性や重要性に関するパネルを展示 【機会を捉えた広報】・・・◎各種機会を利用した「防犯の視点」に関する広報・啓発							
実施計画（P）	インプット（投入）	1 市町村担当者会等の機会を通じ、情報発信に努める 2 各種広報誌等において、時機に即した広報誌の発行 3 危機管理部などの関係部署との連絡及び連携を継続し、市町村が地域防災計画を策定或いは改定する場合には、「防犯の視点」を盛り込むように働きかける。							
実行（D）	成果 ・アウトプット（結果） ・アウトカム（成果）	1 市町村担当者会において、大規模災害時における「防犯の視点」の重要性を説明し、各担当者との意見交換としてアンケートを実施した。 また、地域防災計画へ「防犯の視点」を盛り込むよう働きかけた 2 安全安心まちづくりに関する広報紙、会報及びイベントなどで大規模災害時における防犯対策の必要性を広報した。	1 市町村担当者会において、大規模災害時における「防犯の視点」の重要性を説明し、各担当者との意見交換としてアンケートを実施した。 また、地域防災計画へ「防犯の視点」を盛り込むよう働きかけた 2 安全安心まちづくりに関する広報紙、会報及びイベントなどで大規模災害時における防犯対策の必要性を広報した。	安全安心まちづくりに関する広報紙、会報及びイベントなどで大規模災害時における防犯対策の必要性を広報した。	安全安心まちづくりに関する広報紙、会報及びイベントなどで大規模災害時における防犯対策の必要性を広報した。				
評価（C）	実施後の分析、検証	1 大規模災害時における「防犯の視点」の重要性をどれだけ伝達できるかが課題となる。 2 情報収集や伝達だけではなく、市町村との連携を図り、防災計画における「防犯の視点」について意見交換を行い、更に意識付けを図っていく必要がある。	1 大規模災害時における「防犯の視点」の重要性をどれだけ伝達できるかが課題となる。 2 情報収集や伝達だけではなく、市町村との連携を図り、防災計画における「防犯の視点」について意見交換を行い、更に意識付けを図っていく必要がある。	1 大規模災害時における「防犯の視点」の重要性をどれだけ伝達できるかが課題となる。 2 情報収集や伝達だけではなく、市町村との連携を図り、防災計画における「防犯の視点」について意見交換を行い、更に意識付けを図っていく必要がある。	1 大規模災害時における「防犯の視点」の重要性をどれだけ伝達できるかが課題となる。 2 情報収集や伝達だけではなく、市町村との連携を図り、防災計画における「防犯の視点」について意見交換を行い、更に意識付けを図っていく必要がある。				
改善（A）	次年度の取組	今後も引き続き継続した啓発に取り組む。	今後も引き続き継続した啓発に取り組む。	今後も引き続き継続した啓発に取り組む。	今後も引き続き継続した啓発に取り組む。				

高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画進捗管理表

No.132

様式 1

重点目標 5	南海トラフ地震等の大規模な災害に対応した防犯対策を推進する	基本的方策 1		市町村による災害時の防犯対策を支援する		具体的な取組③	発生前の備え及び発生後の対応への支援				事業No.	5-1- (3)
											担当課	生活安全企画課
目指す姿 (目標)	大規模災害時に発生する可能性のある犯罪被害に関する情報を周知させ、犯罪被害防止に向けた装備・支援等を充実させる。	目標 又は 指標				出発点 (R 4)	現状値				目標値 (R 8)	
							R4:	R5:	R6:	R7:	R8:	
計画 (P) 線表	取組内容		R 4		R 5		R 6		R 7		R 8 以降	
	市町村において、災害発生後の防犯活動を円滑に行うための備えが進むよう、災害時の犯罪や防犯活動事例等の情報を提供するとともに、市町村が開催する会議等へ、被災地における活動経験のある有識者や職員を派遣する等の支援を行います。 また、実際に災害が発生した場合には、被災地での犯罪発生状況や被災者の生活上のトラブルに関する情報提供等、市町村による防犯活動が迅速・適切に行えるための支援を行います。											
実施計画 (P)	インプット (投入)		1 大規模災害発生地を管轄する他県警察への照会や活動経験者からの情報収集 2 関係機関と連携した、防災計画への「防犯の視点」を反映させる活動の推進 3 市町村担当者等に対する「防犯の視点」の必要性及び重要性の周知 4 県警察ホームページ、Yahoo!アプリ、SNS (X) 等による情報発信									
実行 (D)	成果 ・アウトプット (結果) ・アウトカム (成果)		1 大規模災害における防犯対策や災害に便乗した犯罪の特徴等について、他県警察と情報共有を図った。 2、3 各警察署では、災害対策担当警察職員が防犯講話を行うことで、高知県内各市町村における防災計画へ「防犯の視点」を反映させるよう働きかけた。 2、3 各地区で開催している防犯講話に、災害対策担当警察職員が出席し、被災地での犯罪発生状況や被災者に対する生活上のトラブルに関する情報提供を行った。 4 県警察ホームページ、SNS (ツイッター) 等、様々な広報手段を通じて地域安全情報を提供をした。		1 大規模災害における防犯対策や災害に便乗した犯罪の特徴等について、他県警察と情報共有を図った。 2、3 各警察署では、災害対策担当警察職員が防犯講話を行うことで、高知県内各市町村における防災計画へ「防犯の視点」を反映させるよう働きかけた。 2、3 各地区で開催している防犯講話に、災害対策担当警察職員が出席し、被災地での犯罪発生状況や被災者に対する生活上のトラブルに関する情報提供を行った。 4 県警察ホームページ、X (旧ツイッター) 等、様々な広報手段を通じて地域安全情報を提供をした。		1 大規模災害における防犯対策や災害に便乗した犯罪の特徴等について、他県警察と情報共有を図った。 2、3 各警察署では、災害対策担当警察職員が防犯講話を行うことで、高知県内各市町村における防災計画へ「防犯の視点」を反映させるよう働きかけた。 2、3 各地区で開催している防犯講話に、災害対策担当警察職員が出席し、被災地での犯罪発生状況や被災者に対する生活上のトラブルに関する情報提供を行った。 4 県警察ホームページ、Yahoo!アプリ、SNS (X) 等、様々な広報手段を通じて地域安全情報を提供をした。		1 過去に大規模災害が発生した都道府県警察から、被災時における防犯対策等についての情報を収集した。 2、3 各警察署で災害対策担当警察職員が防犯講話等を行うことで、高知県内各市町村における防災計画へ「防犯の視点」を反映させるよう働きかけた。			
評価 (C)	実施後の分析、検証		1 他県警察と情報共有することにより、防犯対策や災害に便乗した犯罪の特徴等について周知が図られた。 2 高知市の防災担当者や防犯を担当する警察本部生活安全企画課員が直接協議し、発災時の防犯活動等について意見交換を行った。 2、3 災害対策担当警察職員が防犯講話により、各市町村担当者による「防犯の視点」及び大規模災害時における犯罪発生状況等の周知が図られた。 4 県警察ホームページ、SNS (ツイッター) 等を通じて地域安全情報の提供により、広く防犯意識の醸成が図られた。		1 他県警察と情報共有することにより、防犯対策や災害に便乗した犯罪の特徴等について周知が図られた。 2 高知市の防災担当者や防犯を担当する警察本部生活安全企画課員が直接協議し、発災時の防犯活動等について意見交換を行った。 2、3 災害対策担当警察職員が防犯講話により、各市町村担当者による「防犯の視点」及び大規模災害時における犯罪発生状況等の周知が図られた。 4 県警察ホームページ、X (旧ツイッター) 等を通じて地域安全情報の提供により、広く防犯意識の醸成が図られた。		1 他県警察と情報共有することにより、防犯対策や災害に便乗した犯罪の特徴等について周知が図られた。 2、3 災害対策担当警察職員が防犯講話により、各市町村担当者による「防犯の視点」及び大規模災害時における犯罪発生状況等の周知が図られた。 4 県警察ホームページ、Yahoo!アプリ、SNS (X) 等を通じて地域安全情報の提供により、広く防犯意識の醸成が図られた。		1 過去に大規模災害が発生した都道府県警察から、被災時における防犯対策の情報を収集蓄積し、災害時における対策について検討した。 2、3 災害対策担当警察職員が防犯講話により、各市町村担当者による「防犯の視点」の周知が図られた。			
改善 (A)	次年度の取組		1、4 災害等発生時は、防犯対策が遅れる傾向があるとされことから、他県警察において取り組んだ防犯対策についても速やかな情報共有を検討していく。 2～4 各自治体に対する情報提供方法や取組方法の検討を引き続き実施していく。		1、4 災害等発生時は、防犯対策が遅れる傾向があるとされことから、他県警察において取り組んだ防犯対策についても速やかな情報共有を展開していく。 2～4 各自治体に対する情報提供方法や取組方法の検討を引き続き実施していく。 1～3 災害に便乗した悪質商法被害を抑止すべく関係機関と連携し、対策を講じる。		1、4 災害等発生時は、防犯対策が遅れる傾向があるとされことから、他県警察において取り組んだ防犯対策についても速やかな情報共有を展開していく。 1～3 災害に便乗した悪質商法被害を抑止すべく関係機関と連携し、対策を講じる。		被災時における防犯対策情報を収集し、予想される事業への事前対策や発生後に必要となる対策について啓発していく。			

高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画進捗管理表

重点目標 5	南海トラフ地震等の大規模な災害に対応した防犯対策を推進する	基本的方策 2	防犯活動団体等による災害時の防犯対策を支援する		具体的な取組①	防犯活動団体等の活動促進と早期始動に対する支援				事業No.	5-2-(1)	
										担当課	南海トラフ地震対策課	
目指す姿 （目標）	県民一人ひとりが地域地域で命を守り、つなぐための意識を持つ		目標 又は 指標	R 7 年度以降に改定改訂し、県内全戸に配布	出発点 (R 4)	現状値					目標値 (R 8)	
					全戸配布済	R4: 100%	R5: —	R6:	R7:	R8:	改訂した際にはを行い、全戸配布を実施する	
計画 (P) 線表	取組内容		R 4		R 5		R 6		R 7		R 8 以降	
			「南海トラフ地震に備えちよき」を随時配布				「南海トラフ地震に備えちよき」改定改訂の検討・随時配布				「南海トラフ地震に備えちよき」を改訂し、全戸配布 (R8)	
実施計画 (P)	インプット (投入)		R 2 年度に改定改訂、全戸配布した「南海トラフ地震に備えちよき」を随時配布する。とともに、必要に応じて冊子の改定、全戸配布を行う R 8 年度に「南海トラフ地震に備えちよき」を改訂し、全戸配布する。									
実行 (D)	成果 ・アウトプット (結果) ・アウトカム (成果)		・南海トラフ地震対策について問い合わせがあった場合に備えちよきを配布した。 ・県民の自助の取組につながった。		・南海トラフ地震対策について問い合わせがあった場合に備えちよきを配布した。 ・県民の自助の取組につながった。		・南海トラフ地震対策について問い合わせがあった場合に備えちよきを配布した。 ・県民の自助の取組につながった。		・南海トラフ地震対策について問い合わせがあった場合に備えちよきを配布した。 ・県民の自助の取組につながった。			
			評価 (C)	実施後の分析、検証	・県民に対して自助の取り組みを説明するにあたって理解してもらいやすいツールのため、引き続き県民から問合せがあった場合は、備えちよきの配布を行う。		・県民に対して自助の取り組みを説明するにあたって理解してもらいやすいツールのため、引き続き県民から問合せがあった場合は、備えちよきの配布を行う。		・県民に対して自助の取り組みを説明するにあたって理解してもらいやすいツールのため、引き続き県民から問合せがあった場合は、備えちよきの配布を行う。		・県民に対して自助の取り組みを説明するにあたって理解してもらいやすいツールのため、引き続き県民から問合せがあった場合は、備えちよきの配布を行う。	
改善 (A)	次年度の取組	・引き続き、必要に応じて備えちよきの配布を行う。			・引き続き、必要に応じて備えちよきの配布を行う。		・引き続き、必要に応じて備えちよきの配布を行う。		・備えちよきを改訂し、全戸配布する。			

高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画進捗管理表

No.134

新様式 1

重点目標 5	南海トラフ地震等の大規模な災害に対応した防犯対策を推進する	基本的方策 2	防犯活動団体等による災害時の防犯対策を支援する		具体的な取組①	防犯活動団体等の活動促進と早期始動に対する支援					事業No.	5-2-(1)
											担当課	県民生活課
目指す姿 (目標)	市町村、自主防災組織、防犯ボランティア団体など、お互いに連携しながら、災害時に自主的な防犯対策に取り組めるようにする。		目標 又は 指標	広報誌等への掲載、発行を通じた広報啓発の実施	出発点 (R 4)	現状値					目標値 (R 8)	
						R4:	R5:	R6:	R7:	R8:		
計画 (P) 線表	取組内容		R 4		R 5	R 6	R 7	R 8 以降				
	防犯活動団体などによる平時の活動が一層活性化し、防災に関する知識や技能を習得できるよう、県や各市町村が実施する防災訓練や研修会などへの参加を促進します。 災害の発生時には、復旧活動に移行した段階で防犯活動に取り組めるよう、犯罪や避難所などにおけるトラブルなどに関する情報の提供や、ベスト、帽子及び腕章などの活動に必要な物品の提供などにより、防犯活動の早期始動を支援します。		【広報紙・会報】・・・◎発行回数 年度 4 回 ◎広報紙や会報へ地震発生時の対応要領等の記事を掲載 【高知県ホームページ】・・・◎高知県ホームページに地震発生時の防犯活動の重要性等を掲載（継続） 【安全安心まちづくりひろば】・・・◎主催イベント「安全安心まちづくりひろば」で、地震発生時の防犯活動の重要性等に関するパネルを展示 【機会を捉えた広報】・・・◎関係団体及び地域の会合等を利用した、地震発生時の防犯活動の重要性等に関する広報・啓発									
実施計画 (P)	インプット (投入)	1 市町村担当者会等の機会を通じ、情報発信に努める 2 各種広報誌等において、時機に即した広報誌の発行 3 危機管理部などの関係部署との連絡及び連携を継続し、市町村が地域防災計画を策定或いは改定する場合には、「防犯の視点」を盛り込むように働きかける。										
実行 (D)	成果 ・アウトプット (結果) ・アウトカム (成果)	1 広報誌「安全安心まちづくりニュース」及び、会報「安全安心まちづくりだより」の記事の中で、大規模災害時における「防犯の視点」を盛り込んだ記事を掲載した。 2 防犯啓発イベント「安全安心まちづくりひろば」の開催に際して、南海トラフ地震対策課等と連携のうえ、防災に関するパネル展示等を行い、防災意識の向上に努めた。 3 市町村担当者会に関し作成した資料の中で、大規模災害時における「防犯の視点」の必要性について記載をし広報を行った。	1 広報誌「安全安心まちづくりニュース」及び、会報「安全安心まちづくりだより」の記事の中で、大規模災害時における「防犯の視点」を盛り込んだ記事を掲載した。 2 防犯啓発イベント「安全安心まちづくりひろば」の開催に際して、南海トラフ地震対策課等と連携のうえ、防災に関するパネル展示等を行い、防災意識の向上に努めた。 3 市町村担当者会に関し作成した資料の中で、大規模災害時における「防犯の視点」の必要性について記載をし広報を行った。	1 広報誌「安全安心まちづくりニュース」及び、会報「安全安心まちづくりだより」の記事の中で、大規模災害時における「防犯の視点」を盛り込んだ記事を掲載した。 2 防犯啓発イベント「安全安心まちづくりひろば」の開催に際して、南海トラフ地震対策課等と連携のうえ、防災に関するパネル展示等を行い、防災意識の向上に努めた。	1 広報誌「安全安心まちづくりニュース」及び、会報「安全安心まちづくりだより」の記事の中で、大規模災害時における「身の安全の確保につながる情報」を盛り込んだ記事を掲載した。 2 防犯啓発イベント「安全安心まちづくりひろば」の開催に際して、南海トラフ地震対策課等と連携のうえ、防災に関するパネル展示等を行い、防災意識の向上に努めた。							
評価 (C)	実施後の分析、検証	広報誌等への掲載内容の吟味。 庁内防災担当課との協議の上、「安全安心まちづくりひろば」会場でのパネル展示内容についても吟味し、趣向を凝らした展示とする。	広報誌等への掲載内容の吟味。 庁内防災担当課との協議の上、「安全安心まちづくりひろば」会場でのパネル展示内容についても吟味し、趣向を凝らした展示とする。	広報誌等への掲載内容の吟味。 庁内防災担当課との協議の上、「安全安心まちづくりひろば」会場でのパネル展示内容についても吟味し、趣向を凝らした展示とする。	広報誌等への掲載内容の吟味。 庁内防災担当課との協議の上、「安全安心まちづくりひろば」会場でのパネル展示内容についても吟味し、趣向を凝らした展示とする。							
改善 (A)	次年度の取組	防犯活動団体への講演等の依頼がなく、実施していないため、今後は、要望を受けて実施することが重要である。	防犯活動団体への講演等の依頼がなく、実施していないため、今後は、要望を受けて実施することが重要である。	防犯活動団体への講演等の依頼がなく、実施していないため、今後は、要望を受けて実施することが重要である。	防犯活動団体への講演等の依頼がなく、実施していないため、今後は、要望を受けて実施することが重要である。							

高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画進捗管理表

No.135

様式 1

重点目標 5	南海トラフ地震等の大規模な災害に対応した防犯対策を推進する	基本的方策 2	防犯活動団体等による災害時の防犯対策を支援する		具体的な取組①	防犯活動団体等の活動促進と早期始動に対する支援					事業No.	5－2－（１）
											担当課	生活安全企画課
目指す姿（目標）	被災後における防犯活動団体による活動について情報収集し、早期活動開始のための各種整備を推進する。		目標又は指標		出発点（R４）	現状値					目標値（R８）	
					R4:	R5:	R6:	R7:	R8:			
計画（P）線表	取組内容		R 4		R 5		R 6		R 7		R 8 以降	
	防犯活動団体等による平時の活動が一層活性化し、防災に関するノウハウを更に習得できるよう、自治体等が実施する防災訓練や研修会等への参加を促進します。 また、災害発生時には、復旧活動に移行した段階で防犯活動に取り組めるよう、犯罪や避難所等におけるトラブルなどに関する情報や、ベスト、帽子、腕章等活動に必要な物品の提供などにより、防犯活動の早期始動を支援します。		【防災訓練への参加促進】・・・各種会議、広報活動等を通じた呼びかけ 【資機材の整備・備蓄】・・・予算措置に向けた取組									
実施計画（P）	インプット（投入）		1 県、市町村、防災団体が実施する訓練への参加促進 2 市町村担当者等に対する「防犯の視点」の必要性及び重要性の周知 3 県警察ホームページ、Yahoo!アプリ、SNS（X）等による情報発信 4 大規模災害発生後における防犯活動に必要な物品の保管管理及び購入用予算措置									
実行（D）	成果 ・アウトプット（結果） ・アウトカム（成果）		1、2、4 各警察署では、災害対策担当警察職員が防犯講話を行うことで、高知県内各市町村における防災計画へ「防犯の視点」を反映させるよう働きかけた。 1、2、4 各地区で開催している防犯講話に、災害対策担当警察職員が出席し、被災地での犯罪発生状況や被災者に対する生活上のトラブルに関する情報提供を行った。 3 県警察ホームページ、SNS（ツイッター）等、様々な広報手段を通じて地域安全情報を提供をした。	1、2、3 各警察署では、災害対策担当警察職員が防犯講話を行うことで、高知県内各市町村における防災計画へ「防犯の視点」を反映させるよう働きかけた。 1、2、3 各地区で開催している防犯講話に、災害対策担当警察職員が出席し、被災地での犯罪発生状況や被災者に対する生活上のトラブルに関する情報提供を行った。 3 県警察ホームページ、X（旧ツイッター）等、様々な広報手段を通じて地域安全情報を提供をした。	1、2、3 各警察署では、災害対策担当警察職員が防犯講話を行うことで、高知県内各市町村における防災計画へ「防犯の視点」を反映させるよう働きかけた。 1、2、3 各地区で開催している防犯講話に、災害対策担当警察職員が出席し、被災地での犯罪発生状況や被災者に対する生活上のトラブルに関する情報提供を行った。 3 県警察ホームページ、Yahoo!アプリ、SNS（X）等、様々な広報手段を通じて地域安全情報を提供をした。	1 防犯活動団体との会議等において、防災活動と防犯活動の関係について説明し、活動の垣根を越えた連携の必要性を啓発した。 2 被災後の犯罪発生状況や悪質商法トラブルの発生状況等、被災後における防犯活動の必要性を啓発した。						
評価（C）	実施後の分析、検証		1、2、4 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、防災訓練や防災に関する研修会が中止となるなどしたことから、それらを主催する団体等との連携が困難だった。 1、2、4 災害対策担当警察職員が防犯講話により、各市町村担当者による「防犯の視点」の周知が図られた。 3 県警察ホームページ、SNS（ツイッター）等を通じて地域安全情報の提供により、広く防犯意識の醸成が図られた。	1、2、4 災害対策担当警察職員が防犯講話により、各市町村担当者による「防犯の視点」の周知が図られた。 3 県警察ホームページ、X（旧ツイッター）等を通じて地域安全情報の提供により、広く防犯意識の醸成が図られた。	1、2、4 災害対策担当警察職員が防犯講話により、各市町村担当者による「防犯の視点」の周知が図られた。 3 県警察ホームページ、Yahoo!アプリ、SNS（X）等を通じて地域安全情報の提供により、広く防犯意識の醸成が図られた。	大規模災害後の防犯活動の必要性の啓発は可能であるが、被災後の防犯活動に必要な物品の準備は困難である。						
改善（A）	次年度の取組		1～3 新型コロナウイルス感染防止施策が緩和されることから、対面形式で実施する訓練や防災に関する研修会については、感染防止に配慮した上で積極的に参加し、主催団体との連携を図っていく。 4 今後起こりうる災害を想定し、各自治組織に災害時の防犯活動に必要な物品等の準備の働き掛けを強化する。 4 大規模災害発生時に防犯パトロールを行い、自主防犯組織への物品等の提供を行う。	1～3 訓練や防災に関する研修会については、各種事故防止に配慮し積極的に参加し、主催団体との連携を図っていく。 4 今後起こりうる災害を想定し、各自治組織に災害時の防犯活動に必要な物品等の準備の働き掛けを強化する。 4 大規模災害発生時に防犯パトロールを行い、自主防犯組織への物品等の提供を行う。	1～3 訓練や防災に関する研修会については、各種事故防止に配慮し積極的に参加し、主催団体との連携を図っていく。 4 今後起こりうる災害を想定し、各自治組織に災害時の防犯活動に必要な物品等の準備の働き掛けを強化する。 4 大規模災害発生時に防犯パトロールを行い、自主防犯組織への物品等の提供を行う。	防災活動と防犯活動の垣根を越えた連携の必要性、被災後における防犯活動の必要性を啓発する。						

高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画進捗管理表

重点目標 5	南海トラフ地震等の大規模な災害に対応した防犯対策を推進する	基本的方策 2	防犯活動団体等による災害時の防犯対策を支援する		具体的な取組②	自主防災組織による防犯活動への参画の働きかけ		事業No.	5－2－（2）
								担当課	南海トラフ地震対策課
目指す姿（目標）	自主防災組織へ犯罪のない安心安全のまちづくり活動への理解を深めてもらうため、県が実施する研修会で防犯活動に関する情報の提供を行い、防犯意識を向上させる。	目標又は指標	研修会や防災士養成講座での情報提供：各年度 4 ～ 6 回	出発点 (R 4)	現状値				目標値 (R 8)
				研修会での啓発：各年度 6 回	R4： 6 回	R5： 6 回	R6： 6 回	R7： 4 回	R8： 研修会や防災士養成講座などでの啓発：各年度 4 ～ 5 回
計画 (P) 線表	取組内容	R 4		R 5	R 6		R 7		R 8 以降
		自主防災組織人材育成研修でのチラシ等の配布により防犯活動を啓発（各年度 6 回） 防災士養成講座等でのチラシ配布等により防犯活動を啓発（各年度 4 ～ 5 回）							
実施計画 (P)	インプット (投入)	自主防災組織人材育成研修でのチラシ等の配布により防犯活動を啓発（各年度 6 回）					防災士養成講座等でのチラシ配布等により防犯活動を啓発（各年度 4 ～ 5 回）		
実行 (D)	成果 ・アウトプット (結果) ・アウトカム (成果)	県内 6 箇所で実施した自主防災組織人材育成研修にて、避難所での防犯活動について講師の方から説明していただいた。	県内 6 箇所で実施した自主防災組織人材育成研修にて、車中泊避難での防犯活動について講師の方から説明していただいた。	県内 6 箇所で実施した自主防災組織人材育成研修にて、車中泊避難での防犯活動について講師の方から説明していただいた。	県内 4 箇所で実施した、防災士養成講座にて、避難所における防犯に係るポイントを説明し、避難所レイアウトに係る工夫を講師から説明いただいた。				
評価 (C)	実施後の分析、検証	令和 4 年度は、実際の写真を見せながら避難所における防犯活動を講師の方から説明していただき、必要性について周知することが出来た。	車中泊避難におけるトラブル事例などを講師の方から説明していただき、未然に防ぐ方法など、グループワークにより検討することが出来た。	能登半島地震の盗難事例等を紹介した。	講師からの、防犯に係るポイントを踏まえて、グループワークにより避難所レイアウトなどを検討することができた。				
改善 (A)	次年度の取組	引き続き、自主防災組織人材育成研修で避難所における防犯活動についての内容を盛り込み、啓発していく。	引き続き、自主防災組織人材育成研修で避難所における防犯活動についての内容を盛り込み、啓発していく。	引き続き、自主防災組織人材育成研修で避難所における防犯活動についての内容を盛り込み、啓発していく。	引き続き、防災士養成講座などの自主防災組織の方が来られる機会をとらえて啓発していく。				

高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画進捗管理表

No.137

新様式 1

重点目標 5	南海トラフ地震等の大規模な災害に対応した防犯対策を推進する	基本的方策 2	防犯活動団体等による災害時の防犯対策を支援する	具体的な取組②	自主防災組織による防犯活動への参画の働きかけ	事業No.	5-2-(2)				
						担当課	県民生活課				
目指す姿 (目標)	市町村、自主防災組織、防犯ボランティア団体など、お互いに連携しながら、災害時に自主的な防犯対策に取り組めるようにする。	目標 又は 指標	イベント等の啓発の場において、大規模災害発生時の「防犯の視点」について広報を行う	出発点 (R 4)	現状値					目標値 (R 8)	
				R4:	R5:	R6:	R7:	R8:			
計画 (P) 線表	取組内容	R 4		R 5		R 6		R 7		R 8 以降	
		【情報収集】・・・◎関係団体及び地域の会合等の機会を利用した自主防災組織の把握 【広報紙・会報】・・・◎発行回数 年度 4 回 ◎広報紙や会報へ防災研修会、防災イベント等の記事を掲載 【高知県ホームページ】・・・◎高知県のホームページへ、防災研修会、 防災イベント等の記事を掲載 【安全安心まちづくりひろば】・・・◎主催イベント「安全安心まちづくりひろば」で、地震発生時の防犯活動の重要性等に関するパネルを展示 【機会を捉えた広報】・・・◎関係団体及び地域の会合等を利用した、地震発生時の防犯活動の重要性等に関する広報・啓発									
実施計画 (P)	インプット (投入)	1 市町村担当者会等の機会を通じ、情報発信に努める 2 各種広報誌等において、時機に即した広報誌の発行 3 危機管理部などの関係部署との連絡及び連携を継続し、市町村が地域防災計画を策定或いは改定する場合には、「防犯の視点」を盛り込むように働きかける。									
実行 (D)	成果 ・アウトプット (結果) ・アウトカム (成果)	1 市町村担当者会等の機会を通じ、情報発信に努めた。 2 各種広報誌等を通じて、災害発生時の対応について時期に即した記事を掲載した。 3 安全安心まちづくりひろばでのパネル展示等で、危機管理部などの関係部署との連絡の上、地震発生時の防犯活動の重要性や災害発生時の行動などについて展示し啓発を行った。 上記、広報誌及び安全安心まちづくりひろばの様子については県ホームページ上へも掲載し、幅広い世代に広報を行うことができた。	1 市町村担当者会等の機会を通じ、情報発信に努めた。 2 各種広報誌等を通じて、災害発生時の対応について時期に即した記事を掲載した。 3 安全安心まちづくりひろばでのパネル展示等で、危機管理部などの関係部署との連絡の上、地震発生時の防犯活動の重要性や災害発生時の行動などについて展示し啓発を行った。 上記、広報誌及び安全安心まちづくりひろばの様子を県ホームページ上へ掲載し、幅広い世代に広報を行うことができた。	1 各種広報誌等を通じて、災害発生時の対応について時期に即した記事を掲載した。 2 安全安心まちづくりひろばでのパネル展示等で、危機管理部などの関係部署との連絡の上、地震発生時の防犯活動の重要性や災害発生時の行動などについて展示し啓発を行った。 上記、広報誌及び安全安心まちづくりひろばの様子を県ホームページ上へ掲載し、幅広い世代に広報を行うことができた。	1 各種広報誌等を通じて、災害発生時の対応について時期に即した記事を掲載した。 2 安全安心まちづくりひろばでのパネル展示等で、危機管理部などの関係部署との連絡の上、地震発生時の防犯活動の重要性や災害発生時の行動などについて展示し啓発を行った。 上記、広報誌及び安全安心まちづくりひろばの様子を県ホームページ上へ掲載し、幅広い世代に広報を行うことができた。						
評価 (C)	実施後の分析、検証	広報誌や県ホームページ等により、機会を捉えた情報発信は行ったものの、その浸透度合いを測ることが困難であるため、継続して情報発信を行う必要がある。 関係団体及び地域の会合等を利用し、地震発生時の防犯活動の重要性等に関する広報・啓発を行う必要があるものの、要望等なく実施していない。	広報誌や県ホームページ等により、機会を捉えた情報発信は行ったものの、その浸透度合いを測ることが困難であるため、継続して情報発信を行う必要がある。 関係団体及び地域の会合等を利用し、地震発生時の防犯活動の重要性等に関する広報・啓発を行う必要があるものの、要望等なく実施していない。	広報誌や県ホームページ等により、機会を捉えた情報発信は行ったものの、その浸透度合いを測ることが困難であるため、継続して情報発信を行う必要がある。 関係団体及び地域の会合等を利用し、地震発生時の防犯活動の重要性等に関する広報・啓発を行う必要があるものの、要望等なく実施していない。	広報誌や県ホームページ等により、機会を捉えた情報発信は行ったものの、その浸透度合いを測ることが困難であるため、継続して情報発信を行う必要がある。 関係団体及び地域の会合等を利用し、地震発生時の防犯活動の重要性等に関する広報・啓発を行う必要があるものの、要望等なく実施していない。						
改善 (A)	次年度の取組	引き続き、機会をとらえた啓発を行う。	引き続き、機会をとらえた啓発を行う。	引き続き、機会をとらえた啓発を行う。	引き続き、機会をとらえた啓発を行う。						

重点目標 5	南海トラフ地震等の大規模な災害に対応した防犯対策を推進する	基本的方策 2	防犯活動団体等による災害時の防犯対策を支援する	具体的な取組②	自主防災組織による防犯活動への参画の働きかけ	事業No.	5-2-(2)		
						担当課	生活安全企画課		
目指す姿(目標)	自主防災組織等に対して、防犯活動への参画を働き掛け、被災直後から防犯の視点を持った各種活動を実施する。	目標又は指標		出発点(R4)	現状値				目標値(R8)
				R4:	R5:	R6:	R7:	R8:	
計画(P)線表	取組内容	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8 以降			
	自主防災組織に、犯罪のない安全安心まちづくり活動への理解を深めてもらうため、市町村や自主防災組織が行う各種会議や研修会へ、実際に被災地等での活動経験のある有識者や職員等を派遣して、防犯活動のノウハウや犯罪情勢に関する情報を提供します。 また、これらの取組を通じて、自主防災組織にも防犯活動に関心を持ってもらい、日頃の防犯活動へ参画してもらうよう働きかけます。	【大規模災害発生時における犯罪被害発生状況に関する情報収集】・・・他県警察への照会や被災地における活動経験者等からの情報収集 【自主防災組織等との連携】・・・各種会議や訓練等を通じた協力関係の構築							
実施計画(P)	インプット(投入)	1 大規模災害発生地を管轄する他県警への照会や活動経験者からの情報収集 2 関係機関と連携した、防災計画への「防犯の視点」を反映させる活動の推進 3 市町村担当者に対する「防犯の視点」の必要性及び重要性の周知 4 県警察ホームページ、Yahoo!アプリ、SNS(X)等による情報発信 5 各種会合や訓練等を通じた関係機関との協力体制の構築							
実行(D)	成果 ・アウトプット(結果) ・アウトカム(成果)	1 大規模災害における防犯対策や災害に便乗した犯罪の特徴等について、他県警察と情報共有を図った。 2、3、5 各警察署では、災害対策担当警察職員が防犯講話を行うことで、高知県内各市町村における防災計画へ「防犯の視点」を反映させるよう働きかけた。 2、3、5 各地区で開催している防犯講話に、災害対策担当警察職員が出席し、被災地での犯罪発生状況や被災者に対する生活上のトラブルに関する情報提供を行った。 各種会合等に、災害対策担当警察職員を派遣し、被災地における防犯活動、大規模災害発生時に起こりやすい犯罪被害等について情報提供した。 4 県警察ホームページ、SNS(ツイッター)等、様々な広報手段を通じて地域安全情報を提供をした。	1 大規模災害における防犯対策や災害に便乗した犯罪の特徴等について、他県警察と情報共有を図った。 2、3、5 各警察署では、災害対策担当警察職員が防犯講話を行うことで、高知県内各市町村における防災計画へ「防犯の視点」を反映させるよう働きかけた。 2、3、5 各地区で開催している防犯講話に、災害対策担当警察職員が出席し、被災地での犯罪発生状況や被災者に対する生活上のトラブルに関する情報提供を行った。 各種会合等に、災害対策担当警察職員を派遣し、被災地における防犯活動、大規模災害発生時に起こりやすい犯罪被害等について情報提供した。 4 県警察ホームページ、X(旧ツイッター)等、様々な広報手段を通じて地域安全情報を提供をした。	1 大規模災害における防犯対策や災害に便乗した犯罪の特徴等について、他県警察と情報共有を図った。 2、3、5 各警察署では、災害対策担当警察職員が防犯講話を行うことで、高知県内各市町村における防災計画へ「防犯の視点」を反映させるよう働きかけた。 2、3、5 各地区で開催している防犯講話に、災害対策担当警察職員が出席し、被災地での犯罪発生状況や被災者に対する生活上のトラブルに関する情報提供を行った。 4 県警察ホームページ、Yahoo!アプリ、SNS(X)等、様々な広報手段を通じて地域安全情報を提供をした。	1 過去に大規模災害が発生した都道府県警察から、被災時における防犯対策等についての情報を収集した。 2、3 防災訓練等において、被災時における防犯活動の必要性等について説明し、被災時における「防犯の視点」について啓発した。 4 SNS等で日頃の防犯情報を幅広く発信することで、防犯活動への参加意識を高めることに努めた。				
		1 他県警察と情報共有することにより、防犯対策や災害に便乗した犯罪の特徴等について周知が図られた。 2、3 災害対策担当警察職員が防犯講話により、各市町村担当者による「防犯の視点」の周知が図られた。 2、3、5 各種会合等に、災害対策担当警察職員が出席し、災害発生時に起こりえる犯罪被害等について講話を実施することにより、参加者による災害時の防犯活動に関する意識の高揚が図られた。 4 県警察ホームページ、SNS(ツイッター)等を通じて地域安全情報の提供により、広く防犯意識の醸成が図られた。 5 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、防災訓練や防災に関する研修会が中止となるなどことから、それらを主催する団体等との連携が困難だった。	1 他県警察と情報共有することにより、防犯対策や災害に便乗した犯罪の特徴等について周知が図られた。 2、3 災害対策担当警察職員が防犯講話により、各市町村担当者による「防犯の視点」の周知が図られた。 2、3、5 各種会合等に、災害対策担当警察職員が出席し、災害発生時に起こりえる犯罪被害等について講話を実施することにより、参加者による災害時の防犯活動に関する意識の高揚が図られた。 4 県警察ホームページ、X(旧ツイッター)等を通じて地域安全情報の提供により、広く防犯意識の醸成が図られた。	1 他県警察と情報共有することにより、防犯対策や災害に便乗した犯罪の特徴等について周知が図られた。 2、3、5 災害対策担当警察職員が防犯講話により、各市町村担当者による「防犯の視点」の周知が図られた。 2、3、5 各種会合等に、災害対策担当警察職員が出席し、災害発生時に起こりえる犯罪被害等について講話を実施することにより、参加者による災害時の防犯活動に関する意識の高揚が図られた。 4 県警察ホームページ、Yahoo!アプリ、SNS(X)等を通じて地域安全情報の提供により、広く防犯意識の醸成が図られた。	自主防災組織との活動接点が少なく、引き続き防犯活動への参画を働き掛けるとともに、被災後、自主防災組織が防犯活動に参画する際のノウハウを提供できるよう準備しておくことが重要である。				
評価(C)	実施後の分析、検証	1～3 災害等発生時は、防犯対策が遅れる傾向があるとされることから、他県警察において取り組んだ防犯対策についても速やかな情報共有を検討していく。 2～5 各自治体に対する情報提供方法や取組方法の検討を引き続き実施していく。 2、3、5 新型コロナウイルス感染症拡大防止策が緩和されることから、対面形式で実施する訓練や防災に関する研修会については、感染防止に配慮した上で積極的に参加し、主催団体との連携を図っていく。	1～3 大規模災害等発生時は、防犯対策が遅れる傾向があるとされることから、他県警察において取り組んだ防犯対策についても速やかな情報共有を検討していく。 2～5 各自治体に対する情報提供方法や取組方法の検討を引き続き実施していく。 2、3、5 大規模災害発生時に予想される問題点の洗い出しを行う。	1～3 大規模災害等発生時は、防犯対策が遅れる傾向があるとされることから、他県警察において取り組んだ防犯対策についても速やかな情報共有を検討していく。 2～5 各自治体に対する情報提供方法や取組方法の検討を引き続き実施していく。 2、3、5 大規模災害発生時に予想される問題点の洗い出しを行う。	防災訓練、各種会議等への参加を通じて、被災時における防犯活動の必要性等の啓発に努め、自主防災組織等への防犯活動への取組を働き掛ける。				
改善(A)	次年度の取組								